

(参考2)

参考資料

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I - 1 - 1

※ 平成29年7月18日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・ ①「経済再生ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現(2019-25年度平均:名目3.8%、実質2.2%)
- ・ ②「ベースラインケース」:経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2019-25年度平均:名目1.4%、実質0.7%)

○ 財政前提

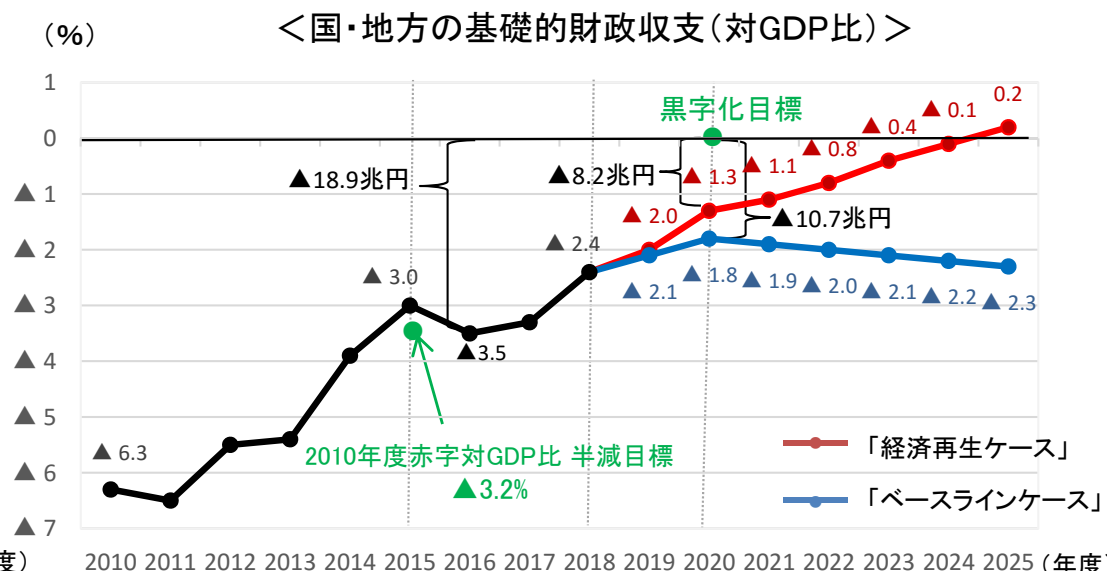
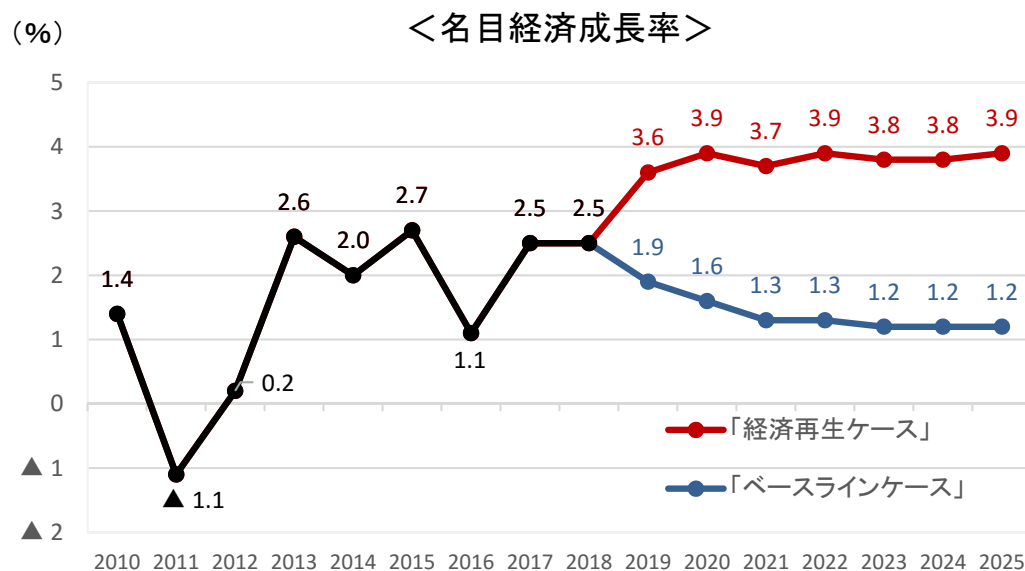
- ・ 2018(平成30)年度:賃金・物価動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が賃金・物価上昇率の半分程度となると仮定して機械的に計算
- ・ 2019(平成31)年度以降の歳出:社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
- ・ 消費税率(国・地方)が2019年10月1日に10%へ引き上げられ、社会保障歳出は一定の充実が図られる(注)。

試算結果のポイント

○ 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比: **▲3.0%** (半減目標(▲3.2%)は達成)

○ 2018(平成30)年度の国・地方PB: **▲13.4兆円** (対GDP比**▲2.4%**)

○ 2020(平成32)年度の国・地方PB: ① **▲8.2兆円** (対GDP比**▲1.3%**) ② **▲10.7兆円** (対GDP比**▲1.8%**)



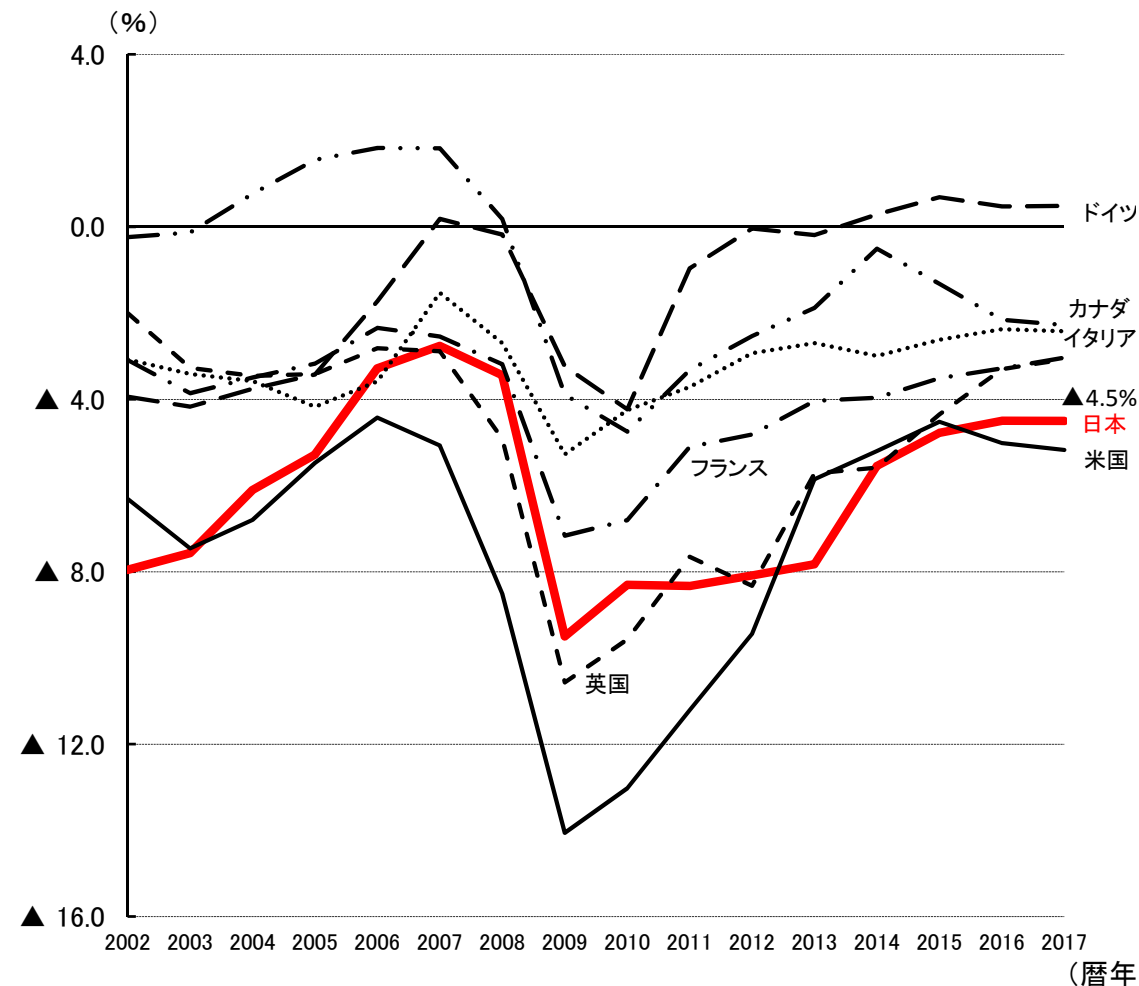
(注) 消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年3月31日公布)に基づき確保する安定的な恒久財源について、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。織り込まれていない残りの所要額については、同法において、2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

財政収支・債務残高の国際比較（対GDP比）

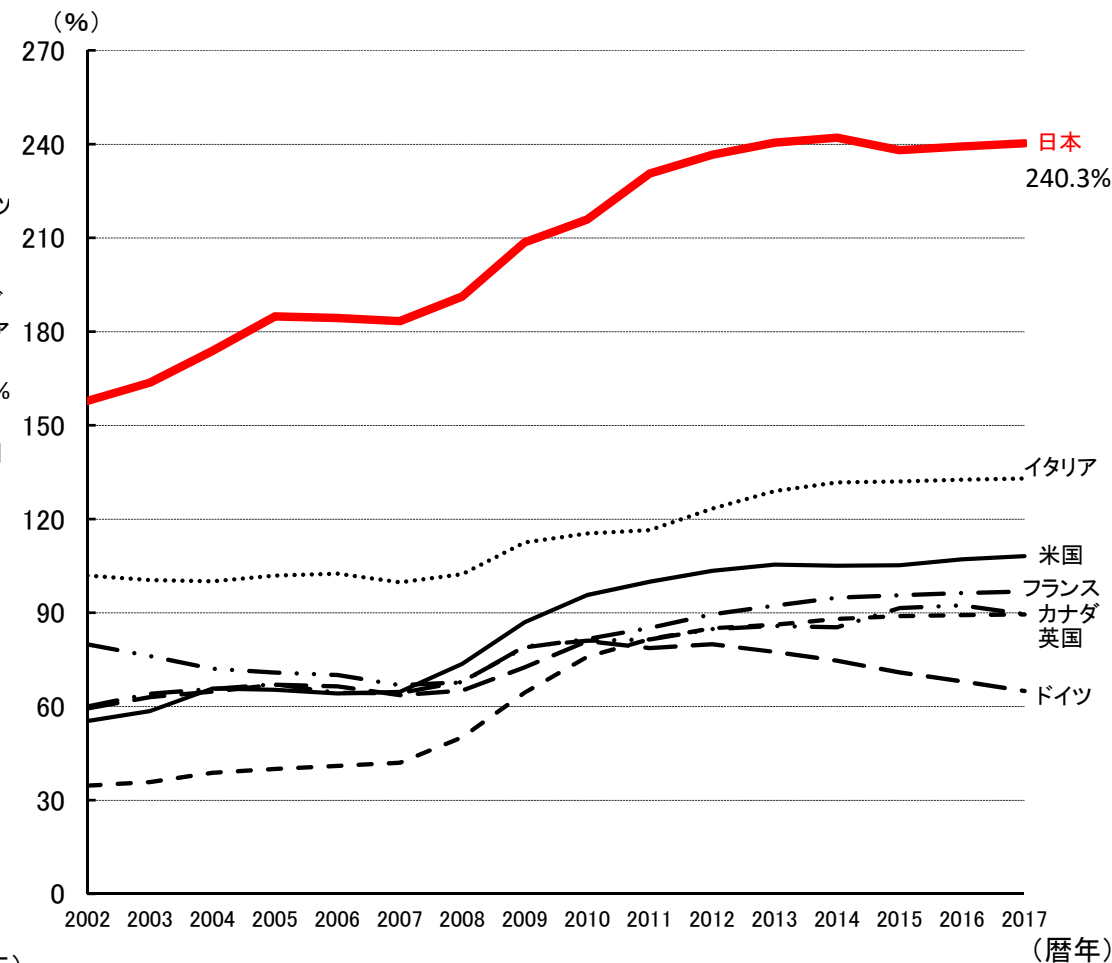
資料 I - 1 - 2

○ 我が国の財政収支は大幅な赤字が続いている。
債務残高も増加が続いており、他の主要先進国を大きく引き離して最悪の水準。

《財政収支の国際比較（対GDP比）》



《債務残高の国際比較（対GDP比）》



(出典) 財政収支については、OECD “Economic Outlook 100” (2016年11月)。債務残高については、IMF “World Economic Outlook Database” (2017年10月)。

(注) 数値は一般政府ベース。ただし、財政収支については、日本及び米国は社会保障基金を除いたものであり、さらに日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

- 終戦直後、ハイパーインフレーションの進展を阻止し、戦後経済の再建を図るため、「預金封鎖」、「新円切替」を柱とする金融危機対策と、財産税等の特別課税等を柱とする財政再建計画が立案・公表される。
- これらは実施されるが、実際にはハイパーインフレーションが急速に進展し、終戦直前に200%程度であった国債残高対名目GDP比は昭和25年度15%弱にまで大幅に低下。
- ⇒ 結果として、戦後財政は、低水準の債務負担の中、均衡財政でスタート。

<預金封鎖・新円切替>

- 昭和21年2月16日、悪性インフレーションの進展を阻止するための措置として、「経済危機緊急対策」を公表。同日「金融危機措置令」が発出され、翌17日「預金封鎖」、「新円切替」を同時に実施。
- 「預金封鎖」: 2月17日以降、全金融機関の預貯金を封鎖し、引出しを原則的に禁止。生活費や事業資金について一定額のみ引出しを承認。
 - 〔・実施期間: 昭和21年2月17日から昭和23年3月末までの約2年間。〕
 - 〔・封鎖預金からの新円での引出可能な額は、当初は月額世帯主300円、世帯員1人当たり100円。〕
- 「新円切替」: 日本銀行券を昭和21年3月3日以降は「旧券」として強制通用力を喪失させることとし、同7日までに流通中の旧券を預貯金等に受け入れ、既存の預金とともに封鎖。2月25日より「新券」を発行し、新円による預金引出しを認める(引出可能な額は上記金額)。
 - 〔・2月25日から3月7日までの間は、一定限度内に限って(一人当たり100円)旧券と新券の引換えが行われた(交換比率は1:1)。〕

<財政再建計画>

- 終戦直後の昭和20年11月5日、戦後の債務処理を行い、財政再建の基盤を造成するため、財産税等の特別課税を柱とする「財政再建計画大綱要目」を閣議了解。(当初の計画では、約4,000億円の国富に対して、1,000億円弱の課税を想定。)
- GHQとの調整等を経て、「財産税」及び「戦時補償特別税」の2税を創設。
- 「財産税」: 昭和21年3月3日時点において国内に在住した個人を対象に、通常生活に必要な家具等を除く個人資産(預貯金、株式等の金融資産及び宅地、家屋等の不動産)に対して、一回限りの特別課税(税率は課税価額に応じた累進課税(税率25%~90%))。
- 「戦時補償特別税」: 戦時中、戦争遂行のために調達した物品や建設工事の工事代金等の軍や政府に対する戦時補償請求権に対して100%課税を行うことで、戦時補償の支払いの打ち切りを実施。
- 両税の税収は「財産税等収入金特別会計」で経理され、原則として国債償還金に充当。
 - 〔(参考)財産税及び戦時補償特別税による収入は5年間累計で約487億円(昭和21年時点: 一般会計税収約264億円、個人及び法人企業の金融資産は約3,806億円)。〕
- ⇒ 実際には、ハイパーインフレーションの進展により、国債残高対名目GDP比は大幅に低下。財産税等による寄与は限定的。

欧州債務危機の発生による経済・社会等への影響

資料 I - 2 - 2

※平成26年12月25日「平成27年度予算の編成等に関する建議」資料

○ 経済や失業率が大幅に悪化する中、財政再建の実施に伴う増税や年金支給額抑制等に不満を持つ国民によるデモやストライキが多発し、国内の政治情勢も不安定化。

経済状況の悪化 (実質GDP成長率・2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
▲7.0%	▲2.4%	▲3.2%	▲1.6%

失業率の悪化 (かっこ内は25歳未満の若年失業率) (2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
24.5% (55.3%)	10.7% (35.3%)	15.8% (37.9%)	24.8% (52.9%)

金融危機の発生

✓ ギリシャ等において、経済状況の悪化に伴う不良債権の増加や金利上昇に伴う保有国債の価格下落による損失等により、金融機関の破綻などが相次いで発生。

財政再建策の実施

EU・IMF等からの支援を受けた国では国民の痛みを伴う厳しい財政再建策を実施

ギリシャ	ポルトガル
● 一般政府財政収支対GDP比: 2009年▲13.6%→14年▲2.6% ● 公務員人件費削減(ボーナス廃止・公務員数を2015年までに15万人削減等) ● 年金支給額削減(ボーナス廃止・月1,400€超の年金給付を平均8%削減・支給開始年齢65歳への引上げ等) ● 付加価値税の引上げ(21%→23%)等 ● 税制改革(各種控除・優遇税制等の廃止等) ● 労働保護法制の見直し(パートタイム労働者活用拡大・最低賃金の22%引下げ等)	● 一般政府財政収支対GDP比: 2010年▲9.1%→13年▲3.0% ● 公務員人件費削減(賃金を平均5%削減し13年まで名目額を凍結、中央政府公務員数を2012年から14年まで年1%削減、管理職のポストの15%以上削減等) ● 年金支給額削減(月1,500€超の年金受給者の年金を削減、給付額の凍結) ● 教育・大規模インフラ等への歳出削減 ● 付加価値税の非課税対象品目や各種優遇税制等の見直し ● 労働保護法制の見直し(雇用の柔軟性強化、失業手当の減額等)

デモ・ストライキの発生

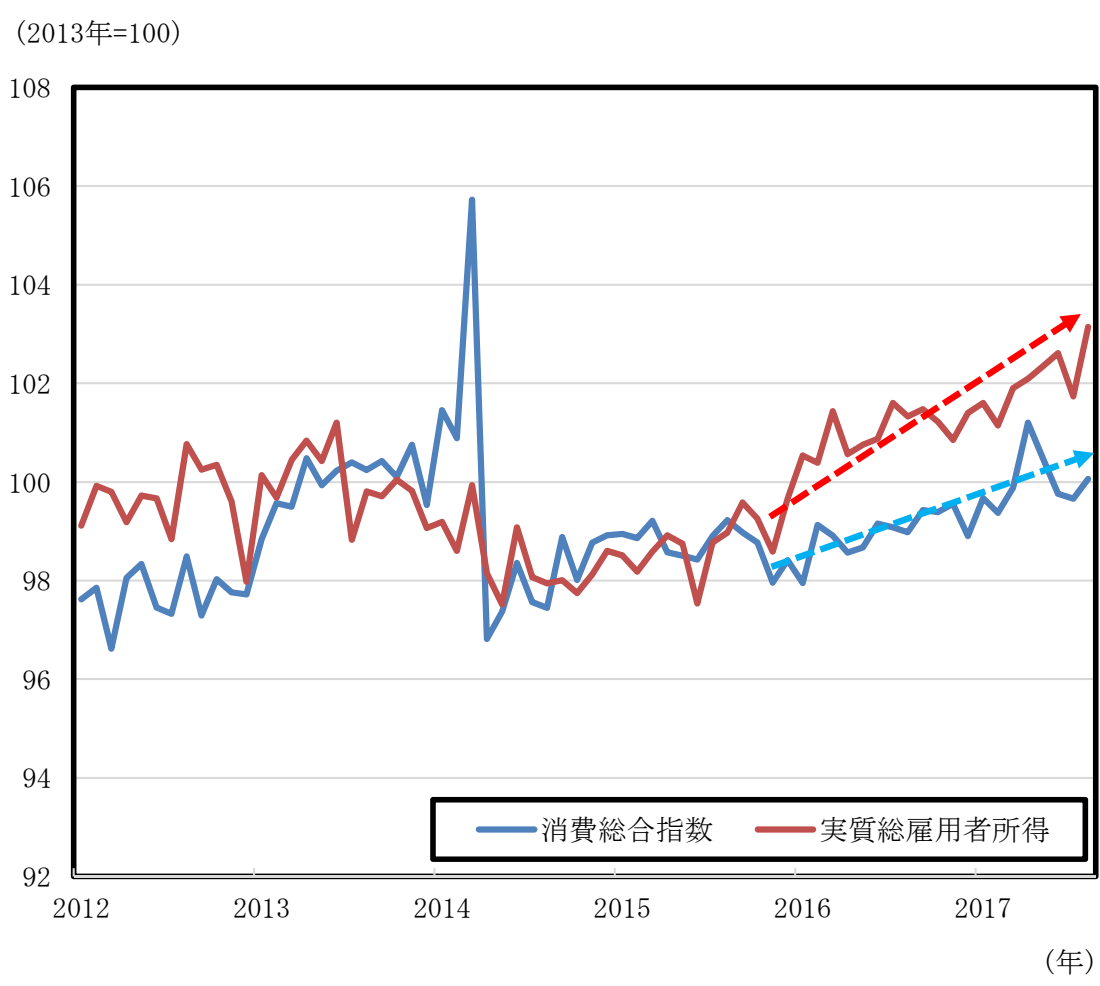
✓ ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン等において、失業率悪化や緊縮財政に反対する大規模なデモやストライキが多発。
✓ 交通機関の運休、学校の休校や商店の閉鎖等により国民生活に悪影響も。

政治情勢の不安定化

✓ ギリシャ: 2012年5月、財政再建を実施してきた連立与党が総選挙で過半数割れ。連立協議も失敗し、政治的空白が発生。翌6月の再選挙で財政再建派が過半数獲得。
✓ イタリア: 2012年12月、財政再建を巡る連立与党内の対立により、首相が辞意表明。翌年4月、政権交代。

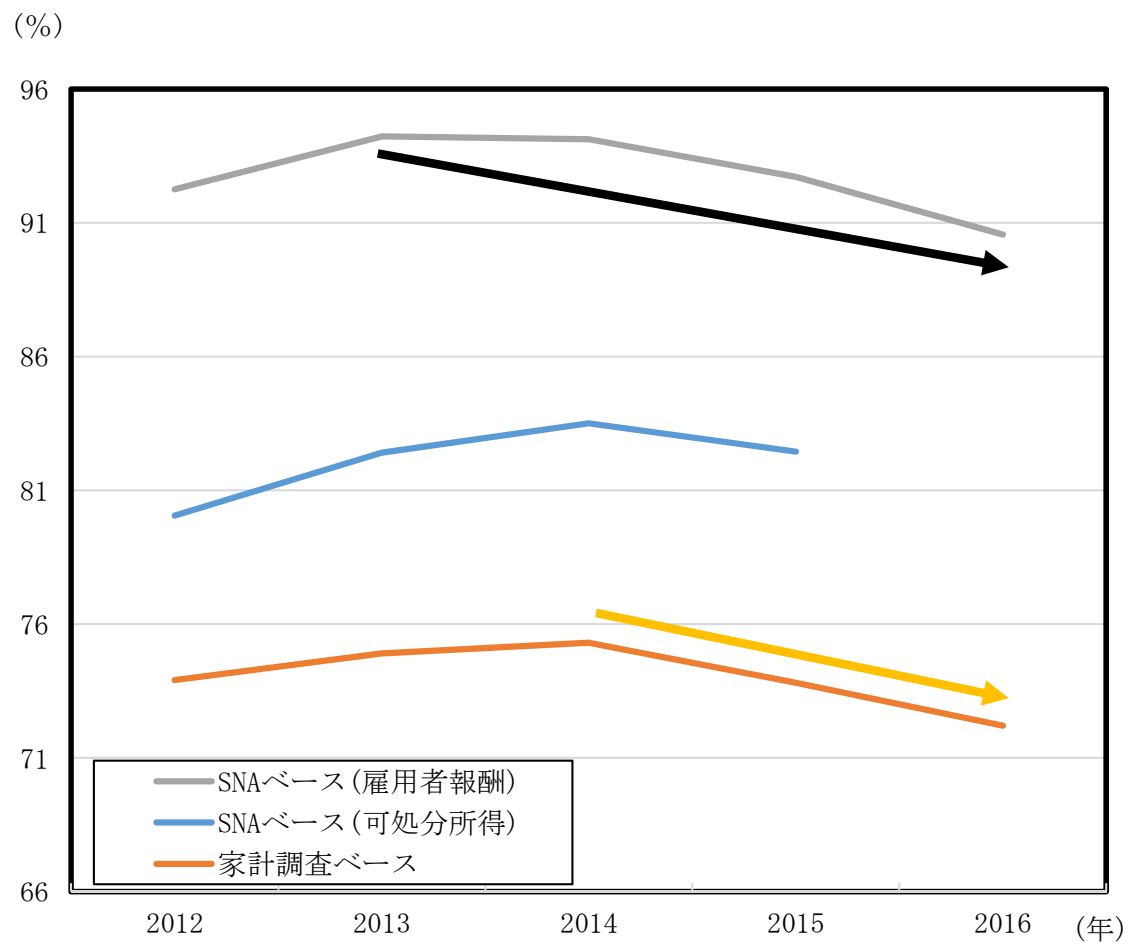
○ 雇用・所得環境の改善に対して、消費の伸びは相対的に弱く、平均消費性向は低下傾向にある。

《消費総合指数と総雇用者所得》



(出所) 内閣府「消費総合指数」、「総雇用者所得」

《平均消費性向》

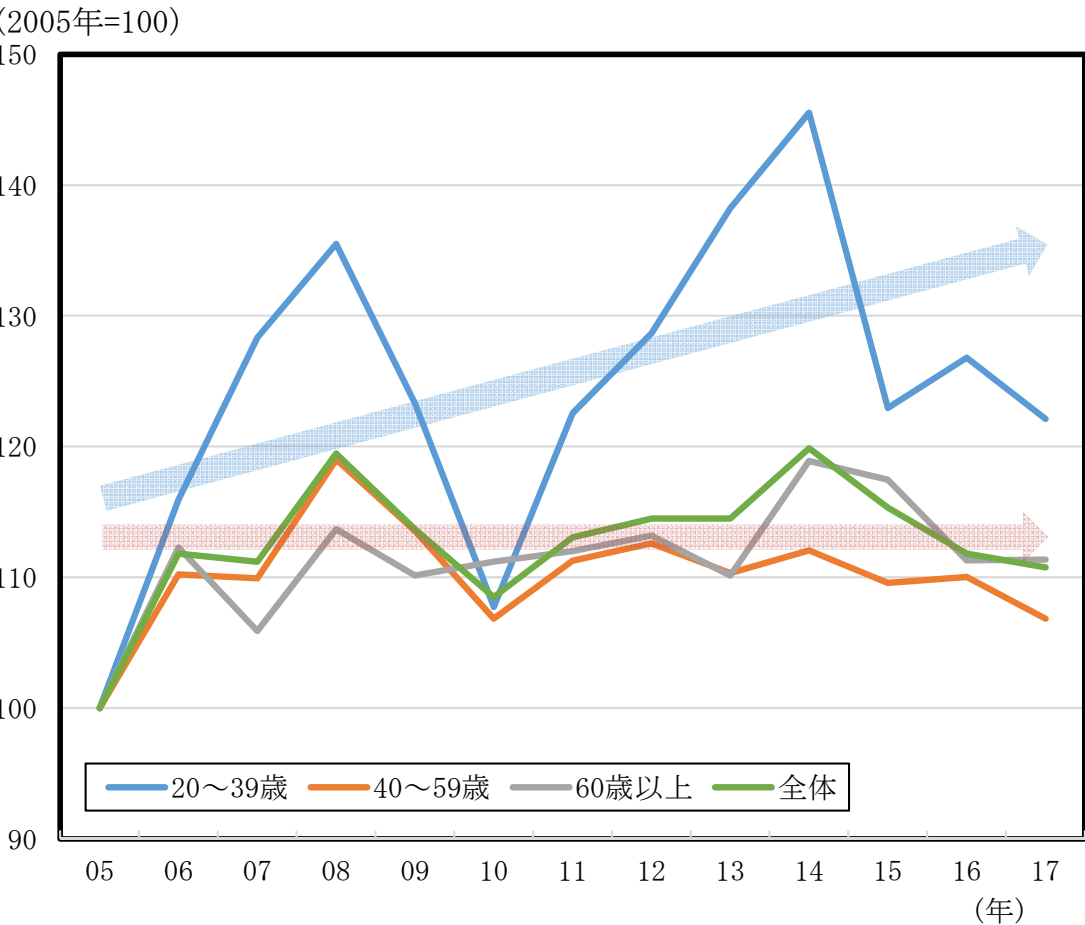


(注) SNAベース(雇用者報酬) = 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)/雇用者報酬
 SNAベース(可処分所得) = 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)/可処分所得
 家計調査ベースの消費性向 = 消費支出/可処分所得(二人以上の世帯のうち勤労世帯者世帯)
 (出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」

将来不安と消費性向

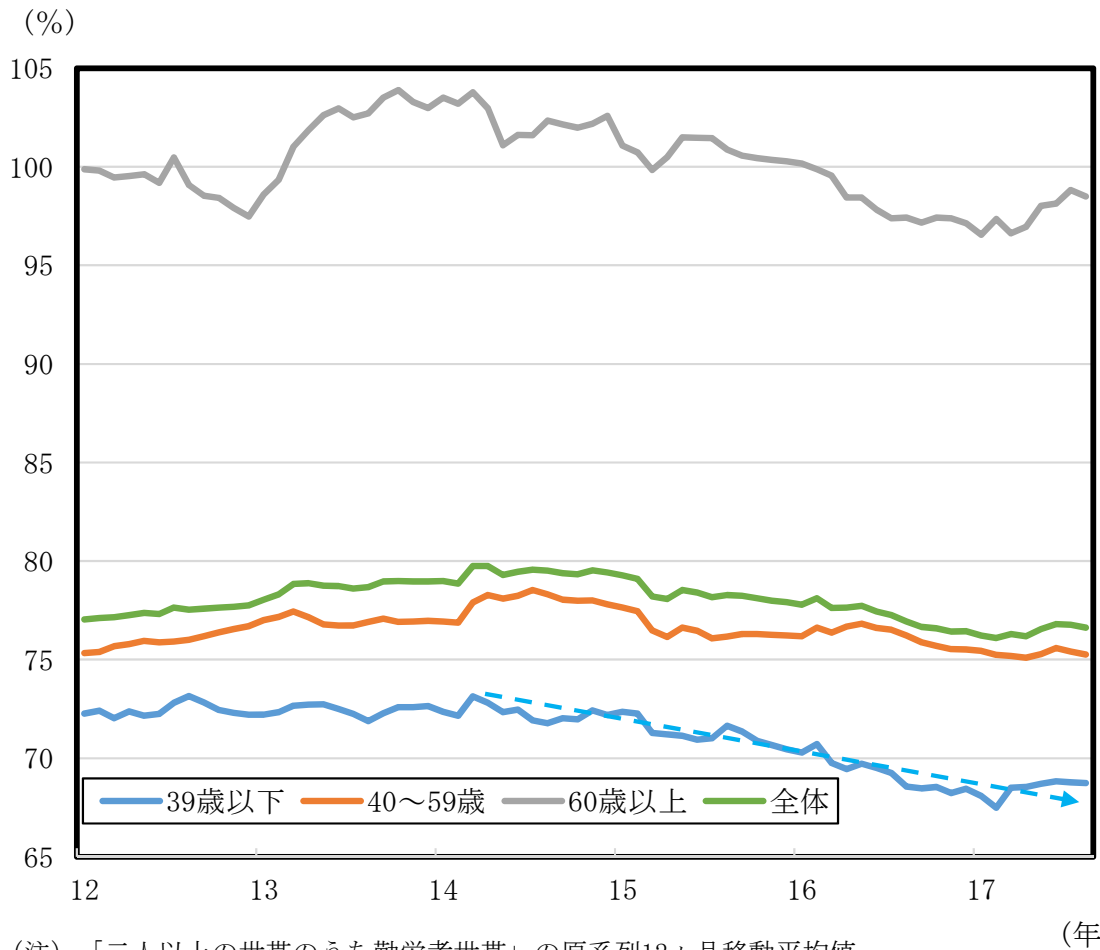
○ 老後の生活設計について悩みや不安を感じている者の割合は、20～39歳において増えており、同じ年齢層の世帯(39歳以下)において、消費性向の低下傾向がより顕著となっている。

《老後の生活設計について悩みや不安を感じているとする者の割合の推移》



(注) 悩みや不安の内容として、「老後の生活設計について」を挙げた年齢階層別(10歳ごと)の回答者割合を加重平均したもの。
(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

《世代別平均消費性向》



(注) 「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の原系列12ヵ月移動平均値。直近は2017年8月。
(出所) 総務省「家計調査」

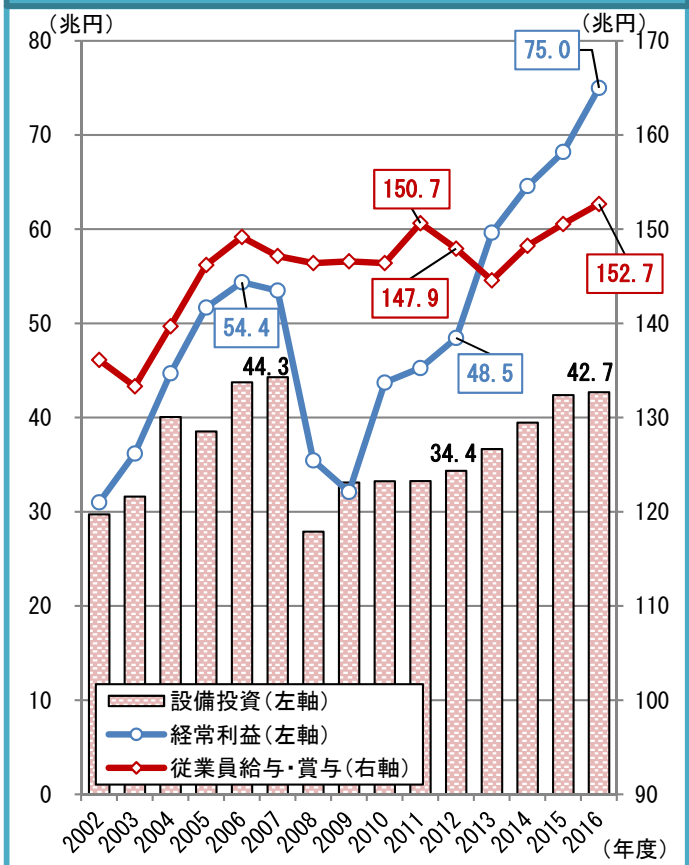
企業収益の動向

資料 I - 2 - 5

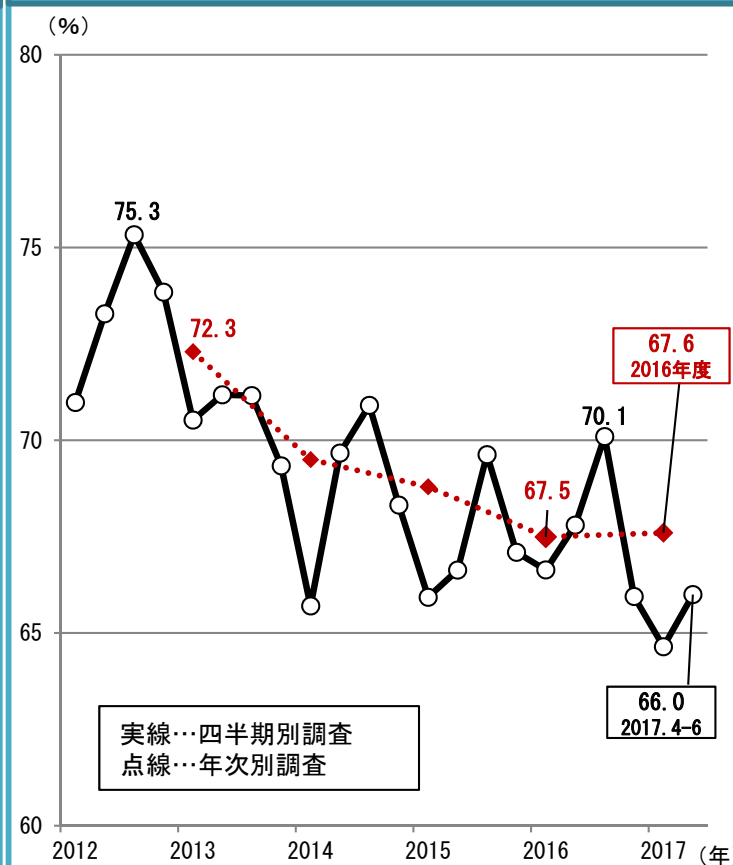
	フロー (兆円)		
(年度)	経常利益	従業員給与・賞与	設備投資
2012	48.5	147.9	34.4
2016	75.0	152.7	42.7
差額	<u>+26.5</u>	<u>+4.8</u>	<u>+8.3</u>

	ストック (兆円)	
	内部留保	現金・預金等
	304.5	190.1
	406.2	228.5
	<u>+101.8</u>	<u>+38.4</u>

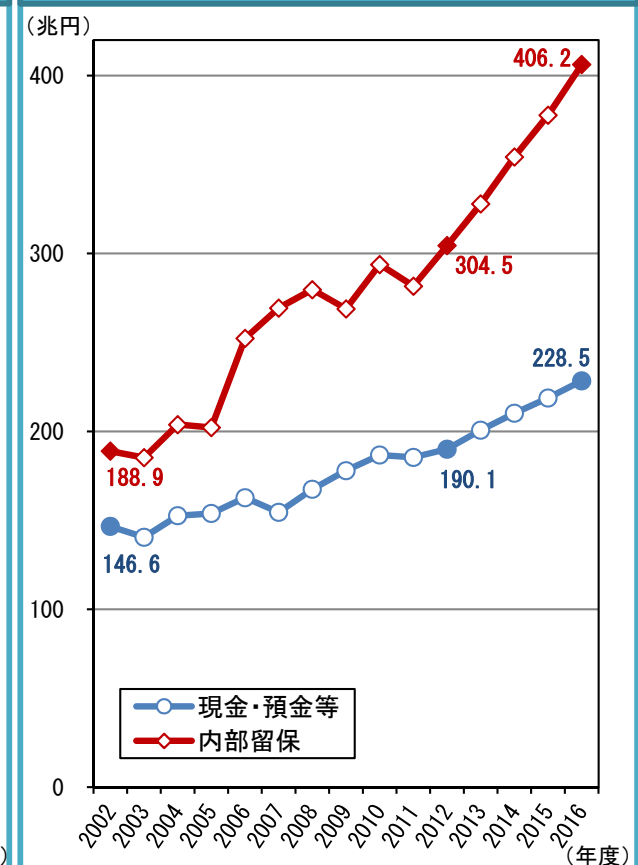
経常利益、従業員給与・賞与、設備投資



労働分配率



現金・預金等、内部留保



(出典) 財務省「法人企業統計調査」
 (注1) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和
 (注2) 有形固定資産は、建設仮勘定とその他の有形固定資産の和(土地を含まない)
 (注3) 設備投資はソフトウェアを含まない
 (注4) 労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない
 (注5) 四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある

○ 債務残高対GDP比は、分母である名目GDPのふれが大きいいため、毎年の財政運営の指針になじまない。

【設例】債務残高対GDP比200%を財政運営の指針とする場合
(名目GDP500兆円・債務残高1000兆円を仮定)



名目3%成長を想定して予算を編成した後に、実際には名目2%成長であったと判明

➡ 名目成長率が1%ポイント動くだけで許容される債務残高が10兆円も減少、目標達成が不可能に

主要先進国における財政健全化目標

資料 I - 2 - 7

◎:議会の議決を経た目標、○:政府が定めた目標、×:なし

	収支目標（フロー）	残高目標（ストック） （対象）債務残高対GDP比
日本 	○ （対象）プライマリーバランスのみ	○
英国 	◎ 【予算責任憲章】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	◎ 【予算責任憲章】 ※補助的な目標
ドイツ 	◎ 【憲法】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
フランス 	◎ 【法律】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
イタリア 	◎ 【憲法】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
米国 	○ （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
カナダ 	○ （対象）プライマリーバランス＋利払費	×

	財政運営の原則等	具体的な目標等(計画等)
日本 	財政法(1947年) ● 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。	中期財政計画(2013年) ● PB(国・地方) ⇒ ①<u>2015年度までに赤字対GDP比半減</u>(2010年度比) ②<u>2020年度までに黒字化</u> ● 公債等残高(国・地方)対GDP比 ⇒ 2021年度以降、安定的に引下げ
米国 	大統領予算教書(2017年) ● <u>10年以内に財政収支(連邦政府)を均衡させ、債務残高(連邦政府)対GDP比を60%に削減する。</u>	
英国 	予算責任・会計検査法(2011年) ● 財務省において、財政政策の策定・実施等に関する文章として、予算責任憲章を策定し、その中において、財政の目標を定めなければならない。 ● 予算責任憲章は、下院の決議による承認が必要。	予算責任憲章 ● 構造的財政収支(公的部門)対GDP比 ⇒ <u>2020年度までに▲2%以下に削減</u> ● 純債務残高(公的部門)対GDP比 ⇒ <u>2020年度には減少</u>
ドイツ 	連邦基本法(2009年) ● <u>連邦及び州の予算は、原則、借入れなしに、均衡させなければならない。</u>	安定化プログラム2017(2017年) ● 財政収支(連邦政府) ⇒ <u>2018年から2021年まで均衡を維持</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2020年までに60%以下</u>
フランス 	憲法(2008年) ● 公共財政の複数年にわたる方針を計画法において定め、その方針は会計均衡の目標の中に位置づけられる。	複数年財政計画法2014～2019(2014年) ● 構造的財政収支(一般政府)対GDP比を<u>2019年までに▲0.4%以下とする。</u> (参考)安定化プログラム2017(2017年) ● 財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2017年までに▲3%以下</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ 2020年より60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減
イタリア 	憲法(2012年) ● 行政は、欧州連合の法規と一致するよう、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を保障する。 ● 国は、景気循環の後退期及び拡大期を考慮して、その予算の歳入と歳出の均衡を保障する。	安定化プログラム2017(2017年) ● 構造的財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2019年までに均衡化</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ 60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減

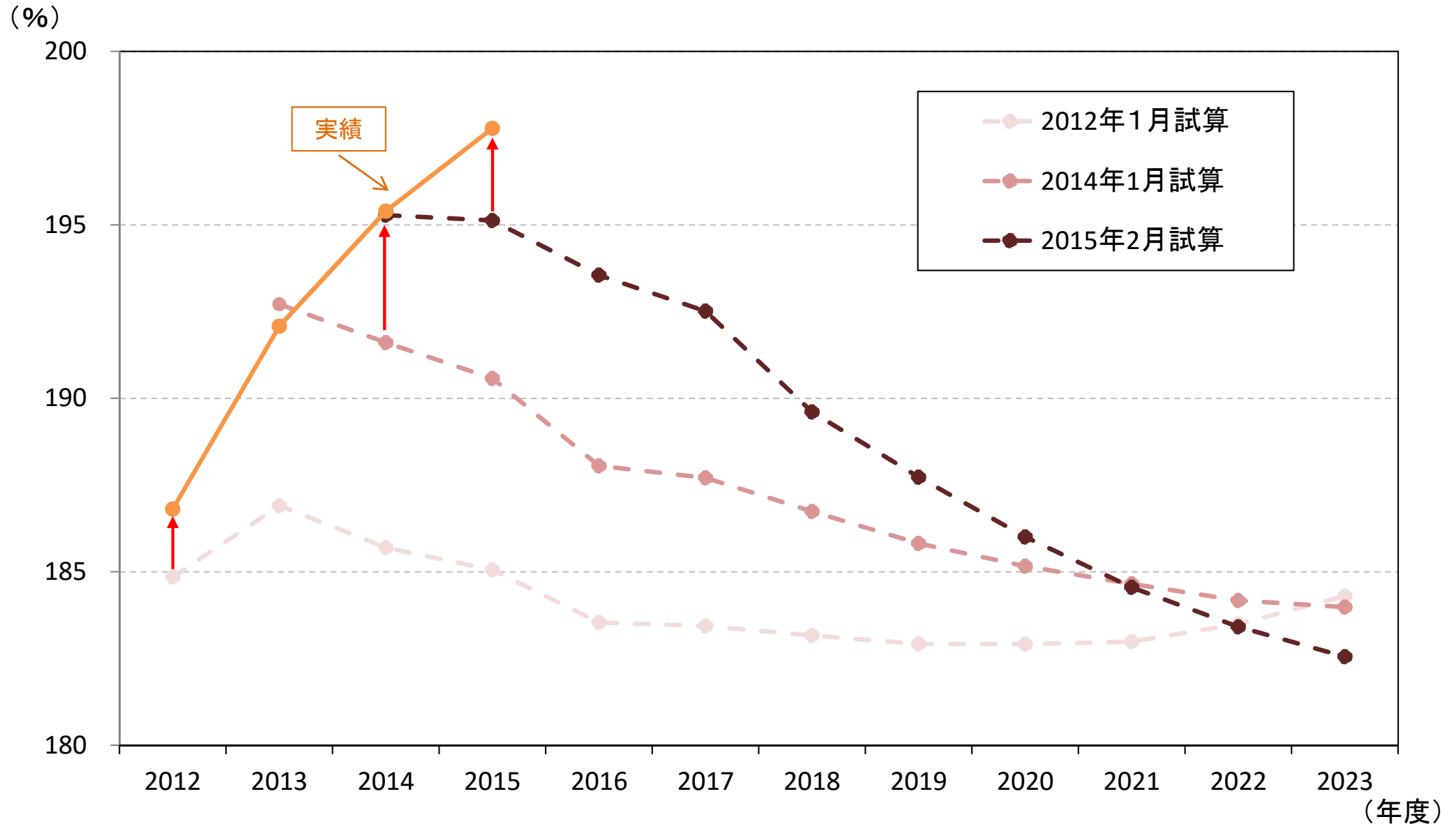
＜参考＞EUにおける財政関連ルール

- ◆ 域内の財政健全化目標(マーストリヒト基準)(①財政収支(一般政府)対GDP比▲3%、②債務残高対GDP比60%)(欧州連合機能条約)(1993年)
- ◆ 毎年、中期財政目標を定めた「安定化プログラム」を欧州委員会に提出することを義務付け(安定成長協定)(1997年)
- ◆ 財政収支均衡又は黒字化(構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内でも可)を国内法(拘束力があり永続的な性格を有する規定(望ましくは憲法)又は予算編成過程で十分に尊重・遵守されることが保証されるもの)で定める(財政協定)(2012年)

債務残高対GDP比（中長期試算と実績の比較）

資料 I - 2 - 9

○ 「経済再生ケース」において、債務残高対GDP比は低下が見込まれてきたが、経済成長率の下振れ等により、実績では上昇している。

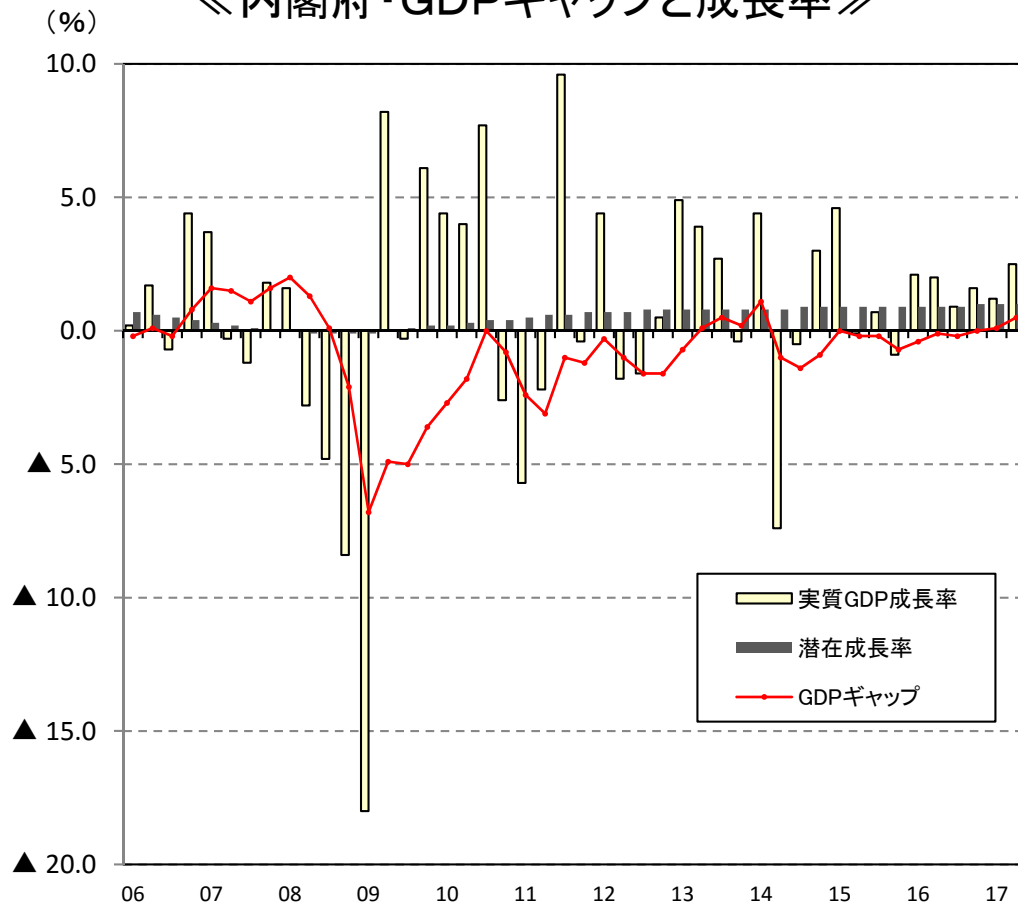


(出所) 試算については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」。いずれも「経済再生ケース」。実績については、内閣府「国民経済計算」(2016年7-9月期1次速報値(平成17年基準))ベース。

(注) 2013年1月は試算が実施されていない。

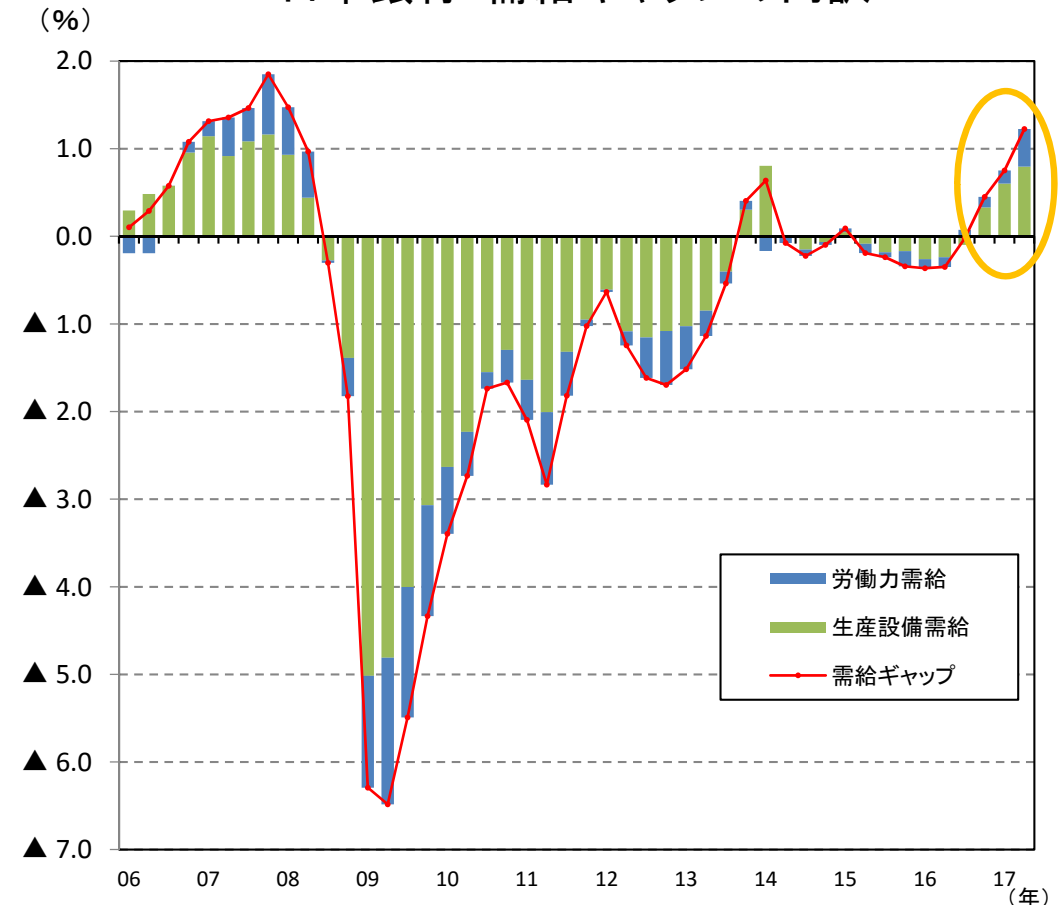
- 潜在成長率を上回る成長により、GDPギャップの改善が続いている。
- 足元では、労働力も生産設備も需要が供給を上回っているとみられる。

《内閣府・GDPギャップと成長率》



GDP	15 IV	16 I	II	III	IV	17 I	II
ギャップ	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.2	0.0	0.1	0.5

《日本銀行・需給ギャップの内訳》



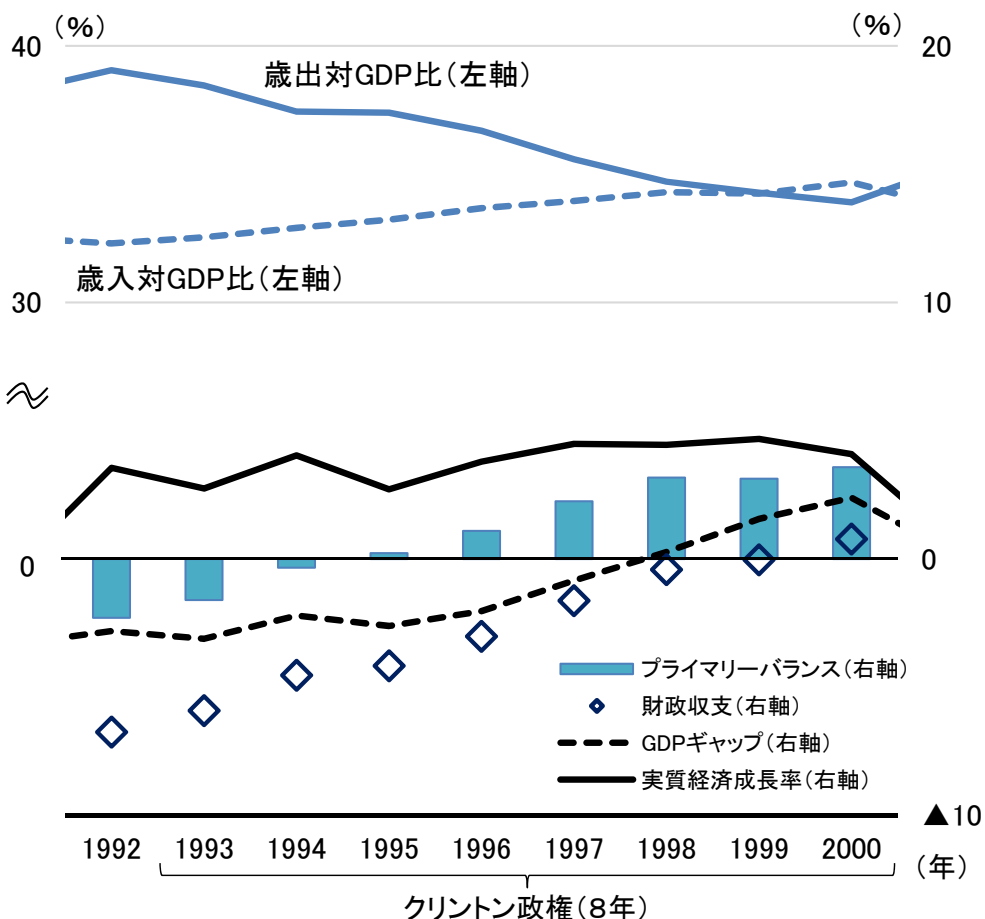
需給	16 I	II	III	IV	17 I	17 II
ギャップ	▲ 0.37	▲ 0.35	▲ 0.02	0.45	0.75	1.22

(出所) 内閣府「国民経済計算(2017年4-6月期2次速報)」(2017年9月8日公表)

「GDPギャップ、潜在成長率(2017年4-6月期2次速報後)」(2017年9月15日公表)

日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」(2017年10月4日公表)

- 米国クリントン政権(93-00年)は、93年2月、経済活性化と財政赤字削減を柱とする経済再生計画を発表。同政権下では、GDPギャップの縮小が進み、景気回復が図られる中で、前ブッシュ(父)政権が導入した裁量的経費への上限設定(キャップ制)と新規施策や制度変更により義務的経費が増加する場合の歳出相殺措置(ペイアズユーゴー原則)を継承して歳出抑制を図ったことにより、 税収増と相まって、財政状況が大幅に改善。
- その結果、政権獲得前(92年)と政権最終年(00年)とを比較すると、歳出対GDP比は約5%ポイント減少、歳入対GDP比は約3%ポイント増加。財政収支対GDP比は約7.5%ポイント改善。財政再建が金利の低下をもたらし、民間投資を促す経済環境を醸成(好循環を実現)したとの評価(ブラインダー大統領経済諮問委員(01年当時)ほか)。



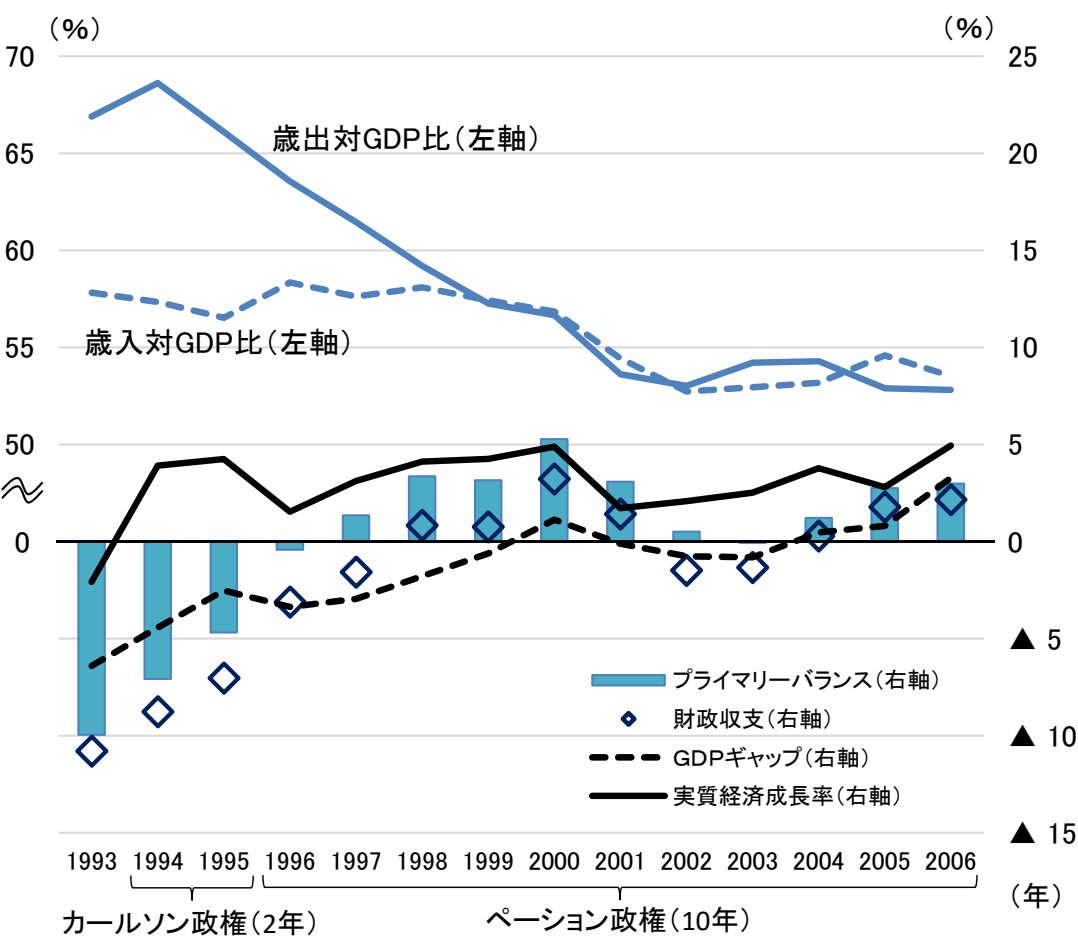
(参考①) クリントン政権における歳出削減・財政健全化目標

- 1993年包括財政調整法
94-98年度で約2,550億ドルの歳出削減、約2,500億ドルの増税等
- 1997年財政均衡法
2002年度に財政収支を均衡させる目標を設定
→ 98-02年度で約2,700億ドルの歳出削減等

(参考②) クリントン政権における具体的な財政健全化策

- 歳出面
国防費の削減(93・97年)、高齢者等医療保険(メディケア)の削減(93・97年)、農業補助金の削減(93年) など
 - 歳入面
高額所得者に対する個人所得税の増額(最高税率31%→39.6%)(93年)、法人税率の引上げ(基本税率34%→35%)(93年) など
- ※ このほか、17歳未満の子供を持つ中間所得層に対する税額控除等を創設(歳入は減少)(93年)

- スウェーデンでは、財政再建を掲げて政権の座についたカールソン政権とこれを引き継いだペーション政権（カールソン政権における財務大臣）が、GDPギャップの縮小が進み、景気回復・安定が図られる中で、年金・医療等の社会保障支出を含む歳出抑制に一貫して取り組むことで財政健全化を実現。
- カールソン政権が実施した財政健全化策は、OECD諸国の中でも最も野心的な取組であったとされ、また、ペーション政権がこの取組を継続し、さらに年金改革等を実施したことは、同国が人口動態の変化に対応し、福祉国家であり続ける上で非常に有益なものであったと評価（OECD(97、08年）、IMF(08年））。

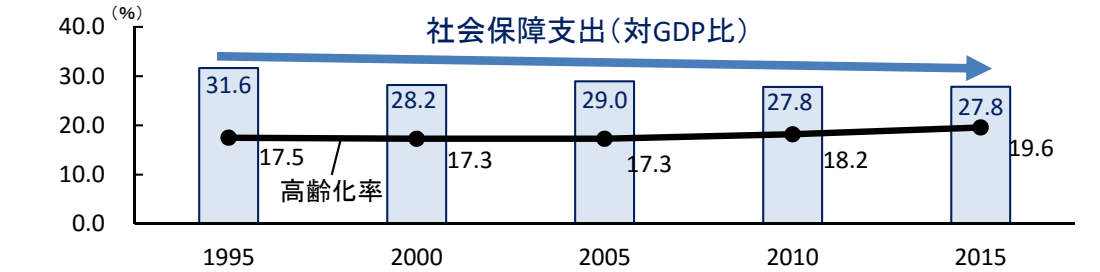


(出典) OECD “Economic Outlook 101”(2017年6月)
(注) カールソン・ペーション政権下で、緊縮財政下に景気が堅調に推移した経緯としては、自国通貨(クローナ)安による輸出競争力回復が経済を下支えた面がある。

- (参考①) カールソン及びペーション政権における財政健全化目標
- 97年までに一般政府財政収支を対GDP比▲3%以下とし、98年までに解消(→ 98年に財政の黒字化を達成。)(95年)
 - 以降は、景気循環を通じて中期的にGDP比平均1%の財政黒字を維持

- (参考②)カールソン及びペーション政権の財政健全化策
- 歳出面
 - ・ 翌年以降3か年にわたる歳出総額と歳出分野ごとの予算額上限(シーリング)を議会で決定する方式を導入(97年)
 - ・ 社会保障関連の改革
 - ー 保育手当の廃止(94年)、薬剤自己負担額引上げ(95年)
 - ー 年金を2階建て(基礎年金+付加年金)の体系から所得比例年金に移行するとともに、確定拠出型に転換(99年)

- 歳入面
 - ・ 高額所得者への緊急税(95~98年の間、国税所得税率を25%に引上げ)(94年)、日刊紙への付加価値税の賦課(95年) など



リーマンショック後の米・英の財政状況（実額）

資料 I - 3 - 1

○ 米国、英国では、リーマン・ショック以降、社会保障の伸びに伴い歳出総額が膨らむ中、「非」社会保障関係費を抑制。例えば、米国では農業・防衛費等、英国では教育・農業・防衛費等の全般を抑制している。

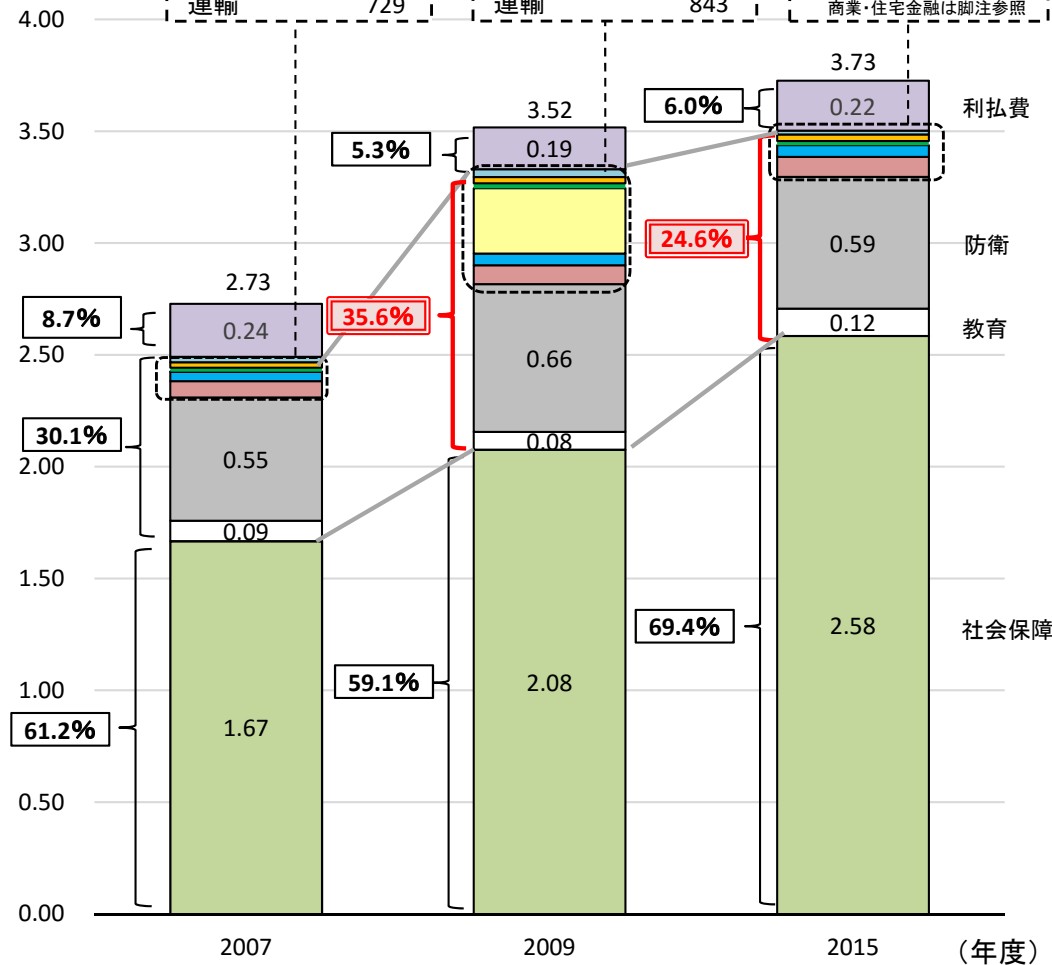


米国（連邦政府ベース）

※枠内の単位：億ドル

その他	241	その他	349	その他	173
科学技術	244	科学技術	284	科学技術	294
農業	177	農業	222	農業	185
商業・住宅金融	5	商業・住宅金融	2915	司法	519
司法	424	司法	526	運輸	895
運輸	729	運輸	843	商業・住宅金融は脚注参照	

（単位：兆ドル）

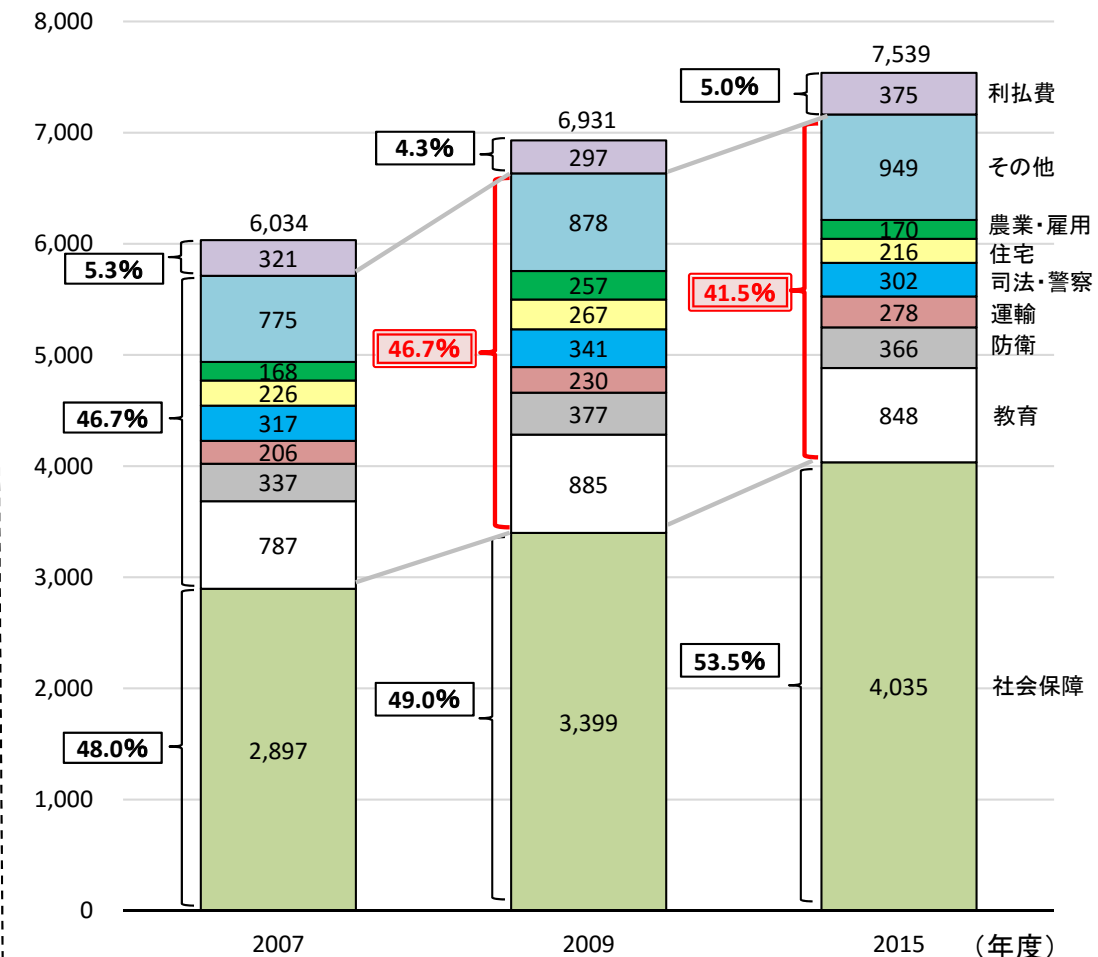


（注）2015年度の商業・住宅金融は、2009年度等の金融危機対応における住宅金融支援等の繰戻しが生じたことから、▲379億ドルとなっているため、歳出総額からは除外している。



英国（公的部門ベース）

（単位：億ポンド）

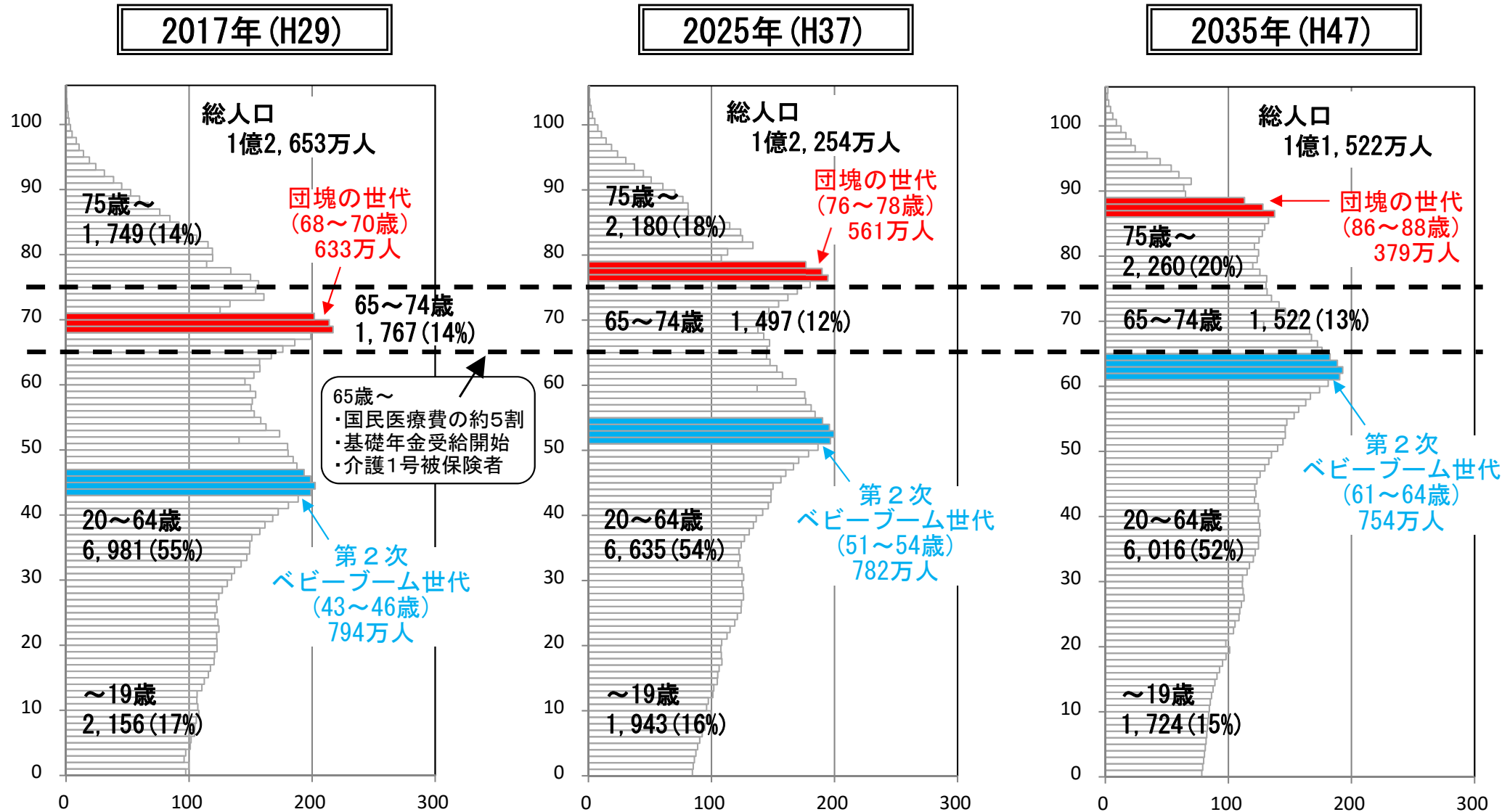


（出典）大統領府行政管理予算局「Historical Tables (Fiscal Year 2018)」、英国財務省「Public Expenditure Analysis 2017」

少子高齢化の進行

資料 I - 3 - 2

2025年には団塊の世代(1947～49年生まれ)が後期高齢者(75歳～)に移行し、高齢化率は継続的に上昇し、平均年齢も継続的に上昇することとなる。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」

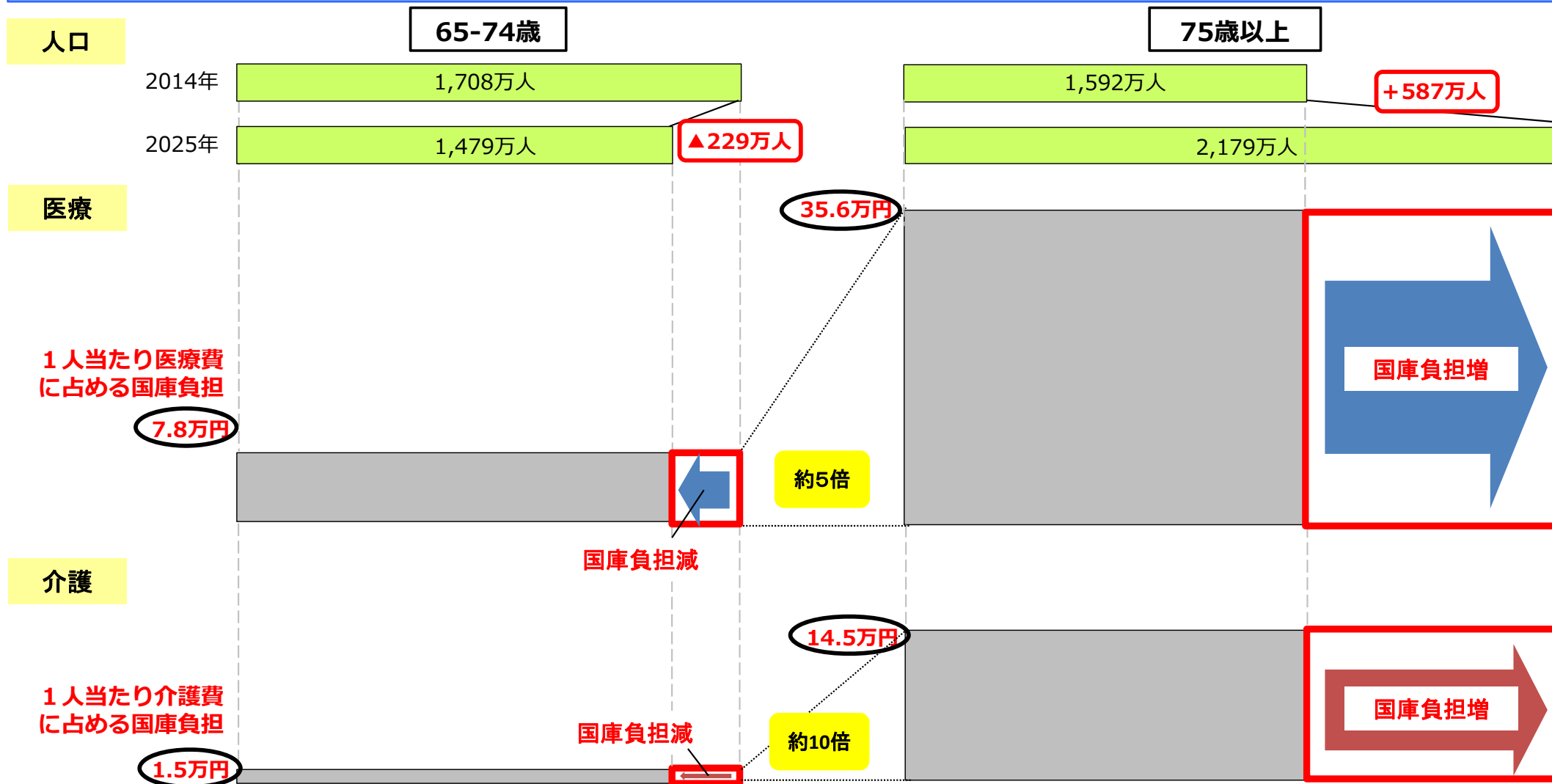
(注) 団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)生まれ。

高齢化の進展が財政に与える影響

資料 I - 3 - 3

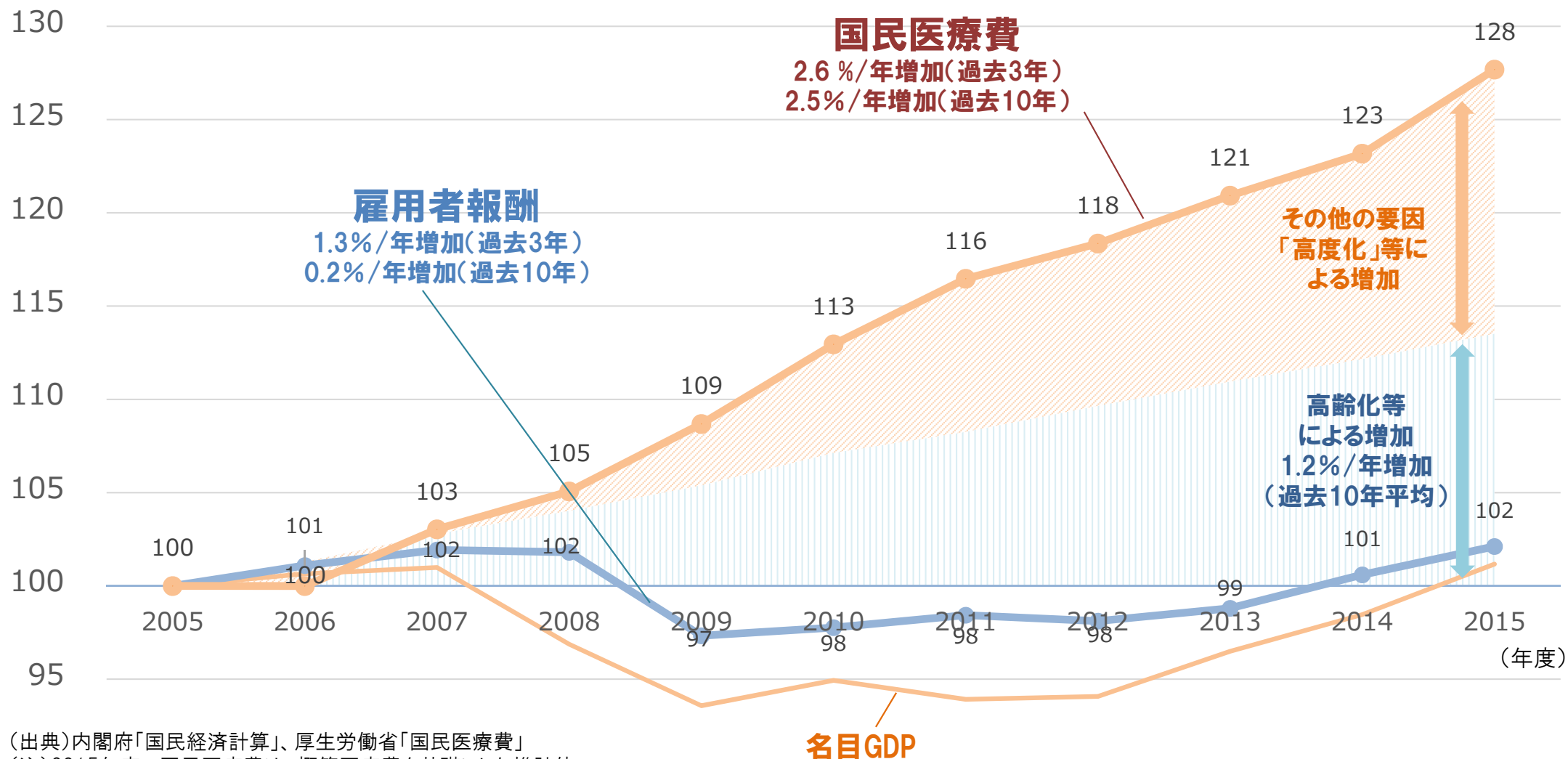
○ 75歳以上になると、医療・介護に係る1人当たり国庫負担額が急増する。このため、高齢化の進展に伴い、仮に今後、年齢階級別の1人当たり医療・介護費が全く増加しないと仮定※しても、2025年にかけて、医療・介護に係る国庫負担は急増する見込み。

※ 実際の医療・介護費の伸びを要因分解すると、高齢化のほか、高度化等による影響がある。



- 国民医療費は過去10年で平均2.5%/年のペースで増加。このうち、高齢化等の要因による増加は1.2%/年であり、残りの半分程度は、人口や高齢化以外の要因によるもの。
- こうした医療費の伸びは、これを賄う雇用者報酬等の伸びを大きく上回り、保険料率引き上げの要因になってきた。
- 医療費の伸びを「高齢化等」の範囲内とするためには、診療報酬改定1回あたり2%半ば以上のマイナス改定が必要となる。また、近年の雇用者報酬の伸びを踏まえても、保険料率の更なる引上げにつながらないようにし、制度の持続可能性を確保するためにも、少なくともこの程度のマイナス改定とすることが求められる。

2005年(平成17年)=100

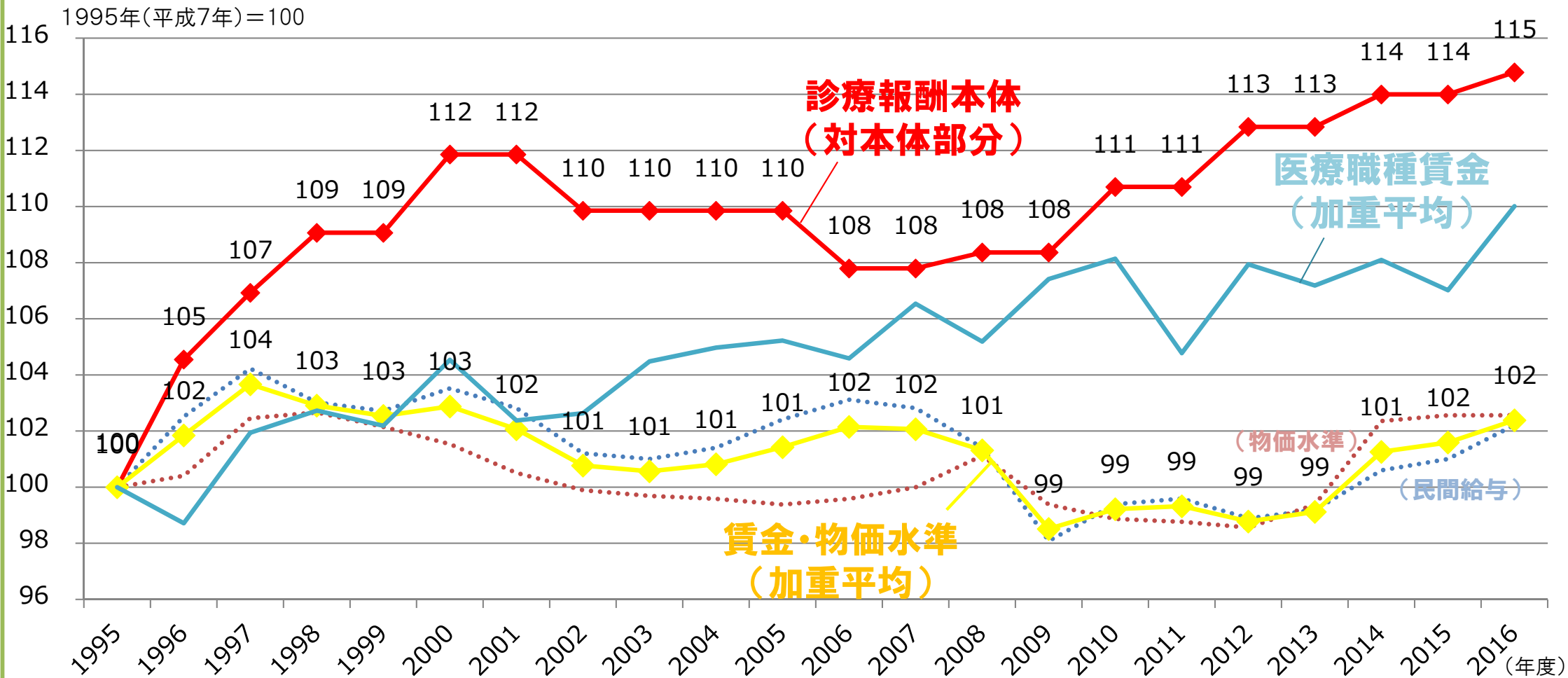


(出典)内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「国民医療費」
(注)2015年度の国民医療費は、概算医療費を基礎にした推計値。

診療報酬本体と賃金・物価の動向

資料Ⅱ－１－２

- 我が国がデフレを経験した1990年代後半以降、賃金や物価水準がデフレにより上昇せず、リーマンショック後などは急激に落ち込むこともあったが、医療機関の人件費や物件費を賄う診療報酬（本体）の水準については、改定（人為的な価格増）により、概ね上昇を続けてきた。
- この結果、診療報酬本体の水準は、賃金や物価の水準と比べて、高い水準となっており、国民負担の抑制や制度の持続可能性の観点から、診療報酬本体のマイナス改定により、これを是正していく必要がある。



※ 診療報酬本体(対本体部分)は、薬剤費等を除く医療費(一部公表資料に基づく推計値)に対する改定率に換算したものを指数化することで、各年度の改定による本体部分の単価の伸びを示したもの。

※ 医療職種賃金(加重平均)は、各年の職種別の給与(決まって支給する給与額)について、各年の職種別医療従事者数より加重平均し、指数化したもの。なお、理学療法士・作業療法士の平成7～8年の給与額、各職種の平成26年度の従事者数は直近年からの推計値。

※ 「賃金・物価水準」は、医療機関の費用構造における人件費と物件費の比率により、賃金及び物価指数を加重平均したもの。

(出典) 厚生労働省発表の診療報酬改定率、厚生労働省「毎月勤労統計調査」賃金指数(現金給与総額、事業所規模30人以上)、総務省統計局「消費者物価指数年報」による。

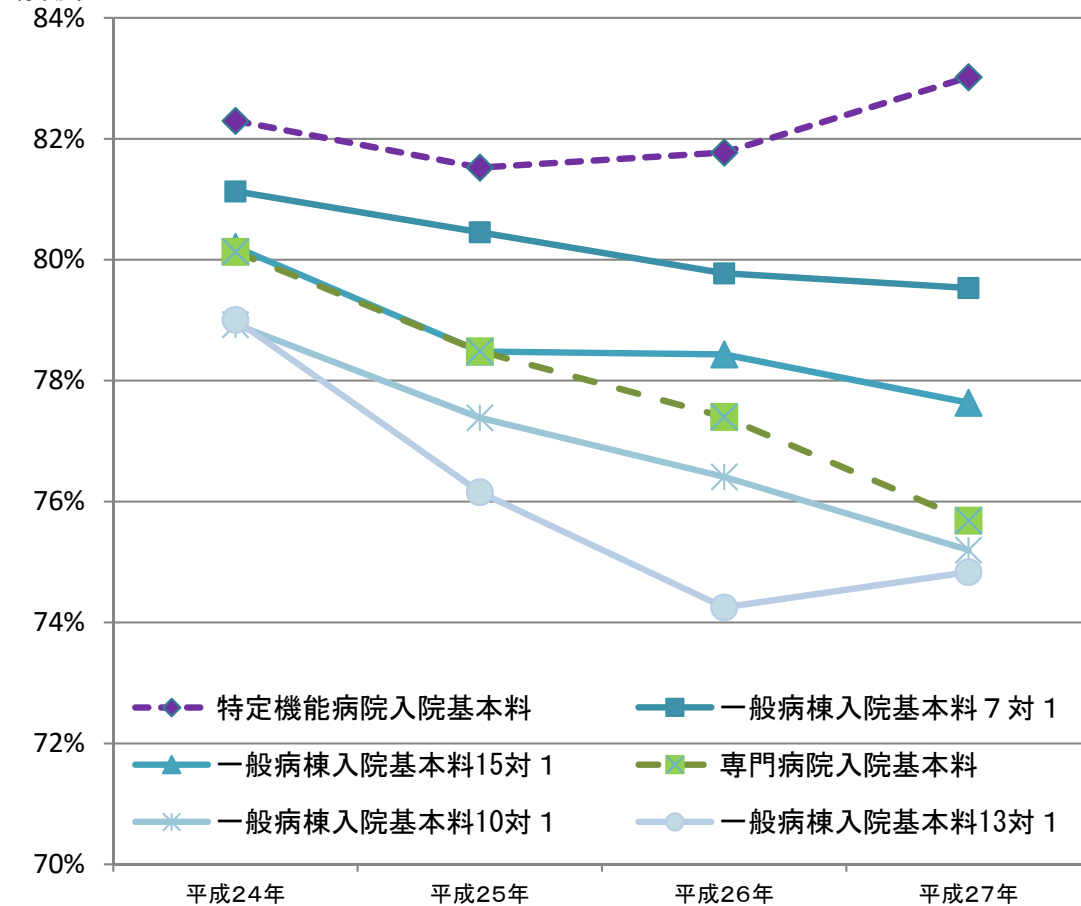
病院の稼働実態を踏まえた対応の在り方

資料Ⅱ－１－３

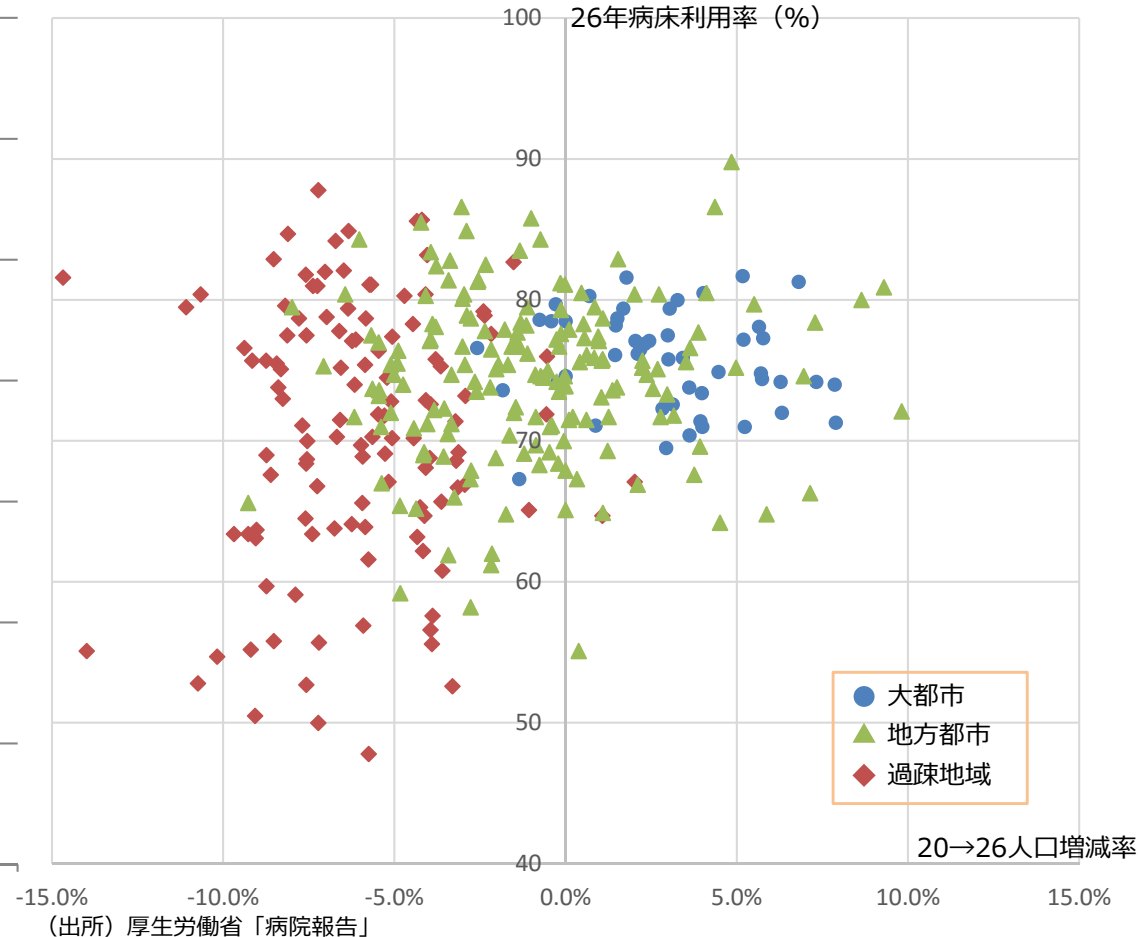
【論点】

- 一般病棟入院基本料の稼働率を見ると、近年低下傾向にある。
- また、二次医療圏ごとに見ると過疎地ほど人口の減少が進展しており、病床利用率の低い医療圏が相当程度存在。
- こうした実態は、医療機関の経営にも一定程度の影響を与えるものと考えられる。

稼働率 ◆一般病棟入院基本料の稼働率の推移



◆二次医療圏別病床利用率の分布



【改革の方向性】（案）

- 地域の医療ニーズの変化や減少による経営課題への対応については、
 - ① 全国一律の診療報酬単価の調整を行うことは、地域ごとの状況に応じたきめ細やかな対応ができず、地域医療構想の実現にもつながらないため、適当ではなく、
 - ② むしろ、地域ごとの医療ニーズの現状や見通し（地域医療構想等）を踏まえつつ、地域医療介護総合確保基金による必要な支援を通じて、病床機能の転換やダウンサイジング等により対応していくべきではないか。

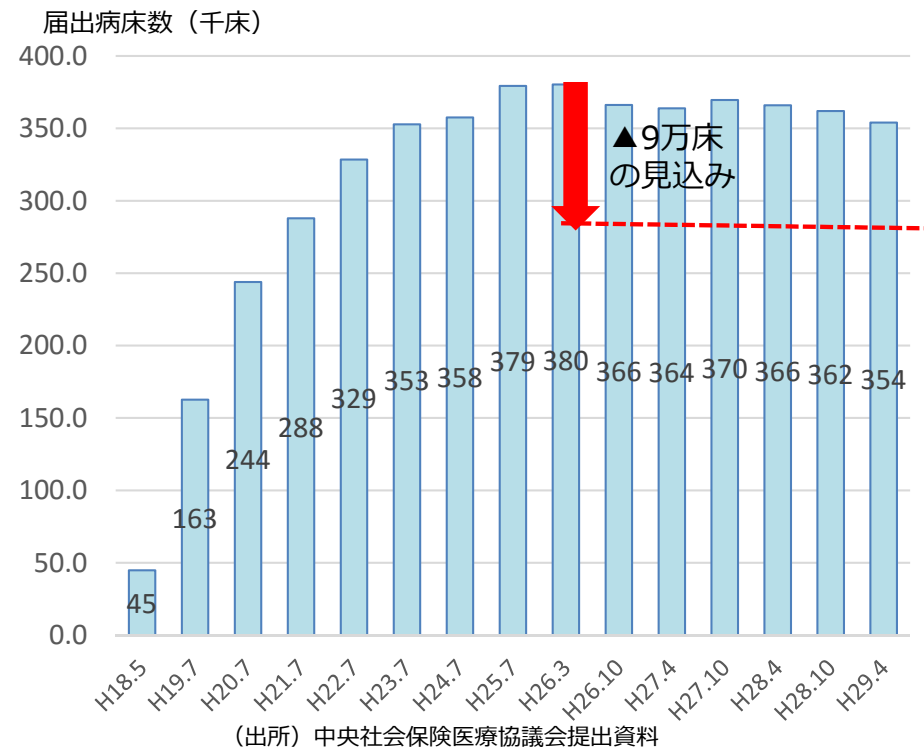
【論点】

- 高齢化や人口減少に伴い、今後、急性期や高度急性期のニーズは減少していくことが想定されている。
 - 他方、診療報酬上、急性期を念頭に高い報酬設定がなされている「7:1入院基本料」を算定する病床が、導入（平成18年度）以降、急増し、最多となっている。これまでの要件見直しにもかかわらず、緩やかな減少にとどまっており、今後転換するとの意向も医療機関からはほとんど示されていない。
- （注）26改定においては、要件見直しにより「9万床」の7：1病床を転換するものとされていた。

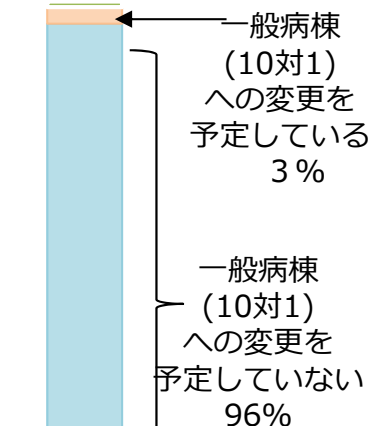
◆一般病棟入院基本料の概要

看護配置	入院基本料	その他の要件
7:1	1,591点	・平均在院日数(18日以内) ・重症度、医療・看護必要度基準を満たす患者が25%以上 ・在宅復帰率(8割以上)
10:1	1,332点	・平均在院日数(21日以内)
13:1	1,121点	・平均在院日数(24日以内)
15:1	960点	・平均在院日数(60日以内)

◆一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移



今後の一般病棟(10対1)への転換意向



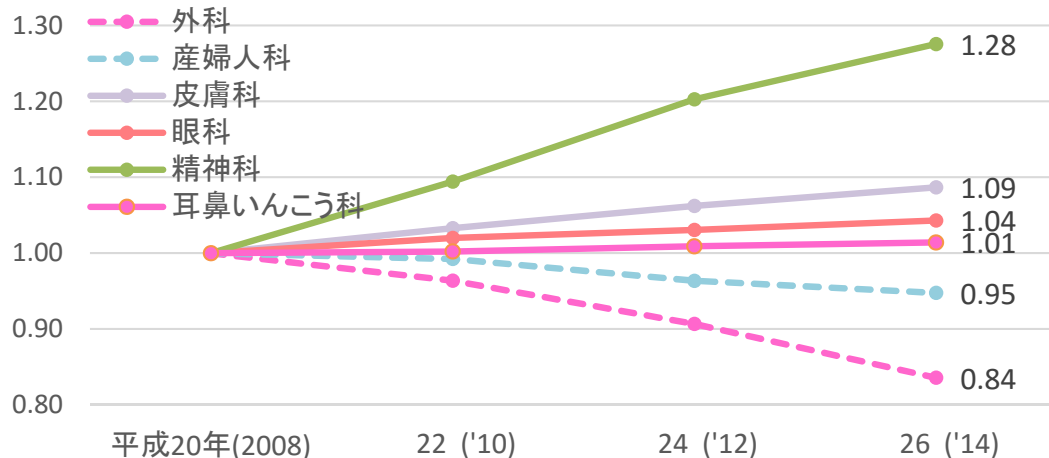
（注）病棟単位での届出を行っていない医療機関
28年度改定後

【改革の方向性】（案）

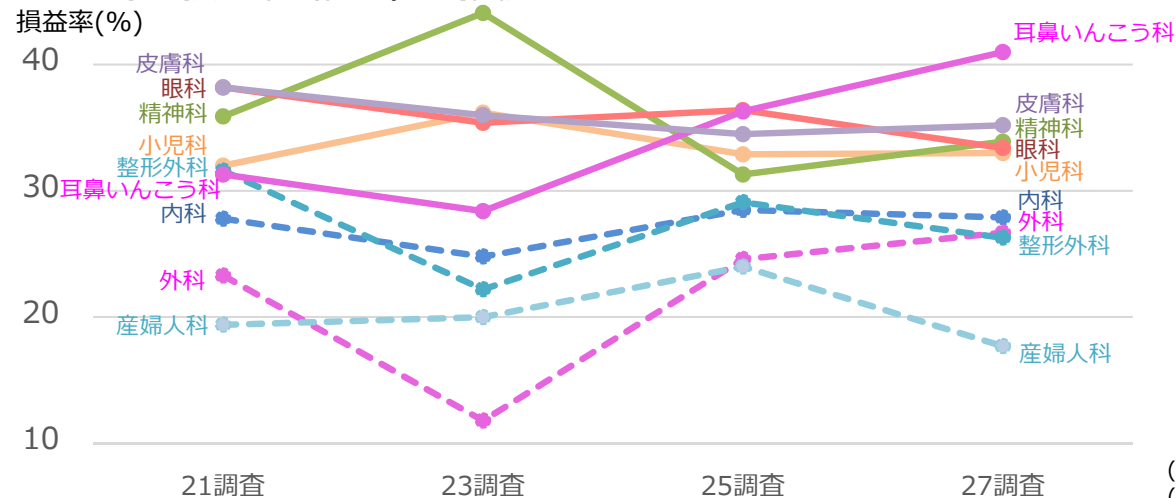
- 地域医療構想において、将来の少子高齢化を踏まえて急性期から回復期への転換が求められていることも踏まえ、7：1入院基本料について、今後2025年に向けてどの程度病床数を適正化していくか見通しを示した上で、これに向けて重症度、医療・看護必要度など算定要件の一層の厳格化を行うべき。
- 入院基本料ごとに具体的にどのような医療を提供しているか検証したうえで、看護職員配置ではなく、提供している医療の機能（高度急性期、急性期、回復期等）により評価される仕組みを目指していくべき。

- 外科や産婦人科などの診療所に従事する医師数が減少する中、皮膚科、眼科などの診療所の医師数が増加しており、医師数の増加が診療科偏在の是正に十分つなげていない。
- 診療報酬においても、診療科のうち、皮膚科、眼科などを主たる診療科とする診療所などの損益率等が高く、累次の診療報酬改定においてもこの傾向は変わっていない。こうした診療報酬における配分により、診療科偏在を助長しかねない。

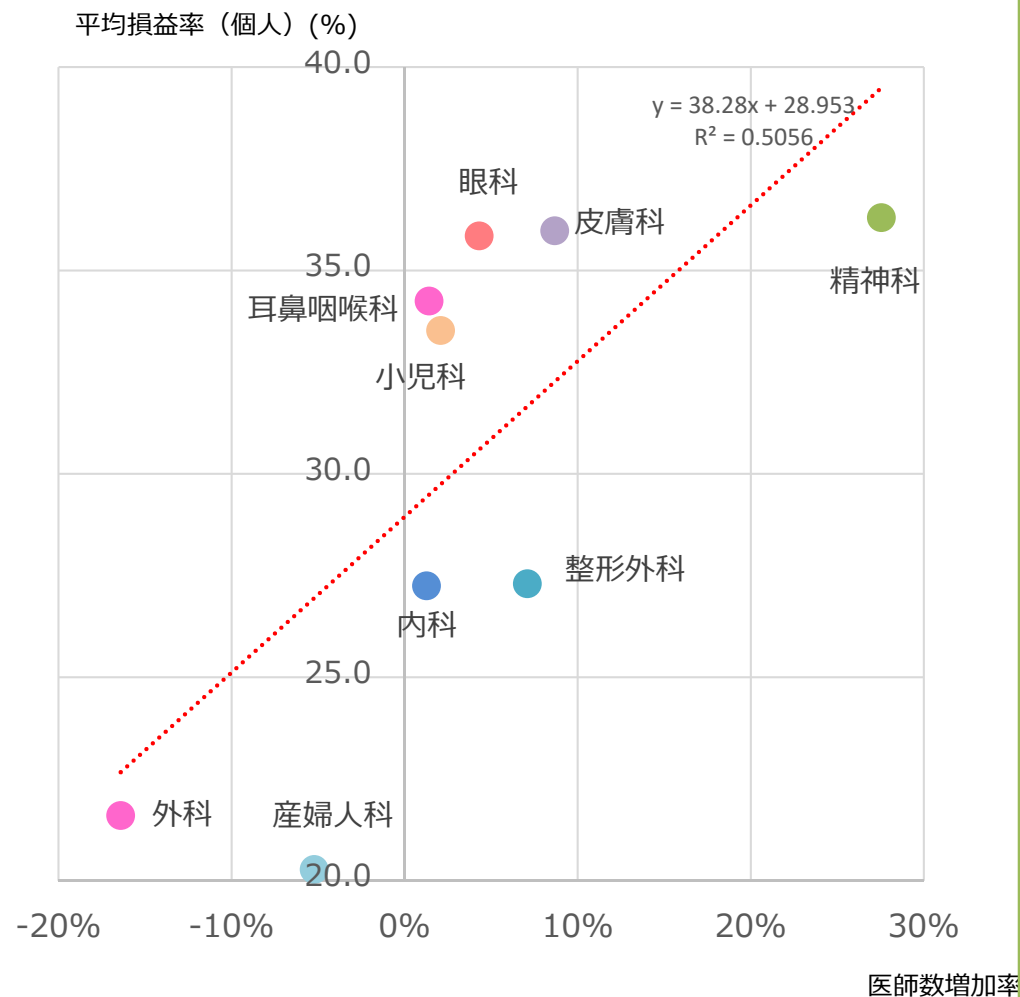
◆ 診療科別医師数の推移（2008年＝1）



◆ 診療所損益率（個人）の推移



◆ 診療科別損益率と医師増加率



（出所）厚生労働省「医療経済実態調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

（注）医師数の増減は、平成20年から26年までの診療科ごとの診療所従事者医師数の増減。

（出所）厚生労働省「医療経済実態調査」、「医療施設調査」

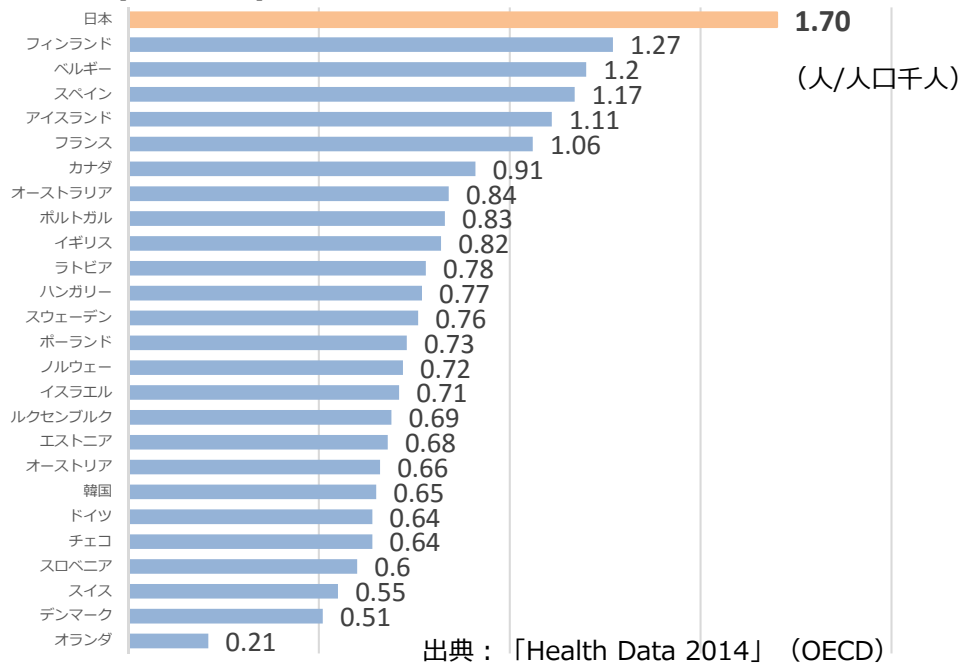
（注）21年調査は21年6月、23年調査～27年調査は前年4月から当年3月までに終了した事業年（度）の損益率。

薬局・薬剤師数と調剤報酬(技術料)の増加

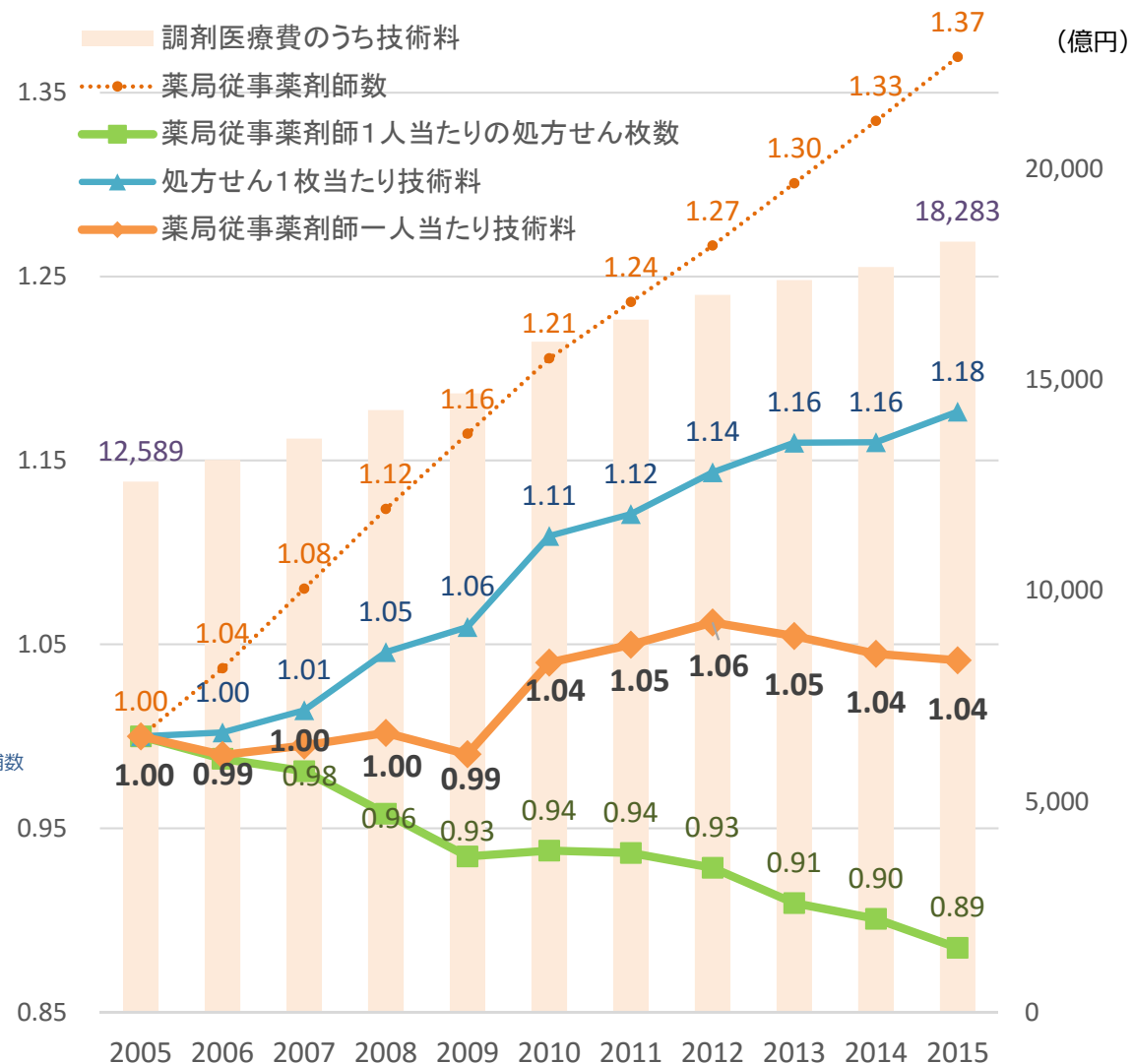
資料Ⅱ－１－６

- 薬剤師数は近年増加しており、国際的に見てもOECD諸国の中で最も多い。また、薬局の開設許可には需給面からの規制がなく、薬局数も増加。コンビニエンスストアの店舗数や郵便局、ガソリンスタンド（給油所数）よりも多い。
- 通常の市場競争であれば、必要以上の供給増は収益の低下を招き調整が行われる。しかしながら、薬剤師数の増加により薬剤師一人当たりの処方せん枚数は減少している中で、調剤報酬の引き上げにより、薬剤師一人当たりの技術料が維持されている状況。

◆薬剤師数(対人口比)の国際比較(2014年)

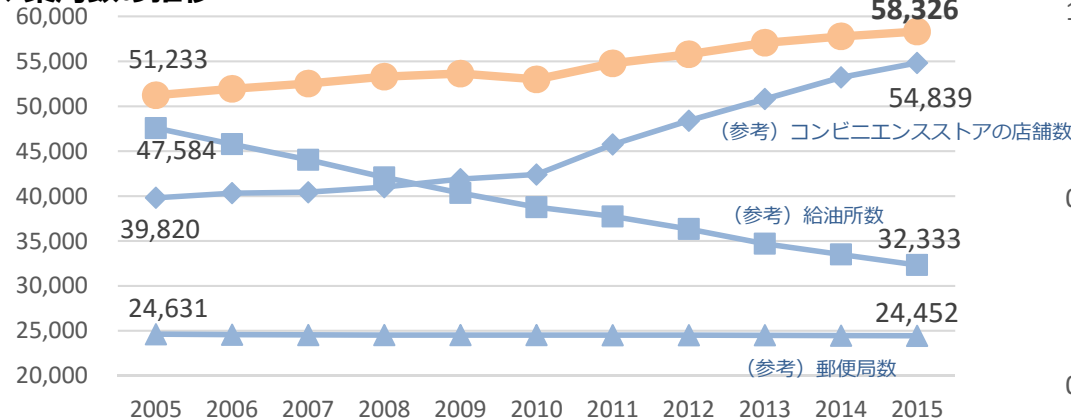


◆薬局従事薬剤師一人当たりの技術料等の推移(2005年度=1)



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」「平成28年版厚生労働白書」「調剤医療費の動向」

◆薬局数の推移



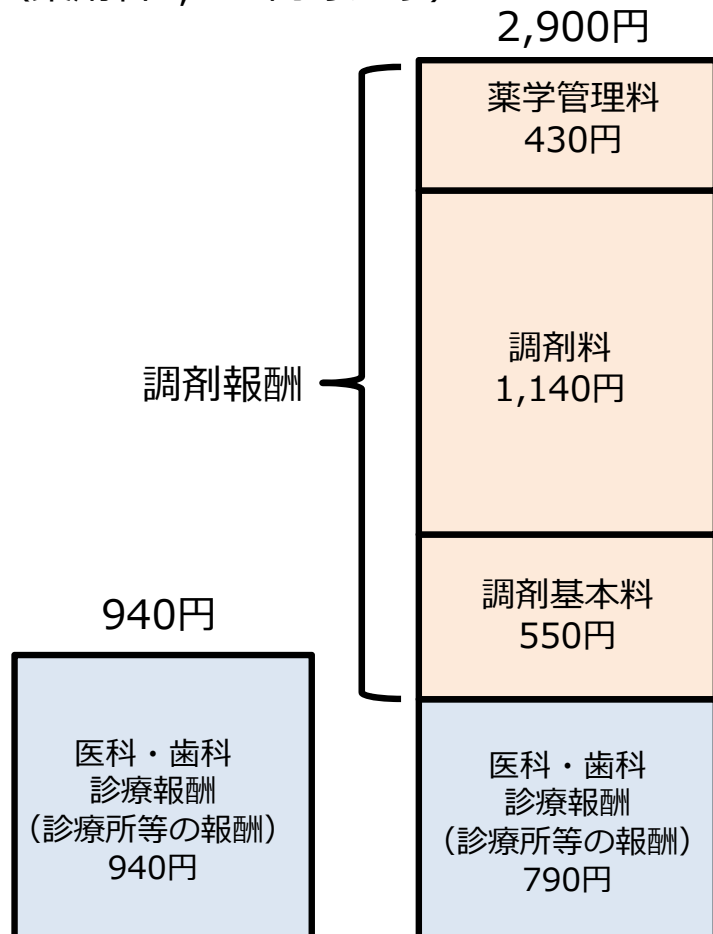
出典：厚生労働省「衛生行政報告例」、経済産業省「商業動態統計」、日本郵便「郵便局局数表」、総務省「日本の長期統計系列」、資源エネルギー庁HP等

院外処方と院内処方のコスト差

資料Ⅱ－１－７

- 同じ金額の薬剤を処方する場合であっても、院外処方の場合は院内処方と比べて3倍超の診療報酬（技術料）が算定される。
- 処方せん受付1回ごとに算定される「調剤基本料（狭義）」、処方する医薬品の剤数に応じて算定される「調剤料」について、薬局のどのような機能を評価して、院内処方と比べたコスト差が生じているのか明らかではない。

◆ 1 処方の平均的な技術料 （薬剤料6,360円あたり）



「薬学管理料」（0.4兆円）

例）薬剤服用歴管理指導料 以下を実施した場合に算定

- ・ 薬剤服用歴の記録に基づく重複投薬等の確認
- ・ 患者との対話による服薬状況等の確認
- ・ 残薬の状況確認
- ・ お薬手帳への記載（手帳を用いる場合）
- ・ 後発医薬品に係る情報提供

「調剤料」（1.0兆円）

処方した薬剤の剤数や処方日数等に応じて算定

「調剤基本料」（0.5兆円）

例）調剤基本料（狭義）

処方せん受付につき算定（大型門前薬局は減算）

基準調剤加算

開局時間、構造設備、備蓄品数等に応じて加算

後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品の調剤割合が高い場合に加算

◆ 具体的なケースにおける院内処方と院外処方の診療報酬上の評価（例）

前提条件	院内処方（診療所等）	院外処方（診療所等＋薬局）	差額
[例] ・ 高血圧、糖尿病、 不眠、胃炎 （内服薬28日分）	処方料 420円	処方せん料 680円	剤数・日 数に比例 院外処方の 場合のみ
	長期投薬加算 650円	長期投薬加算等 670円	
	調剤技術基本料 80円	調剤基本料（狭義） 410円	
	調剤料 90円	後発医薬品調剤体制加算 180円	
	その他加算 20円	調剤料 2,400円	
	薬剤情報提供料等 130円	一包化加算 1,280円	
合計	1,390円	6,080円	4,690円
自己負担（3割）	420円	1,820円	1,400円

院内処方

院外処方

（出典）厚生労働省「社会医療診療行為別統計（2016年）」
（注1）院内処方は処方料、院外処方は処方箋量の算定回数に基づき1処方あたり金額を計算。

（注2）院内処方・院外処方を通じた1処方あたり薬剤料は約6,360円

（注1）上記診療報酬は、投薬に関する費用のみで、医療機関で算定する基本診療料や医学管理料は含まない。

（注2）事例は、平成27年3月12日「規制改革会議公開ディスカッション」にて日本医師会が提出した資料を抜粋したものであり、平成28年度診療報酬改定を踏まえて一部修正。

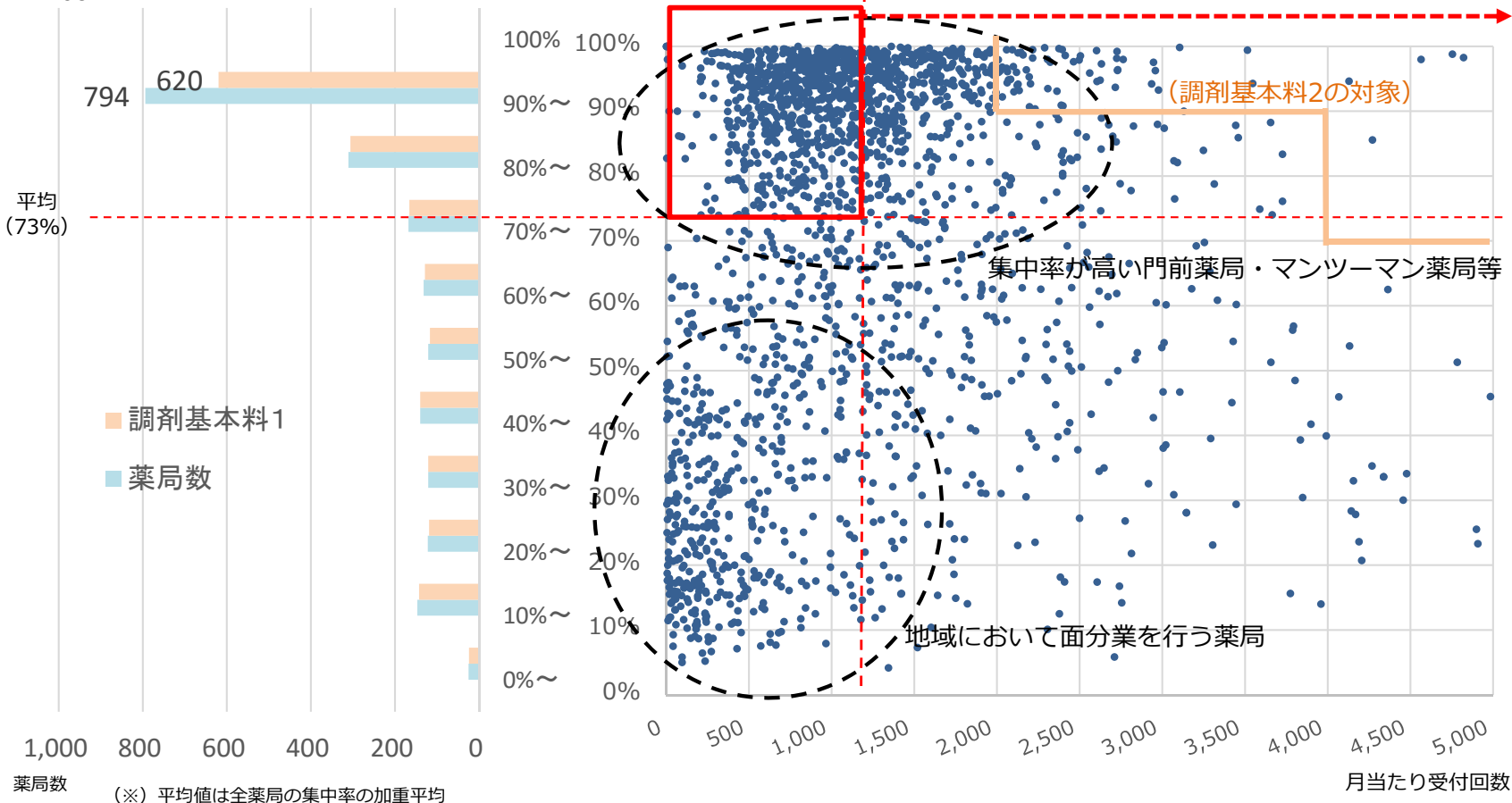
処方せんの受付回数や集中率からみた薬局の実態①(平成29年度予算執行調査)

資料Ⅱ－1－8

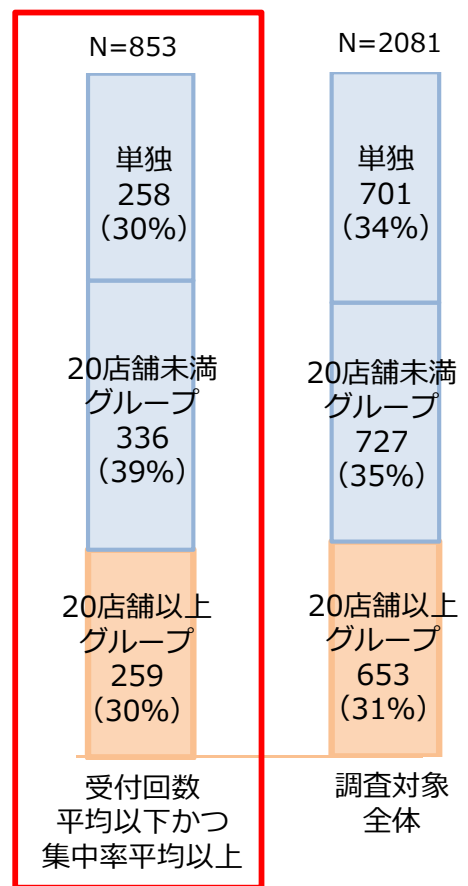
- 全体として、特定の医療機関から受付ける処方せんの割合（集中率）が50%を超える薬局が全体の7割、90%を超える薬局が4割となっている。これに対して、様々な医療機関からの処方せんを地域で受け付ける（面分業を行う）薬局は少数派。
- 処方せん集中率と規模で薬局を4形態に区分すると、「平均より小規模」で「集中率が高い」類型が4割を超え、最多。次いで「平均より大規模」で「集中率が高い」類型が3割。
- 中小規模の薬局は、地域において面分業を行っている薬局も一定程度あるが、集中率が高い薬局が多い（いわゆる門前薬局・マンツーマン薬局など）。
- 処方せん受付回数が平均以下かつ集中率が平均以上の薬局であっても、その3分の1は、20店舗以上の大手保険薬局チェーンに属しており、単独で経営している小規模薬局とは経営実態が異なるものと考えられる。

◆集中率別薬局数の分布

N=2081



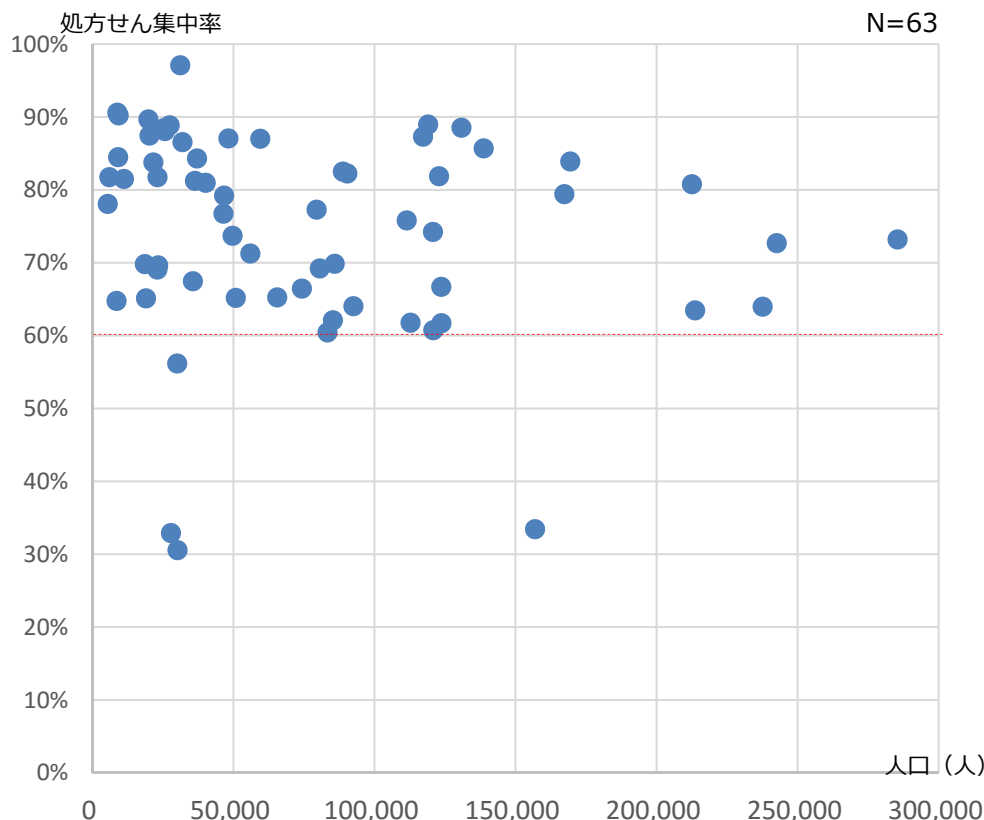
◆薬局グループへの所属状況



処方せんの受付回数や集中率からみた薬局の実態②(平成29年度予算執行調査) 資料Ⅱ-1-9

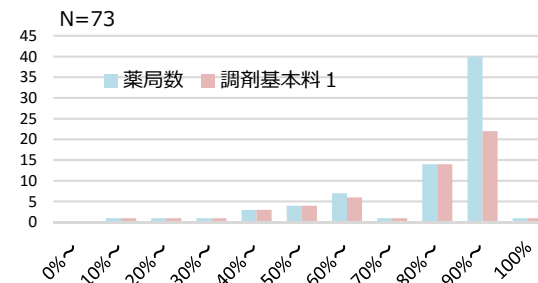
○ 地域別にみると、面分業が根付いている自治体はごく例外的（集中率の平均が60%以下だったのは、調査対象63自治体のうち4自治体）であり、大都市であっても、駅前薬局等が多く、面分業を行う薬局があまり機能していないと考えられる。

◆集中率別薬局数の分布（自治体別）

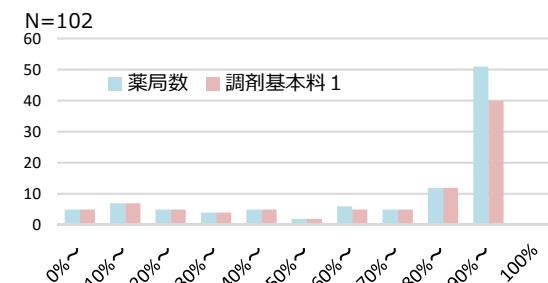


【平均集中率 80%以上の自治体の例】

帯広市（169,327人 84%）

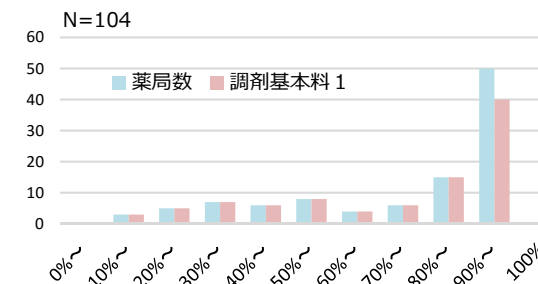


静岡市駿河区（212,419人 81%）

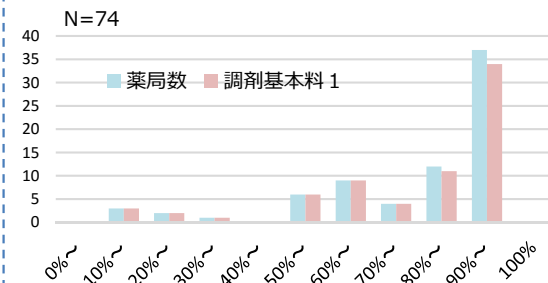


【平均集中率 50%～80%の自治体の例】

札幌市北区（285,321人 73%）

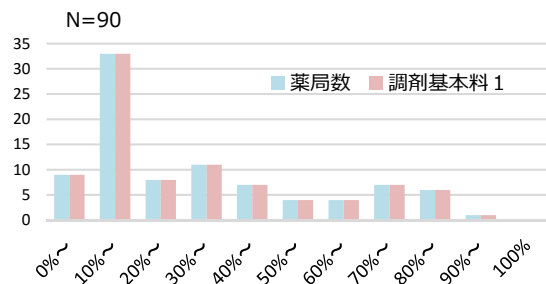


唐津市（122,785人 82%）

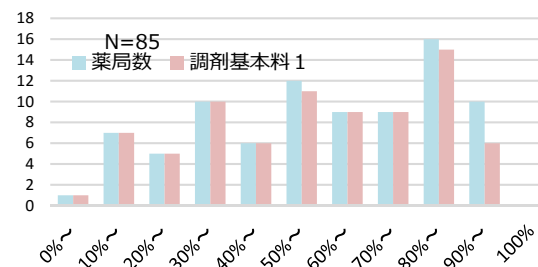


【平均集中率 50%以下の自治体の例】

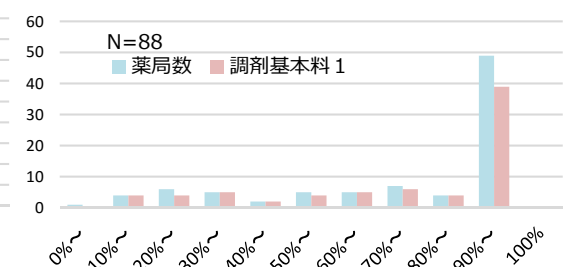
上田市（156,827人 33%）



寝屋川市（237,518人 64%）



広島市安佐南区（242,512人 73%）



(※) 括弧内の人数は総務省統計局「平成27年国勢調査」の人口、割合は集中率の加重平均。

(※) N数は各自治体の薬局数。

薬局の実態を踏まえた調剤基本料のあり方(平成29年度予算執行調査) 資料Ⅱ－1－10

- 28年度診療報酬改定において、大型門前薬局に係る調剤基本料の見直しが行われたが、これにより調剤基本料が250円に減額となった薬局は、全体の3%、200円に減額となった薬局は全体の7%にとどまった。平均より規模が大きい門前薬局の大宗は引き続き、地域において面分業を行っている薬局と同じ高い調剤基本料(410円)が算定されている。
- また、平均より規模が小さい薬局にも、大規模グループに所属している薬局は多いが、その多くは、薬局の機能の違いにかかわらず、高い調剤基本料の算定を行っている。
- 政策目標である「地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現」に向けては、薬局の4割を占める「平均より小規模」の門前・マンツーマン薬局等の機能をどのように評価していくか、検討していく必要があるのではないか。

◆調剤基本料(狭義)の概要 (下線は28改定)

調剤基本料1(410円)： 下記以外の場合

調剤基本料2(250円)：

- ・ 処方せん受付回数月4000回超 かつ 集中率70%超
- ・ 処方せん受付回数月2000回超(←2500回超) かつ 集中率90%超
- ・ 特定の医療機関からの処方箋受付回数が月4000回超
(集中率に関わらず対象)

調剤基本料3(200円)

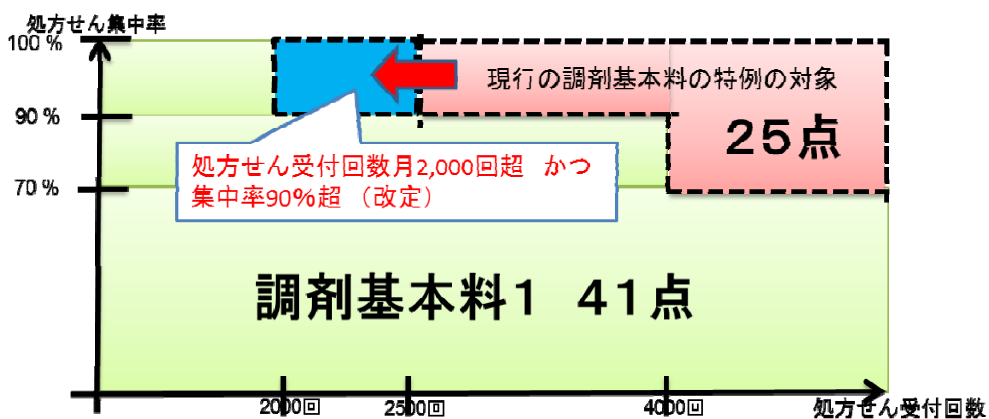
グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超であって、

- ・ 処方せん集中率が95%超の薬局 又は
- ・ 特定の医療機関との間で賃貸借取引がある薬局

※ かかりつけ薬剤師指導料等(患者の同意書が必要)を薬剤師一人当たり月100件以上算定している場合は、調剤基本料1となる。

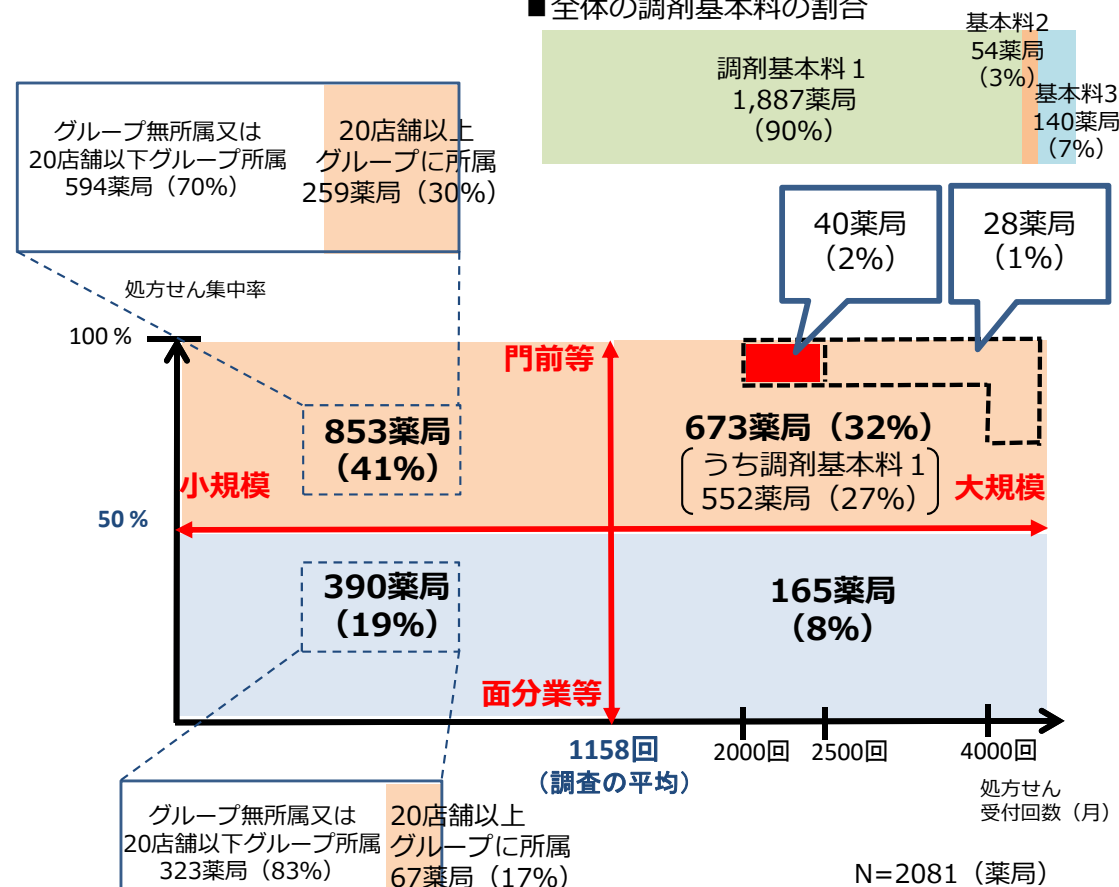
(参考) 28年度改定の図(厚労省HPより)

処方せん受付回数と集中率による特例の拡大



◆予算執行調査の結果

■全体の調剤基本料の割合



- 調剤料（内服薬）については、院内処方では投与日数や剤数にかかわらず１回の処方につき定額（９点）とされている一方で、院外では投与日数や剤数に応じて点数が高くなるように設定されている。
- 今日の業務の実態や技術進歩（PTP包装の一般化、全自動錠剤分包機の普及など調剤業務の機械化等）を踏まえれば、調剤料の水準を全体として引き下げるとともに、投与日数や剤数に応じて業務コストが比例増することを前提にした調剤料の仕組みを見直すべき。こうした観点からの28年度改定における見直しはごく一部にとどまっており、さらなる引下げを行うべき。
- 後発医薬品調剤体制加算については、すでに2/3の薬局が算定していることや、足元の後発医薬品使用割合、80%の目標達成時期が平成32年9月とされたことを踏まえ、次期改定において、これに向けて基準の引き上げを行うべき。

◎ 調剤料（内服薬）〔0.8兆円〕（赤字は28改定）

1 剤につき

イ. 14日分以下

（１） 7日目以下の部分（1日分につき） 50円

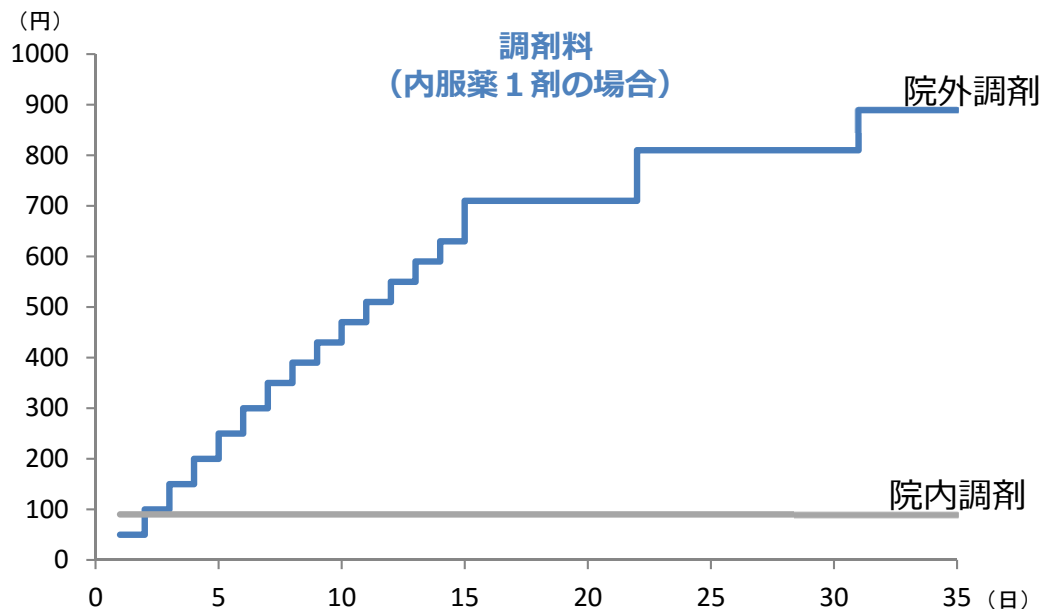
（２） 8日目以上の部分（1日分につき） 40円

ロ. 15日分以上21日分以下 700円←710円

ハ. 22日分以上30日分以下 800円←810円

ニ. 31日分以上 870円←890円

※服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず1剤として算定する。なお、4剤分以上の部分については、算定しない。



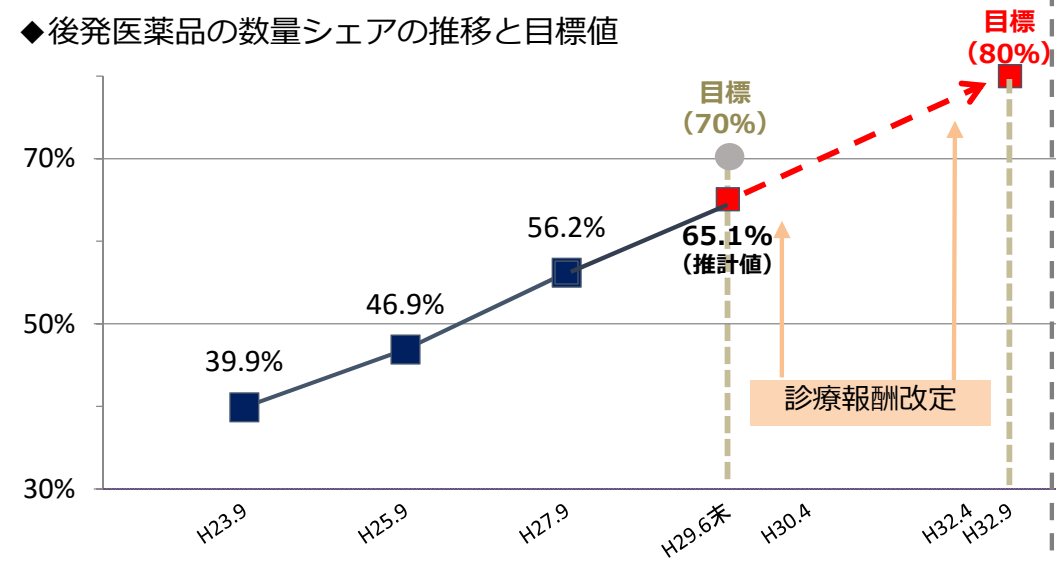
◎ 後発医薬品調剤体制加算〔0.1兆円〕

点数	後発医薬品調剤割合 (現行)	後発医薬品調剤割合 (改正案)
1 8 点	6 5 % 以上	7 5 % 以上
2 2 点	7 5 % 以上	8 5 % 以上

◆ 後発医薬品調剤体制加算の算定状況（平成28年10月）

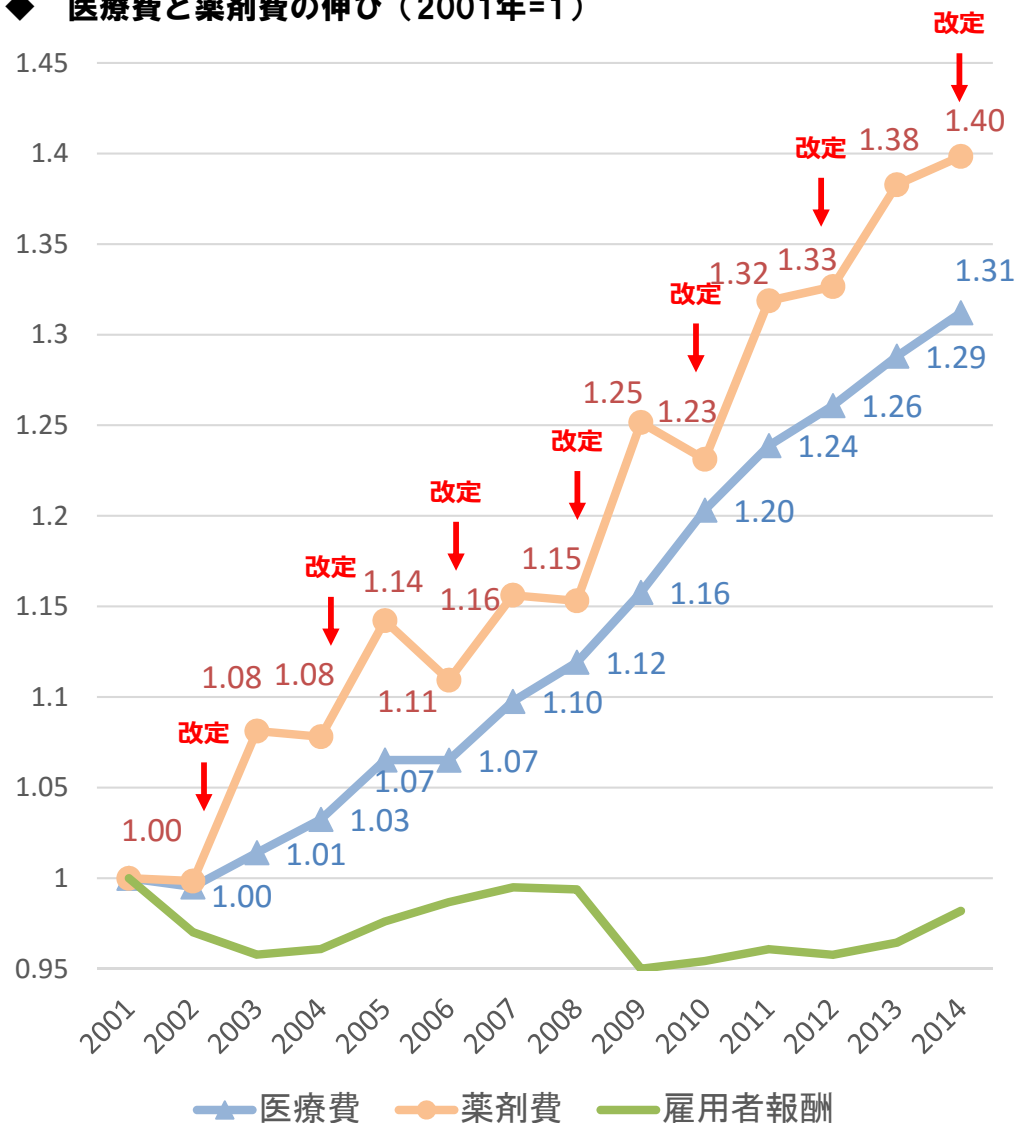
75%以上 (22点)	65%以上 (18点)	65%未満 (加算なし)
30.3%	34.2%	34.5%

◆ 後発医薬品の数量シェアの推移と目標値



- ２年に１度の薬価改定による薬価引き下げにもかかわらず、高齢化に加えて、年度途中の新薬の収載・効能追加などにより、これまで、薬剤費は大きく増加してきた。また、近年、高額な薬剤が相次ぎ収載されてきており、こうした状況は今後も続くと見込まれる。
- 医療保険制度の持続可能性を確保し、国民負担を軽減していく観点から、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、年末までに改革の具体案を決定する必要。

◆ 医療費と薬剤費の伸び（2001年=1）



◆ 近年登場した高額薬剤の例

販売名 (収載年月)	会社名	薬効 〔適応〕	費用
オプジーボ点滴静注 (26年9月)	小野薬品工業 / Bristol-Myers	その他の腫瘍用薬（注射薬） （免疫チェックポイント阻害薬） 〔非小細胞肺癌等〕	約1,400万円/人 （体重50kg, 1年間の場合）
キイトルーダ点滴静注 (28年9月)	M S D		約1,400万円/人 （1年間の場合）
ソバルディ錠 (27年5月)	ギリアド・サイエンス	抗ウイルス剤 （内用薬） 〔C型肝炎〕	約355万円/人 （12週間）
ハーボニー配合錠 (27年8月)			約460万円/人 （12週間）

※ 中央社会保険医療協議会資料に基づき作成、費用は市場拡大再算定反映後のもの。

◆ 世界売上上位10品目（2001年・2016年） ※ 赤字網掛けはバイオ医薬品。

2001年			
製品名	主な薬効等	メーカー名	売上高 (百万ドル)
1 ゴール(リボバ)	高脂血症薬	メルク	6,670
2 リットル	高脂血症薬	ファイザー	6,449
3 オメプラール/ プロラベック	抗潰瘍剤PPI	アストラゼネカ	5,684
4 ノルバスク	降圧剤Ca拮抗剤	ファイザー	3,582
5 マルボラン/ バコール	高脂血症薬	三共/BMS	3,509
6 プロクリット/ エプソロン	腎性貧血	J&J	3,430
7 タカロン	抗潰瘍剤PPI	武田薬品/TAP	3,212
8 クラリチン/D	抗ヒスタミン剤	シリング・プラウ	3,159
9 セラレックス	Cox2阻害剤	ファルマシア	3,114
10 ジンバレル	精神分裂病薬	イーライ・リリー	3,087



2016年			
製品名	主な薬効等	メーカー名	売上高 (百万ドル)
1 ヒミラ	関節リウマチ等	アッヴィ/イーザイ	16,501
2 インブール	関節リウマチ等	アムジエン/ ファイザー/武田	9,248
3 ハーボニー	慢性C型肝炎	ギリアド・サイエンス	9,081
4 レキード	関節リウマチ等	J&J/メルク/田辺三菱	8,852
5 リツサン	抗がん剤	ロシュ/バイオジェン	8,718
6 レザリミット/ レザリミット	多発性骨髄腫	セルゲン	6,974
7 アバズチ	転移性結腸がん	ロシュ/中外製薬	6,879
8 ハセチン	HER2乳がん	ロシュ/中外製薬	6,878
9 ジンバレル	2型糖尿病/ DPP4阻害	メルク/小野薬品/ アルミラ	6,419
10 ランタス	糖尿病/ インスリンアナログ	サファイ	6,317

(市場価格の反映による国民負担の軽減)

- 市場価格を適時に把握して不必要な財政支出がなされないように予算執行がなされるのが通常であるが、医薬品分野については、①慣行により、市場実勢価格の把握は従前２年に１回とされ、②市場実勢価格が把握されても、新薬の相当部分について、市場価格を上回る価格を維持したまま予算が執行されている。
- 医薬品についても、適時に市場価格を薬価に反映させることで、市場価格を上回る部分に係る国民負担を抑制する仕組みとしていくべき。

(革新的な医薬品を見極めたイノベーションの評価)

- イノベーションを適切に評価していくためには、新薬であれば何でも評価するのではなく、患者にとっての個々の医薬品の画期性や有用性を見極めて評価をしていくことが重要。
- そうした観点ではなく、研究開発の原資とするために一定の売上げを確保する観点から公的医療保険の価格設定を行うことは適当ではなく、また、それが本当に画期的な医薬品を創出する研究開発につながるのかも明らかではない。
- また、財政措置のみに頼るのではなく、研究開発環境の改善、創薬コスト低減や産業構造転換といった対応が重要。

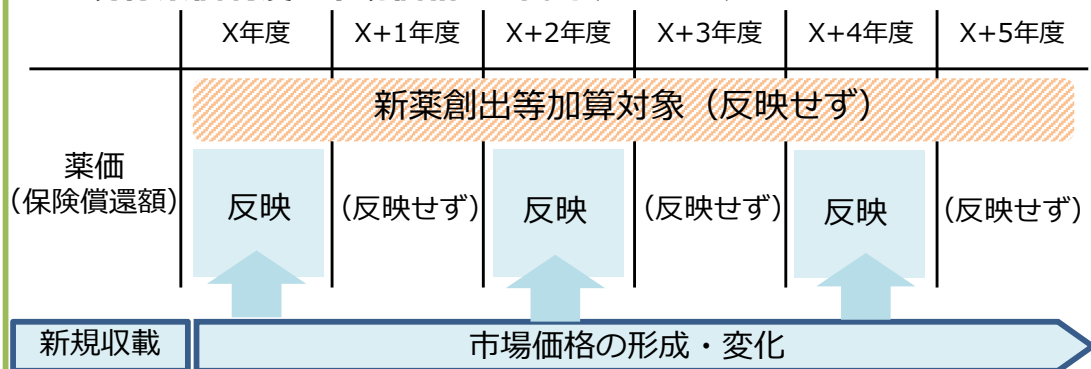
◆ 市場価格を反映した予算執行を行っている他の行政分野の例

分野	市場価格の反映方法
公共工事	労務費や資材単価について毎年市場価格調査を行い入札予定価格に反映
石油や米の国家備蓄	入札時点の市場価格を予定価格に反映

◆ イノベーションの推進に向けた政策対応

補助金	特定の要件（例：産学官連携による革新的医薬品研究開発）を満たす場合に、その費用を補助
研究開発税制	各年度に支出した試験研究費の総額や内容等に応じて、一定額をその年度分の法人税額から控除。
薬価制度	医療保険制度における償還価格を設定（医薬品の価値に応じた薬価の設定）

◆ 現行薬価制度と市場価格との関係(イメージ)



研究開発環境の改善、コスト低減	臨床データの蓄積・活用などゲノム創薬に向けた研究開発基盤の整備、安全性に配慮した早期の承認制度、ビッグデータによる製造販売後調査のコスト低減 等
産業構造の転換	再編による規模拡大、強みのある疾患領域や機能への特化 等

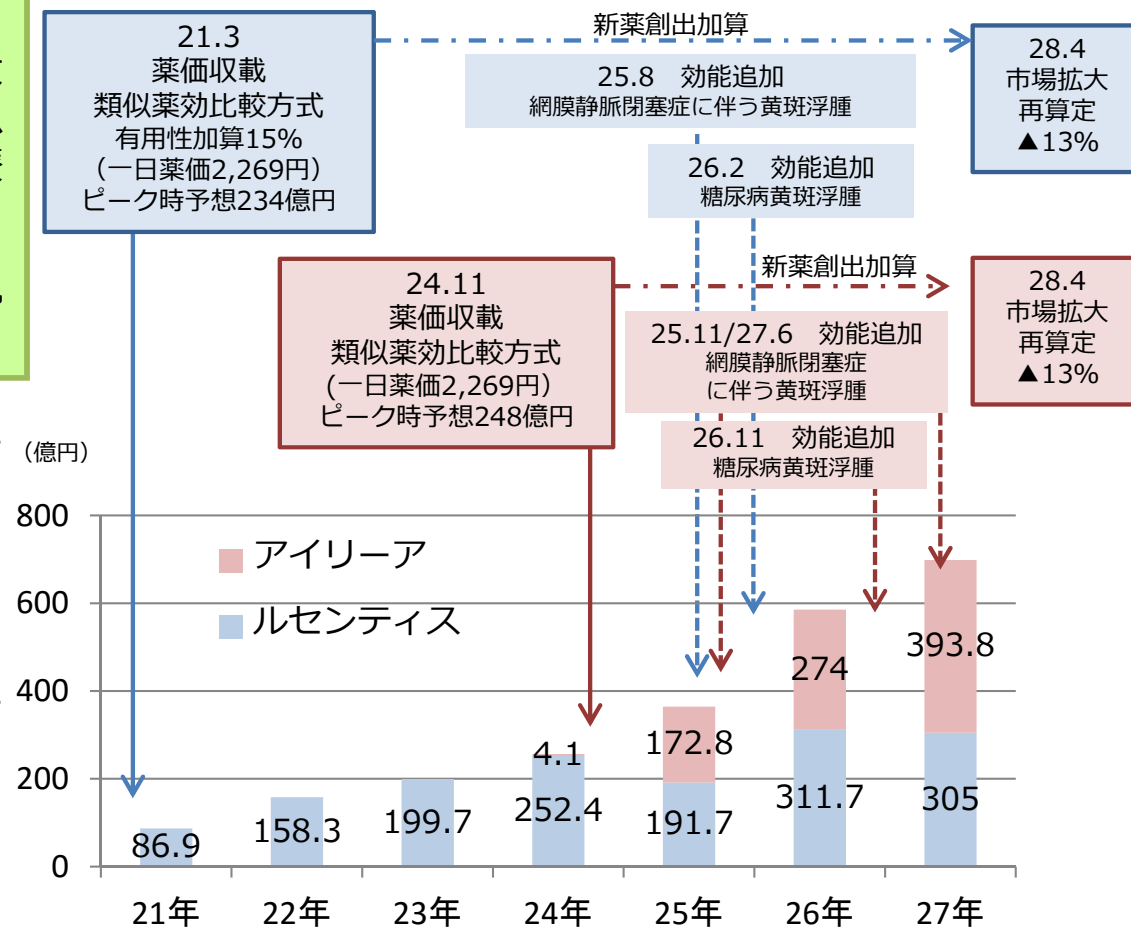
【論点】

- 新薬収載・薬価算定や効能追加は、予算にかかわらず年度中に実施される。
- その際、新薬が既存薬と競合し、医療費への影響は大きくない場合もあるが、新たな薬効のあるものや、類似薬と比べて高薬価のもの等については、新規収載は医療費の増加につながる。
- また、収載後の市場環境の変化があれば、収載時の見込みにかかわらず、医療費が増大していく。

類似薬効比較方式（原則） 同じ効果を持つ類似薬がある場合には、新薬の一日薬価を既存類似薬の一日薬価とあわせる。類似薬に比べて高い有用性が認められる場合には、これに補正加算（＋５～１２０％）を行う。

原価計算方式 類似薬がない場合には、製造原価（原材料費等）、販売費・研究費、営業利益等を積み上げて価格算定する。既存治療と比較した有効性、安全性の程度に応じて、営業利益率に－５０～＋１００％の加減算を行う。

◆ 眼科薬剤（加齢黄斑変性治療薬）の例



（出典）（公財）日本眼科医会

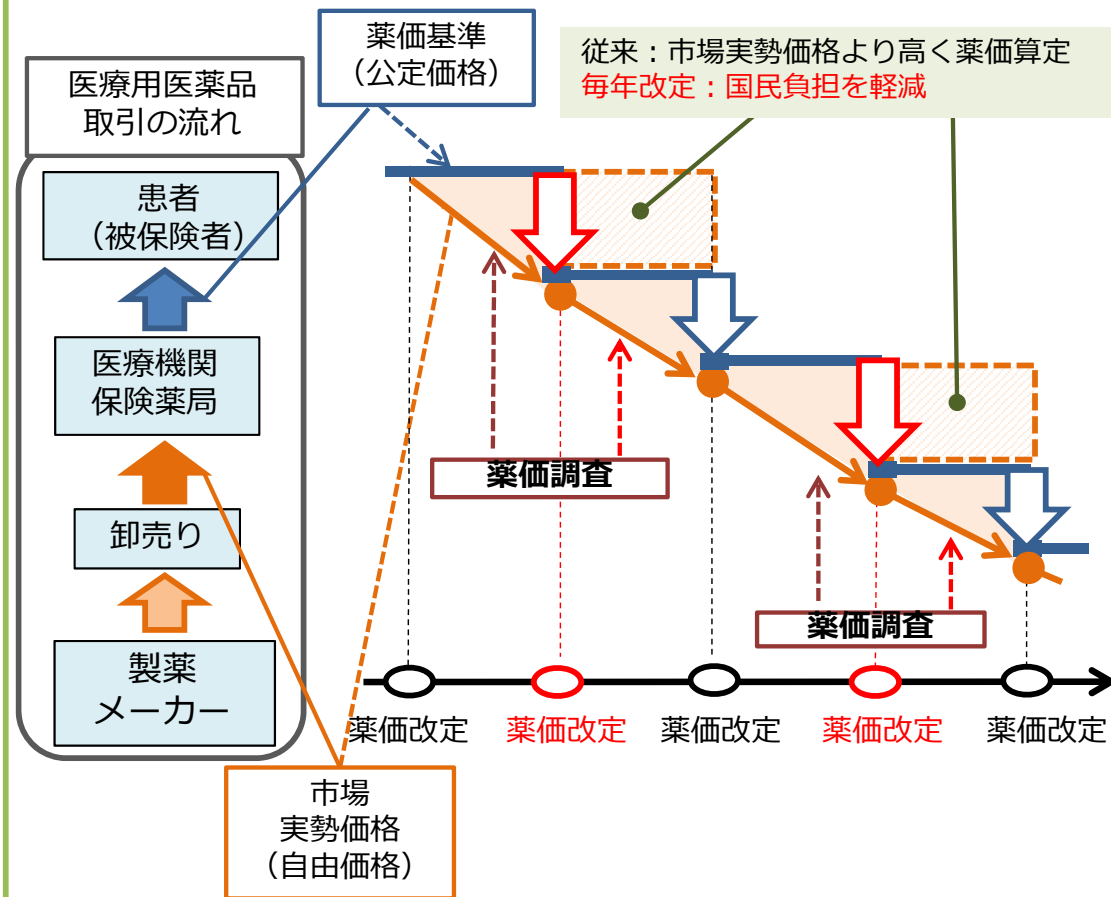
【改革の方向性】（案）

- 年度途中に新薬を保険収載する場合には、保険財政や国民負担の観点から、収載による財政影響を検証するとともに、これに對して必要な措置を講ずることができるよう検討すべき。
- 新薬の収載後も、その使用動向を随時把握し、効能追加等により保険適用時の見込みよりも販売額が増加する場合には、市場拡大再算定も参考に、速やかに薬価を引き下げる仕組みを設けるべき。

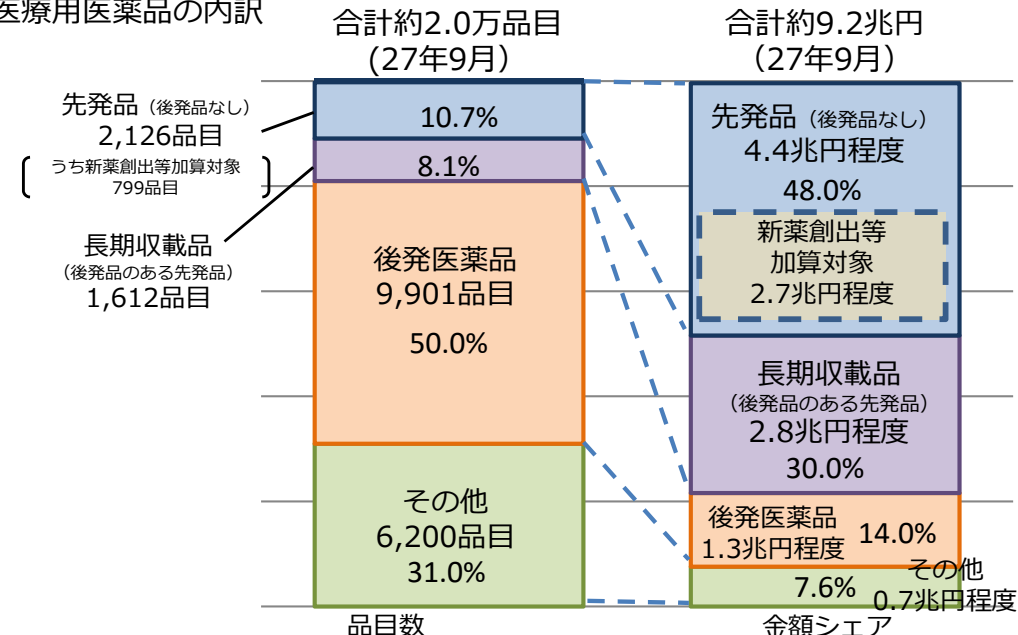
【論点】

- 医療用医薬品の内訳について、品目数や数量ベースでは後発医薬品が最大であるが、金額ベースで半分程度を「後発品のない先発品」が占めるなど、数量ベースと金額ベースでは内訳が大きく異なる。
- また、先発品は薬価水準が高いため、薬価と市場価格の乖離額が大きくても、乖離率は相対的に小さくなる。

◆毎年改定のイメージ (赤字：今般新たに追加)



◆医療用医薬品の内訳



(出所) 平成28年12月7日経済財政諮問会議 厚生労働省提出資料を基に作成

◆新薬と後発品薬価の価格変化と乖離率

	価格例	▲1円	▲5円	▲10円	▲15円
新薬	839円	▲0.12%	▲0.60%	▲1.19%	▲1.79%
後発品	100円	▲1%	▲5%	▲10%	▲15%

(出所) 27年9月薬価調査結果における薬価基準収載品目の分類別の品目数及び市場シェアを基に作成

【改革の方向性】（案）

- 「価格乖離の大きな品目」の検討にあたっては、金額ベースでみて国民負担の軽減に十分につながるものとなるような範囲とすべき。

新薬創出等加算のゼロベースでの抜本的見直し①

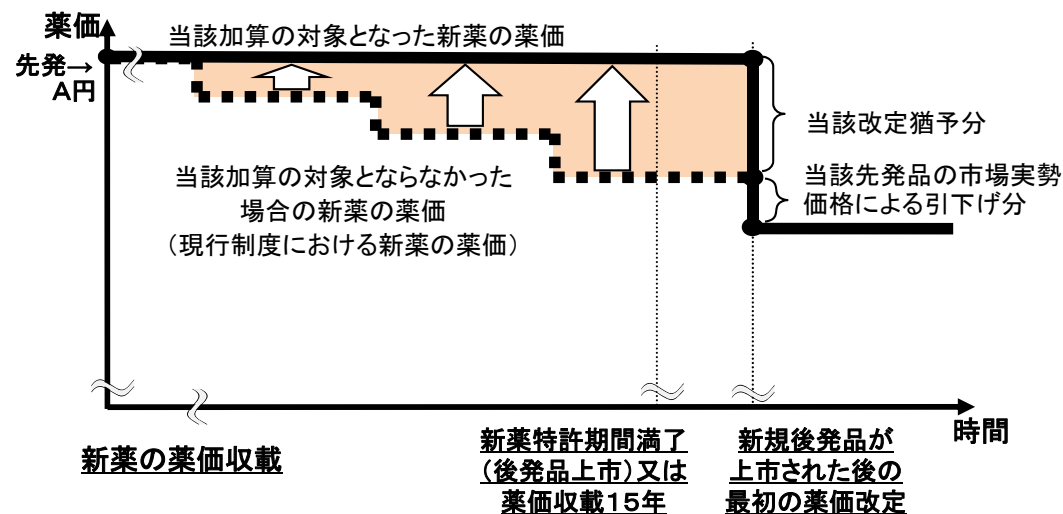
資料Ⅱ－１－１６

- 薬価を最初に算定する際に、医薬品の画期性や有用性に応じて薬価に加算を行う制度が別途あるが、新薬創出等加算は、そうした制度で評価された革新的医薬品にとどまらず、こうした評価がなされなかった医薬品も含め、新薬に幅広く適用されている実態。
- 優れた医薬品が生まれた場合にこれを評価する必要があるとしても、そうした画期性や有用性の高さが認められなくとも新薬創出等加算の対象となるため、イノベーションの適正な評価という観点からも問題が大きい仕組みとなっている。

●新薬創出加算の要件

- ① 薬価収載後15年以内で、かつ後発品が収載されていないこと。
- ② 市場実勢価格と**薬価との乖離が、薬価収載されている全医薬品の平均を超えない**こと
- ③ 厚生労働省による開発要請品目又は公募品目について開発に向けた取組を行う企業が製造販売するもの、又は「**真に医療の質の向上に貢献する医薬品**」の研究開発を行う企業が製造販売するもの。
- ④ 再算定対象品でないこと。

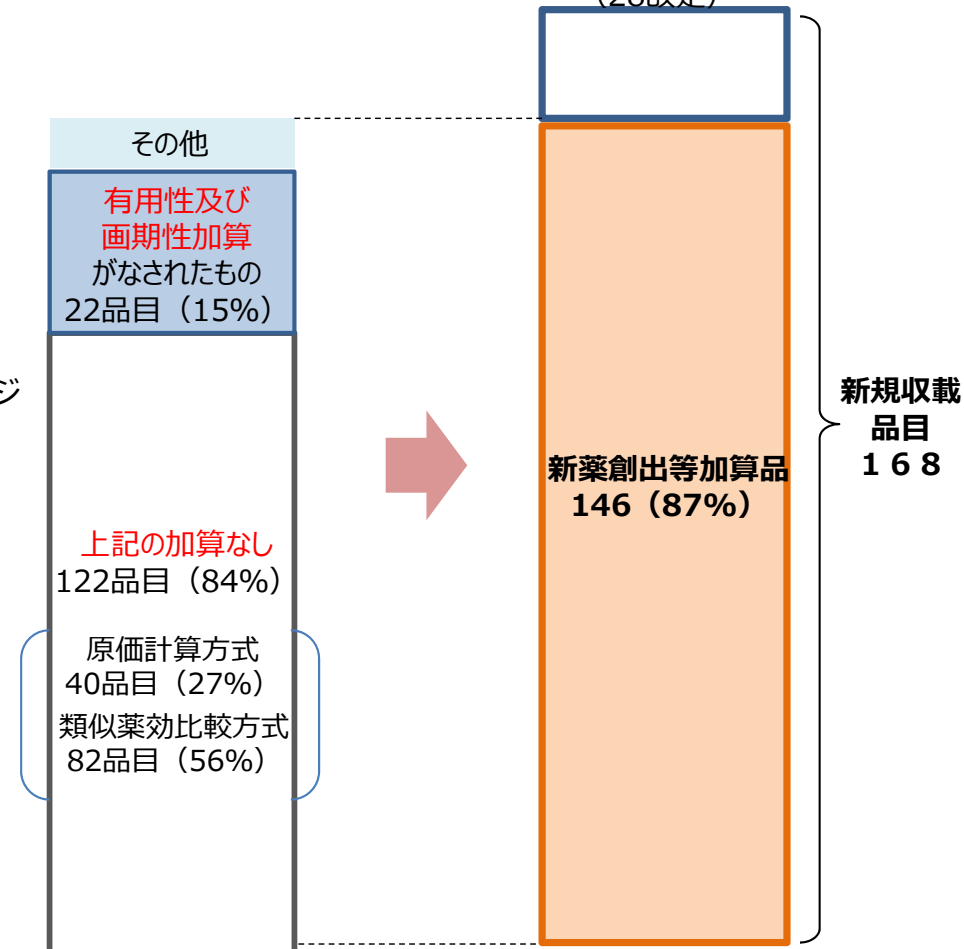
◆新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる医薬品の薬価推移のイメージ



◆26～28改定時の収載品目の場合

薬価算定時の評価

新薬創出等加算の有無
(28改定)

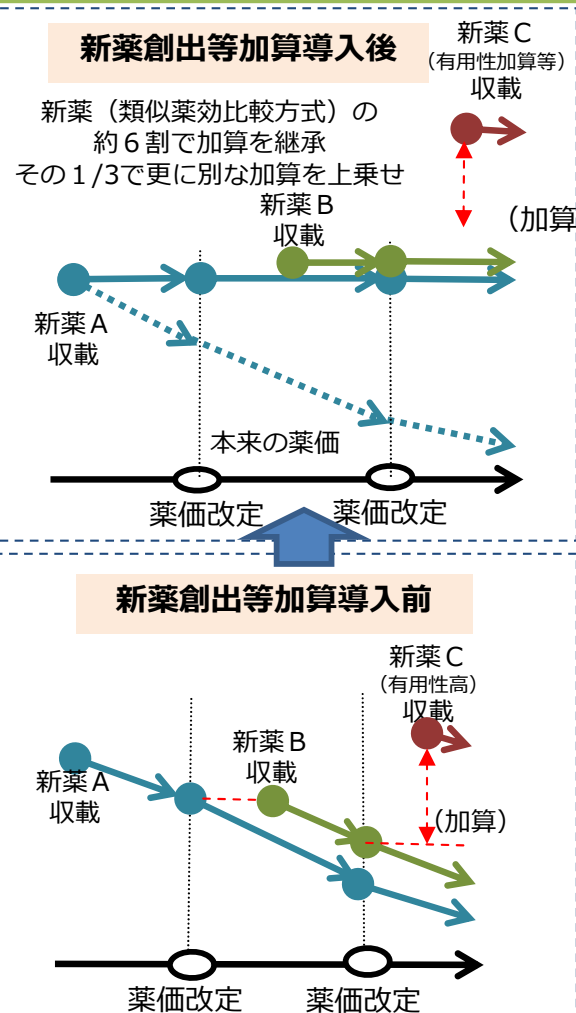


(出所) 厚労省資料

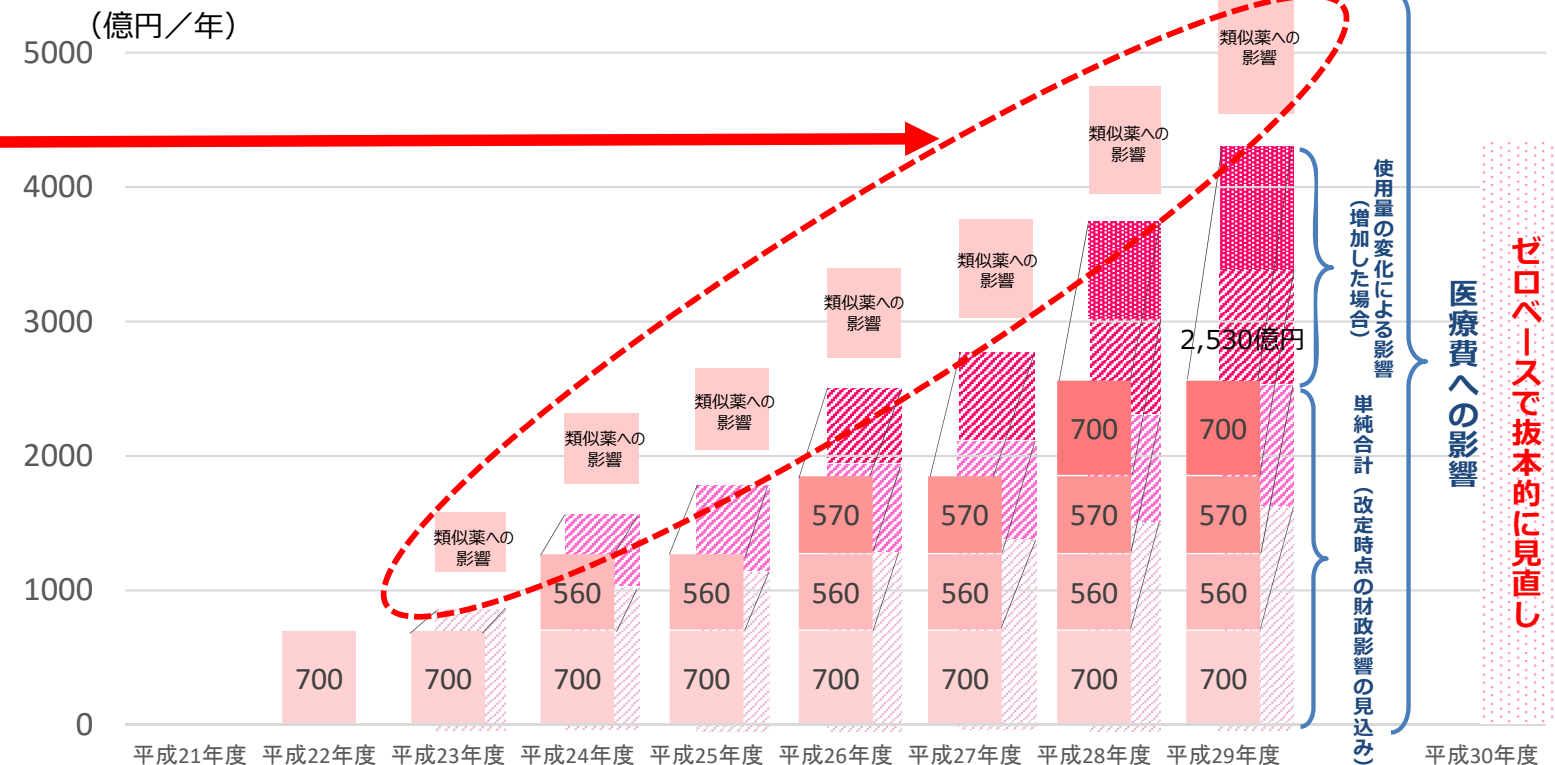
新薬創出等加算のゼロベースでの抜本的見直し②

資料Ⅱ－1－17

【論点】単年度の国民負担は、22年度以降、薬価改定で試行が継続するたびに追加。現在、新薬創出等加算の財政影響は単純計算で2,530億円/年であり、これに加えて改定後の薬剤使用量の変化や類似薬効比較方式による他の医薬品の薬価引き上げを通じた影響も生じている。



◆ 新薬創出等加算による財政影響



＋

研究開発税制 764億円（平成27年度）
補助金（例：医療分野の研究開発(AMED) 204億円（平成29年度））

（出所）研究開発税制による減税額は平成29年4月11日社会保障WG提出資料、健康・医療戦略推進本部HPより。

【改革の方向性】（案）

- 現行の新薬創出等加算制度は廃止すべき。薬価改定時の加算制度を何らかの形で存続する場合には、十分に国民負担を軽減しつつイノベーションの促進につながるよう、他の医薬品にない画期性や有用性の高さを根拠に薬価算定時に相応の加算が認められた医薬品に対象を絞り込むべき。
- これまでになされた加算についても速やかに薬価を引き下げ、解消していくべき。

【論点】

- 新規の医薬品等について、既存の医薬品等と比べて、効果と費用がどの程度変化するかを分析し、「効果に比べてどの程度費用が高くなるか」「公的保険として受け入れ可能な水準か」等を評価する「費用対効果評価」が30年度から制度化。医薬品の価格設定への反映方法等を年末までに決定することとされる。
- 新たな医薬品の保険償還価格は、市場価格がないため、一定の算定式に基づいて計算されるが、例えば、「原価計算方式」について、企業の提出した「原価」に営業利益分などを積み上げて価格設定されるものであり、輸入医薬品の場合には企業間の輸出入価格がそのまま「原価」とされるなど、価格水準の妥当性は明らかではない。

◆ 新薬の価格算定方法(原価計算方式の場合)

製品製造（輸入）原価

（論点）

【国内製造の場合】

【輸入品の場合】

原材料費

労務費

製造経費

輸入価格

- ・原価の算定根拠・内訳は非開示
- ・輸入価格は企業間取引価格を使用

+

販売費・研究費等

一般管理販売比率（※）45.9%が上限

- ・算定根拠・内訳は非開示

+

営業利益

営業利益率（※）14.6%に、革新性等に応じて-50% ~ +100%の補正

- ・高い営業利益率（製造業平均6.6%）

+

流通経費・消費税

||

薬価（※※）

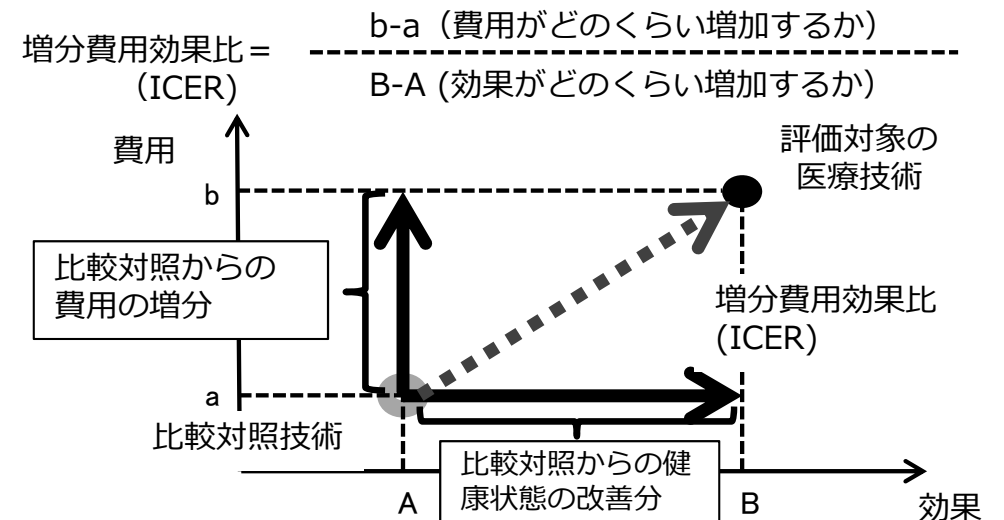
費用対効果が「悪い」場合、引き下げ

※ 製造業者出荷価格(原価+販売費・研究費+営業利益)に占める割合。製薬企業の平均値。

※※ 要件を満たす場合に外国平均価格調整がなされる。

費用対効果評価

- ① 比較対照からの「効果の増分」と「費用の増分」から、これまでの治療と比べた効果を1単位上げるのにかかる費用(ICER)を計算



(出典) 平成25年2月27日中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会 福田参考人提出資料

- ② ICERが公的保険として受入れ可能な水準か、社会的・倫理的側面等も踏まえて総合評価(「アプレイザル」)

評価結果(費用対効果が「良い」か「悪い」か)

【改革の方向性】(案)

- 原価計算方式で算定された医薬品は費用対効果評価を義務付け、費用対効果が「悪い」ものについては、薬価全体について公的保険として償還可能な価格まで引き下げる仕組みとすべき。
- 類似薬効比較方式で算定された医薬品についても、補正加算が付される場合には費用対効果評価を義務付け、その結果に応じて薬価を引き下げるべき。

【論点】

- 地域医療構想や基準病床制度により、病床については一定の規制を行う仕組みが整備されつつある。一方、診療所や医師の配置、高額医療機器への設備投資、介護の在宅サービスについては、提供体制をコントロールする仕組みがない。
- このうち外来医療に関しては、高齢化に伴い複数疾患をもつ患者等を総合的・継続的に診療する専門的知見・能力が重要となるが、こうした観点からの医師養成は進んでいない。

	病床		外来医療 ・診療所 ・医師配置	高額 医療機器	介護サービス 事業者 介護施設
	基準病床制度 年齢階級別人口等を基に 算定した基準病床を 地域の病床の上限とする	地域医療構想 高度急性期～慢性期までの 医療機能ごとに需要を推 計、これに沿って 病床の機能分化・連携			
医療法 医療機関の 開設・管理 (都道府県知事)	(公的医療機関等) 病床過剰地域での 病院開設・増床の不許可	(公的医療機関等) 過剰な病床機能への 転換等に関して、命令 など	なし 自由開業 自由標榜	なし	(介護施設) 総量規制 ※ 計画に定める定員数 を超える場合、指定 等をしないことができ る。
	(民間医療機関) 病床過剰地域での 病院開設・増床に関して 要請／勧告	(民間医療機関) 過剰な病床機能への転換等 に関して、要請／勧告 など			(地域密着型 サービス) 公募制
健康保険法等 医療保険の 給付対象範囲 (厚生労働大臣)	(民間医療機関) 上記勧告を受けた場合、 厚生労働大臣は 保険医療機関の指定を しないことができる	なし			(在宅サービス) なし

【改革の方向性】（案）

- 診療所や医師数、高額医療機器など病床以外の医療資源に関しても、医療費の増加を抑制しつつ、診療科や地域ごとの偏在を是正し、限られた医療資源の中で適切かつ効率的な医療提供体制を構築していく観点から、その配置に係る実効的なコントロールが必要であり、その在り方について早期に議論を進めるべき。
- 来年度以降養成が開始される「総合診療専門医」について、必要な養成数を確保し、速やかな養成を進めるべき。

【論点】

- 病院への紹介状なしの外来受診が依然として多いなど、「かかりつけ医」の普及や外来の機能分化は十分に進展していない。
- 現在、導入されている「紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担」は、すべて病院の追加収入となるため、大病院への外来受診を抑制するために患者には定額負担を求めながら、医療機関側にとっては外来診療による収入増を与えるものとなっている。このため、制度としても整合性がなく、保険財政にも寄与しない。
- また、かかりつけ医の普及や、国民皆保険制度を維持していく観点を踏まえ、かかりつけ医以外を受診した場合について、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担の導入に向けて取り組んで行く必要。

○ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

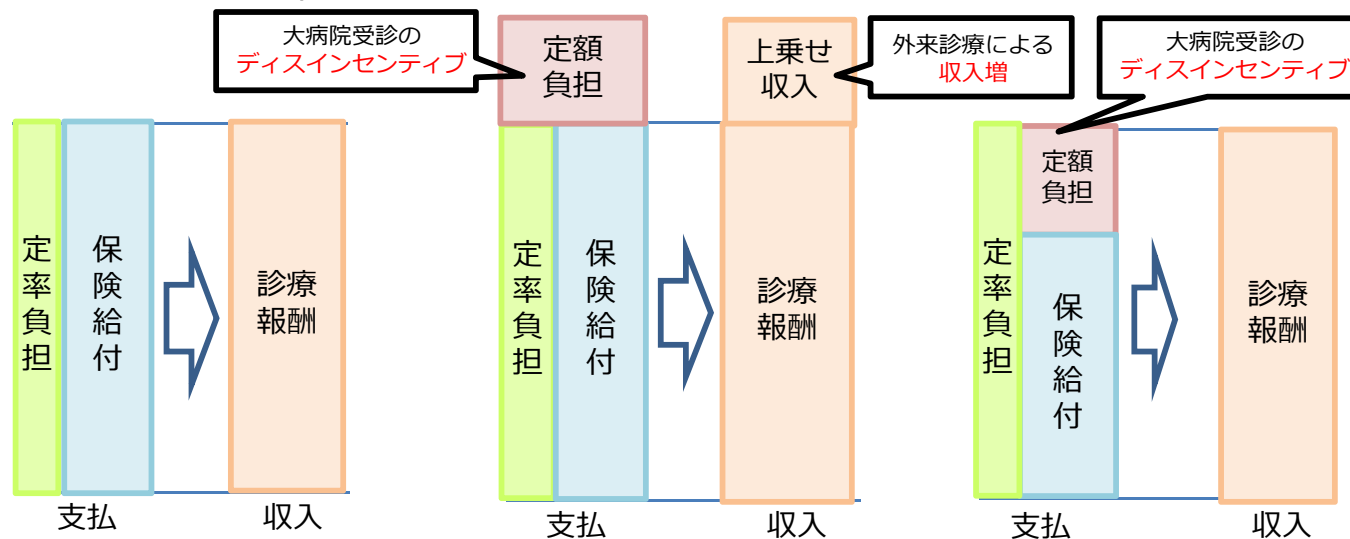
保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、平成28年度から一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を責務とする。

- ① 特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、現行の選定療養の下で、定額の徴収を責務とする。
- ② 定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、初診については5,000円（歯科は3,000円）、再診については2,500円（歯科は1,500円）とする。

通常の受診（現行）

選定療養による受診時定額負担（現行）

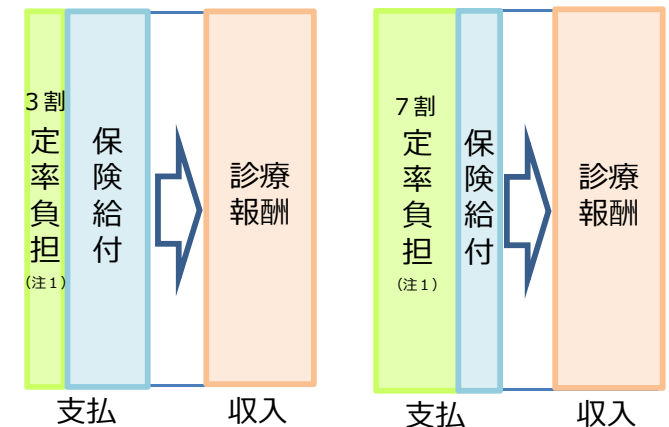
受診時定額負担（案）



フランスの制度

かかりつけ医を受診

かかりつけ医以外を受診（紹介状なし）（注2）



（注）婦人科医、眼科医、精神科医は対象外。また、5歳未満児童の受診も対象外。

【改革の方向性】（案）

- かかりつけ医の普及に向けて、現行の選定療養による定額負担について、まずは病院・診療所の機能分化を適切に進めていく観点から、診療報酬への上乗せ収入とはせず、診療報酬の中で定額負担を求める仕組みとし、あわせて保険財政の負担軽減につながるよう仕組みを見直すべき。
- かかりつけ医機能のあり方について、速やかに検討を進めるとともに、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入に向けて検討を進めるべき。

【論点】

- 高額・有効な医薬品を公的保険に取り込みつつ、持続可能性を確保していく必要。
- 市販品と同一の有効成分の医薬品でも、医療機関で処方されれば、自ら市販品を求めるよりも大幅に低い負担で入手が可能。セルフメディケーションの推進に逆行し、公平性も損ねている。
- なお、諸外国では、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や、一定額までの全額自己負担など、薬剤の負担については技術料とは異なる仕組みが設けられている。

美容クリームより処方薬？

美容には、何万円もする高級クリームよりも、医療用医薬品「ヒルドイド」がいい——。

ここ数年、女性誌やウェブに、こんな特集記事が続々と出る。保湿効果があるヒルドイドは、医師が必要だと判断した場合のみ処方されるが、雑誌には「娘に処方してもらったものを自分に塗ったらしっとり」といった体験談も載る。

ソフト軟膏タイプの50g入りで1185円。保険がきくので、患者負担は現役世代なら3割の350円余り、子どもなら自治体によっては無料になる。東京都内の40代の開業医は「患者に『多めに出して欲しい』と言われれば、出さざるを得ない」と話す。（朝日新聞 29年8月31日 朝刊）

◆ 薬剤自己負担の国際比較

日本	原則3割＋高額療養費制度（技術料も含む実効負担率：15%） （義務教育就学前：2割、70～74歳：2割、75歳以上：1割）
ドイツ	10%定率負担（各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ） （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担
フランス	薬剤の種類時応じて自己負担割合を設定（加重平均した自己負担率34%） 抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品：0% 一般薬剤：35% 胃薬等：70% 有用度の低いと判断された薬剤：85% ビタミン剤や強壮剤：100% （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担
スウェーデン	900クローナまでは全額自己負担、より高額な薬剤についても一定の自己負担割合を設定 （注）上限は年間2,200クローナ

◆ 市販品（OTC医薬品）と医療用医薬品の比較

種類	医療用医薬品					OTC医薬品	
	医療費	銘柄	薬価	3割負担 （現役）	1割負担 （高齢者）	銘柄	価格
湿布	1,500億円程度	AA	120円	36円	12円	A	1,008円
ビタミン剤	1,100億円程度	BB	300円	90円	30円	B	1,620円
漢方薬	800億円程度	CC	170円	51円	17円	C	1,296円
皮膚保湿剤	500億円程度	DD	1,180円	354円	118円	D	2,634円

- ※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることには留意が必要。
- ※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。
- ※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。
- ※4 医療費の金額は、平成26年度における、各薬剤分類の入院、外来別の上位30品目の売上金額である。

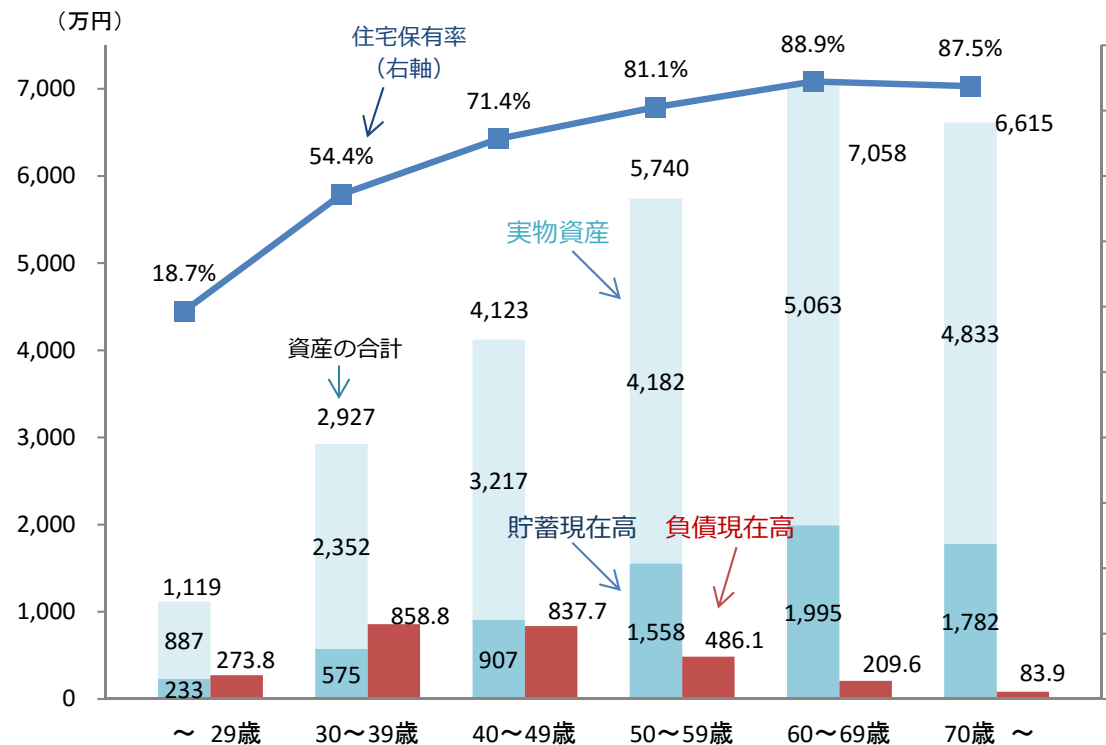
【改革の方向性】（案）

- 薬剤自己負担の引上げについて、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や一定額までの全額自己負担といった諸外国の例も参考としつつ、市販品と医療用医薬品とのバランス、リスクに応じた自己負担の観点等を踏まえ、速やかに具体的内容を検討し、実施すべき。

【論点】

- 高齢者は、現役と比べて、平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある。しかし、（介護保険における補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。
- 預金口座への任意付番・預金情報の照会を可能とする改正マイナンバー法が来年から施行予定。

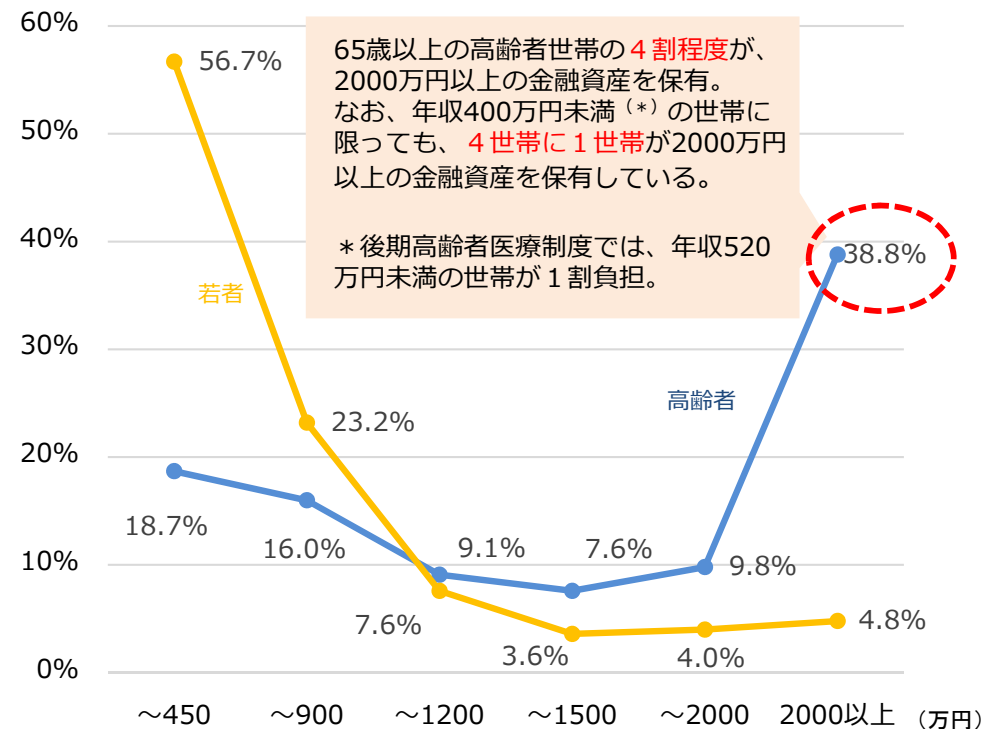
＜世帯主の年齢階級別資産残高＞



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。

(注) 総世帯。資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

＜高齢者世帯・若者世帯の貯蓄現在高＞



65歳以上の高齢者世帯の4割程度が、2000万円以上の金融資産を保有。なお、年収400万円未満(*)の世帯に限っても、4世帯に1世帯が2000万円以上の金融資産を保有している。

* 後期高齢者医療制度では、年収520万円未満の世帯が1割負担。

(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。

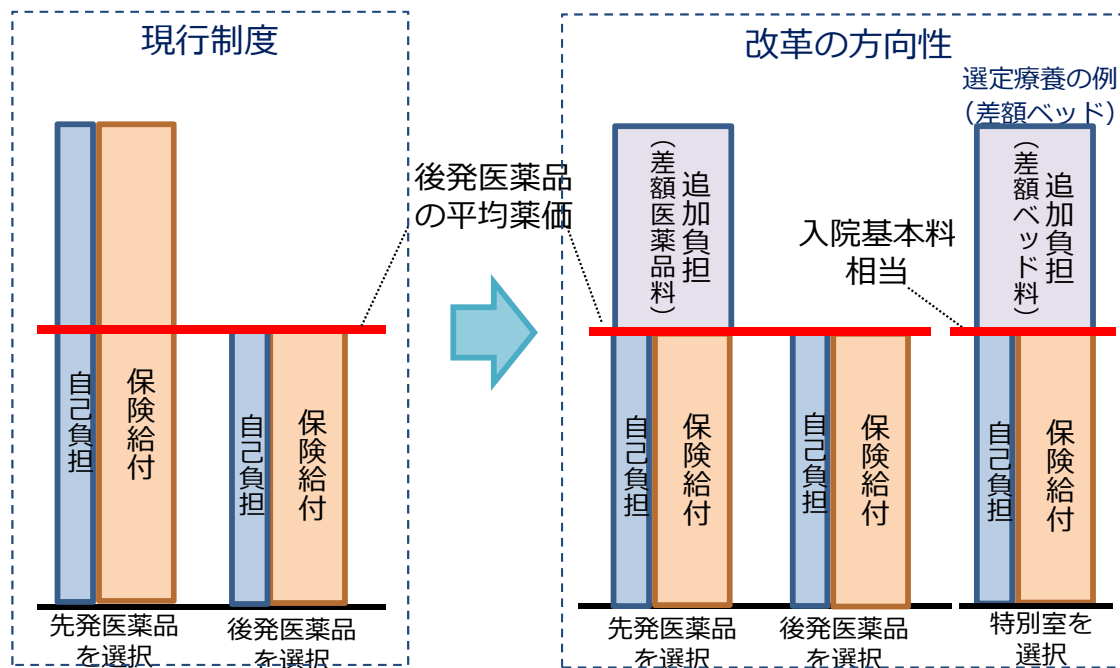
(注) 高齢者は65歳以上の夫婦のみの世帯、若年は世帯主40歳未満の世帯。

【改革の方向性】（案）

- まずは、現行制度の下での取組として、入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、補足給付と同様の仕組みを適用すべき。
- さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

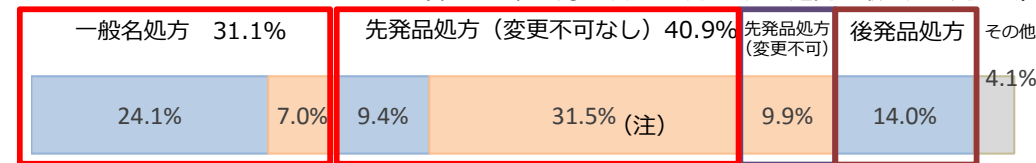
【論点】

- 平成32年度末までに後発医薬品の使用割合を80%とする目標が閣議決定され、その歳出削減効果は来年度からの全都道府県の医療費適正化計画に織り込まれる予定。
- 他方、後発医薬品が使用されないのは患者の意向によるケースが多い。
- 後発医薬品の使用割合を更に高めていく上では、これまでの措置の拡充・強化に加え、患者により働きかける施策が必要。また、後発医薬品の使用割合が7割近くまで上昇し、多くの方が後発医薬品を選択している中、公平性にも配慮する観点からも、保険給付は後発医薬品の平均価格を基準とすべきではないか。



◆ 処方箋の記載と対応状況

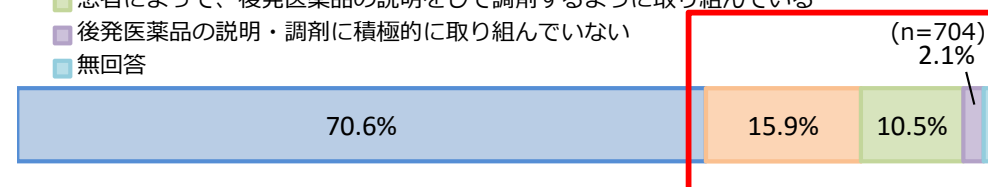
(平成28年10月16日～22日までの1週間の取り扱い処方箋)



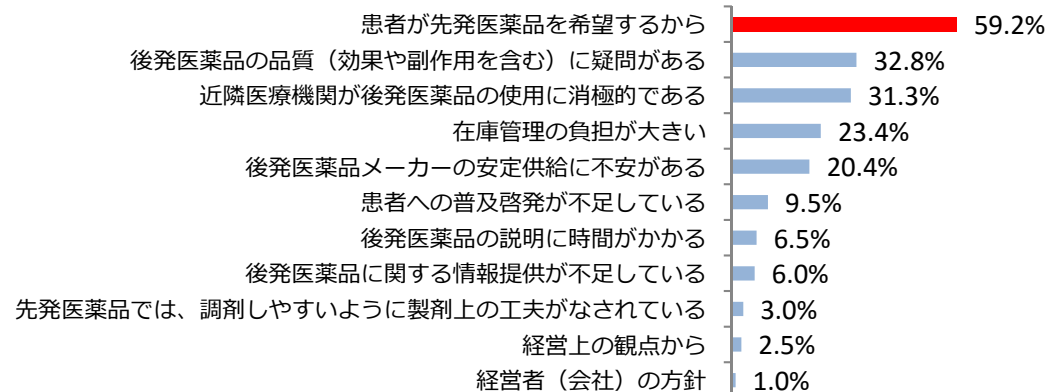
先発品を調剤 後発品を調剤 (注) うち15.2%は後発品が薬価収載されていないケース

◆ 保険薬局の後発医薬品の調剤に関する考え

- 全般的に、積極的に後発医薬品の説明をして調剤するよう取り組んでいる
- 薬の種類によって、後発医薬品の説明をして調剤するように取り組んでいる
- 患者によって、後発医薬品の説明をして調剤するように取り組んでいる
- 後発医薬品の説明・調剤に積極的に取り組んでいない
- 無回答



◆ あまり積極的には調剤しない理由(複数回答)



(出所) 「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査報告書(平成28年度調査)」
(中央社会保険医療協議会 診療報酬改定結果検証部会)

【改革の方向性】(案)

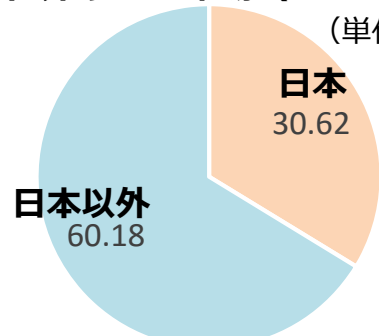
- 選定療養の仕組みも参考に、後発品の平均価格を超える部分については、原則、自己負担で賄う仕組みを導入すべき。

【論点】

- 生活習慣病治療薬等の処方、臨床上の知見を踏まえつつ、性・年齢、進行度、副作用のリスク等に応じて、基本的には個々の患者ごとに医師が判断すべきものであるが、例えば、高血圧薬については、我が国では高価なARB系が多く処方されている。

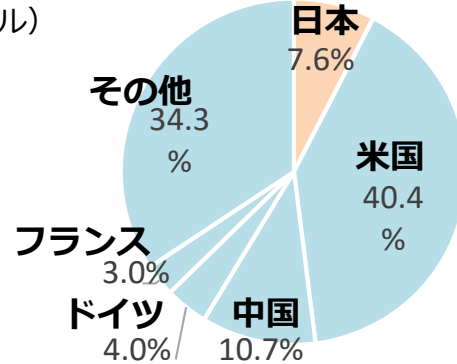
◆世界のARB市場（2016年）

（単位：億ドル）



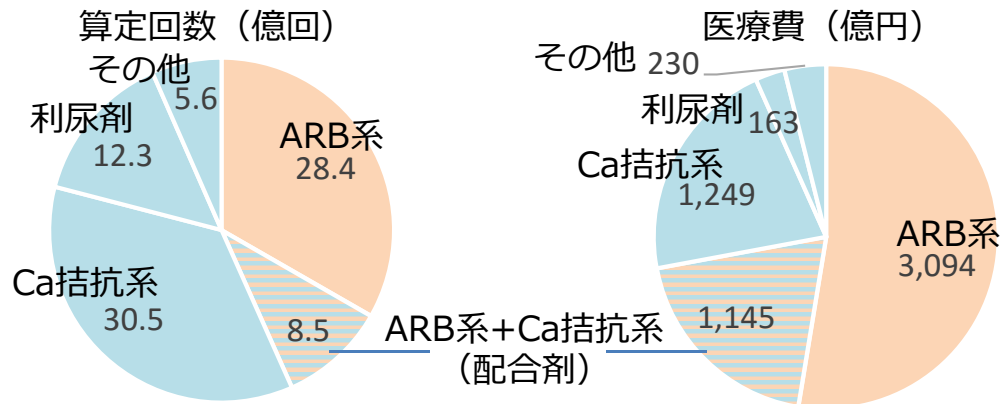
（出典）研ファーマ・ブレン発行「NEW Pharma Future」（2017年1-2月号）
（注）先発品。なお、ミカルディス（ベーリンガー・インゲルハイム）の世界売上げについては、2015年の実績。

◆世界の医薬品市場シェア（2015年）



（出典）厚労省資料

◆我が国の高血圧治療薬の内訳（2014年度）



（出所）厚生労働省 第1回NDBオープンデータ（対象期間：平成26年4月～平成27年3月）
（注）該当期間の入院、入院外、調剤における「血圧降下剤」「血管拡張剤」「利尿剤」の薬効分類の医薬品（効能・効果に高血圧が含まれないものを除く）の算定回数（それぞれの上位30品目）を基礎に作成

<高血圧薬の使用に関するガイドライン>

日本

【STEP 1】

ACE、ARB、Ca拮抗剤、
サイアザイド利尿剤のいずれか

【STEP 2】（以下の組み合わせいずれか）

（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）
（ACE又はARB）＋（サイアザイド利尿剤）
（Ca拮抗剤）＋（サイアザイド利尿剤）

【STEP 3】

・（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）＋（サイアザイド利尿剤）

【STEP 4】

・（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）＋（サイアザイド利尿剤）＋

・β²阻害剤
・サイアザイド利尿剤の追加
・α¹阻害剤

イギリス

【STEP 1】

55歳以上（全人種）

→Ca拮抗剤

55歳未満（アフリカ系、カリブ系を除く）

→ACE（副作用等がある場合にはARB）

【STEP 2】

・（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）

【STEP 3】

・（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）＋（サイアザイド利尿剤）

【STEP 4】

・（ACE又はARB）＋（Ca拮抗剤）＋（サイアザイド利尿剤）＋

・β²阻害剤
・サイアザイド利尿剤の追加
・α¹阻害剤

<代表的な治療薬の一日薬価>

ACE系	タナトリル錠（10mg）	123.60円
ARB系	ディオバン錠（80mg）	109.10円
Ca拮抗系	アムロジン錠（5mg）	53.30円
サイアザイド系利尿薬系	ヒドロクロロチアジド錠（100mg）	22.40円

【改革の方向性】（案）

- 薬剤の効率的かつ適正な使用の推進の観点から、生活習慣病治療薬等について、臨床上の有効性・安全性を前提としつつ、経済的な観点も踏まえた医薬品選択のガイドラインを策定すべき。
- 併せて、生活習慣病治療薬等の適切な処方を進めるための診療報酬上の対応の在り方を検討すべき。

【論点】

- 高齢者医療確保法第14条においては、医療費適正化の観点から地域ごとの診療報酬の定めを行いうることが規定されているが、平成18年の法律改正で規定されて以来、これまで実施例はなく、どのような内容の診療報酬の定めができるかについて、検討は進んでいない。
- また、地域ごとに異なる診療報酬の定めを行うことは、同条の規定に関わらず、厚生労働大臣の権限として実施が可能。介護報酬等においては1点当たりの単価は地域によって異なるなど、公定価格が全国一律ではない例もある。
- 平成30年度からの国保改革により、都道府県が、県内の医療費の水準や見通しを踏まえた保険料設定と住民への説明責任を負うこととなり、県内の医療提供体制の在り方と一体的な検討を行うこととなる。

全国一律（注）			全国一律	
診療報酬点数（厚生労働大臣告示）			1点あたり 単価 10円	
（例）	初診料	282点	×	（参考） ①介護報酬では地域によって1点単価で最大14%の差異が設けられている。 ②かつて診療報酬も地域別に単価が設定されていた。
	入院基本料（7：1）	1,591点		
	調剤基本料 1	41点		
			=	医療費

（注）入院基本料への地域加算（都市部に加算）など、例外的に地域ごとに異なる取扱いもある。

◆ 医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の活用（考えられる例）

- 医療費の伸びが高く住民の保険料負担が過重となる場合における診療報酬1点単価の調整
- 入院医療費の地域差是正等の観点からの、特定の病床が過剰な地域における当該入院基本料単価の引下げ
- 調剤業務の需要に見合わない供給増（薬剤師や薬局数の増加）が生じた場合の調剤技術料の引下げ

【改革の方向性】（案）

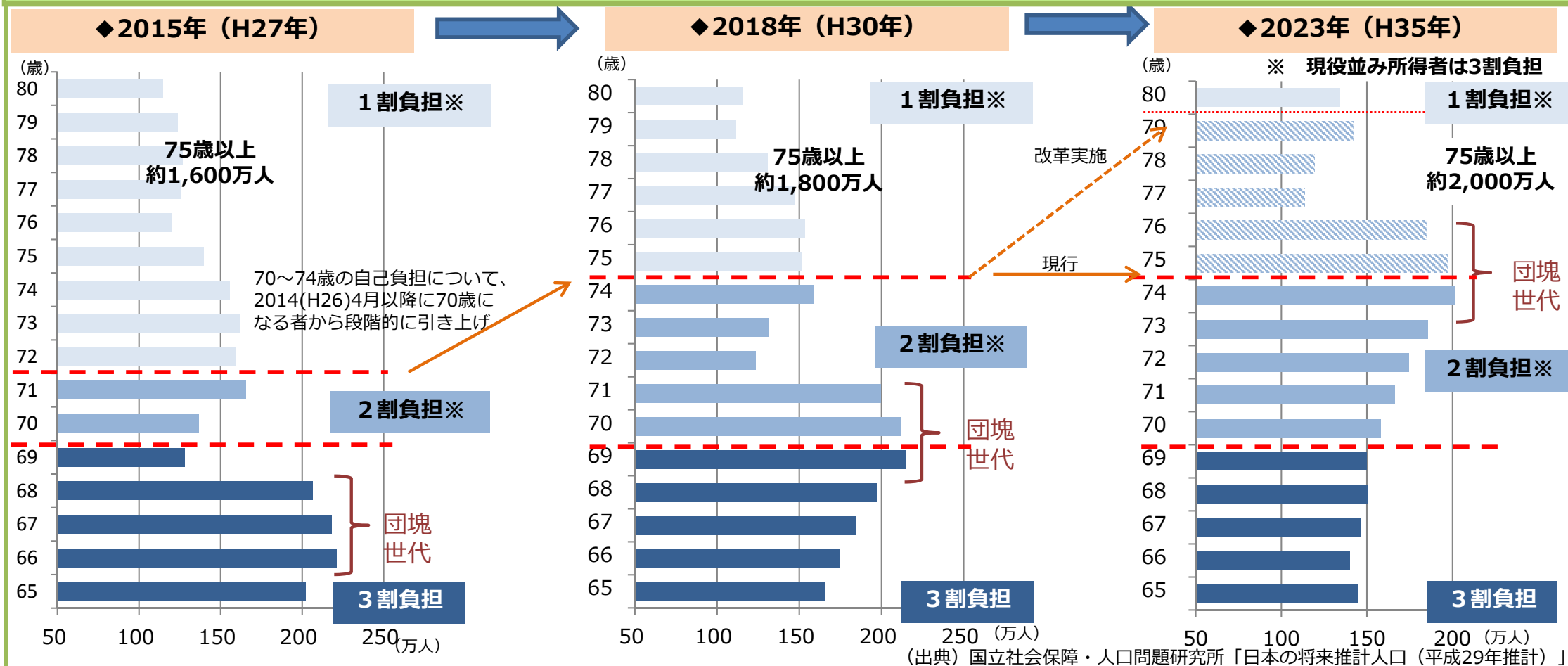
- 第2期医療費適正化計画の実績評価が行われる来年度から、都道府県における医療費適正化の取組みに資する実効的な手段を付与し、都道府県のガバナンスを強化する観点も踏まえ、医療費適正化に向けた地域別の診療報酬についてどのような活用が考えられるか、次期診療報酬改定において、具体的な方策を幅広く検討すべき。

医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方

資料Ⅱ－１－２６

【論点】

- 後期高齢者の定率の窓口負担は、現役世代よりも低い１割に軽減されている。他方、後期高齢者の人口は毎年増加。
- 平成30年度に74歳までの自己負担は２割となるが、31年度以降、75歳以上の自己負担について改革を実施しない場合、自己負担が１割となる対象者が毎年増加していく（５年間で約200万人増加）。



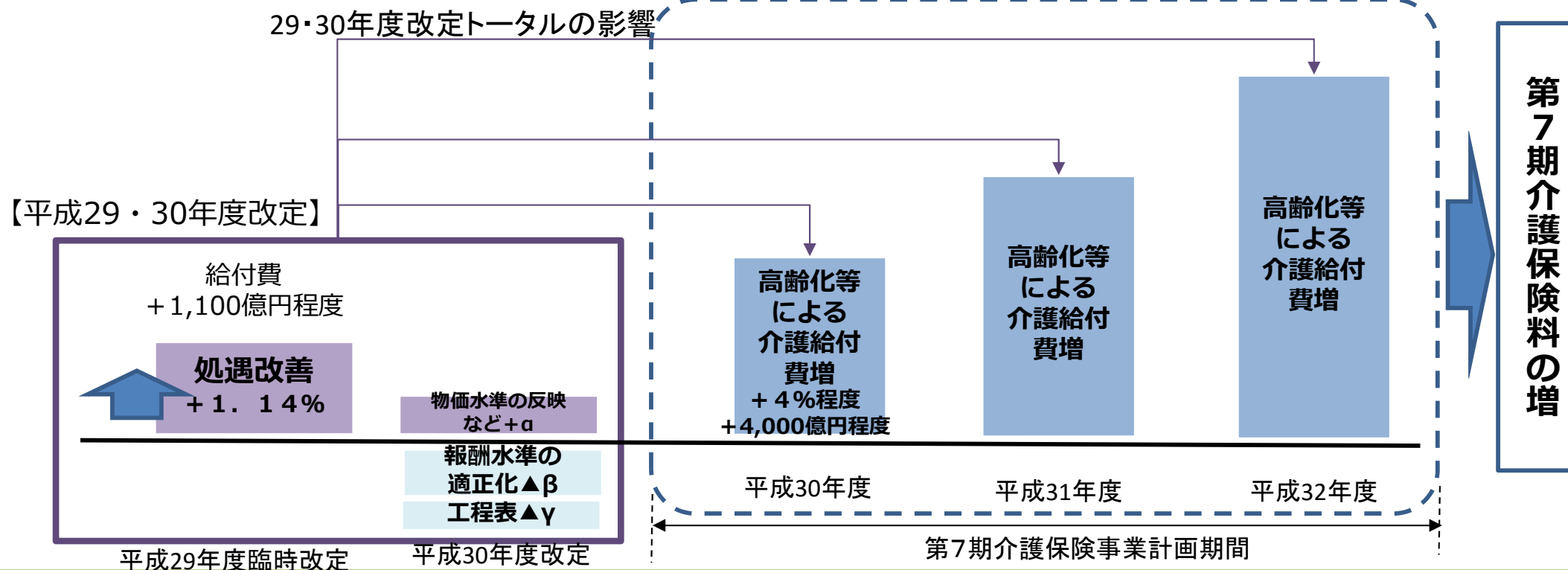
【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者数や医療費が毎年増加し、これを支える現役世代の保険料や税の負担が重くなっていく中、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、75歳以上の後期高齢者の自己負担について見直しを行う必要。
- 現在70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の２割への引き上げを、引き続き75歳以上についても延伸して実施し、2019（H31）年度以降に新たに75歳以上となる者について２割負担を維持すべき。また、2019（H31）年度時点で既に75歳以上となっている者については、数年かけて段階的に２割負担に引き上げるべき。
- これらの実施は31年4月からとなるため、早急に議論を開始すべき。

【論点】

- 介護保険料負担や介護サービスの利用者負担の伸びを極力抑制していく観点等から、これまでも報酬改定毎に、介護人材の処遇改善や質の高いサービスの評価と合わせて、介護事業者の経営状況を踏まえた報酬水準の適正化などを実施。
- 平成29年度には臨時の介護報酬改定により、+1.14%（給付費+1,100億円程度（満年度））の介護人材の処遇改善を先行して実施した一方、工程表に沿った見直しや報酬水準の適正化等は未実施となっている。
- 先行実施した+1.14%と平成30年度改定の合計が次期介護保険事業計画の保険料負担に直結することから、保険料負担の増を極力抑制する観点からは平成30年度改定においてマイナス改定が必要。

【平成30年度介護報酬改定のイメージ】



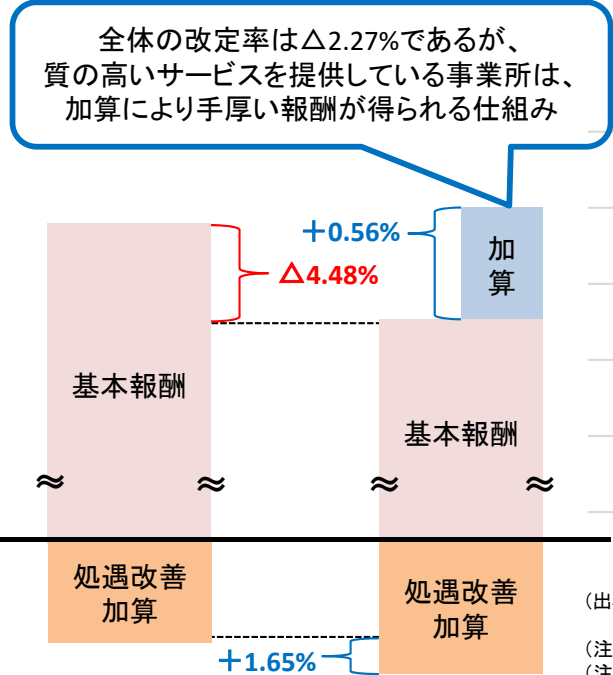
【改革の方向性】（案）

- 平成30年度においても高齡化等による介護保険給付費の伸びや保険料負担の増が想定される中で、29年度には+1.14%の臨時改定を先行実施しており、この先行実施した改定分の保険料負担の増を極力抑制する観点から、平成30年度改定において報酬水準の引き下げや工程表に沿った見直し等に取り組む必要。

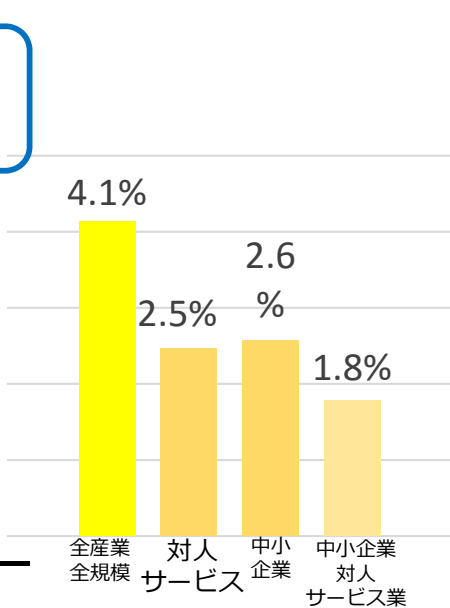
【論点】

- 介護サービス事業者の経営状況を見ると、サービスごとの収支差率においては、訪問介護や通所介護は良好な経営状況となっており、また、介護サービス全体で見ても中小企業の経営状況と比較して概ね良好な状況となっている。
- 平成27年度介護報酬改定においては、報酬水準の適正化に加えて質の高いサービスの評価も行っており、特養老人ホームにおいても、黒字施設は機能訓練や手厚い夜勤配置などの加算を算定している割合が高く、比較的良好な経営状況となっている。

【平成27年度介護報酬改定のイメージ】

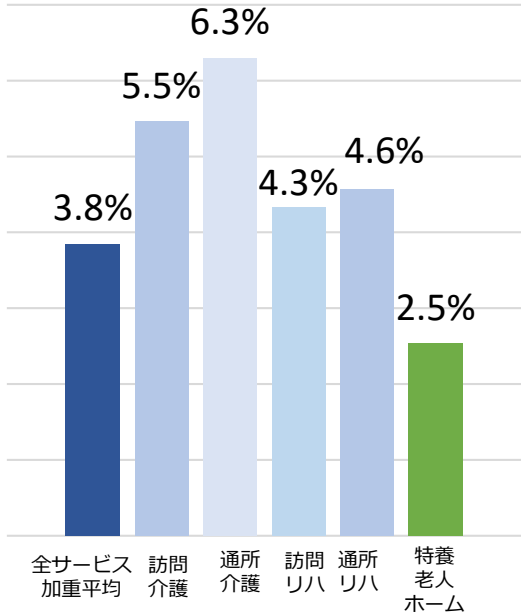


【法人企業統計における税引き前当期純利益率】



(出典)厚生労働省「平成28年度 介護事業経営概況調査」、「平成27年度 介護給付費等実態調査」
財務省「法人企業統計」、中小企業庁「中小企業実態基本調査」
(注1) 直近5年間の最大と最小を除いた税引前当期純利益率(税引前当期純利益/売上)の平均。
(注2) 「対人サービス業」は、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の合計。

【介護サービス事業者等の収支差率】



【特養（ユニット型）の経営状況（平成27年度）】

	黒字施設 n=1,319	赤字施設 n=617
入所者1人 1日当たり 活動収益(円)	13,532	13,254
サービス提供体制 強化加算(%)	48.1	48.9
個別機能訓練加算 (%)	45.6	37.0
夜勤職員配置加算 (%)	79.2	69.4
経常増減差額比率 (%)	8.8	▲7.5

(出典)独立行政法人 福祉医療機構
「平成28年度 施設・居住系サービス事業者運営状況調査」
(注) 経常増減差額比率とは、サービス活動による収益からその活動による費用と、支払利息等のサービス活動以外のための費用を控除した差額(経常増減差額)の収益に占める割合。

【改革の方向性】（案）

- 平成30年度介護報酬改定にあたっては、保険料の上昇や利用者負担をできる限り抑制していく観点から、中小企業の経営状況を踏まえ、収支差率が高いサービスについては適正化・効率化を行う必要。
- また、27年度改定の趣旨を踏まえれば、介護サービス事業者の経営状況の判断にあたっては、質の高いサービスを評価する加算を取得している事業者を基準とする必要があると考えられる。こうした加算を取得していない事業者の収支差率を含めて介護サービス事業者の経営状況を判断した場合、質の高いサービスへの移行を促進する方向性に逆行する。

【論点】 ※ 本年6月公表「平成29年度予算執行調査」資料は、45分以上の生活援助中心型が含まれていないため、今回、当該計数も含めて再集計。

- 訪問介護は、サービス内容に応じて「身体介護」と「生活援助」に区分され、このうち「生活援助」は、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」に「生活援助中心型」として、所定の報酬を算定することができることとされている。

(注1) 「生活援助中心型」を利用する場合の基本報酬は、20分以上45分未満：183単位、45分以上：225単位（1単位≒10円）とされているが、おおむね2時間以上の間隔を空けた場合には、それぞれの訪問ごとに所定の報酬を算定できる。

(注2) 日中・夜間を通じて、「生活援助」のみならず「身体介護」も含めて、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、実際の訪問回数にかかわらず、利用者の要介護度別に月当たりの基本報酬が固定されている。

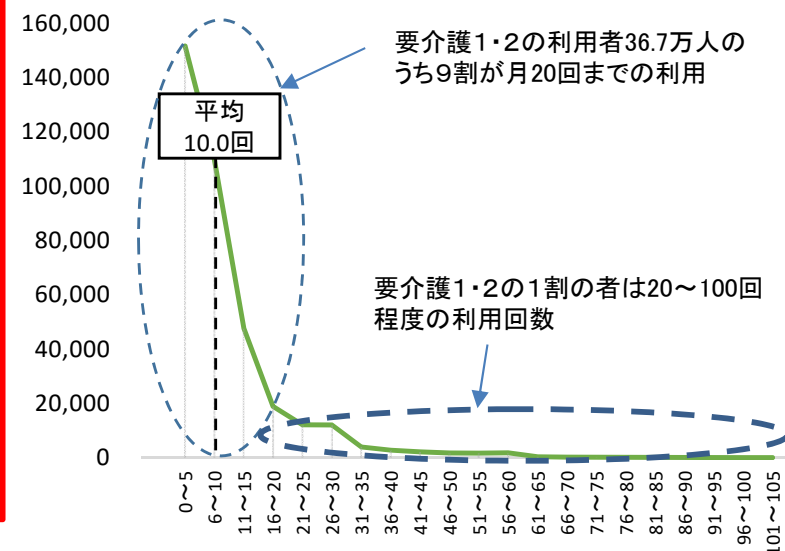
- 「生活援助中心型」の利用状況を調査したところ、1人当たりの平均利用回数は月10回程度となっているが、月31回以上の利用者が24,748人にのぼり、中には月100回を超えて利用されているケースも認められた。また、例えば、要介護1・2の者の場合、利用者の約9割は月20回までの利用であり、残り1割の利用者は月20回以上、中には100回以上の者がいるなど、全体として利用状況に大きなばらつきがあり、利用者の状態に沿った効率的なサービス提供が行われていない可能性がある。

訪問介護のうち「生活援助中心型」の利用状況(平成28年9月)

【要介護1・2の利用者の利用回数の分布】

利用者数	48万5,174人
うち月31回以上の利用者数	24,748人
平均利用回数	月10.6回
最高利用回数	月115回
平均単位数(1単位≒10円)	月2,309単位
最高単位数	月25,875単位
平均要介護度	1.96

利用回数多い利用者の「回数」と「要介護度」					
順位	利用回数	要介護度	順位	利用回数	要介護度
1	115	5	7	98	5
2	108	5	7	98	2
3	104	2	7	98	3
4	103	4	7	98	3
4	103	2	8	96	3
4	103	4	9	95	4
4	103	3	9	95	3
4	103	4	9	95	4
5	101	3	9	95	3
6	99	5	10	94	3
7	98	4	...	...	...



※ ケアマネジメントの質の向上に向けた先進的取組を行っていると思われる埼玉県和光市においては、

- ・平均利用回数：月6.8回
- ・最高利用回数：月33回

出所：厚生労働省「介護保険総合データベース(平成28年9月サービス実施、10月審査分)」

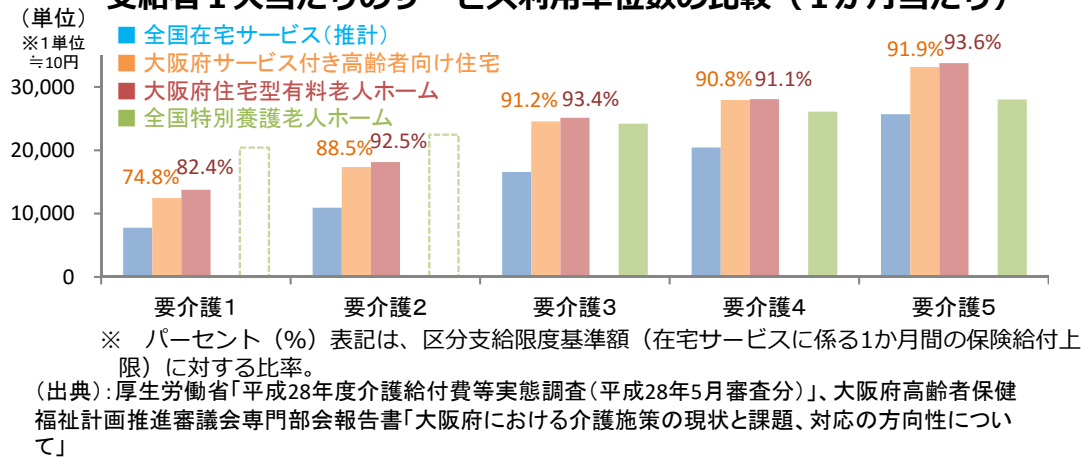
【改革の方向性】(案)

- 保険者機能の強化に向けた取組の一環として、例えば、一定の回数を超える生活援助サービスを行う場合には、多職種が参加する地域ケア会議等におけるケアプランの検証を要件とするなど、制度趣旨に沿った適切な利用の徹底を図るべき。
- また、一定の間隔を空ければ1日に複数回所定の報酬を算定可能な現行の報酬体系は、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題を抱えていることから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とのバランスも踏まえ、例えば、1日に算定可能な報酬の上限設定など、「身体介護」も含めて訪問介護の報酬の在り方を見直すべき。

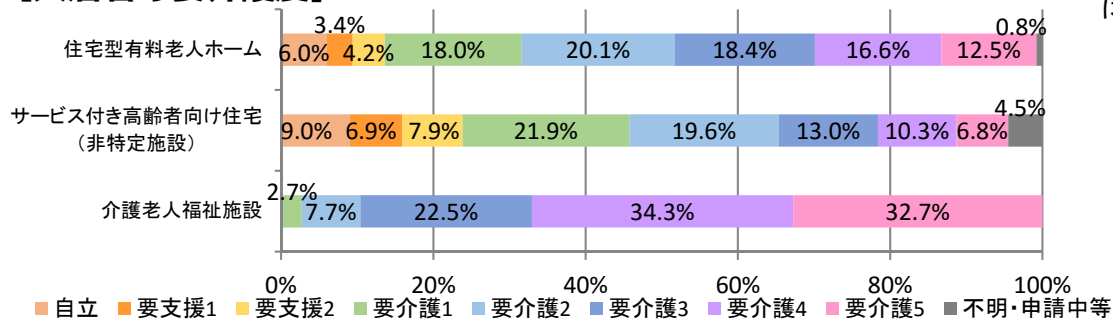
【論点】

- 大阪府の調査結果では、「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」においては、外部の在宅サービス利用に係る受給者１人当たり単位数が非常に高い傾向。
- 高齢者向け住まいの居住者にも要介護度が高い方が一定程度おり、介護サービス事業所が併設・隣接されているものが半数以上ある。その大半が同一グループの運営となっており、実質的に介護施設に近い性格を有しているものが多くあると考えられる。
- こうした高齢者向け住まいでは、訪問介護・通所介護サービスが出来高で提供されている一方、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型以外）の指定を受けている有料老人ホーム等については、１日当たりの費用が決まっている。

受給者１人当たりのサービス利用単位数の比較（１か月当たり）



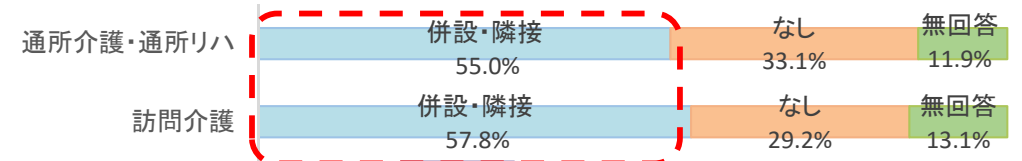
【入居者の要介護度】



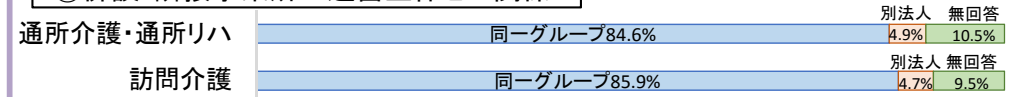
【サービス付き高齢者住宅（特定施設の指定なし）】

①介護サービス事業所の併設・隣接状況

※ 住宅型有料老人ホームについても、同様の傾向



②併設・隣接事業所の運営主体との関係



（出典）「平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）」

【特定施設入居者生活介護費】（外部サービス利用型以外）（１日につき）

特定施設入居者生活介護費は、有料老人ホームやそれに該当するサービス付き高齢者住宅などのうち、一定の人員・設備基準を満たして指定を受けた事業者が算定可能。

（単位数）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費	179	308	533	597	666	730	798

（参考）訪問介護サービス：生活援助20～45分未満183単位、身体介護 20分未満165単位

【改革の方向性】（案）

- 高齢者向け住まいに居住する者の在宅サービス利用については、必要以上にサービスが提供されないよう、例えば「特定施設入居者生活介護費」とのバランスも考慮し、報酬を算定できる回数の上限を設定するなどの対応を検討すべき。

【論点】

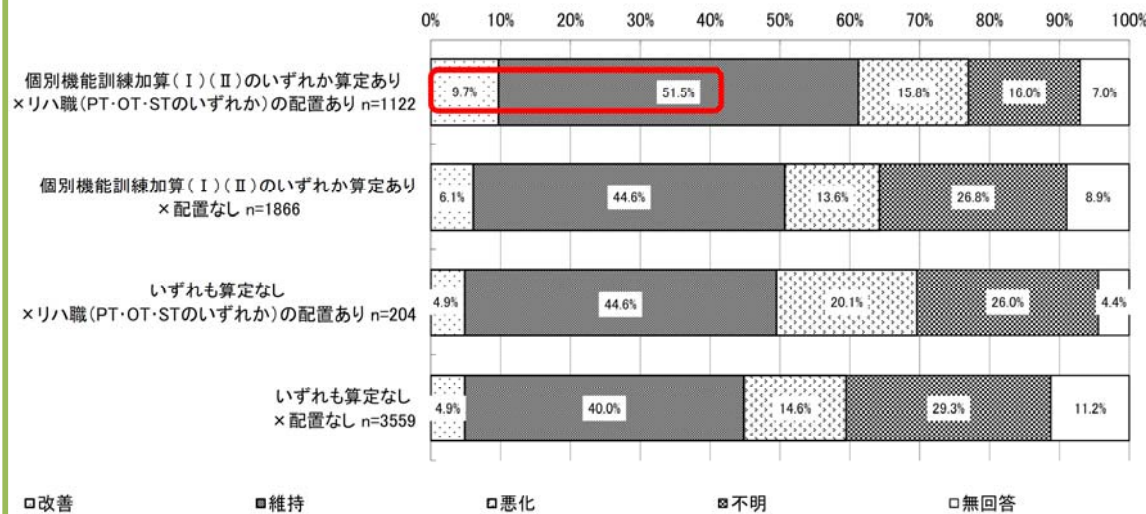
- 通所介護サービスを提供する事業所のうち、個別機能訓練加算※¹を取得し、リハ職（PT・OT・STなど）の配置を行っている事業所については、他の事業所と比べて、利用者の日常生活自立度の改善・維持率が高くなっている。
- 一方で、事業所の規模が小さいほど、個別機能訓練加算の取得率が低くなる一方で、サービス提供1回当たりの単位数は高くなる傾向にあり※²、規模が小さい事業所に通う利用者にとっては、機能訓練などの質の高いサービスを受ける割合が低いにもかかわらず、高い費用を支払う結果となっている。

※¹ 個別機能訓練加算（Ⅰ）46単位/日：生活意欲が増進されるよう、利用者による訓練項目の選択を援助。身体機能への働きかけを中心に行うもの。

個別機能訓練加算（Ⅱ）56単位/日：生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴できるようになりたい等）を設定。生活機能にバランスよく働きかけるもの。

※² 規模が小さいほど、サービス提供1回当たりの管理的経費が高いことが考慮され、基本報酬が高く設定されていることが要因と考えられる。

【通所介護の機能訓練による効果等】



（出典）平成29年6月21日 介護給付費分科会資料

通所介護の事業所規模別比較

（単位）
※1単位≒10円

	個別機能訓練加算取得事業所率※		1回当たり単位数 【平成27年度実績】 （1単位≒10円）
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	
小規模	12.7%	26.7%	783単位
通常規模	22.2%	32.7%	754単位
大規模Ⅰ	40.3%	41.3%	763単位
大規模Ⅱ	55.8%	42.5%	735単位

※ 「介護保険総合データベース（平成27年10月審査分）」から抽出した給付データを基に、同月中に1回でも加算を取得している事業所は、「加算取得事業所」と計上。

出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」、「介護保険総合データベース（平成27年10月審査分）」

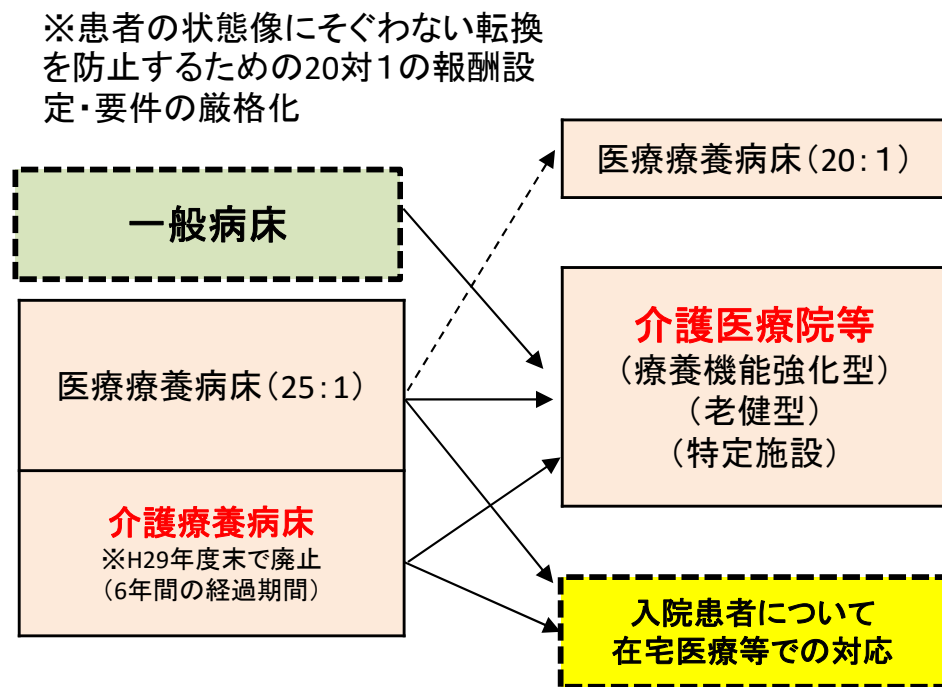
【改革の方向性】（案）

- 通所介護について機能訓練などの自立支援・重度化防止に向けた質の高いサービス提供がほとんど行われていないような場合には、事業所の規模にかかわらず、基本報酬の減算措置も含めた介護報酬の適正化を図るべき。

【論点】

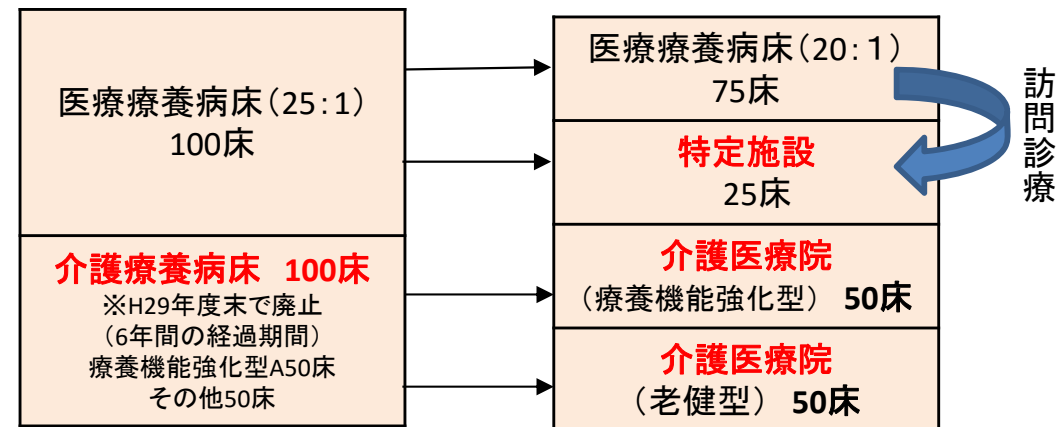
- 現行の介護療養病床は平成29年度末で廃止（経過措置あり）となり、新たな類型として介護医療院が設置され、これに合わせて地域医療構想の方向性に沿った療養病床の再編が行われていくこととなる。
- 一方で、再編にあたっては、①介護療養病床について、現行の療養機能強化型と老健施設並びの二つの類型へ転換、②25対1病床の一部を、より報酬の高い20対1病床へ転換する、といった動きがある。
- この場合、現行の報酬体系を前提として、一定の仮定の下に試算すると、再編後の医療費・介護費は変わらないか、かえって増加することもありえ、こうした転換例が多くなる場合、療養病床全体を在宅等への移行も含めて再編するとの地域医療構想の考え方とも整合的でなくなる可能性がある。

【本来目指すべき療養病床の転換の方向性(イメージ)】



※「在宅医療等」には、介護医療院以外の介護施設や高齢者向け住まいなども含まれる。

【療養病床の転換の一例】



【上記を基に現行の診療報酬・介護報酬を前提にした一定の仮定に基づく試算(入院基本料(基本単位)部分+訪問診療+医学管理料)(1月あたり)】

転換前：		転換後：	
・ 25対1病棟	3,600万円	・ 20対1病棟	3,200万円
・ 介護療養病棟	3,600万円	・ 特定施設入居者生活介護	500万円
療養機能強化型	1,860万円	・ 療養機能強化型	1,900万円
その他	1,780万円	・ 老健型	1,600万円
合計：7,200万円程度		合計：7,200万円程度	

※介護医療院のうち、療養機能強化型は、現行の療養機能強化型A、老健型は療養型老健・多床室の報酬水準を前提。

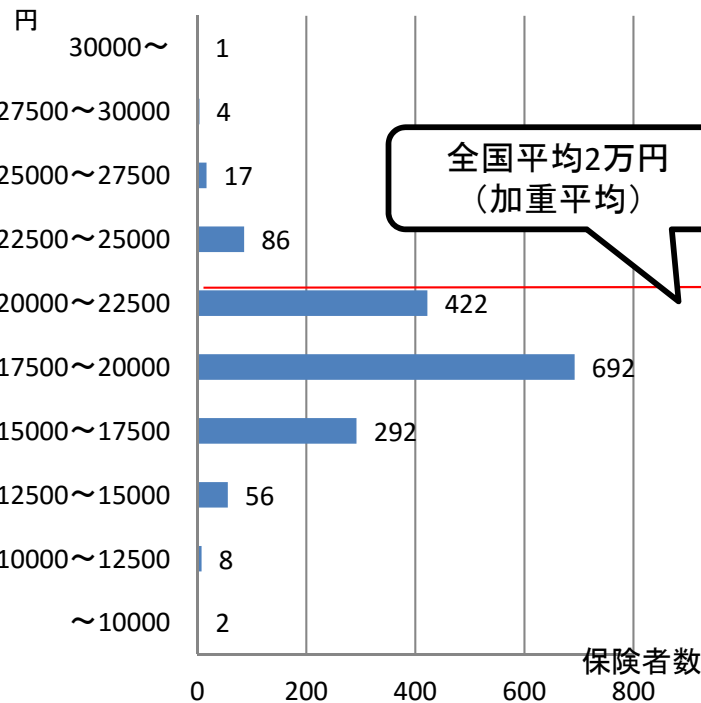
【改革の方向性】（案）

- 地域医療構想の方向性と整合的に療養病床の転換を進めるとともに、効率的な医療・介護サービスの提供体制を構築するため、患者の状態像にそぐわない20対1病床への転換の防止のための医療必要度の要件の厳格化等や、介護医療院について、人員配置や費用面での効率化が進むよう報酬・基準を設定するとともに、療養病床の入院患者のうち医療の必要度の低い患者については、在宅医療等での対応を進めるような改定内容とすることを検討すべき。

【論点】

- 介護サービスについては、性別・年齢（５歳階級別）や地域区分による単位の違いを調整した上でも、なお、被保険者一人当たり給付費には、大きな地域差が存在。
- 今後、こうした地域差を縮減する観点から、保険者機能を強化し、保険者による介護費の適正化に向けたインセンティブを強化することが必要。

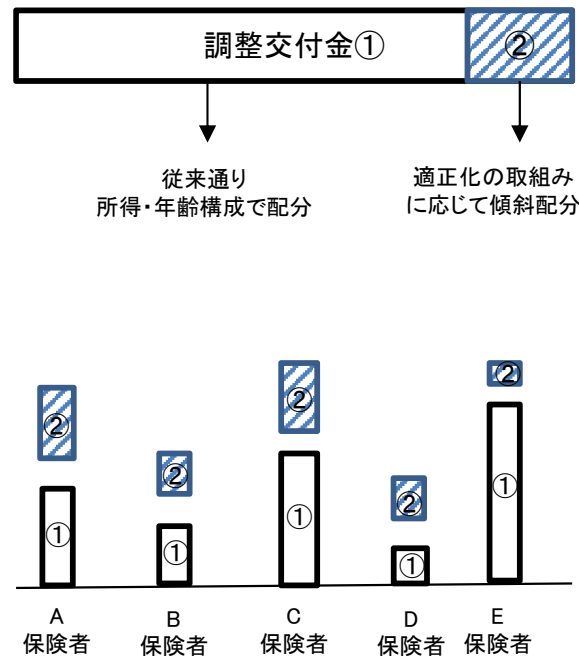
性・年齢・地域区分調整後1号被保険者
一人当たり給付費(月額)平成27年度



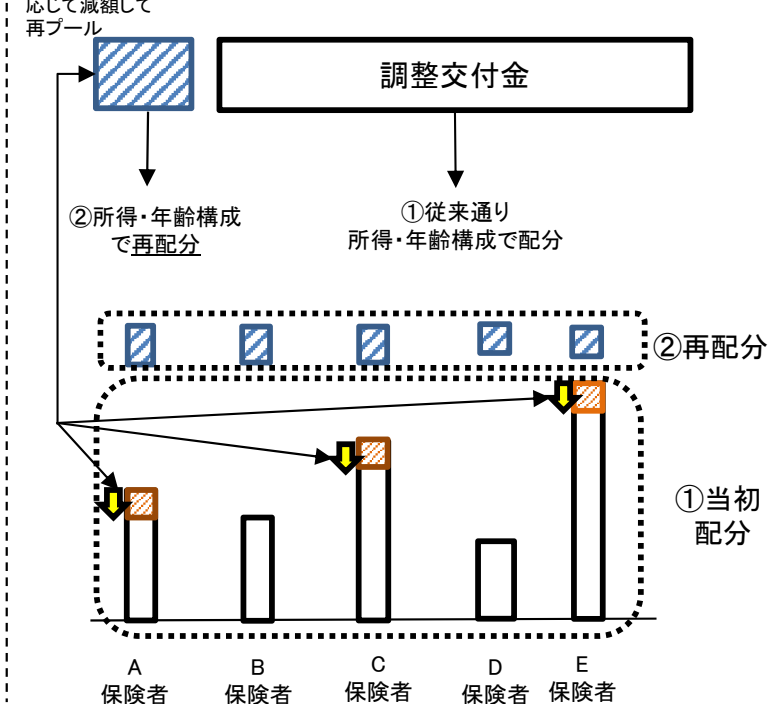
(出典)厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

【調整交付金の活用イメージ】

＜案①（別枠方式）：
調整交付金の一部を別枠にして配分＞



＜案②（再配分方式）：
取組に応じて減額した調整交付金を再配分＞

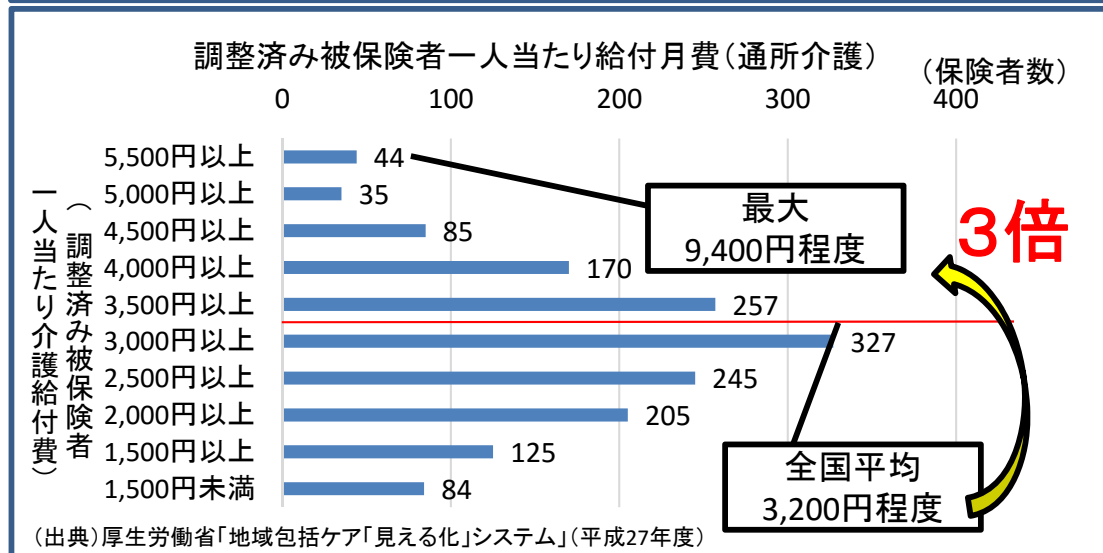
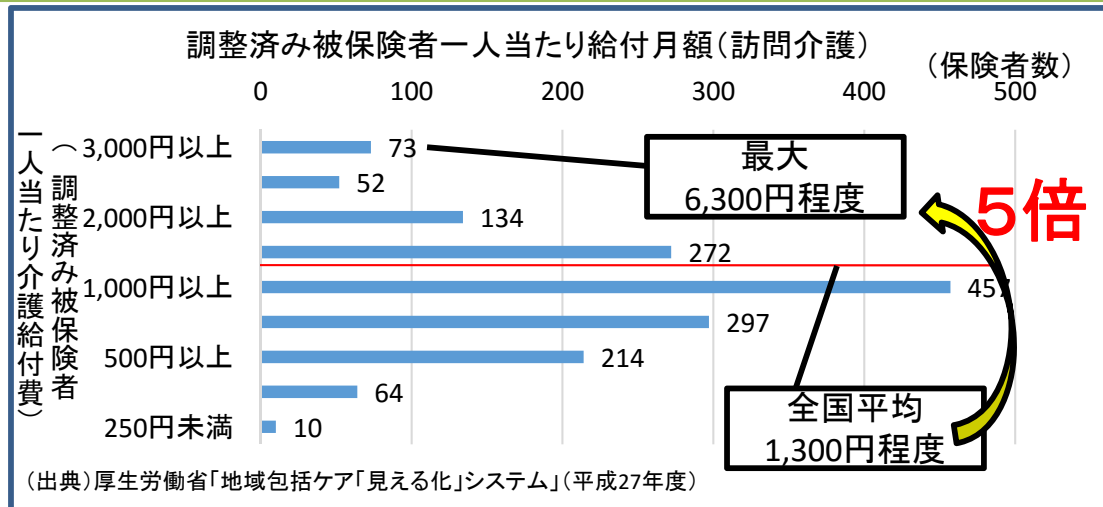


【改革の方向性】（案）

- 介護費の適正化などに向けた財政的なインセンティブとして、客観的な指標に基づき自治体に対して財政支援を行う新たな交付金を創設することとなっているが、全自治体の取組みの底上げを図るためには、あわせて現行の調整交付金の活用によるインセンティブも必要。
- 新たな交付金とセットで、調整交付金を活用したインセンティブの仕組みを導入すべき。

【論点】

- 訪問介護・通所介護の被保険者一人当たり給付費については、性・年齢階級（5歳刻み）・地域区分を調整してもなお、全国平均と最大値との間で3倍～5倍の差が存在。
- 一方で、訪問介護・通所介護をはじめとした居宅サービスについては、総量規制や公募制などの自治体がサービス供給量をコントロールする仕組みが十分でない。



	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
指定等	都道府県 （指定都市・中核都市）	市町村	都道府県 （指定都市・中核都市）
総量規制	・特定施設入居者生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	・介護老人福祉施設（特養） ・介護老人保健施設 ・介護医療院（※） ※H29年介護保険法等改正法の改正後（新設の場合のみ）
公募制		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	
・公募制なし	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハ ・通所介護 ・通所リハ ・短期入所生活介護 など		

- （注1）総量規制：都道府県知事又は市町村長は介護保険事業計画等の達成に支障が生じる場合などにおいては、事業者の指定等をしないことができる。
- （注2）公募制：市町村長は公募により、特定の地域での開設を特定の事業者のみに認めることができる。
- （注3）介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により平成24年以降、新設は認められていない。
- （注4）定期巡回などの地域密着型サービスの普及のために必要があるときは、市町村長は訪問介護・通所介護の都道府県知事による指定について協議を求めることができる。
- （注5）居宅サービスについては、平成29年法改正により条件付加の仕組みが設けられた。

【改革の方向性】（案）

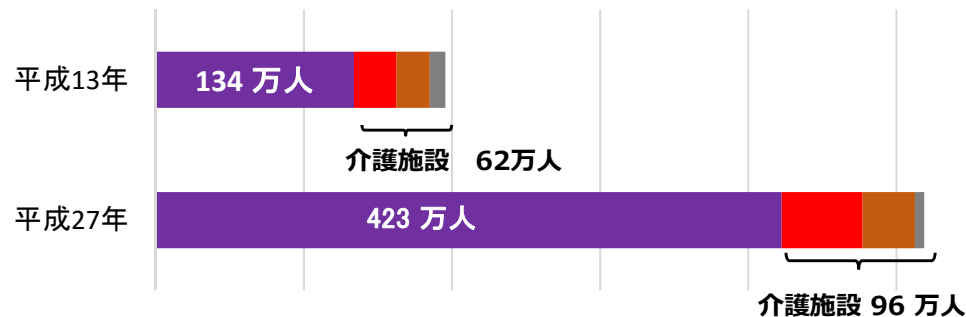
- 今後、介護費の地域差を縮減に向けて保険者機能を強化していくことが必要であり、在宅サービスについても総量規制や公募制などのサービスの供給量を自治体がコントロールできる仕組みを導入すべき。

【論点】

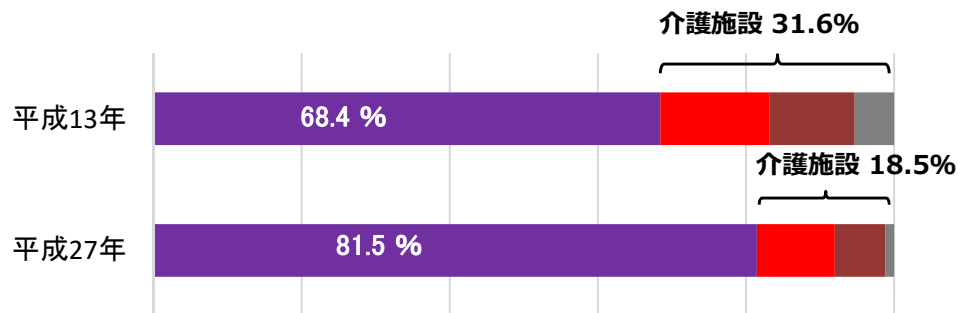
- 近年は介護施設の入所者の割合が減少し、高齢者向け住まいを含めた在宅でのサービス受給者の割合が増大。
- 介護施設等の利用者のうち低所得者には、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付が支給されているが、在宅でのサービス利用者は基本的に全額自己負担となっている。

<介護施設・在宅サービスの利用者数・割合（一部推計）>

介護サービス受給者数(万人)



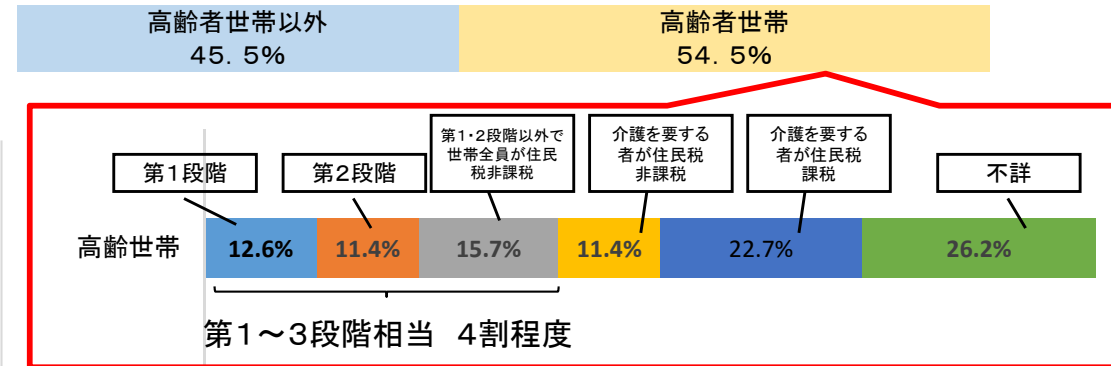
介護サービス受給者割合(%)



■在宅サービス ■介護老人福祉施設 ■介護老人保健施設 ■介護療養型医療施設

(出典)厚生労働省「介護給付費等実態調査」

<介護を要する者（在宅）のいる世帯（高齢者世帯）の所得段階>



(出典)厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

<補足給付の対象範囲>

認定者数:137万人、給付費:3,456億円[平成27年度]

※ 介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

※ 補足給付の支給にあたっては①預貯金等、②配偶者の所得、③非課税年金 を勘案することとなっている。①・②平成27年8月～ ③平成28年8月～
介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

【改革の方向性】（案）

- 今後、更に在宅での介護サービスを利用者が増加していく中で、在宅と施設におけるその負担の公平性を確保するためには、補足給付については、さらに要件等について見直しを検討する必要。

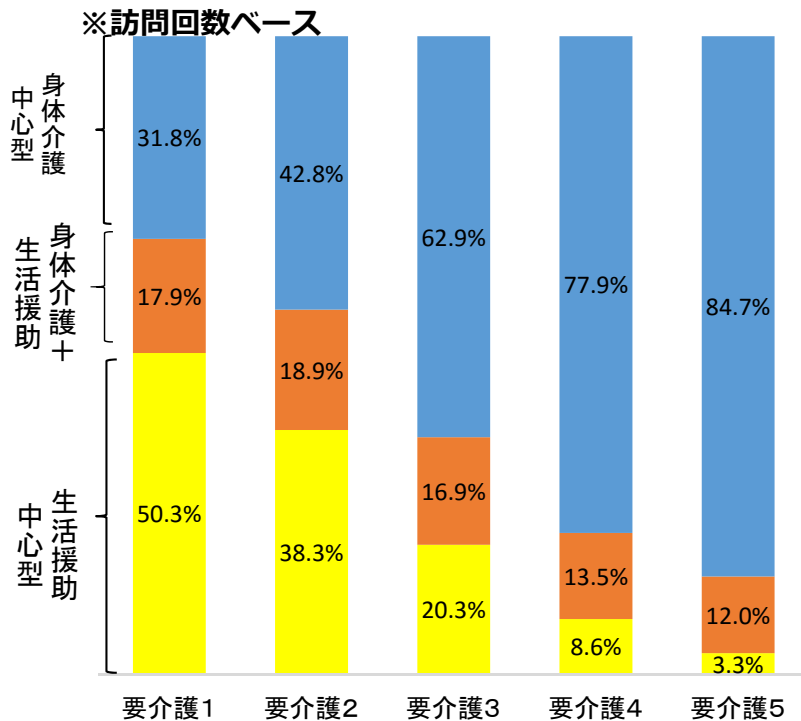
【論点】

- 訪問介護サービスを利用している要介護１・２の者においては、生活援助中心型の利用者の割合が多く、こうした生活支援にかかわるサービスは、保険給付によるサービス提供だけでなく、多様な主体が利用者のニーズに柔軟に対応して提供することが有益であり、介護保険財政の観点からも望ましい。
- こうした観点から要支援１・２の者に対する訪問介護・通所介護は、平成27年度から地域支援事業（総合事業）へ移行している。現状、総合事業を実施するサービス事業所においては、ほとんどが移行前の訪問介護・通所介護相当のサービスの実施にとどまっている。

（参考）経済・財政再生計画改革工程表2016改定版 平成28年12月21日 経済財政諮問会議

軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる（2019（平成31）年度末まで）

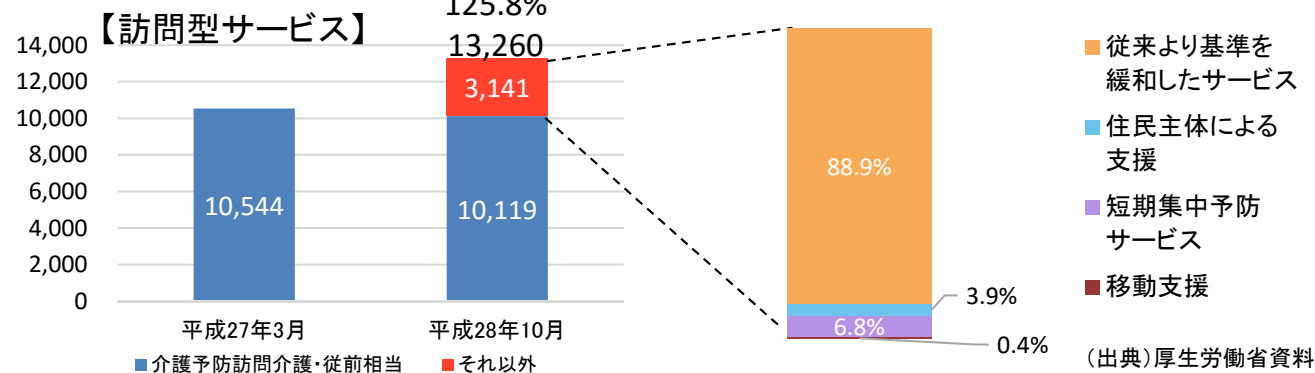
【訪問介護利用者の要介護度別サービス内容】 【総合事業の訪問型サービスの典型的な例】



（出典）厚生労働省「介護給付費等実態調査」（平成29年4月審査分）

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	

【総合事業のサービス別事業所数推移】



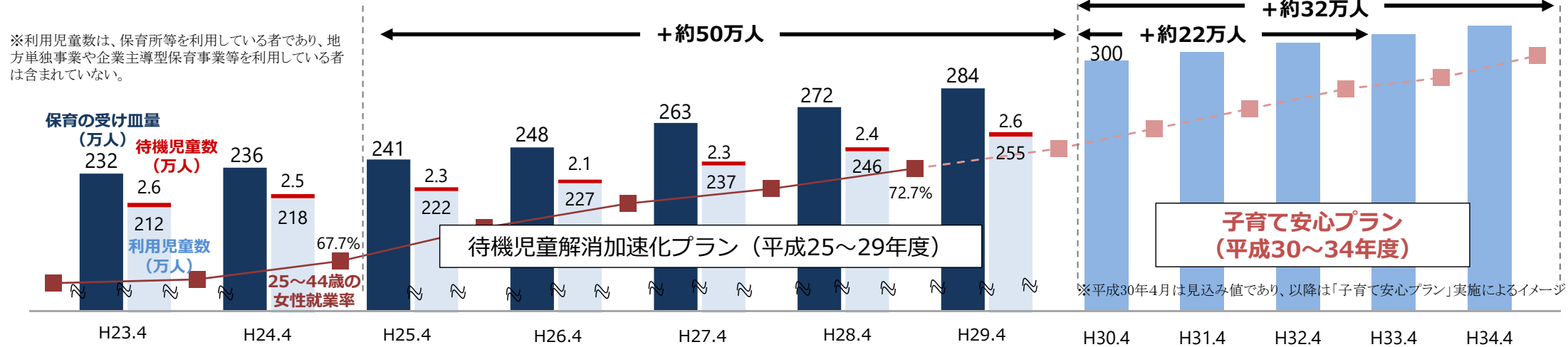
【改革の方向性】（案）

- 今後、総合事業については、さらに多様な主体によるサービス提供に移行していく必要があり、その移行状況も踏まえながら、改革工程表に基づき、軽度者に対する生活援助サービスなどの更なる地域支援事業への移行を進めていく必要。

【論点】

- 本年6月、待機児童解消等のために、厚生労働大臣から「子育て安心プラン」が発表された。同プランにおいては、今後2～3年間で保育の受け皿を約22万人分拡大し、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、女性就業率80%に対応できるよう、平成34年度末までの5年間で合計約32万人分の受け皿を拡大することとされていたところである。その後、9月の総理記者会見において、同プランを前倒しし、平成32年度までに32万人分の受け皿拡大を進めることが表明されたところである。
- 保育の受け皿拡大に伴う運営費の増分については、安定的な財源を確保していく必要がある。

保育の受け皿量と利用児童数・待機児童数の推移



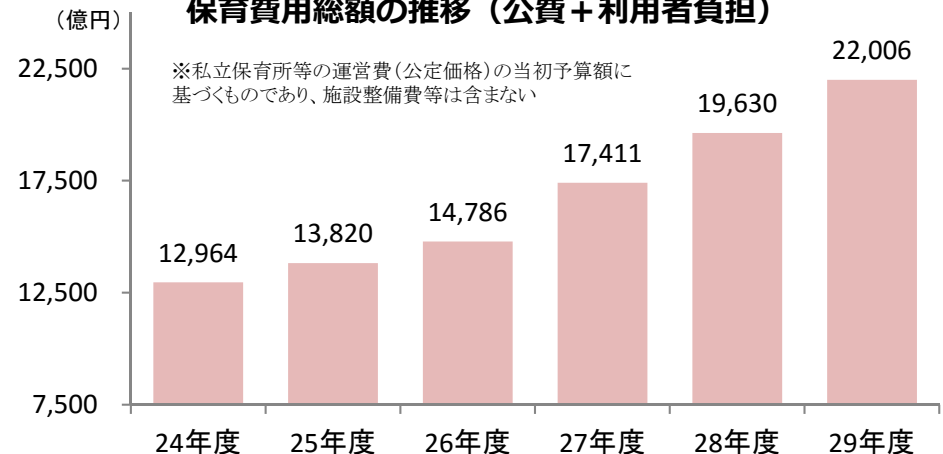
都市部とそれ以外の地域の待機児童数
(平成29年4月1日現在)

	利用児童数	待機児童数
7都府県・指定都市・中核市	146万人 (57%)	18,799人 (72%)
その他の道県	108万人 (43%)	7,282人 (28%)
計	255万人 (100%)	26,081人 (100%)

首都圏の待機児童数と定員充足率
(平成29年4月1日現在)

都県	待機児童数	定員充足率
東京	8,586人	97%
千葉	1,787人	95%
埼玉	1,258人	97%
神奈川	756人	99%

保育費用総額の推移（公費+利用者負担）



※7都府県は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）

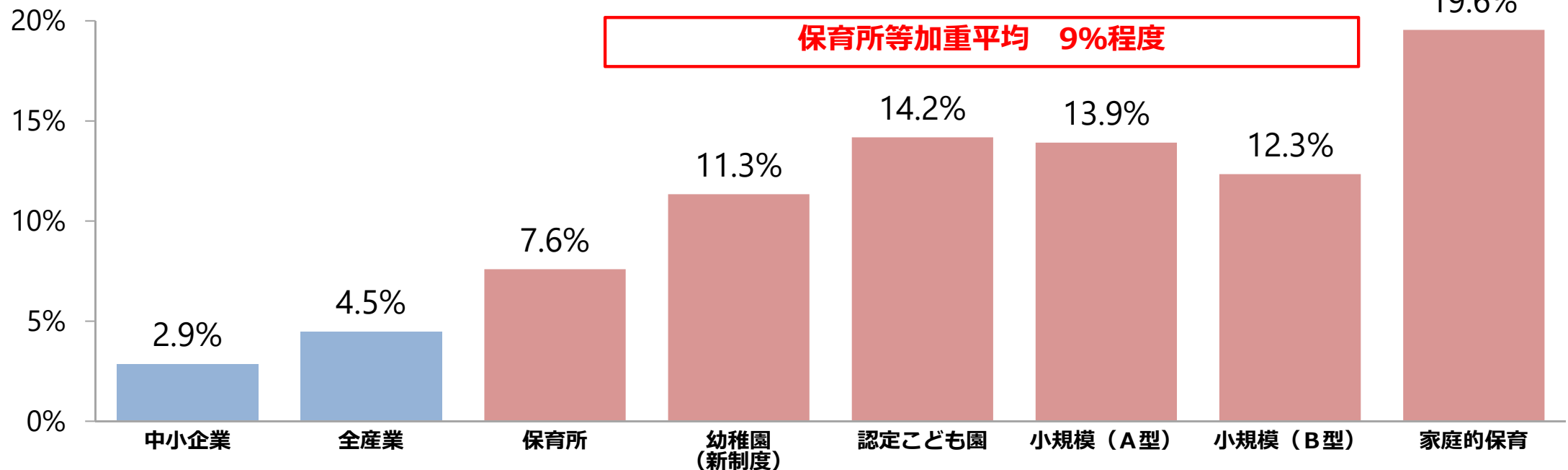
※定員充足率（利用児童数÷定員）

（出所）厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」、総務省「労働力調査」等

【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費（＝公費）として、各事業者には配分されている。
（「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」）
- 平成28年度調査（平成29年9月公表）によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は＋9％程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3％を大幅に上回る状況。（平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定）
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。

平成27年度保育所等の収支状況



（出所）平成29年9月8日子ども・子育て会議（第31回）資料「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、財務省「法人企業統計」

※1 保育所等の収支差率は、（収入－支出）÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。

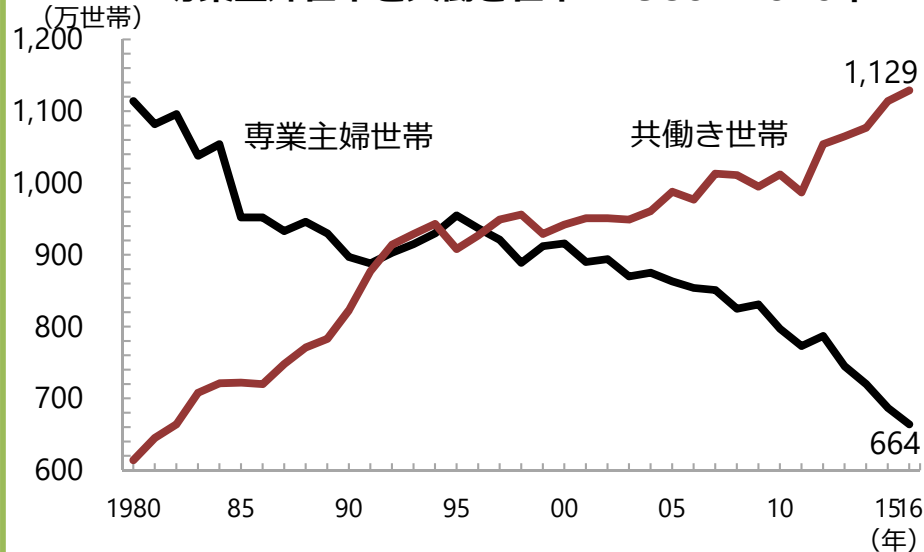
※2 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。

※3 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は3.7%。中小企業は平成23～27年度（全産業は平成24～28年度）の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

【論点】

- 児童手当の制度の創設（昭和47（1972）年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされている。（本則給付の所得基準は夫婦子2人の場合で年収960万円未満）
- 平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になっている。このように制度創設時から大きな変化が生じている中、現行の仕組みについても見直す必要があるのではないか。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断）

専業主婦世帯と共働き世帯 1980～2016年



（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

児童手当及び特例給付の概要

概要		対象児童数 (29年度予算)
○0～3歳未満	一律15,000円	※ 1,541万人 ※ 給付対象児童の 92%をカバー
○3歳～小学校修了まで	第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生	一律10,000円	
○所得制限以上	一律5,000円（当分の間の特例給付）	127万人

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例		児童手当支給額（月額）	
世帯収入1,200万円	夫 収入1,000万円 妻 収入200万円	特例給付10,000円	小学生 5,000円 3歳未満 5,000円
世帯収入1,200万円	夫 収入800万円 妻 収入400万円	児童手当25,000円	小学生 10,000円 3歳未満15,000円

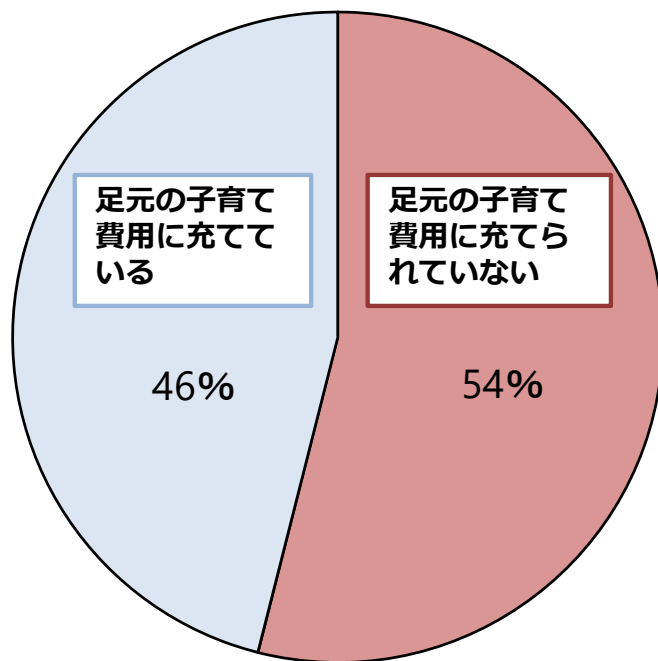
【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。

【論点】

- 児童手当の所得制限（夫婦子2人の場合で年収960万円未満）を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている。（平成29年度予算 国費490億円、公費734億円、そのほか公務員分で26億円）
- 全世代型社会保障の実現に向け、子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援とするためには、現行の施策についても、分野内における優先順位付けも含め、必要に応じた見直しを検討すべきである。

特例給付の使途別使用金額の構成比

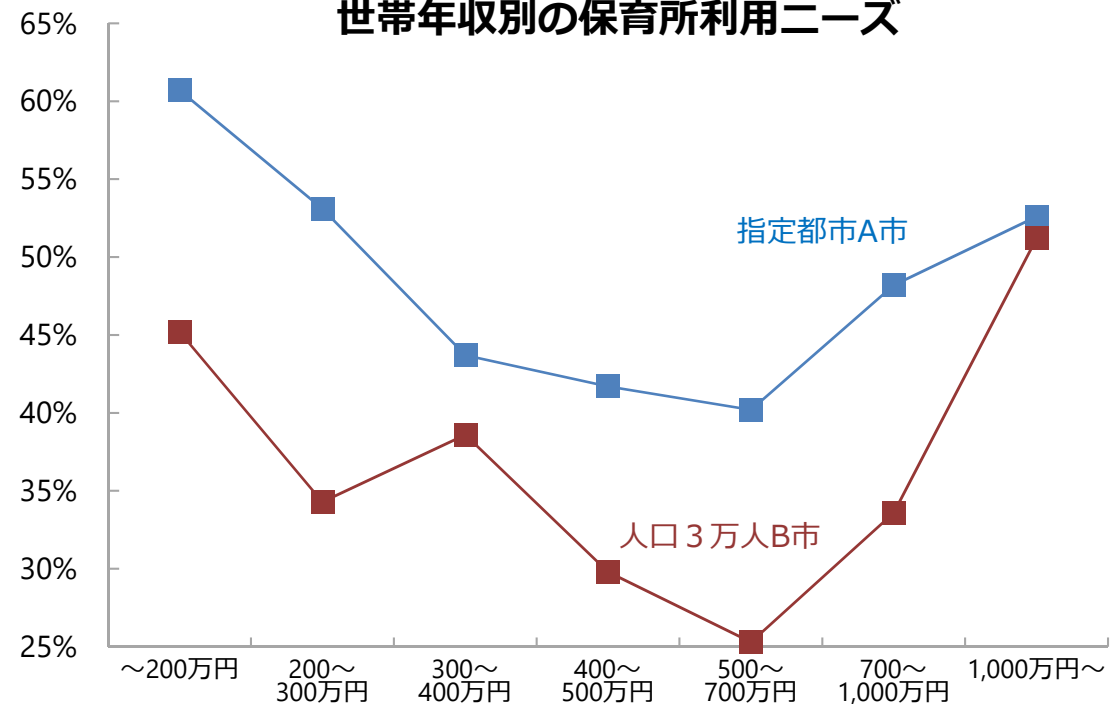


（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

（注）「足元の子育て費用に充てている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てている金額を合計したもの。

「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てている金額を合計したもの。

世帯年収別の保育所利用二一ズ



（注）市町村子ども・子育て支援事業計画策定のために、自治体において、子育て世帯に対してニーズ調査（平成25年調査）を行っており、その調査結果報告書を基に作成したもの。現在、保育所を利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと考える事業として保育所と回答した世帯年収別の割合。

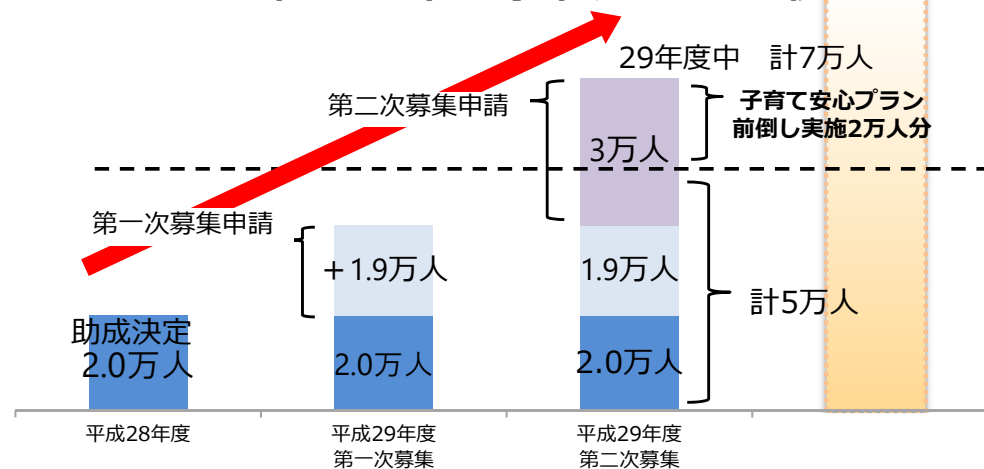
【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止の方向で見直しを行うべきではないか。

【論点】

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。創設当初は5万人の受け皿拡大を目指していたが、申請状況を踏まえ、新たに2万人を追加し、29年度末までに7万人の受け皿を確保する予定（新たに追加した2万人は「子育て安心プラン」の前倒し実施分。内閣府集計によれば、8月の第二次募集に対してすでに申請は計7万人に到達）。制度創設以降、企業からの申請は増加傾向にあり、来年度以降に新たに取組を始めようとする企業ニーズに応え、安定的な運営のための財源を確保する必要。
- 全世代型社会保障制度の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限の引上げ等により、子ども・子育て支援の充実を検討すべきではないか。
(事業主拠出金による財源 平成28年度+0.05%(+835億円)、平成29年度+0.08%(+1,377億円))

企業主導型保育事業拡大量の推移



平成28年度助成決定の地域別定員 (人)

北海道	1021	東北	1301	関東	5343	中部	3255
近畿	3386	中国	1405	四国	1059	九州・沖縄	3514

【企業主導型保育事業の財源】

- ・ 28年度に企業が負担する拠出金率※の上限を+0.1%引上げ(0.15%→0.25% (28年度:0.2%、29年度:0.23%))

※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

(参考) 雇用保険料率引下げ (28年度)

・ 失業等給付	被用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
	使用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

【改革の方向性】 (案)

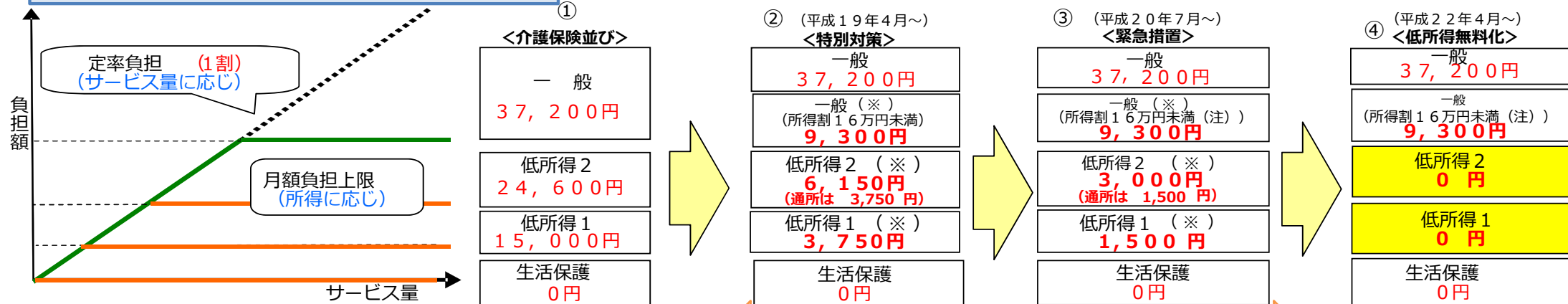
- 子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限も含めた拠出金率の引上げ等を検討すべきではないか。

利用者負担の在り方

資料Ⅱ－１－４２

- 障害福祉等に係る利用者負担については、累次の軽減措置により大幅に軽減され、現在、給付費全体に占める利用者負担額の割合は、0.23%、利用者負担のない者の割合は93.3%。
- 利用者負担が非常に少ないことは、コストインセンティブが働かず、供給サイドによるサービス増加や、質の低いサービス供給につながる側面も持ち合わせているのではないか。

利用者負担の変遷（居宅・通所サービスの場合）



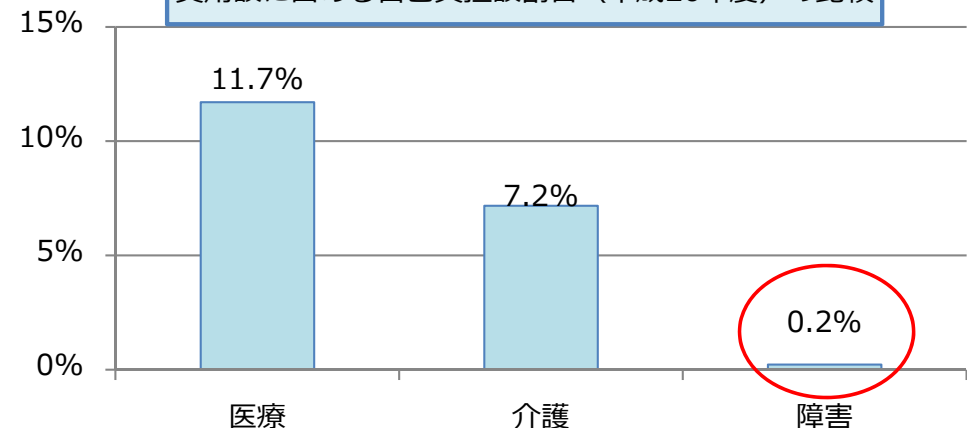
- (1) 一般：市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2：市町村民税非課税世帯（(3)を除く）
 - (3) 低所得1：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人（障害児の場合はその保護者）の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護：生活保護世帯
- ・ 緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の状況

	19年 11月	20年 7月	21年 7月	22年 4月	29年 5月
利用者負担率	4.28%	2.86%	1.94%	0.37%	0.23%
負担がない者	N.A.	N.A.	10.6%	86.8%	93.3%

(注) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者負担について国保連データを基に作成。

費用額に占める自己負担額割合（平成26年度）の比較



(注) 医療は「平成26年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「平成26年度介護保険事業状況報告（年報）」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害は「国保連データ」を基に作成。

就労支援(就労移行支援、就労継続支援)①

資料Ⅱ－1－43

- 就労支援（移行支援、継続A・B）は、近年大きく増加してきた自立支援給付[＝障害福祉サービス等報酬]（28年度：1兆8,767億円）の中でも、大きな割合（4,636億円、25%）を占め、また、その伸びもとくに大きい（24年3月→29年3月の伸び率：97.4%）。
 - ・ 就労移行支援：一般就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
 - ・ 就労継続支援：一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供し、能力向上に必要な訓練等を行う（雇用契約に基づくA型、基づかないB型がある。）
- 障害者の所得保障については障害年金など他の仕組みがある中、就労支援事業は、税財源を障害者に直接移転するのではなく、障害者が就労できる環境づくりに充てることで、障害者が自立した日常・社会生活を営めるように行うもの。
- 実態に着目すると、次のような特徴がある。
 - ・ 移行支援(＝2年)を除き、「利用期限」がない
 - ・ 支援の必要度を示す「支援区分」の低い者の利用が多く、過去5年の利用者増の7割が「支援区分なし」。
 - ・ サービスの利用率に、著しい地域差が存在（継続A：14.2倍／継続B：5.0倍／移行支援：4.3倍）
 - ・ 他の障害福祉サービス等に比べても、相対的に高い水準の報酬。さらに、継続Aには「雇用」の補助金も。

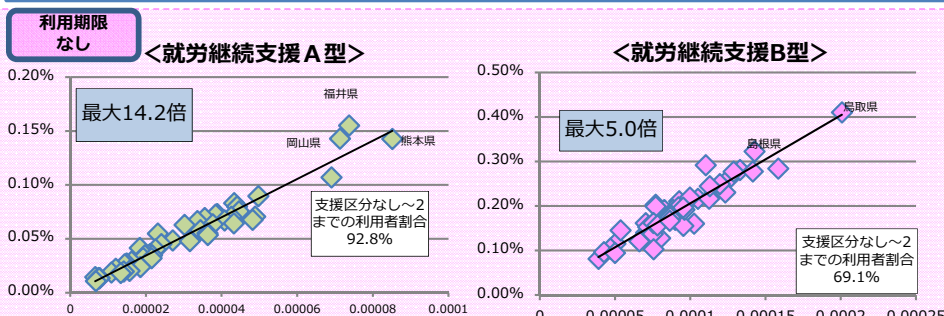
就労支援サービスの利用額の伸びと特徴				
	総費用伸び率 (24.3→29.3)	利用期限	支援区分 平均	収支差率
就労移行支援	52.5%	原則24ヶ月以内	0.6	16.8%
就労継続支援 A型	276.5%	無し	0.4	9.4%
就労継続支援 B型	81.8%	無し	1.4	10.1%
(参考) 生活介護	51.4%	無し	5.0	13.4%
(参考) 居宅介護	50.0%	無し	3.2	9.4%

(注1) 総費用伸び率は「国保連データ」の24年3月分と29年3月分の比較。

(注2) 支援区分平均は、各サービス利用者の支援区分（29年3月）を加重平均したもの（支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性等に応じて必要とされる標準的な支援の度を1～6の区分により総合的に示すものであり、区分6が最も支援の必要度が高い）。

(注3) 収支差率は、「平成26年障害福祉サービス等経営実態調査」による。

各サービス毎の「利用者/人口（縦軸）」と「事業所数/人口（横軸）」	
※	内は、都道府県別の「利用者/人口」の最大値/同最小値



(注) 平成27年10月サービス提供分の国保連データ、平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）を基に作成。

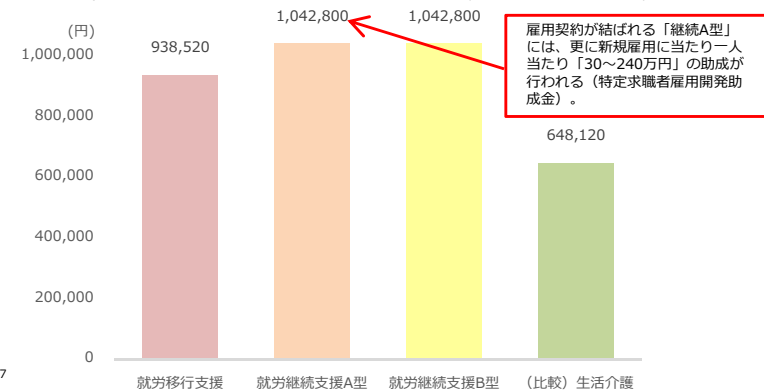
就労支援サービス利用者数に占める障害支援区分の有無					
		24年4月	29年4月	増加人数	伸び率
就労移行支援	区分あり	9,170人	6,396人	▲2,774人	▲30.3%
	区分なし	16,189人	26,215人	10,026人	61.9%
就労継続支援 A型	区分あり	4,177人	11,412人	7,235人	173.2%
	区分なし	16,565人	55,482人	38,917人	234.9%
就労継続支援 B型	区分あり	70,971人	107,046人	36,075人	50.8%
	区分なし	82,194人	119,788人	37,594人	45.7%

(注) 「国保連データ」の24年4月分と29年4月分の比較。

伸び
全体の
7割

就労支援サービスの基本報酬による収入（月額）

(注) 利用定員21人以上40人以下、月22日利用した場合の職業指導員一人当たりの基本報酬による収入



- サービス供給が拡大する中、「一般就労の可能性があり本人も希望しているにもかかわらず、一般就労に向けた支援を行わない」「就労継続支援事業A型を安易に選択してしまう」など、利用者のニーズに基づかないサービスや質の低いサービスの供給が指摘されている。
- こうした状況は、「ニッポン一億総活躍プラン」が掲げる障害者の「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる」環境整備等を推進する上で大きな課題。

「障害福祉サービスから一般就労への移行をより一層促進するための意見書」(抄)

(障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ(第5回、平成27年2月4日)における、全国就労移行支援事業所連絡協議会副会長 酒井氏提出資料)

1. 「福祉から一般就労へ」の促進

平成18(2006)年に障害福祉サービスが再編された際の骨子の一つは、本来、一般就労する力があるにもかかわらず、福祉施設を利用し続けている方々に適切な就労移行支援を提供し、なるべく多くの方が一般企業で就職できるようにすることでした。これはノーマライゼーション理念に沿ったものであり、共生社会の一つの柱です。しかし、現行制度が運用されてきた中で、懸念される状況が明らかになってきました。

まず、本人のニーズに基づいたサービス提供がなされていない状況です。就労系事業で、短時間の利用を勧められる場合や、一般就労の可能性があり本人も希望しているにもかかわらず、一般就労に向けた支援を行わない場合、本人のアセスメントさえしていない場合があります。当初の目的を再確認し、「福祉から一般就労へ」を骨子に据え、当事者のニーズに基づいた就労移行支援を適切に行える制度設計をお願いいたします。

もう一つは、就労継続支援事業A型(以下、A型と呼ぶ。)を安易に選択してしまうという状況です。A型は急激に増加していますが、一般就労できるにもかかわらず、A型を利用し続ける利用者が増えることになりかねません。この点については、実際に障害者雇用を実現している企業からも懸念の声が聞かれています。(後略)

不適切な継続A型サービス事例の指摘(毎日新聞2016年1月10日)

「就労継続支援A型事業所」への参入事業者が急増している。(略)中には障害者を雇用しながら就労実態がほとんどないなど不正が疑われるケースも相次ぎ、厚生労働省が指導強化に乗り出している。(略)福岡市の40代男性は、昨年夏に約2カ月間雇われた同市内のA型事業所での日々を振り返る。うつ病を発症し精神障害者手帳を持つ。ハローワークで見つけた求人票の「ウェブ制作」という事業内容にひかれ、雇用契約を結んだ。ところが、通い始めて受けた指示は「自習」。平日午前10時半～午後3時半に家から持ち込んだ本を読むだけで、時給900円が支払われた。(略)、福岡市で別の事業所を運営する男性は「事業収益がなくても、利用者の就労時間を短くして賃金を抑えれば給料を払ってももうけが出る」と証言する。(以下略)

「ニッポン一億総活躍プラン」

(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

(参考) 就労継続支援A型の運用の見直し

厚生労働省における見直し内容等

1. 就労の質の向上

- ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
- ② 賃金を給付費から支払うことは原則禁止

2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能に

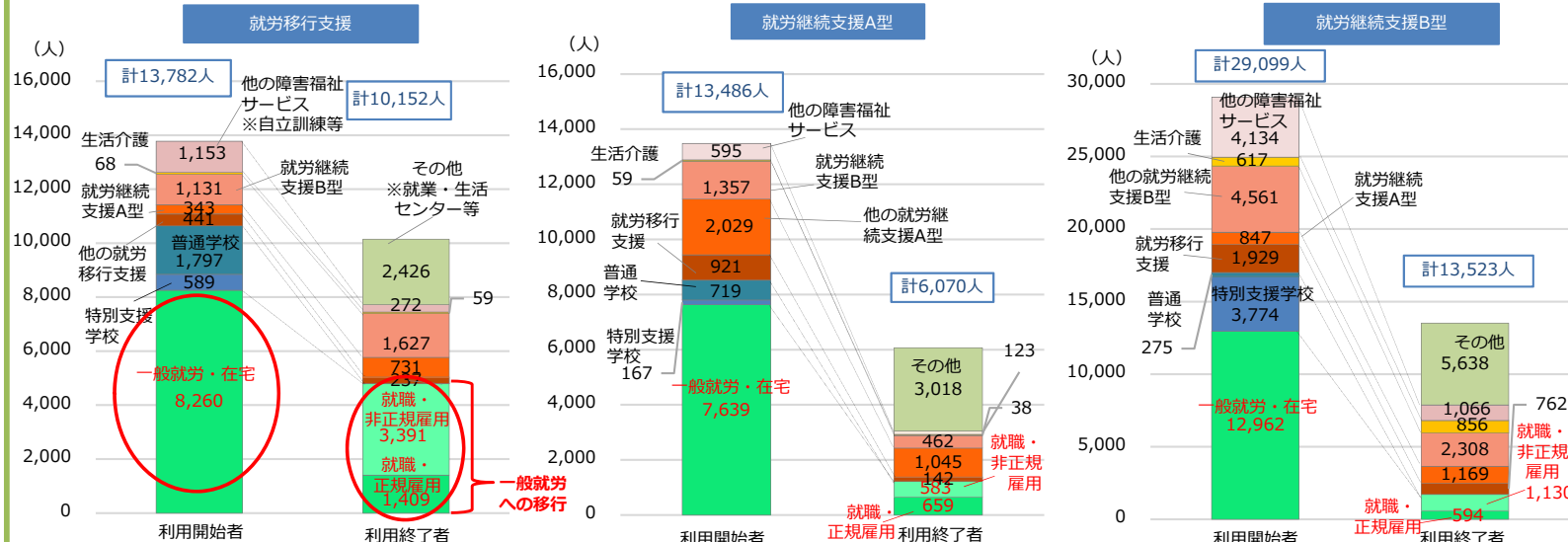
3. 実施時期 平成29年4月1日

就労支援(就労移行支援、就労継続支援)③

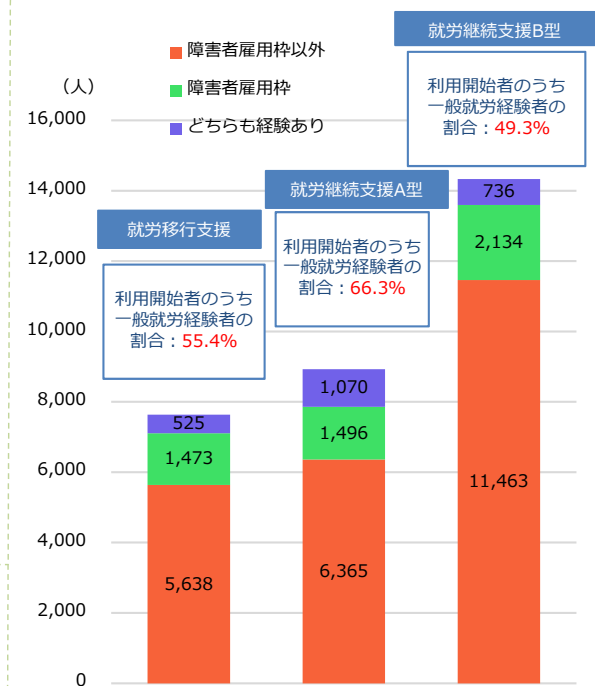
資料Ⅱ－1－45

- 就労支援事業の実態を把握するため、予算執行調査として、全国の事業所（16,186事業所）を対象に調査票を送付し収集したデータを基に分析（有効回答数8,644件、有効回答率53.4%）。
- 増加する利用開始者の中では、5～6割を一般就労経験のある者が多くを占めており、そのうち6～7割は精神障害者が占めている。
- 一方で、一般就労への移行による退所は進んでおらず、結果として、福祉サービスの利用者は増加し続ける構造。
- 移行支援事業については、民間企業では法定雇用率の引上げ等に伴い、毎年2万人程度、障害者雇用が増加しているにもかかわらず、全体の3割の移行支援事業者は、平成27年度（一年間）において一般就労への移行者を一人も出せていない。

サービスの利用開始者の入所前の状況と利用終了者の退所理由（平成27年度）

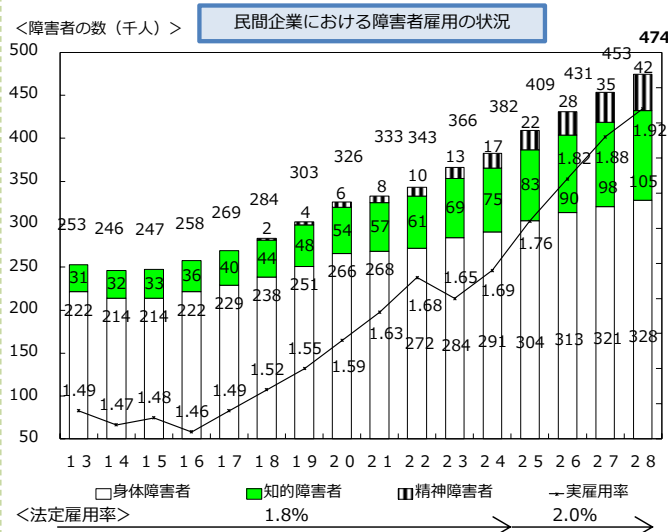


利用開始者のうち一般就労経験者の割合（平成27年度）



障害分野別：一般就労・在宅からの利用開始者と一般就労への移行者（平成27年度）

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
就労移行支援	利用開始者	576人 (0.7%)	1,649人 (20.0%)	5,988人 (72.5%)	47人 (0.6%)
	一般就労移行者	319人 (6.6%)	1,678人 (35.0%)	2,787人 (58.1%)	16人 (0.3%)
就労継続支援A型	利用開始者	1,748人 (22.9%)	1,349人 (17.7%)	4,384人 (57.4%)	158人 (2.1%)
	一般就労移行者	222人 (17.9%)	227人 (18.3%)	780人 (62.8%)	13人 (1.0%)
就労継続支援B型	利用開始者	1,282人 (9.9%)	3,097人 (23.9%)	8,493人 (65.5%)	90人 (0.7%)
	一般就労移行者	98人 (5.7%)	566人 (32.8%)	1,054人 (61.1%)	6人 (0.4%)



※ 過去に一般就労経験がある者を計上しているため、利用開始者のうち「一般就労・在宅」の人数とは一致しない。

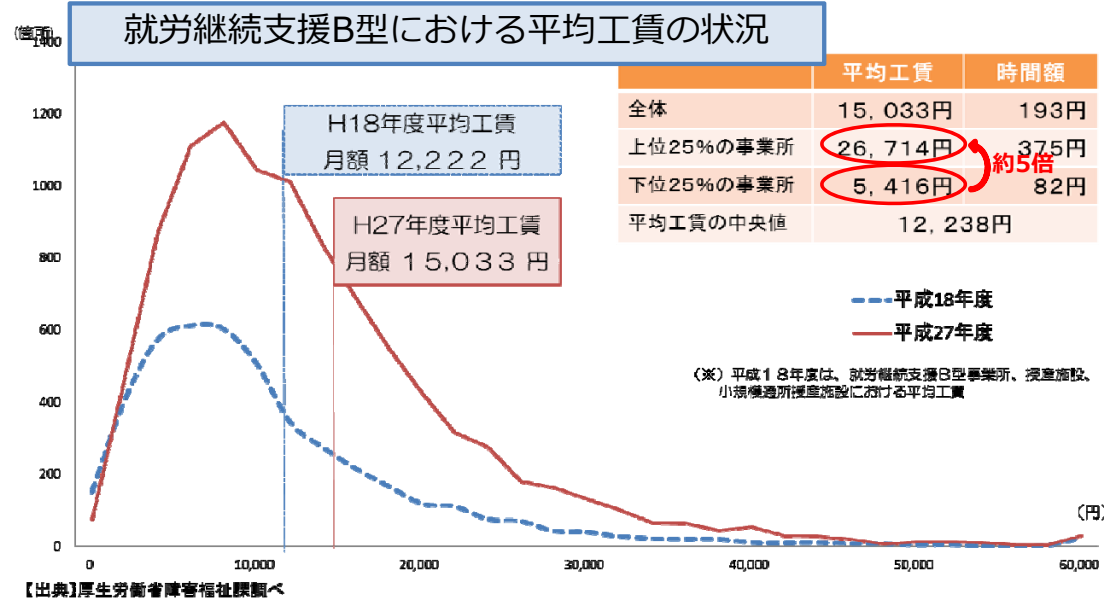
一般就労への移行者数別の就労移行支援事業所数

一般就労移行者数	事業所数
0人	411 (28%)
1人以上	1,077 (72%)

就労支援(就労移行支援、就労継続支援)④

資料Ⅱ－1－46

- 継続B型事業については、工賃の支払いを、障害者の生産活動による収入で賄うことができず、本来障害者への直接の所得移転に充てるべきでない報酬(税財源)によって補てんしていると考えられる事業者が、全体の3割に上る。
- 一方で、継続B型事業所の中には、創意工夫や営業努力によって売上げを伸ばし、適切に障害者への工賃を大幅に増加させている事業所の存在も指摘されている。
- こうした中、障害者に支払われる工賃については、上位25%と下位25%の事業所で約5倍の差があるなど二極化。



就労継続支援B型事業所：運営収益、事業収益による4分類

	事業収益が赤字 (障害者の生産活動収入では 障害者の工賃を賄えていない)	事業収益が黒字 (障害者の生産活動収入で 障害者の工賃を賄えている)
運営収益が黒字 (障害福祉サービス報酬 等で職員人件費等の運営 費を賄えている。)	1,656事業所 (32.3%)	2,163事業所 (42.3%)
運営収益が赤字 (障害福祉サービス報酬 等では職員人件費等の運 営費を賄えていない。)	475事業所 (9.3%)	823事業所 (16.1%)

就労継続支援B型事業所における賃金増加の取組の紹介(読売新聞2017年8月24日)

一般企業での就労が難しい障害者が働く「就労継続支援B型事業所」で、賃金を増やす取り組みが活発になってきた。(略)愛知県豊橋市の一般社団法人「ラ・バルカグループ」は3年前から、知的障害や精神障害などの人が高級チョコレートを手作りする取り組みを進めている。(略)賃金は月額約3万5,000円。全国平均の約1万5,000円を大きく上回る。(略)千葉県いずみ市のNPO法人「アロンアロン」は9月、同県富津市に、知的障害者がギフト用のコショウランを栽培するB型事業所を開設する。慶事用として、すでに企業500社以上から注文があり、月額賃金10万円程度を見込む。(略)アイデアで勝負するだけでなく、事業者の営業力や障害者の作業効率向上など地道な努力も重要だ。兵庫県姫路市のNPO法人「出愛の里福祉協会」では、積極的な営業活動を展開し、ダイレクトメールの封入業務などを受注。10年度は約6,000円だった賃金を、今年度には約4万円まで増やしている。ヤマト福祉財団(東京)が事業者向けに行っている研修で、実際に賃金アップに成功した事業所の担当者から営業ノウハウなどを学んだ。(以下略)

【改革の方向性】(案)

- 就労支援事業所に支払われる報酬について、他の障害福祉サービス等との均衡を図りつつ、サービスの質や費用に見合った水準となるよう見直しを行うべき。また、「雇用」の施策との整合性も確保すべき。
- 障害者の活躍・一般就労の促進のため、移行実績が一層効果的に評価されるような報酬体系に改定すべき。
- 障害者に支払われる賃金・工賃について、その向上に向けた適切なインセンティブが働く報酬体系とすべき。また、賃金・工賃の向上については、安易に税財源に依存するのではなく、優良事例のノウハウを収集し事業者への展開を図ること等によって実現すべき。

- 放課後等デイサービスについては、高い収益を確保できる報酬水準であること等により多くの法人が参入しているが、事業所の中には利潤を追求し支援の質が低い事業所が増えているとの指摘や、障害児の発達にとって望ましいとは言えないような利用のされ方もみられるとの指摘がある。

障害児通所支援サービスの収支差率

サービス名	収支差率
児童発達支援	4.7%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	14.5%
保育所等訪問支援	0.9%

(注) 障害福祉サービス等経営実態調査(26年度調査)から作成

第75回社会保障審議会障害者部会(平成27年11月9日)における委員からの意見(抜粋)

放課後等デイサービスの数が劇的に増えております。東京都のある区では、4月から5月の間に倍増したという結果も出ているほど、とても増えているんですね。(略)

会計士か税理士の立場の方が、放課後等デイサービスはもうかるとうたって、営利法人に対してあっせんしているという実例もあります。ただ、現状は、では、そこで質的なものが担保されているかということそうではなく、私たちの所に入ってくるのは、ただ預かるだけ、部屋に押し込めてビデオをただ流しているだけであったり、週に何日か通えるという聞いて行ったのだけれども、実際は月に1回しか通えないとか。それから、重度の人を預かるといっても、実際に行ってみると、2階にあってエレベーターがない状況だったりというような形で、多々問題が出てきております。ですので、この課題の所で、私が一番言いたいのは、先ほどからも意見が出ておりましたが、質の向上と支援内容の適正化を図るということ、どうか国を挙げて徹底していただきたいと考えております。

不適切な利用事例の指摘(西日本新聞2017年3月26日)

障害児の放課後の居場所として国が2012年度に創設した放課後等デイサービスを巡り、国は4月から事業所スタッフの資格要件を厳しくする。民間の指定事業所の急増に伴い、支援の質が一部で低下しているのが理由。一方、送迎サービスが付いて利用料の自己負担が軽いこともあって、連日夕方遅くまで預けられる例もみられ、教育現場などからは「行き過ぎた利用は、障害児の負担になる」との懸念が聞かれる。(略)支援学校の校長経験者は「高等部は自主通学が原則だが、送迎車に自宅まで送られ、生徒の公共交通機関を使う能力が落ちている」と危惧する。(略)北九州市では利用日数の上限を、国に準じ原則「各月の日数マイナス8日」と定める。保護者の依頼で障害児25人の利用計画を作成する相談支援専門員(略)によると、上限いっぱいの利用を望む例が多いという。「親の仕事や息抜きも大切だが、本人の成長や発達にマイナスにならないことが前提。その点は嫌な顔をされても伝えていきます」と語る。

(参考) 放課後等デイサービスの運用の見直し

厚生労働省における見直し内容等

1. 障害児支援等の経験者の配置
 - ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
 - ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に
2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け
3. 実施時期 平成29年4月1日

※既存の事業所については、1年間の経過措置を適用

【改革の方向性】(案)

- 障害児の成長や発達を妨げるような形での利用を防ぐことができるよう、事業者の監督や必要な支援の評価を適切に行うべき。
- 障害児への療育・訓練サービスの提供に当たっては、特別支援学校や特別支援学級との適切な役割分担を踏まえたものとすべき。
- 事業所に支払われる報酬について、他の障害福祉サービス等との均衡を図りつつ、サービスの質や費用に見合った水準となるよう見直しを行うべき。

- 昭和59年度以降、生活扶助基準は一般低所得世帯との均衡を図るように設定されており、具体的には全国消費実態調査における第1・十分位層の消費実態と均衡を図ってきた。一般低所得世帯との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、5年に一度の頻度で生活扶助基準の検証を行うこととされており、本年（平成29年）はその検証の年。
- 平成24年検証においては、年齢、世帯人員及び居住地域の3要素別に検証を行った結果、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との間に乖離が確認されたものの、その一部は激変緩和措置として基準の見直しに反映されず。

○ 社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成25年1月18日）（抄）

1. 基準部会の役割と検証概要

(3) 検証方針と検証概要

- 今回の検証においては、生活保護において保障すべき健康で文化的な最低限度の生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものとされてきたことから、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として、年間収入階級第1・十分位層（以下「第1・十分位」という。）を設定した。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）（抄）

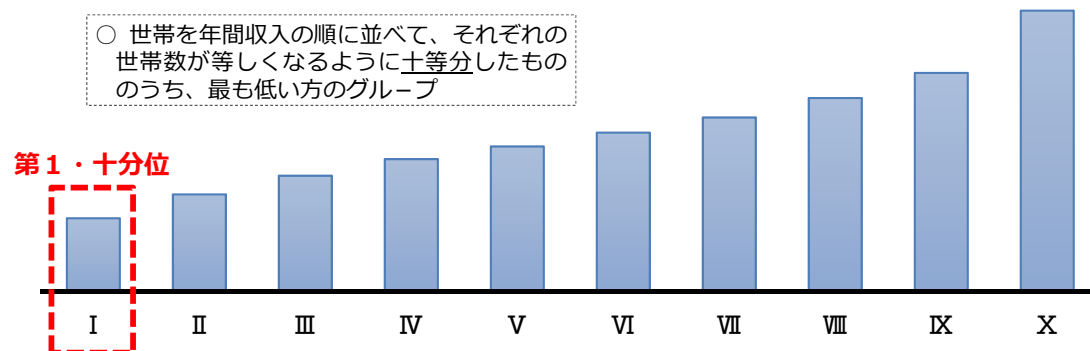
3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

- 生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。

＜ 全国消費実態調査における第1・十分位層のイメージ ＞ （年間収入十分位階級別の生活扶助相当消費支出額）



（注）生活扶助相当の消費支出額とは、消費支出全体から、住居（住宅扶助相当）、保健医療（医療扶助相当）、教育（教育扶助相当）、自動車等関係費（生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可）、NHK受信料（生活保護受給世帯は支払免除）等を控除して算出するもの。

前回（平成24年）の生活扶助基準の見直し

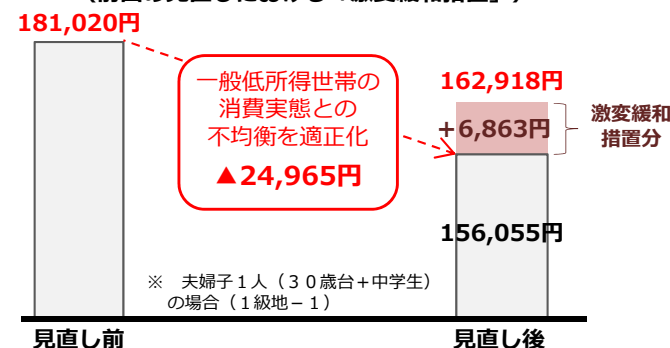
- 生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡を年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に検証し、制度内の不均衡を適正化

- 前回見直し（平成20年）以降の物価変動の反映

※ 生活扶助基準の見直しにあたっての激変緩和措置

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅については、**±10%を限度となるよう調整**
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施

（前回の見直しにおける「激変緩和措置」）



※見直し前の基準額は、現行基準額表①から算出し、見直し後の基準額は現行基準額表②から算出したもの

【改革の方向性】（案）

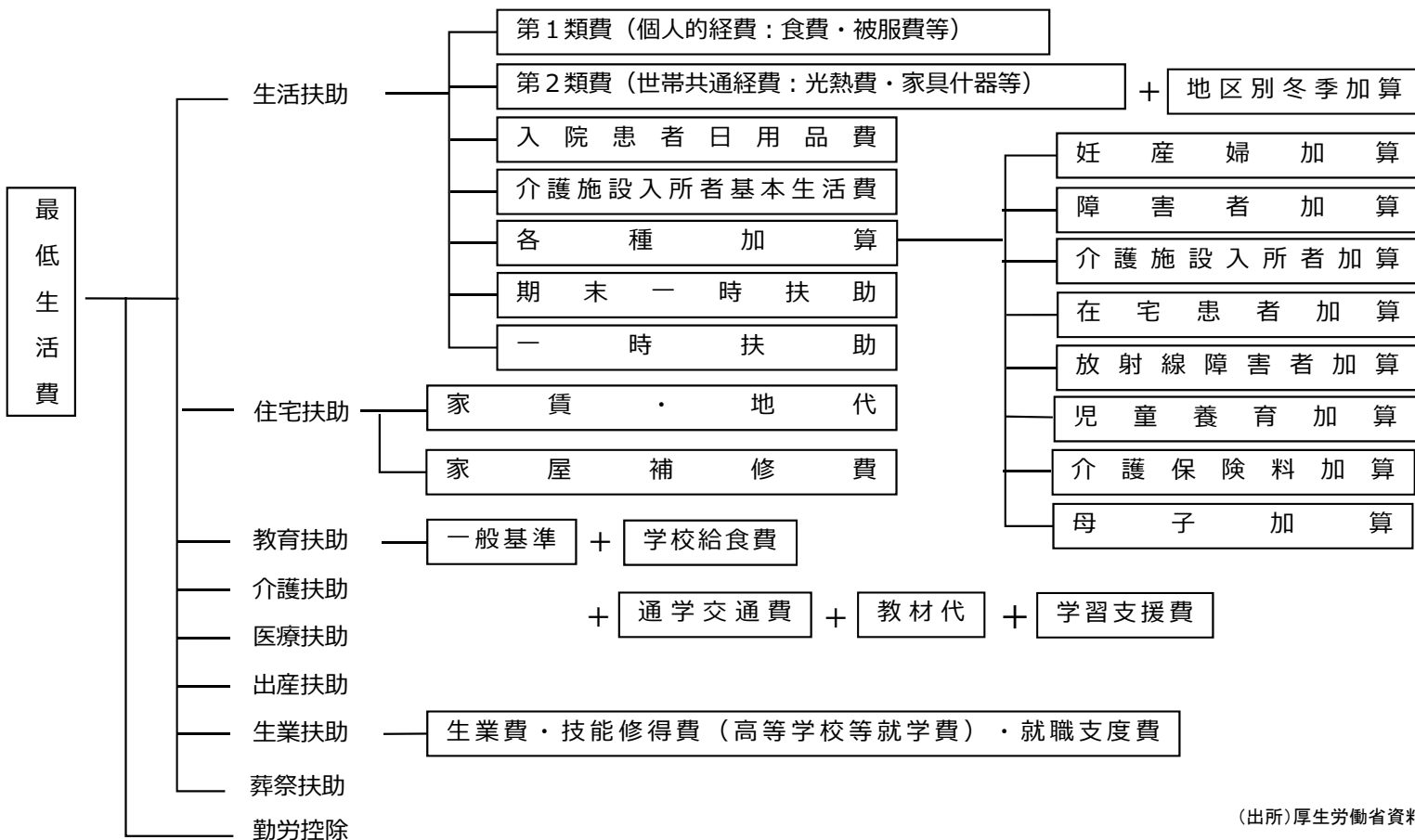
- 今回の生活扶助基準の検証においては、国民に理解の得られる制度とする観点から、均衡を図る対象とする一般低所得世帯の水準を検証するとともに、一般低所得世帯の消費実態との間で乖離が生じないように検証結果を適切に基準に反映すべき。

各種の加算・扶助の全体像

資料Ⅱ－１－４９

- 一般低所得世帯の消費実態と均衡を図って設定される生活扶助（第１類費・第２類費）に加えて、生活保護制度には多くの加算・扶助が存在し多種多様な特別の需要に配慮。
- 近年、期末一時扶助や住宅扶助、冬季加算について見直しが行われたが、必要性や内容・水準について検証が行われていない加算・扶助も存在。

＜ 最低生活費の体系 ＞



（出所）厚生労働省資料

＜ 近年における各種加算・扶助の見直し ＞

平成25年度	
期末一時扶助	・ 年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給 ・ 世帯人員に関わらず、一律に人数倍した額を支給していたものについて、経済性（スケールメリット）を勘案するよう見直し
平成27年度	
住宅扶助	・ 家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給 ・ 各地域の家賃実態や近年の家賃動向等を踏まえた見直し ・ 世帯人数区分を細分化するとともに、床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入
冬季加算	・ 冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして支給 ・ 一般低所得世帯の光熱費支出額の地区別実態や世帯人数別較差等を踏まえた見直し

【改革の方向性】（案）

- 近年、見直しが行われていない加算・扶助について、同類型の一般低所得世帯との間で不均衡は生じていないか、加算・扶助によって対応することとされた特別の需要に重複が生じていないか、などといった観点から検証すべき。

有子世帯の加算・扶助（母子加算・児童養育加算）

資料Ⅱ－1－50

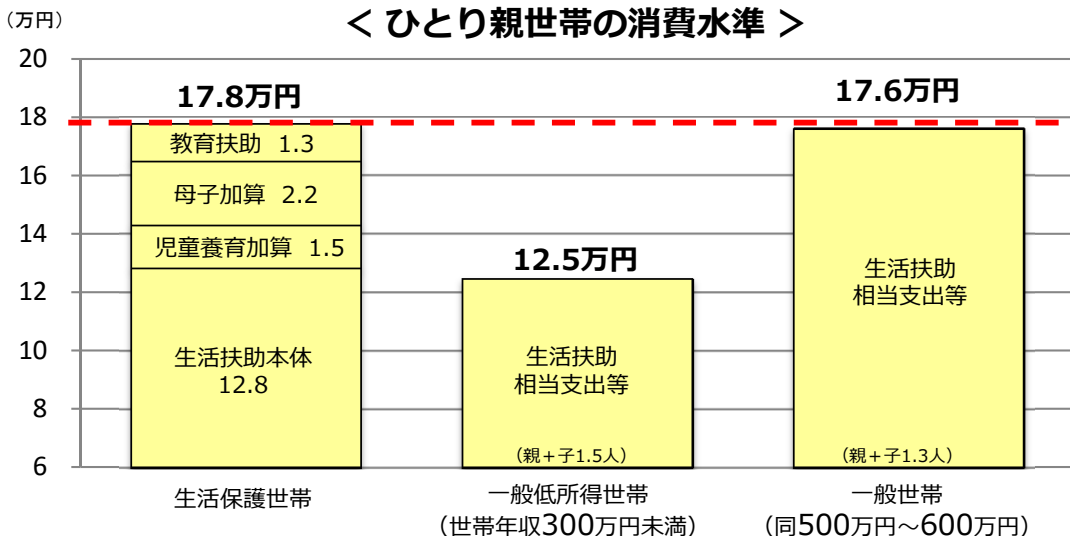
- ひとり親世帯の母子加算・児童養育加算を含めた生活扶助等の額は、ひとり親の一般低所得世帯の消費水準を大きく上回っており、世帯年収500～600万円の世帯の消費水準に相当。
- 児童養育加算については、児童手当に相当するものとして児童手当と同額を加算。生活保護世帯の生活扶助額（第1類費・第2類費）は、一般低所得世帯の消費実態と均衡を図って設定されているが、一般世帯の消費支出は就労収入だけでなく児童手当も含めた収入全体から支出されているものであり、改めて生活保護世帯に対してのみ児童手当見合いの児童養育加算を行うことは二重の配慮となる可能性。

< 有子世帯の加算・扶助の概要 >

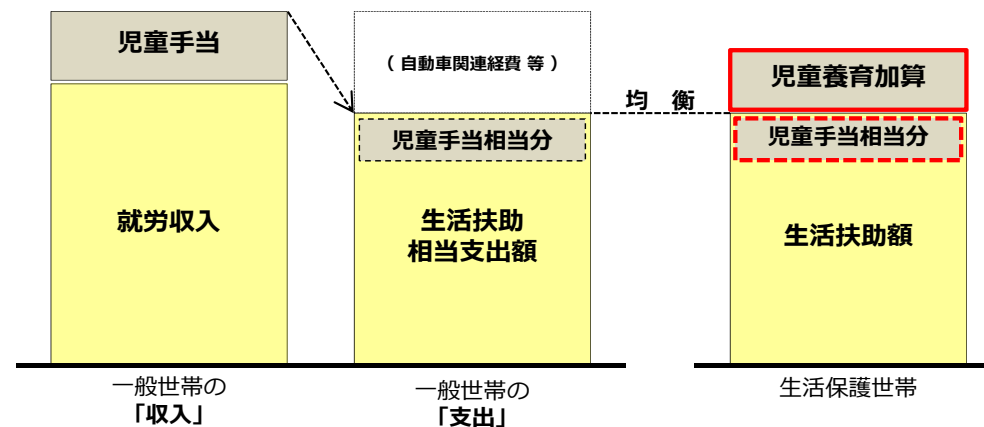
	母子加算	児童養育加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣 旨	子どもの貧困の解消を図るため、ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯等）の生活保護受給世帯に対し支給するもの。	児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの。	義務教育（小学校・中学校）に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照）について給付を行うもの。	高等学校等就学に伴って必要となる費用（学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照）について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給
基準額 (月額、29年度)	○在宅 1級地 22,790円 2級地 21,200円 3級地 19,620円 ○入院入所 18,990円	児童手当と同額 ○第1子及び第2子 3歳未満 15,000円 3歳以上 10,000円 ○第3子以降 小学校修了前 15,000円 中学生 10,000円	○基準額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 ○学級費等 小学校 670円以内 中学校 750円以内 ○教材代、学校給食費、校外活動費、通学交通費 実費支給 ※学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円	○基準額 5,450円 ○学級費等 1,670円以内 ○教材代、通学交通費 実費支給 ○授業料、入学料、入学考査料 公立高校相当額 ※学習支援費 5,150円
経 過	子育てを一人でするひとり親世帯には追加的な栄養等が必要であることを理由として、昭和24年創設。	児童手当制度創設に伴い、児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するものとして、昭和47年創設。	義務教育就学児童・生徒がいる世帯での義務教育に必要とされる費目の援助のため、昭和25年創設。	生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等の就学費用に対応するため、平成17年創設。

※ 学習支援費については、貧困世帯に属する子どもの増加という「子どもの貧困」「貧困の連鎖」が社会問題化しつつあったことも踏まえ、平成21年創設。

< ひとり親世帯の消費水準 >



< 児童手当と児童養育加算の関係 >

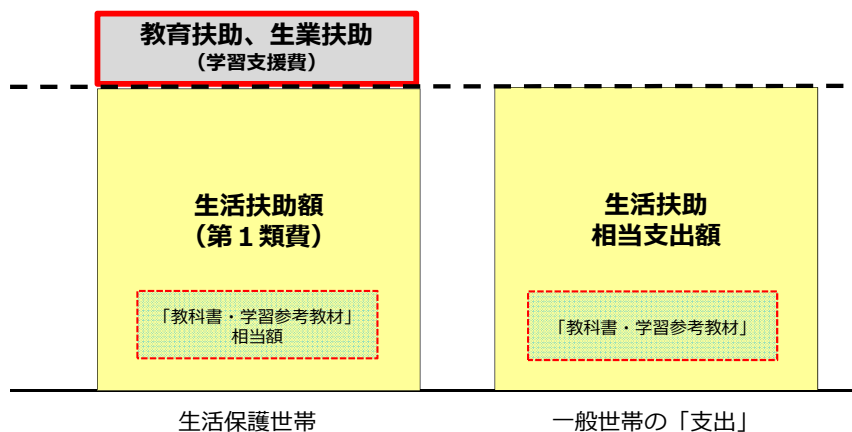


(注) ・一般（低所得）世帯の生活扶助相当支出等は、全国消費実態調査（平成26年度）に基づき財務省で試算。
・生活保護基準額は、一般（低所得）世帯の級地別世帯数や子の構成が不明なため、級地区分は2級地－1、子の構成は中学生として算出。
・教育扶助は、基準額と学習支援費の合計額。

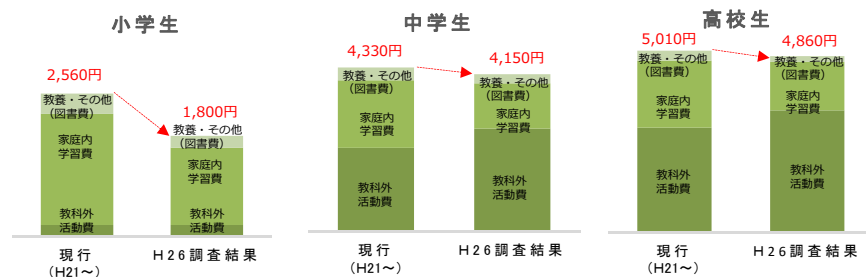
(注) 「自動車関連経費等」とは、生活保護世帯では支出が想定されないため、生活扶助相当支出額を算出する際に生活保護世帯との均衡上除外して計算することとされている支出。

- 教育扶助（小学生・中学生を対象）、高等学校等就学費に含まれている「学習支援費」については、
 - ・ 生活扶助（第１類費）において「教科書・学習参考教材」といった費用も勘案されている中、二重の配慮となっている
 - ・ 母子加算の廃止と同時期に創設されているが、平成21年度の母子加算の復活後もそのまま存続している
- といった事情が存在することに加え、本来の目的外で使用されているおそれがあるのではないかと指摘。

＜教育扶助等の加算の構造＞



＜学習支援費の水準＞



（出所）文部科学省「子どもの学習費調査」（平成26年度）に基づき財務省において集計

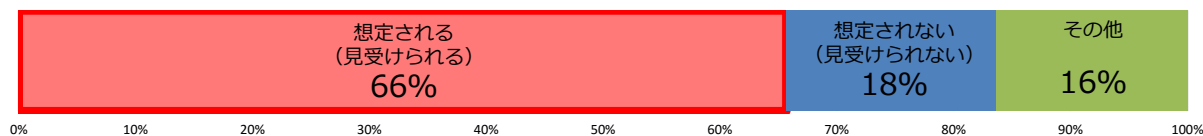
教育扶助等に係る経緯

	母子加算 (子:16歳以上)	母子加算 (子:15歳以下)	高等学校等 就学費	学習支援費 (小・中・高)
昭和24年度	創 設	創 設		
平成17年度	段階的に廃止		創 設	
平成19年度	↓ 廃 止	段階的に廃止		
平成21年度		↓ 廃 止		創 設
平成21年度 (12月)	復 活	復 活		

※ このほか、平成19年度から、母子加算の廃止に伴い、就労等をしている母子世帯を対象に「ひとり親世帯就労促進費」を創設（平成21年12月より廃止）。

＜自治体に対する調査＞

問 教育扶助や高等学校等就学費の「基準額」や「学習支援費」は、使途が限定されていないため、本来の目的である教育費に充てられず、生活費等の別の用途に使われてしまうおそれもあると考えられますが、実際に教育費以外に使われている事例は想定されますか（または、見受けられますか）。



（出所）自治体に対する調査（67先より回答）を基に厚労省において集計。

【改革の方向性】（案）

- 有子世帯に対する加算・扶助は、一般低所得世帯と比較して生活扶助等の額が高くなる要因の1つであるとともに、二重の配慮が生じているものも存在しており、子供の学習機会の確保等も踏まえつつ、整理を含めた見直しを行うべきではないか。
- その際、加算や扶助の目的をより効果的・効率的に達成する観点から、現金給付以外の方策で行うことはできないかとの観点からも検証すべき。

級地の見直し

資料Ⅱ－1－52

- 現在の級地区分は、全国消費実態調査（昭和59年）などを基礎として算出した各市町村の消費水準の額をもとに昭和62年度に区分したものであり、30年が経過。その後、消費者の購買行動の変化、「平成の大合併」による市町村の広域化、地域ごとの消費水準の変動など、経済社会の状況は大きく変化しており、生活水準の実態と乖離が生じているおそれ。

＜ 級地区分別の最低生活保障水準 ＞

(単位:万円/月)

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯 (夫:20～40歳、妻:20～40歳、子:3～5歳)		16.0	15.4	14.7	14.3	13.7	13.2
高齢者単身世帯 (70歳～)		7.6	7.3	6.9	6.7	6.4	6.1
市町村数 (平成28年4月1日現在)	1,719	58	49	121	79	557	855
	(100.0%)	(3.4%)	(2.9%)	(7.0%)	(4.6%)	(32.4%)	(49.7%)
被保護者世帯数 (平成27年7月31日現在)	1,602,551	647,091	267,951	314,451	66,284	204,124	102,650
	(100.0%)	(40.5%)	(16.6%)	(19.6%)	(4.1%)	(12.7%)	(6.4%)
市町村の例		東京23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	秋田市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市

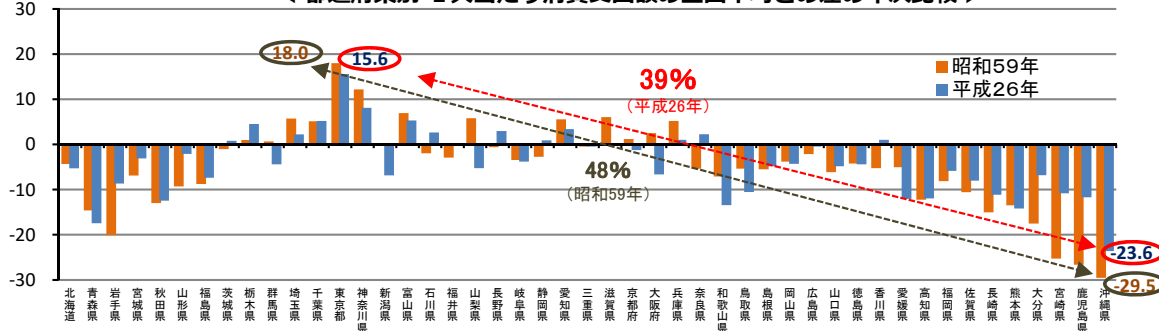
※ 平成28年度の生活扶助額の例

＜ 市町村合併による級地指定区分変更の状況 ＞

	昭和62年度時点の市町村総数	昭和62年度以降、級地指定区分の変更が無かった市町村数 (市町村合併が行われなかった市町村を含む)	昭和62年度以降の市町村合併で級地指定区分が合併前より上位に変更となった市町村数		
			計	1区分	2区分以上
市町村数	3,253	2,432	821	559	262
構成割合	100%	75%	25%	17%	8%

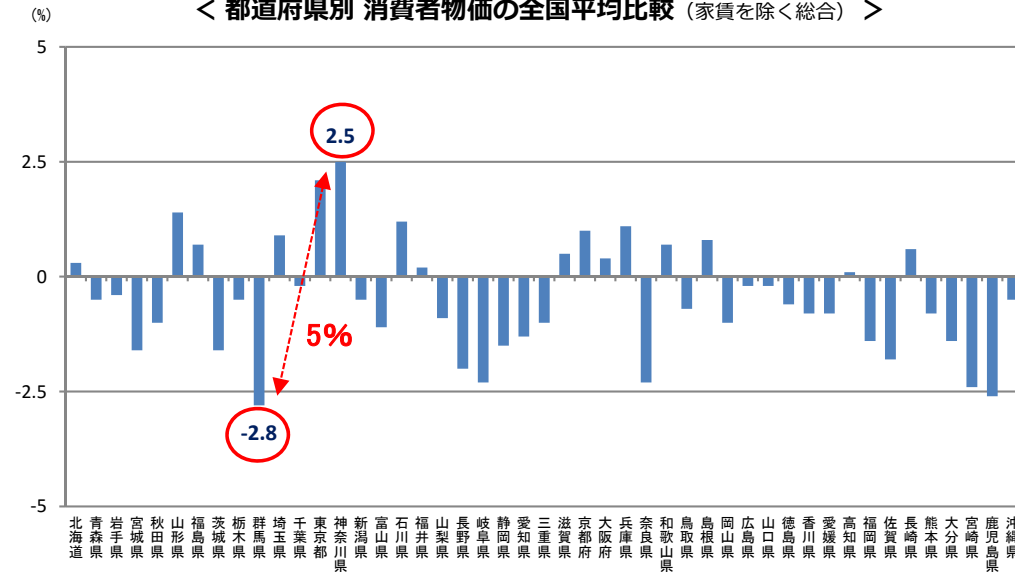
(出所) 厚生労働省「第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料」

＜ 都道府県別 1人当たり消費支出額の全国平均との差の年次比較 ＞



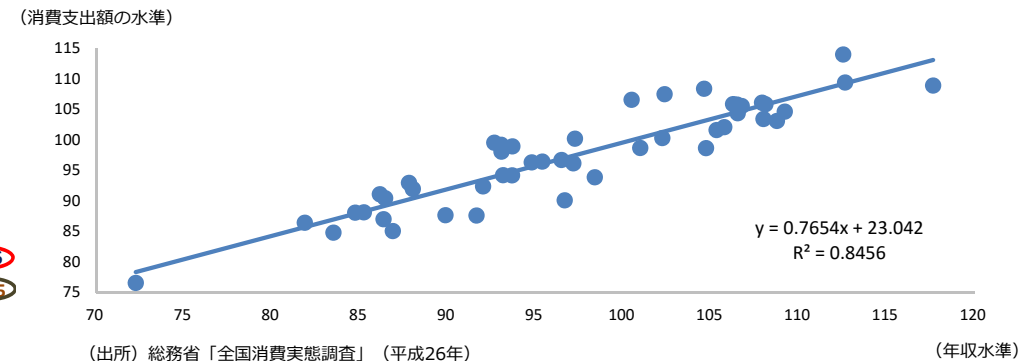
(出所) 厚生労働省「第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料」

＜ 都道府県別 消費者物価の全国平均比較 (家賃を除く総合) ＞



(出所) 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成27年)

＜ 都道府県別 年収水準と消費支出額の水準との相関関係 (全国平均 = 100) ＞

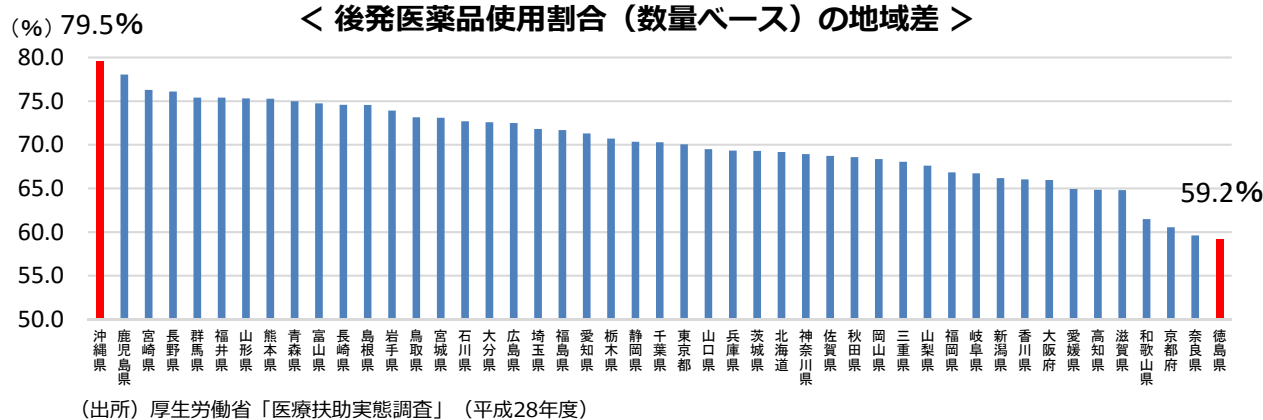


(出所) 総務省「全国消費実態調査」(平成26年)

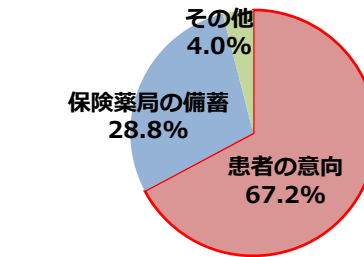
【改革の方向性】(案)

- 級地制度について抜本的な見直しを行うとともに、定期的な見直しの対象としていくべきではないか。その際、現在、級地別の生活扶助額は、級地ごとの消費支出額を基に算出しているが、消費支出額は収入の増加に応じて増加していく傾向が強く、あくまでも最低限度の生活の需要を満たす制度であるという趣旨を踏まえれば、例えば、物価の差による調整にとどめることを基本とすべきではないか。

- 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合は年々上昇しているものの、
- ・ 依然として使用割合には地域差が存在するとともに、
 - ・ 一般名処方が行われた医薬品で後発医薬品を調剤しなかった理由の約7割が患者意向であり、
- 多くの自治体ではこれまでの服薬指導の効果だけでは一定の限界があるのではないかと認識。更なる使用促進に向けてもう一段の取組が必要と考えられる。



＜ 一般名処方が行われた医薬品で、後発医薬品を調剤しなかった理由 ＞



注：後発医薬品が存在しない場合を除く。
(出所) 政令指定都市及び中核市の平成27年度データを財務省において集計。

○ 第8回社会保障制度審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」提出資料
(平成29年10月12日・抜粋)

生活保護受給者の健康管理と医療扶助費の適正化

④後発医薬品の使用促進

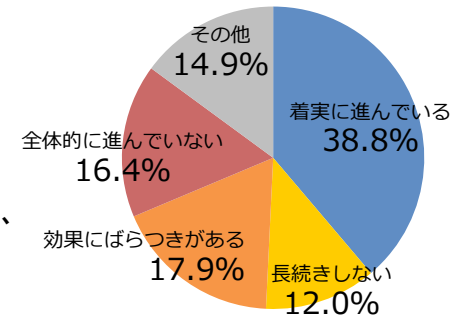
(論点)

医師等が後発医薬品の使用を可能と認めた場合で、かつ、在庫等の問題がない場合に、後発医薬品の使用を更に促進する方策についてどう考えるか。

＜ 自治体に対する調査 ＞

問 電子レセプト管理システム等を活用し、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される者については、服薬指導を含む健康管理指導の対象とすることとされています。

後発医薬品の使用促進の観点から、健康管理指導の結果として実感に一番近いものをお選びください。



(出所) 自治体に対する調査(67先より回答)を基に厚労省において集計。

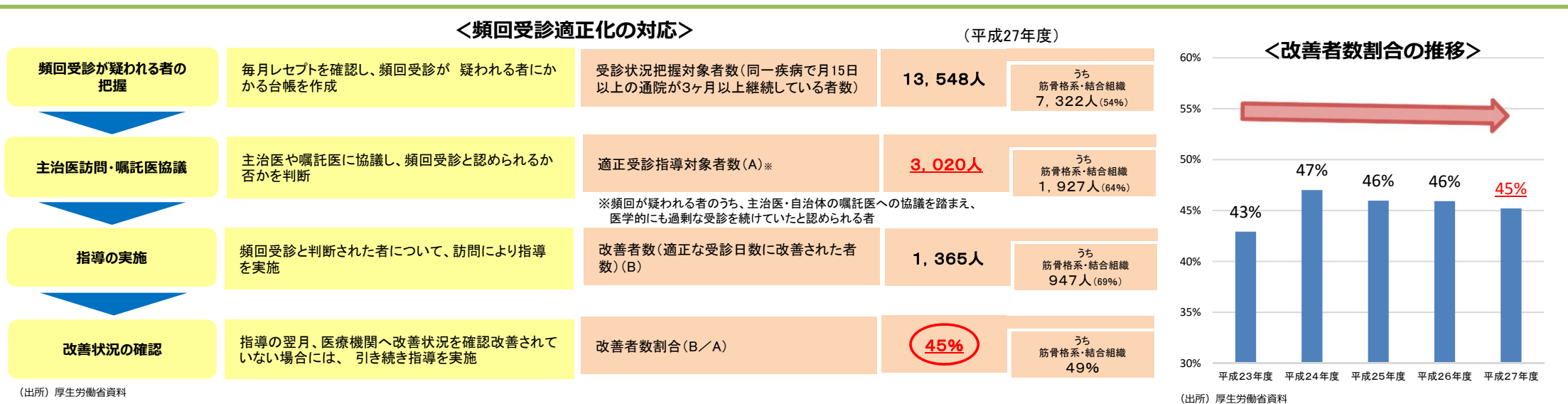
【改革の方向性】(案)

- 後発医薬品の更なる使用促進に当たっては、医師がその使用を認めていることを前提に、
- ・ 薬局における在庫の欠如などの問題がない場合には後発医薬品の使用を原則とする、
 - ・ または、服薬指導を行ってもなお自己都合で先発医薬品を使用する場合には先発医薬品と後発医薬品の差額について自己負担を求める
- など、実効性ある対策が必要ではないか。

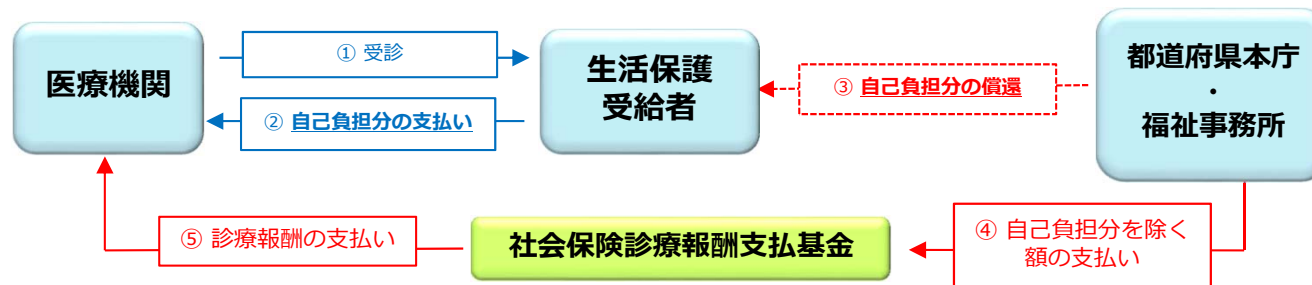
頻回受診対策

資料Ⅱ－１－５４

- 頻回受診対策として、電子レセプトを活用した適正受診指導の取組などが進められてきたが、近年の改善者数割合はおおむね横ばいで推移しており、自治体からは現状の適正受診指導には一定の限界がある旨の指摘もある。頻回受診対策について、もう一段の取組が必要と考えられる。



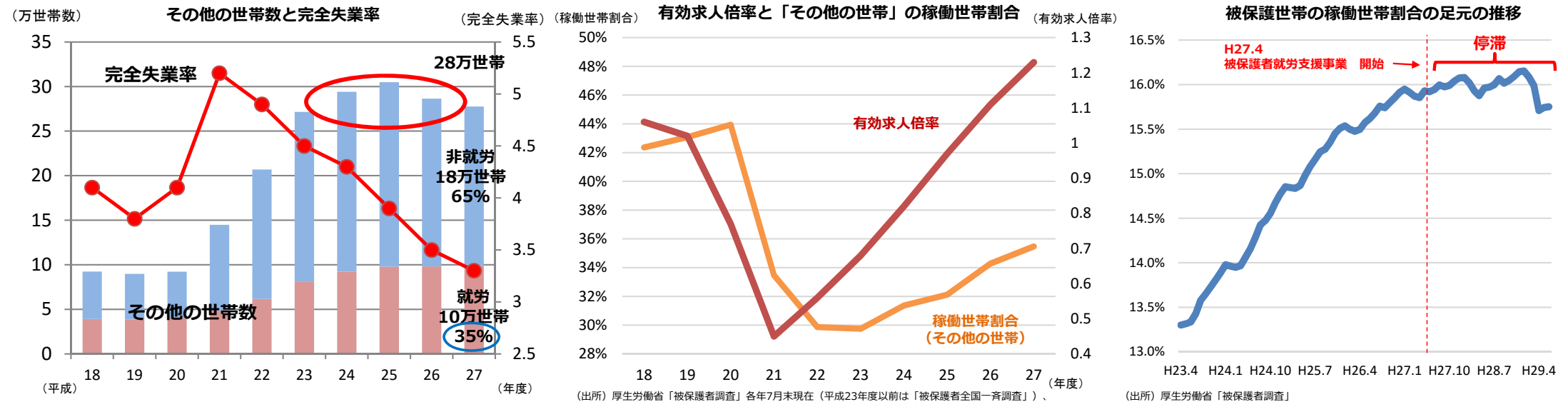
< 頻回受診に係る自己負担（償還払い）スキーム >



【改革の方向性】（案）

- 更なる頻回受診対策として、
- 各自治体に対して、例えば、嘱託医制度の充実や個別指導の重点化など頻回受診者が多く発生している医療機関に着目した対策を講じるよう促すとともに、
 - 頻回受診であるとして適正受診指導を受けてもなお改善の見られない者については、例えば、一定の自己負担（償還払い）を求める
- など、実効性ある対策が必要ではないか。

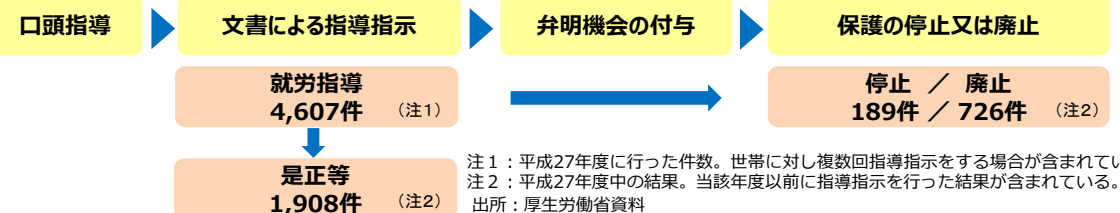
- 「その他の世帯」の世帯数は近年では減少傾向にあるが、最近の雇用環境の大幅な改善にもかかわらず、リーマンショック以前の状況と比べ依然として多い。障害・疾病などの事情がない就労可能な生活保護受給者は生活保護法の趣旨に基づき稼働能力を活用することが原則であるが、「その他の世帯」における稼働世帯割合（就労割合）は、雇用環境の改善と比較すると緩やかな上昇にとどまる状況。



< その他の世帯 >

生活保護世帯のうち、「高齢者世帯」、「母子世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯。稼働年齢層が含まれると考えられる。

保護の停廃止処分 (全世帯)



【改革の方向性】 (案)

- 稼働年齢層が含まれるとされる「その他の世帯」を中心に、稼働能力を有すると考えられるにもかかわらず就労していない者の状況や就労阻害要因等を統計面から分析するとともに、就労可能な者については引き続き就労指導を着実に実施していくべきではないか。
- その上で、現実には稼働能力があり本人に適切と判断される職場が紹介されているにもかかわらず就労しないなど、正当な理由がない者に対しては、保護の廃止に至る前の措置として、保護の停止の積極的な活用や、保護費の減額といった柔軟な対応を設けることによって、取組の実効性を高めていくべきではないか。

○ 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。

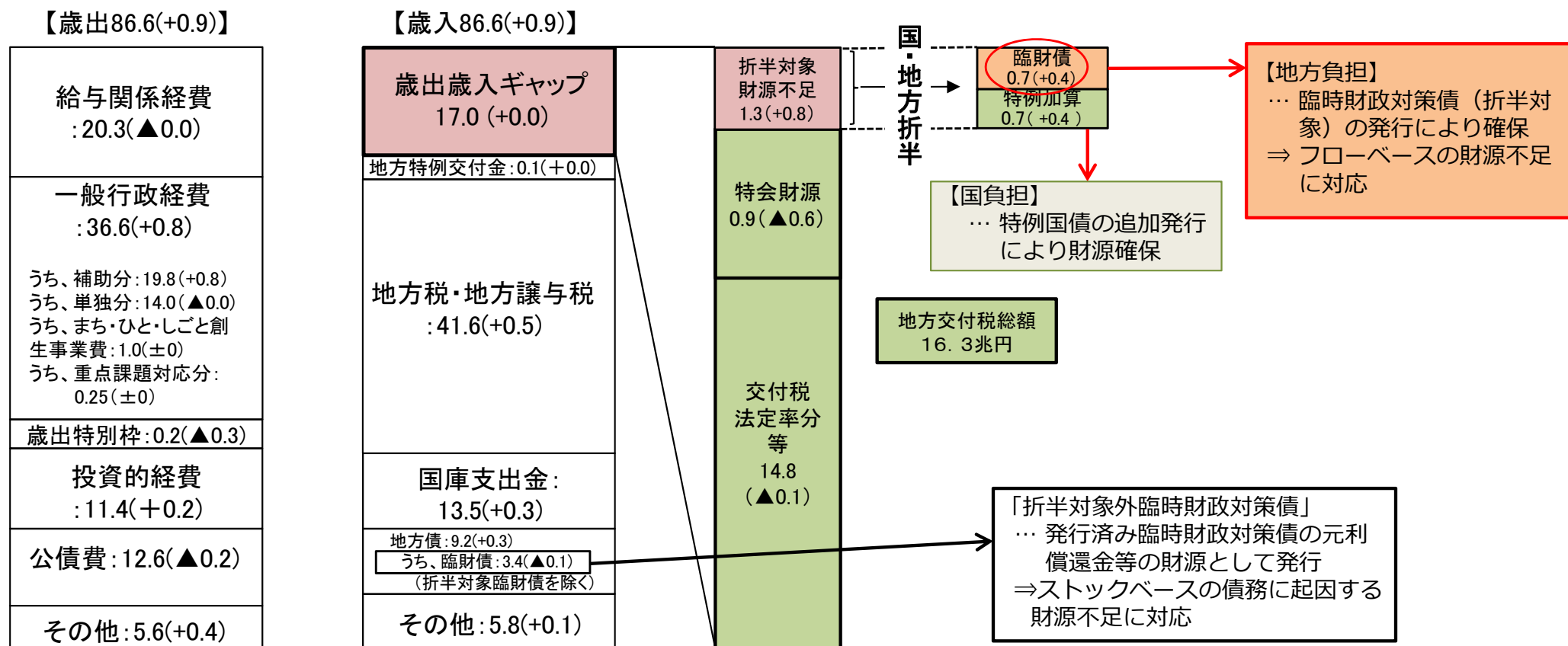
※ 法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%

※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税收全額が交付税の原資となる（特会財源）。

○ 法定率分等で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担。

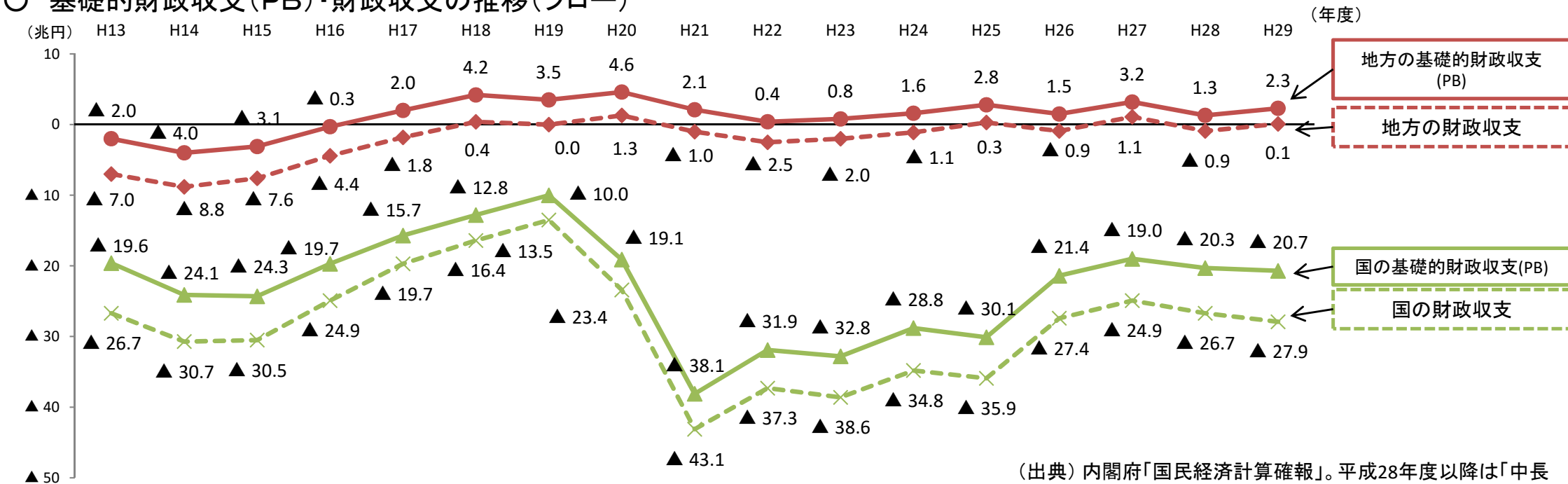
※ リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減（28年度に廃止）。

平成29年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡が拡大。国と異なり、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)は黒字が続き、財政収支もほぼ黒字となっている。

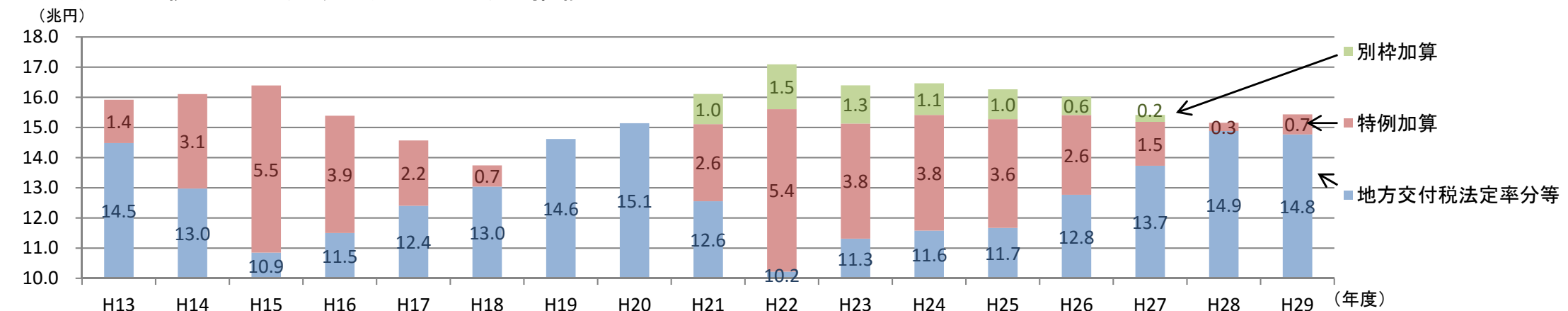
○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成28年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年7月18日 内閣府)。

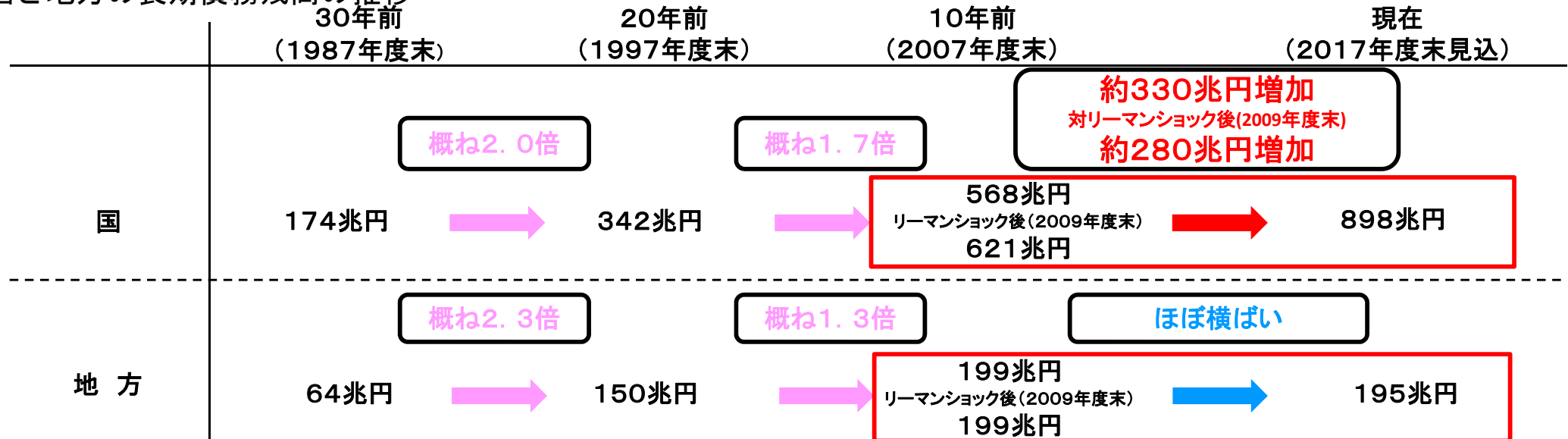
(注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

○ 地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



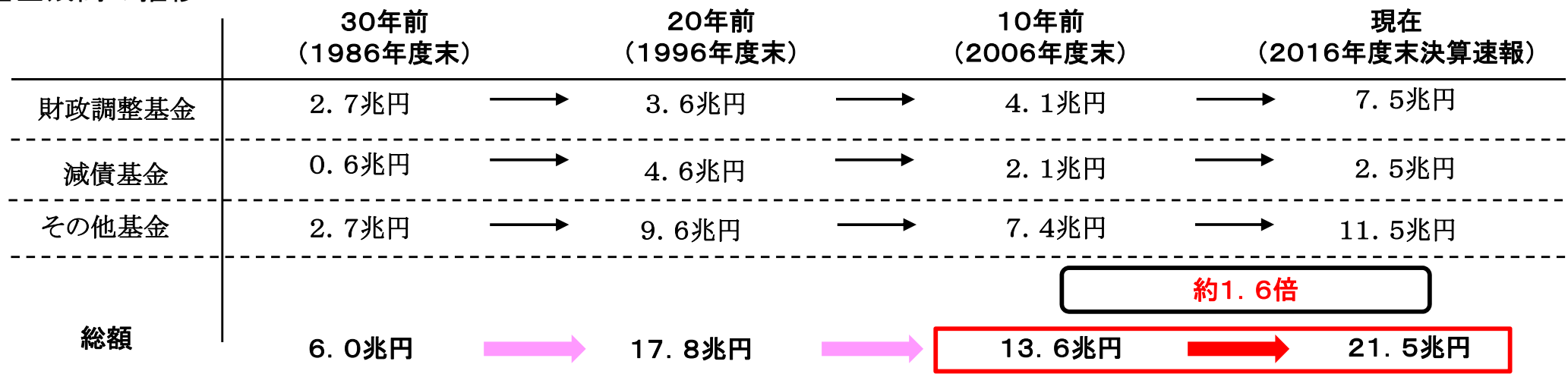
- 30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加。
- 過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約330兆円増加している一方、地方はほぼ横ばい。
- 一方、地方の貯金である基金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。

○国と地方の長期債務残高の推移



※ 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2017年度末で32兆円程度)である。

○基金残高の推移



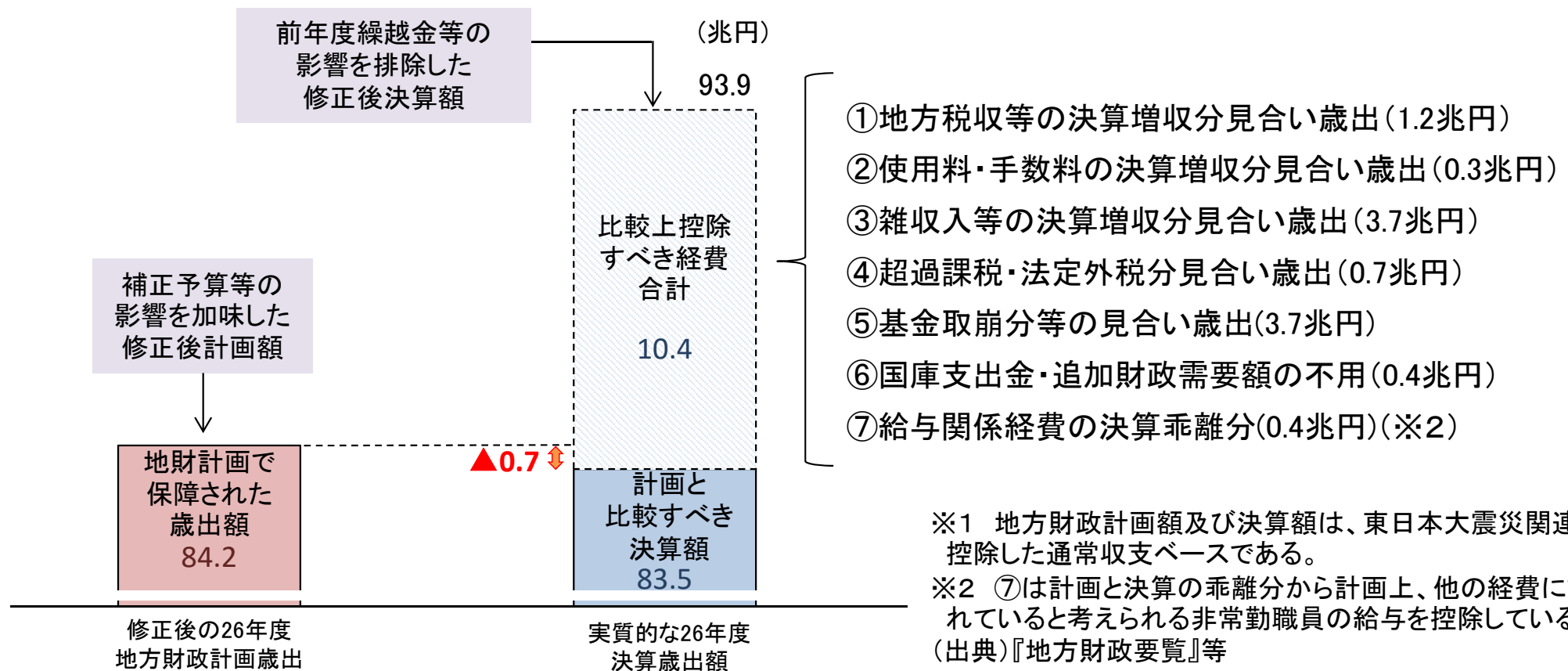
※ 2016年度末決算速報の基金残高については通常収支分。

- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう、以下の通り試算を行ったところ、
計画歳出(84.2兆円)＞決算歳出(83.5兆円)（平成26年度）
 となり、計画歳出が決算歳出を上回っている。

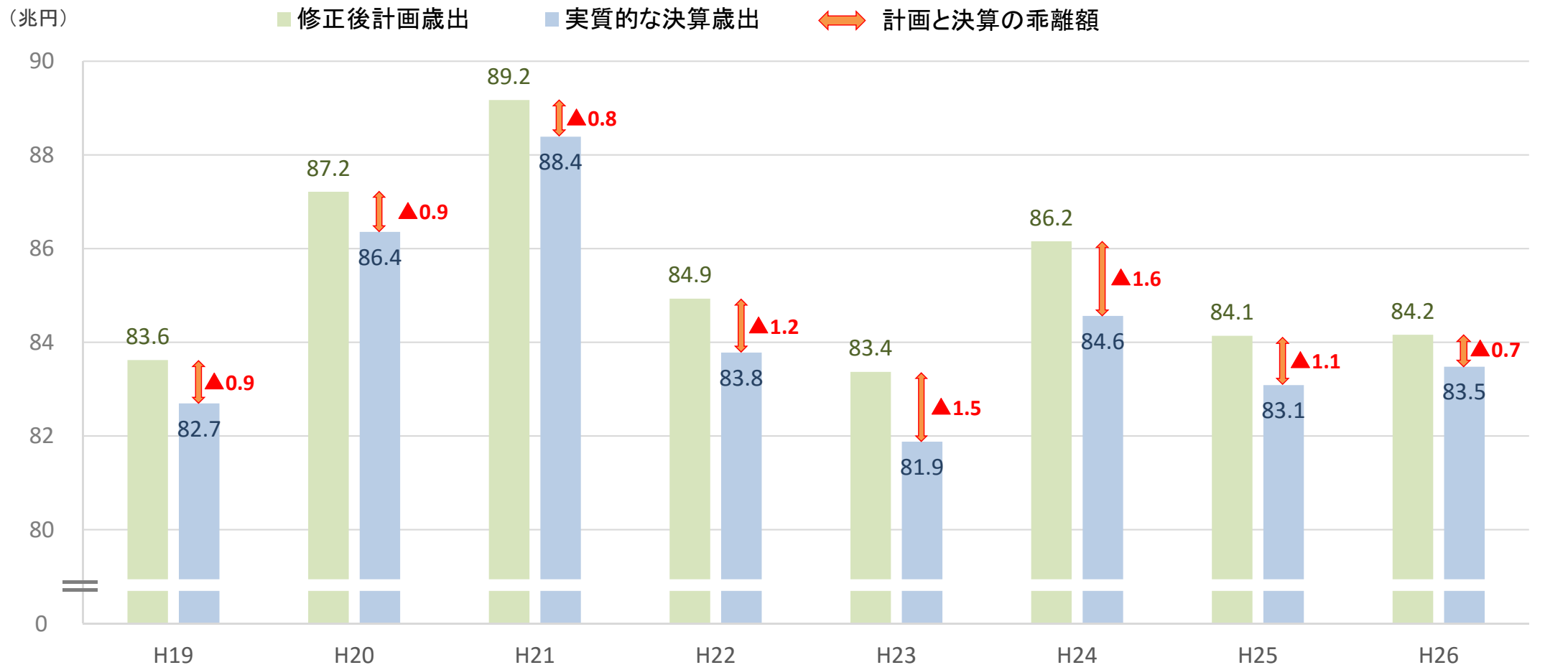
≪具体的な試算方法≫

まずは、(ア)地方財政計画において補正予算等の影響を加味し、(イ)地方歳出決算において前年度からの繰越金等の影響を排除。その上で、

- ・ 地方税収等の決算増、基金取崩、国庫支出金の不用に係る地方負担分の不用など、計画上予定されていない歳入等を財源とした歳出を地方歳出決算から控除、
- ・ 給与関係経費の決算乖離分を控除。



- 近年における決算歳出と計画歳出を比較すると、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して地方の一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障（移転）の適正規模については、より一層の精査が必要である。また、計画から上振れた地方税収等や使用料・手数料などの歳入を財源とする歳出については、地方財政計画を通じての歳出規律が働かない状態であり、是正を検討する必要。



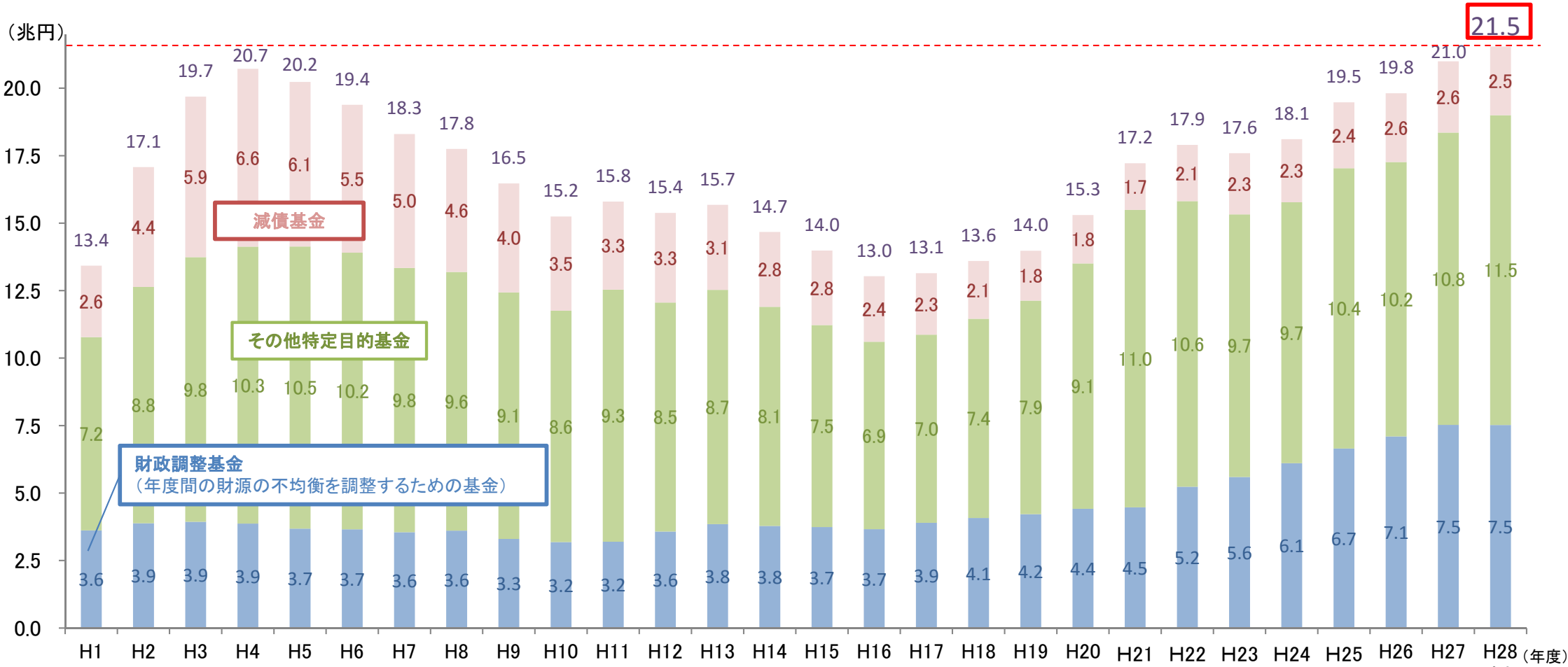
※ 試算上、計画に計上されていると考えられる非常勤職員の給与について、データの制約により、平成22年度以前は平成23年度から平成27年度の平均値としている。 (出典)『地方財政要覧』等

(年度)

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高。
- その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。

(参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。

(参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成27年度において1.3兆円(国費相当額は0.8兆円)。(※2)

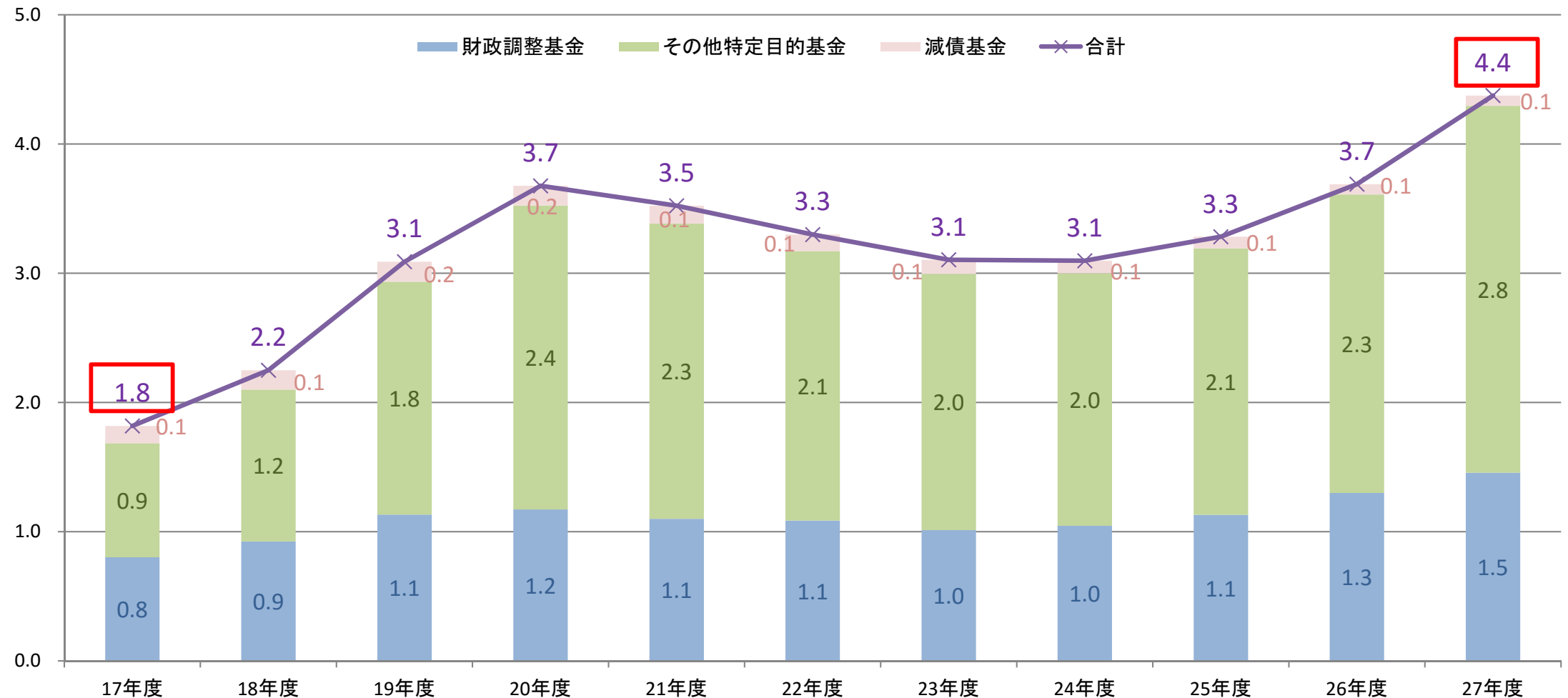


※1 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。 ※2 各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。 (出典)総務省「地方財政状況調査」等

○ 平成29年度における不交付団体のうち、平成17年度から一貫して不交付だった団体の基金残高の推移を見ると、10年間で2.6兆円増加(2.4倍に増加。毎年度平均約2,600億円増加)。リーマンショック後に残高が減少した時期もあるが、平成25年度以降、再び増加傾向にある(3年間で1.3兆円増加)。

○ なお、財政調整基金は10年間で約1.8倍に増加。その他特定目的基金は約3.2倍に増加し、近年の増加傾向が著しい。

(兆円)

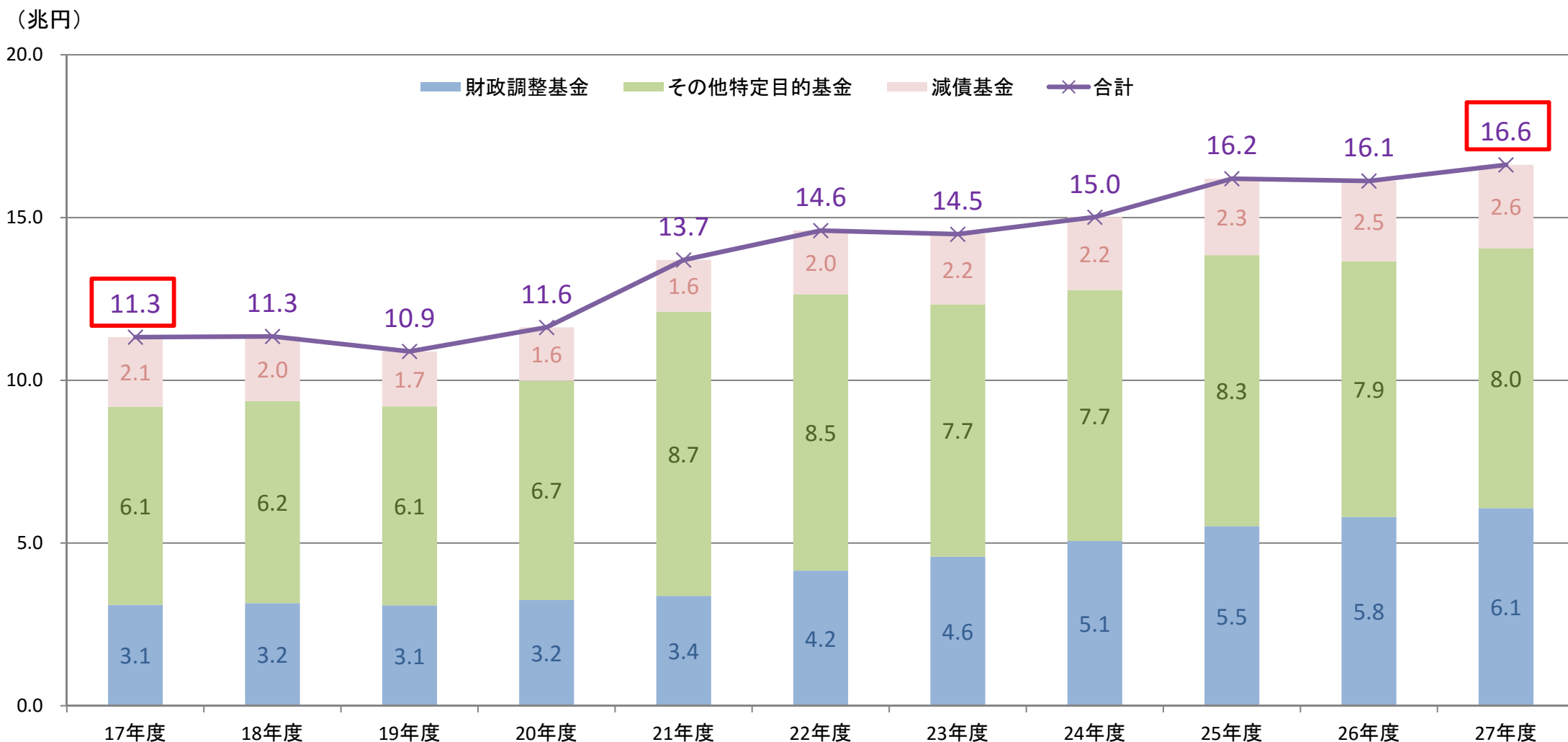


※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。
 ※2 不交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成17年度以降、一貫して不交付だった38団体。合併した場合、合併前の団体も加味している。

(出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

○ 交付団体の基金残高の推移を見ると、10年間で5.2兆円増加（1.5倍に増加。毎年度平均約5,200億円増加）。リーマンショック後の時期を含めほぼ一貫して増加傾向にある。

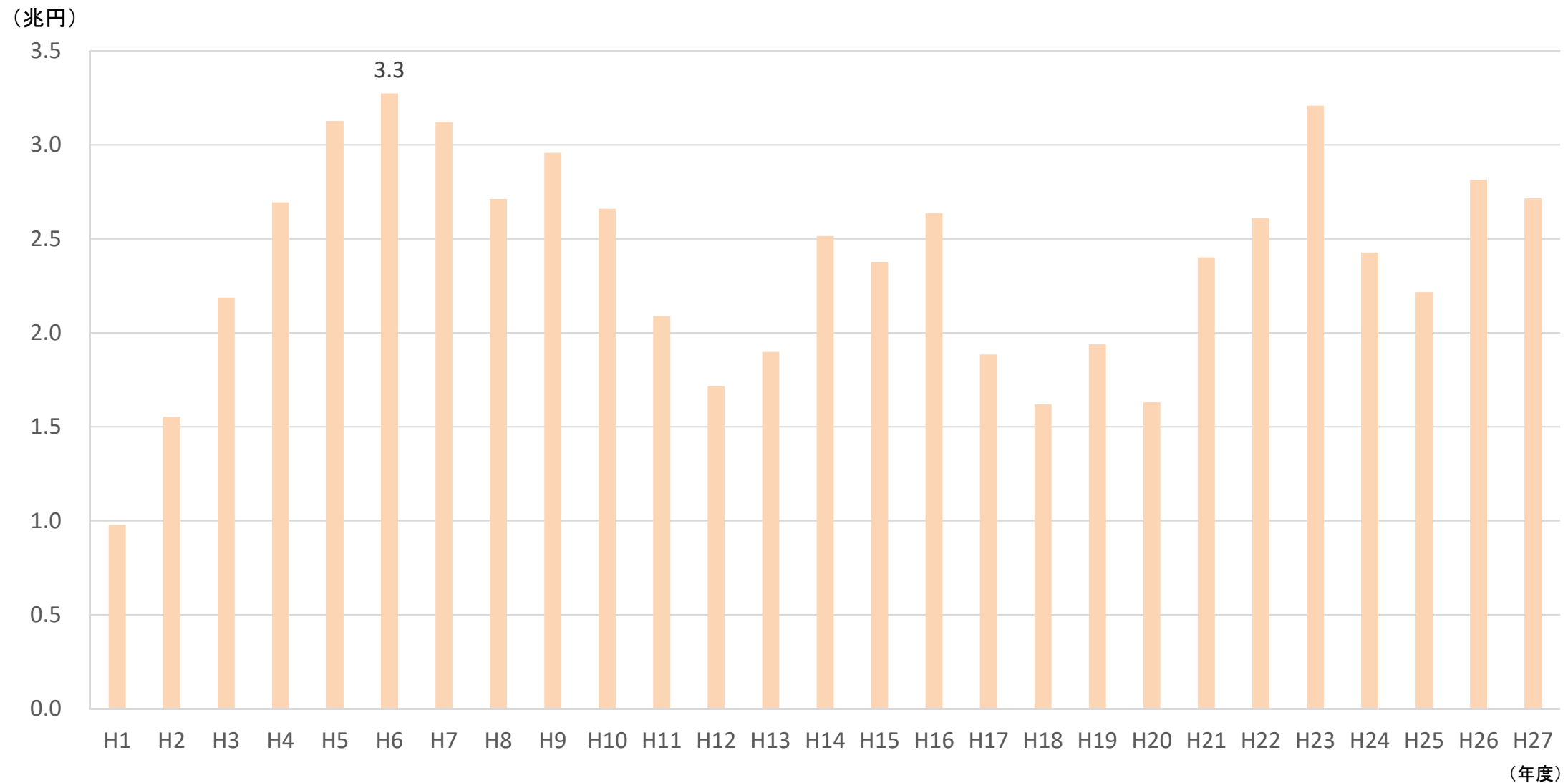
○ なお、財政調整基金は10年間でほぼ一貫して増加し、約2.0倍となっている。その他特定目的基金は約1.3倍に増加。



※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。
(出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

※2 交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成17年度以降、一貫して不交付だった団体以外の団体としている。

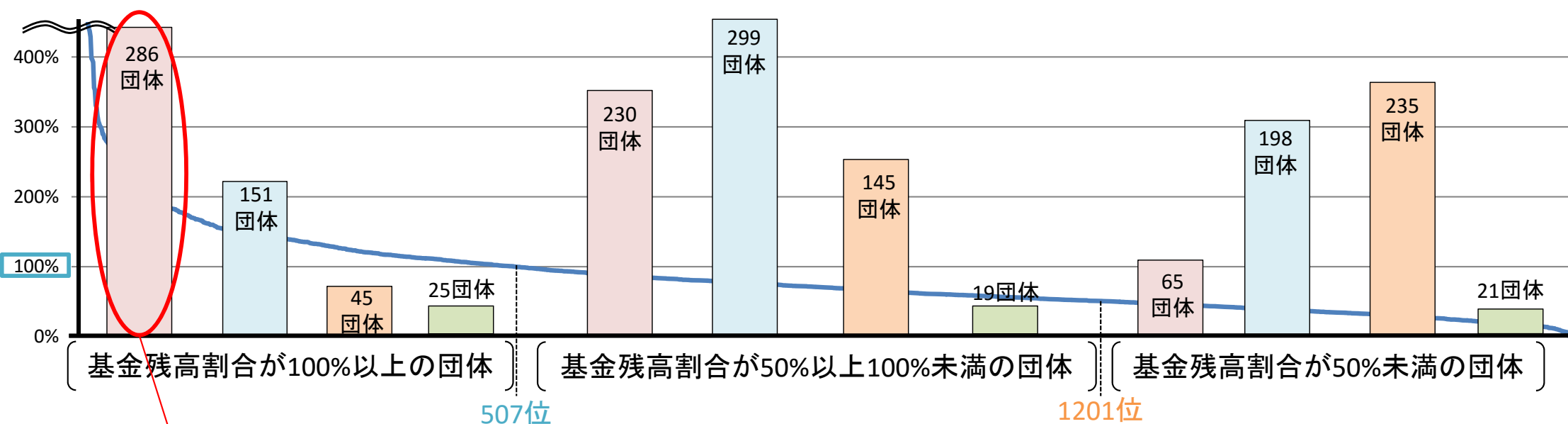
- 基金取崩額の推移を見ると、平成元年以降における最大取崩額は約3.3兆円(平成6年度)。
 - 仮に基金への積立てを一切行わず、この水準で取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- ※ 過去最大の基金残高減少額は約1.3兆円(平成9年度)であり、仮にこの水準で基金残高の減少が続いた場合でも、現在の基金残高は約17年分に相当する。



※ 基金取崩額は都道府県分と市町村分の合計である。(出典)総務省「地方財政状況調査」

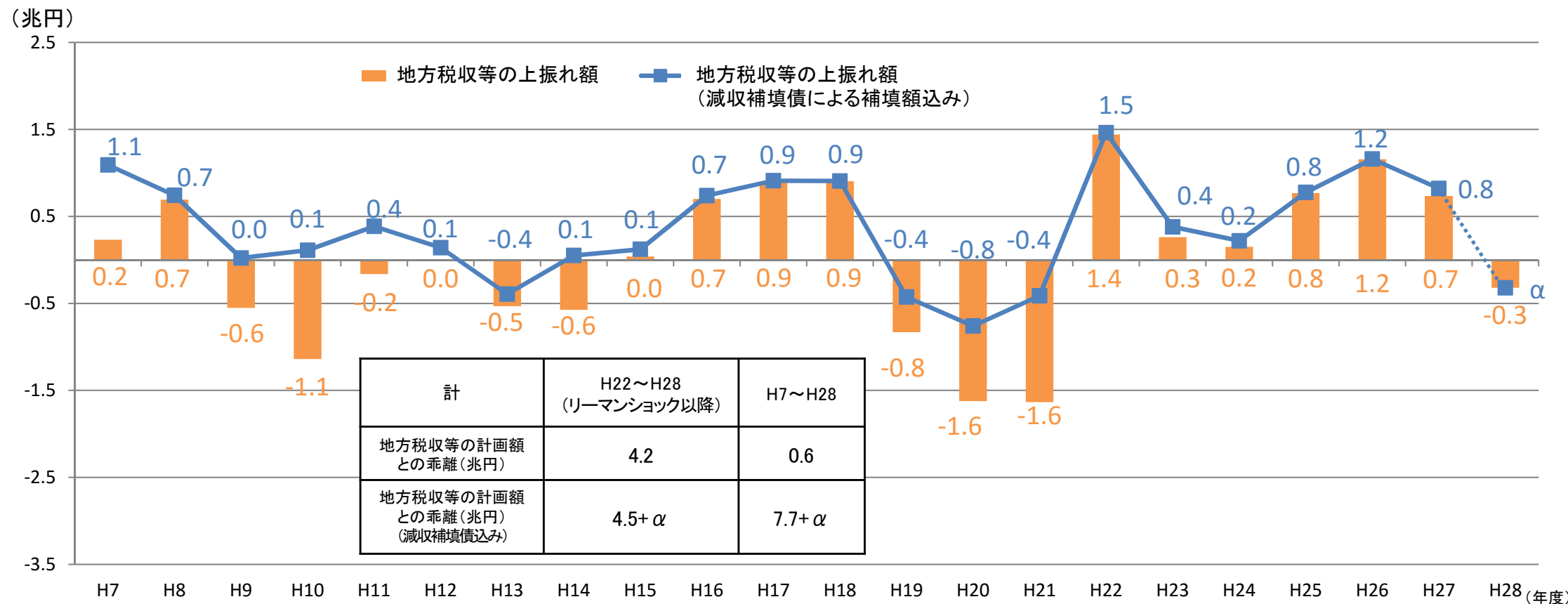
- 財政力指数の低い団体(交付税が主たる財源となる団体)は、基準財政需要額に対して高い割合で基金残高を保有。中でも、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合(基準財政需要額に対する基金残高の割合)が100%以上の団体を見てみると、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」(地域の元気創造事業費等)等の割合が相対的に大きい傾向にある。
- 小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっており、基金残高を増加させる一因となっている可能性がある。これらにつき、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

【凡例】 財政力指数0.33未満 財政力指数0.33以上0.66未満 財政力指数0.66以上1.0未満 財政力指数1.00以上



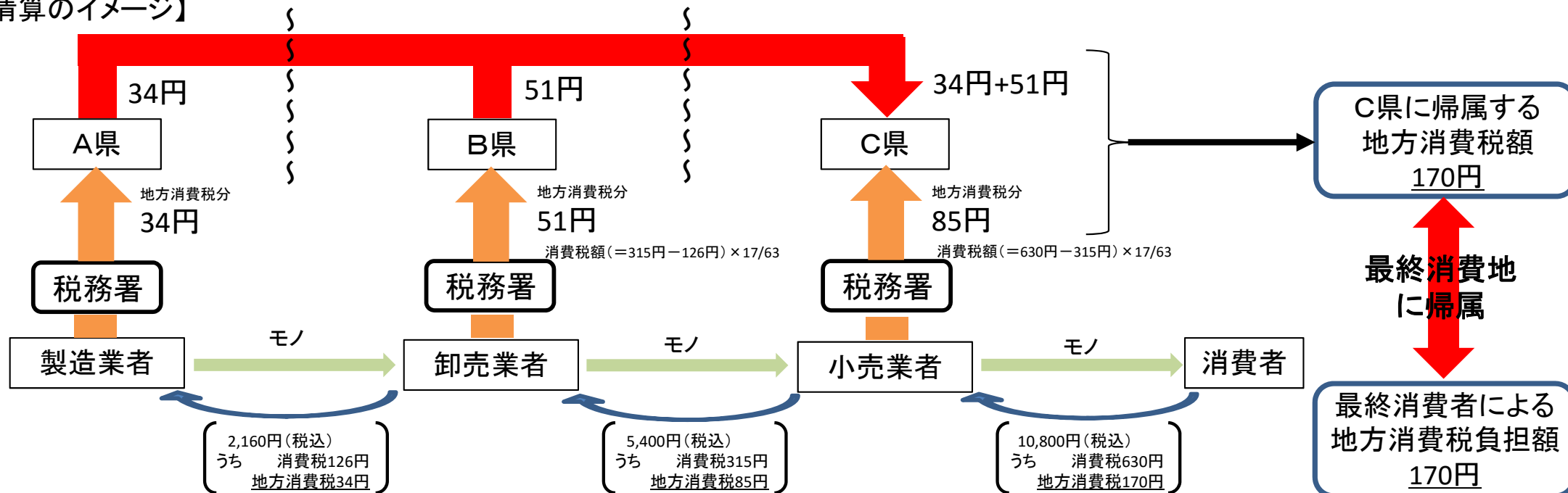
- ・基準財政需要額の平均額: 約30億円(全国平均: 約140億円)
- ・基金残高の平均額: 約50億円
- ・基準財政需要額に占めるまち・ひと・しごと創生事業費及び歳出特別枠の割合の平均: 11.4%(全国では3.3%)

- 地方税収等は、リーマンショック以降、概ね決算が地方財政計画額を上回るという上振れ傾向が続いており、平成22～28年度までの累計で+4.2兆円の決算増収。
 - 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく交付税が措置されていることを踏まえれば、計画からの地方税収等の上振れは、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを意味する。
 - こうした地方税収等の計画からの上振れ分については、上振れの有無・規模が判明した段階で後年度の地方財政計画において精算を行うべきではないか。
- ※ なお、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行され、後年度においてその元利償還費が地方財政計画に計上される(国も負担)。



- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税収は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべきものとされている(仕向地原則)。
- 他方、消費税・地方消費税は多段階課税であるため、各段階の事業者が本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付し、その所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる。このため、「最終消費地」(下記C県)と「税収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 最終消費地と税収の最終的な帰属(ともにC県)とを一致させるため、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」が行われており、その方法を地方消費税の清算基準という。

【清算のイメージ】



- 具体的には、「統計基準」、「人口基準」、「従業者基準」によって清算が行われる。しかしながら、この清算基準については以下の問題がある。
- ・ 「統計基準」として利用する統計には、最終消費ではない消費や、最終消費地とは異なる場所での消費が含まれており、最終消費の実態を適切に反映できていないこと(①)。
 - ・ 「従業者基準」は、消費税導入前に存在した「料理飲食等消費税」等からの移行に伴う激変緩和として導入された性格が強く、既にその役割を終えていると考えられること(②)。
- 地方消費税は、社会保障施策の財源となる重要な税であり、適切な税収帰属を図ることが必要。これまでも、統計から「インターネット販売」を除外するなどの改正が行われてきたが、こうした対応にも限界あり。こうした中、都道府県間の清算後の市町村への配分(税率引上げ分)は、全額人口に基づき行われていること等も踏まえつつ、地方消費税の清算基準については、人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直しが必要ではないか。

【地方消費税の清算基準】

統計基準	小売年間販売額(H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	
人口基準		17.5%
従業者基準		7.5%

①

- ・ 最終消費ではない、企業による中間消費(備品購入や交際費によるサービス消費等)が含まれている
- ・ 家電を始めとする耐久財等は、購入後、県境を越境した配送・持ち帰りが行われるなど、購入地と最終消費地が乖離し得る等

② 料理飲食等消費税(平成元年廃止)やその後の消費譲与税(平成9年廃止)からの歳入の変動を少なくするという経緯から用いられており、既にその役割は終えているのではないか。

「平成29年度税制改正大綱」(平成28年12月8日 自由民主党・公明党)(抜粋) 【第三 検討事項 14】

- 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

○ 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。

※ 例えば、まち・ひと・しごと創生事業費は、人口増減率等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって地方財政計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。

○ また、歳出特別枠は、リーマンショック後、雇用対策等のために設けられた臨時異例の危機対応措置であり、平時モードへの切替えの中で、廃止するべきではないか。

地方財政計画 (29年度)

歳出 86.6兆円

給与関係費

20.3兆円

一般行政経費(補助等)

21.3兆円

一般行政経費(単独)

14.0兆円

重点課題対応分

0.3兆円

まち・ひと・しごと創生事業費

1.0兆円

投資的経費(補助等)

5.7兆円

投資的経費(単独)

5.6兆円

公債費

12.6兆円

歳出特別枠

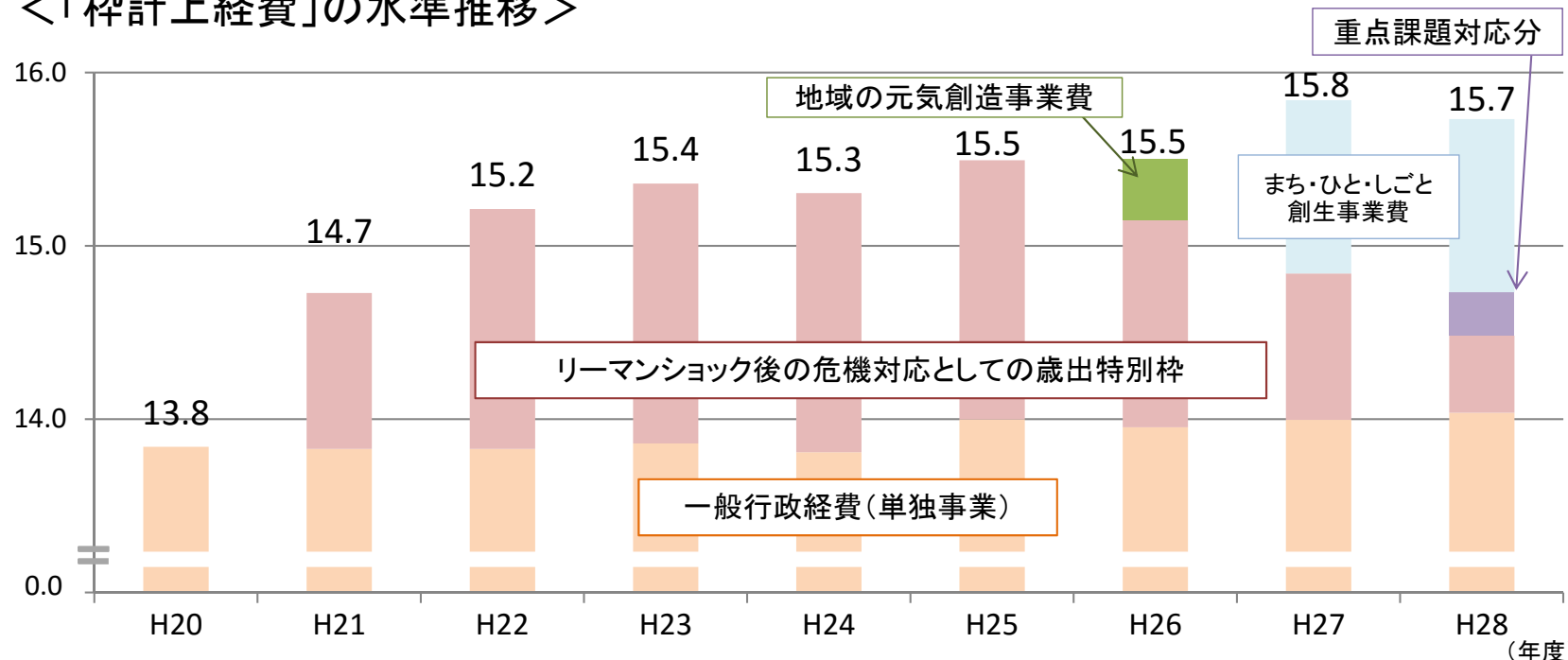
0.2兆円

その他

5.6兆円

枠
計
上

＜「枠計上経費」の水準推移＞



○ 経済財政運営と改革の基本方針2015(抜粋)

「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」

- 国庫補助事業については毎年度不用が生じており、その地方負担分についても地方財政計画において不用が生じていることとなる。しかしながら、国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっている。
- 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく交付税が措置されていることを踏まえれば、この不用に係る地方負担分は、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを意味し、是正を検討する必要。

国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	5ヶ年平均
給与関係経費（義務教育費国庫負担金）	391億円	325億円	322億円	323億円	92億円	291億円
一般行政経費（補助事業分）	605億円	670億円	1,016億円	2,696億円	816億円	1,161億円
投資的経費（直轄事業・補助事業分）	303億円	245億円	373億円	181億円	124億円	245億円
合計	1,299億円	1,240億円	1,711億円	3,200億円	1,032億円	1,697億円

※ 1 国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

※ 2 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

- 骨太2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、他団体のモデルとなるような業務改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式)を推進。
- トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、平成29年度までに18業務について導入。平成33年度における累計減少額(基準財政需要額の減少額)は約1,640億円と見込まれている。

○ これまでの取組み・成果

<平成28年度>

- ・ 16業務について導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
- ・ 平成28年度におけるトップランナー方式による影響額(基準財政需要額の減少額)は441億円。

<平成29年度>

- ・ 導入済の16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- ・ 新たに2業務について導入(合計18業務に導入)。
- ・ 平成29年度におけるトップランナー方式による新たな影響額(基準財政需要額の減少額)は473億円(累計減少額は914億円)。

<平成29年度における取組例(都道府県分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容		
			経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費		388,570(千円)	332,208(千円)	民間委託 等
	特別支援学校費		57,312(千円)	50,510(千円)	
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費		25,629(千円)	据え置き	指定管理者制度導入 民間委託 等
公園管理	その他の土木費		161,345(千円)	据え置き	指定管理者制度導入、民間委託 等
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費		庶務業務として特定せず 包括的に算定	8,270(千円)の減	庶務業務の集約化
公立大学運営	その他の教育費	(理科系学部)	1,694(千円/人)	1,460(千円/人)	地方独立行政法人化
		(保健系学部)	1,938(千円/人)	1,668(千円/人)	

○ ただし、平成28年度におけるトップランナー方式の対象経費の割合は、全基準財政需要額のうち3.5%＋α（※）。

※ ＋αについては、包括算定経費に含まれる庶務業務分

【都道府県分】

※ 28年度におけるトップランナー対象業務部分にのみ黄色着色

警察費	土木費		教育費					厚生労働費			経済産業費		総務費			
	道路橋りょう費		小学校費	中学校費	高等学校費	特別支援学校費	その他の教育費	社会福祉費	衛生費	高齢者保健福祉費	農業行政費	商工行政費	徴税費	地域振興費		
	河川費	その他の土木費						生活保護費			労働費			恩給費		
	港湾費										林野行政費					
											水産行政費					
													地域経済・雇用対策費			
													地域の元気創造事業費			
													人口減少等特別対策事業費			

【市町村分】

消防費	土木費				教育費			厚生費				産業経済費		総務費		地域の元気創造事業費	人口減少等特別対策事業費
	道路橋りょう費	都市計画費	下水道費	その他の土木費	小学校費	中学校費	その他の教育費	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	高齢者保健福祉費	清掃費	農業行政費	商工行政費	徴税費	地域振興費	
	港湾費	公園費					高等学校費					林野水産行政費					
												戸籍住民基本台帳費					
																地域経済・雇用対策費	

(出典)総務省「平成28年度 普通交付税の算定結果」

- 総務省は「(基準財政需要額算定の)単位費用に計上されている業務」等として23業務を検討対象としているが、各自治体には23業務以外にも多くの業務が存在。こうした業務を含め、トップランナー方式の更なる拡充を目指すべきではないか。
- また、地域行政サービスの地域差の「見える化」を推進し、類似団体間でのコストの比較やその要因分析を行うとともに、先進・優良事例の横展開を行い、更なる行財政改革を進めていくべきではないか。
- 併せて、自治体クラウドの導入やマイナンバーの活用等による行政の効率化を進めていくことが重要ではないか。

【トップランナー方式の検討対象であるが、まだ導入されていない業務】

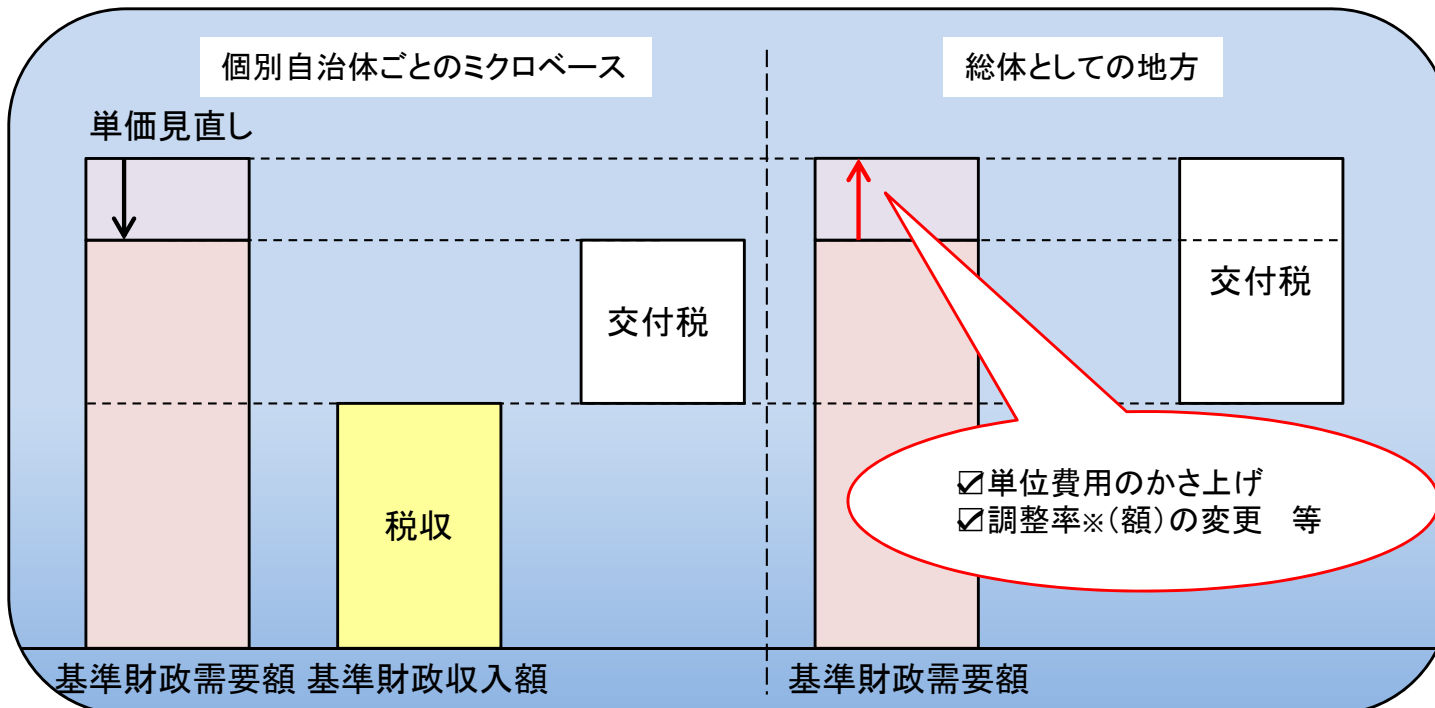
- 図書館 ○博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等) ○公民館、市民会館 ○児童クラブ、学童館等
- 窓口業務

【トップランナー方式の検討対象とされていない業務の一例】

- 河川維持修繕 ○砂防維持修繕 ○港湾維持管理 ○漁港維持管理 ○高等学校維持修繕
- 特別支援学校の建物・運動場維持修繕 ○教育研修センター施設維持管理等 ○婦人相談所施設管理
- 児童相談所施設管理 ○し尿収集

- 平成28年度からトップランナー方式の導入が進められているが、現状では、基準財政需要額の単価の見直しが行われるのみ(地方財政計画への反映は行われていない)。
- このため、トップランナー方式で単価の見直しが行われる一方で、地方財政計画で措置された交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地方財政計画の歳出規模の抑制、地方財政の効率化にはつながっていないことになる。
- 財政健全化目標の実現に向け、トップランナー方式、先進・優良事例の横展開、自治体クラウドの導入による効率化等の効果(基準財政需要額の減少額)を地方財政計画に反映し、財政資金の効率的配分が図られるよう、計画策定を工夫する必要。

トップランナー方式による効果

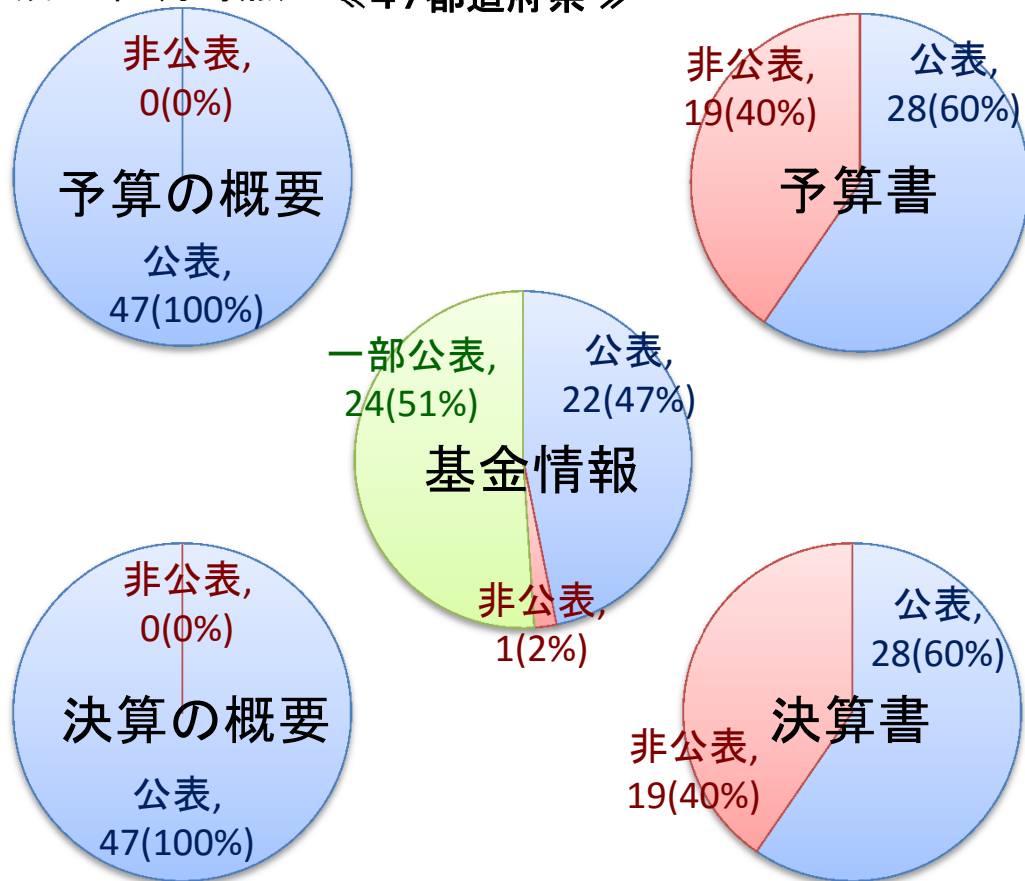


現状では、トップランナー方式による「効率化」分は、基準財政需要の単位費用のかさ上げや、調整率(額)の変更等を通じ、各団体に薄まきされる形で配分されている。

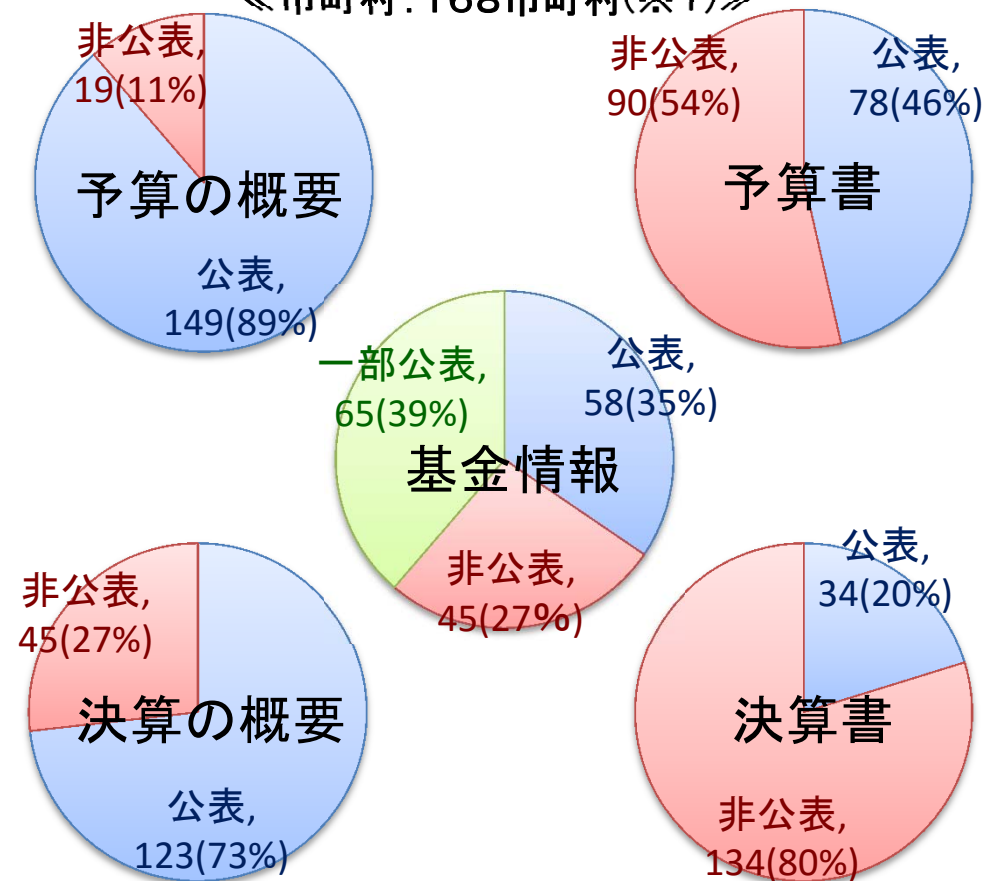
※ 基準財政需要額=単位費用×測定単位
×補正係数×調整率(額)

- 基金については、総務省の決算統計上、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の別による公表しか行われていない。また、各地方公共団体のホームページにおいて詳細な内訳を公表している団体は一部に止まるほか、積立ての考え方等を示している団体は確認できず。
- 各年度の予算・決算についても、一部の地方公共団体ではホームページでの情報公開が行われていない。
- サービスとコストの関係についての住民の理解に立脚した歳出の重点化・効率化が行われるよう、財政のフローとストックの状況について、「見える化」(ホームページによるアクセスしやすい情報公開)が行われるべきではないか。

(平成29年9月時点) <<47都道府県>>



<<市町村:168市町村(※1)>>



※1 市町村は、県庁所在地及び政令指定都市に加え、全市町村を財政力指数0.33ごとに四段階に区分し、各段階のトップ30の市町村を抽出。

※2 ここでいう「公表」とは、ホームページ上で当該情報が公表されていることをいい、「非公表」とはホームページ上で当該情報が公表されていないことをいう。

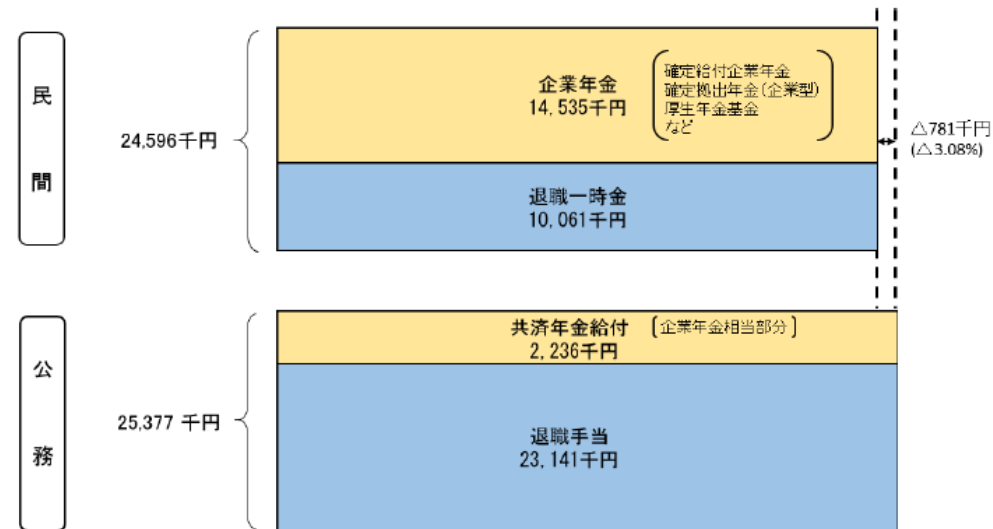
※3 「予算の概要」・「決算の概要」・「基金情報」の公表には、財政状況資料、決算カード、予算等に係る情報が掲載された広報誌等のみをホームページ上で公表しているものは含まない。

※4 ここでいう「予算書」・「決算書」の公表とは、予算書・決算書に加え、予算・決算の説明書・明細書等をホームページ上で公表しているものをいう。

- 国家公務員の退職手当については、人事院による退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解（平成29年4月）において、公務が民間を上回り、「国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適切である」とされたことを踏まえ、平成30年1月から、支給水準の引下げを行うとされている。
- 地方公務員の退職手当についても、同様の見直しを地方財政計画に反映させるべきである。また、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討した上で、地域における国家公務員又は民間の退職給付水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるべきではないか。

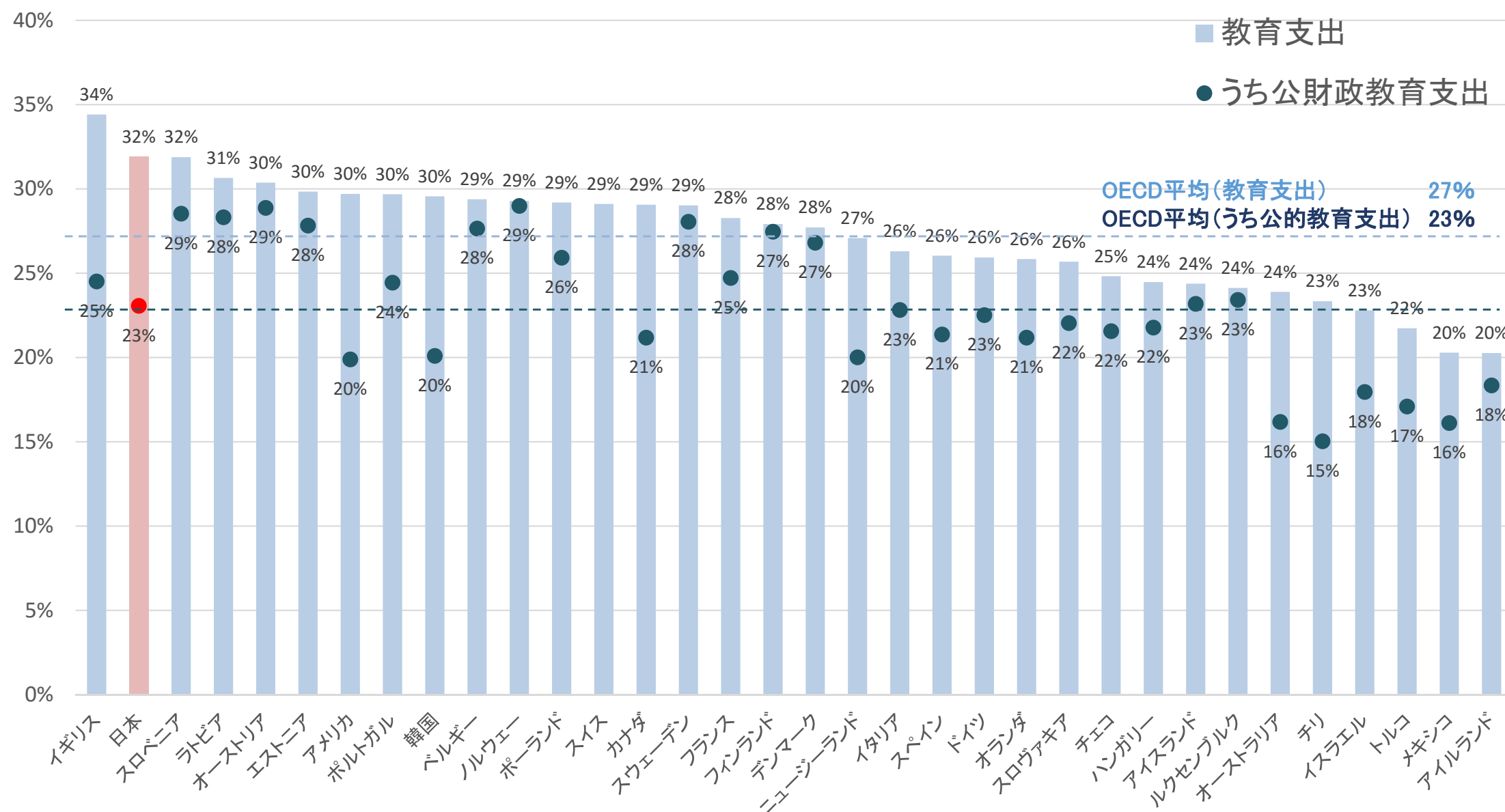
民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解(平成29年4月19日)(抜粋)

- 退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較
民間 24,596千円 公務 25,377千円(781千円(3.08%)公務が上回る)
＜同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較＞
- 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切



- ・ 勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員(公務は行政職俸給表(一)適用者)で定年又は会社都合(公務は応募認定)で退職した者(大学卒(大学院修了を含む)及び高校卒)を対象
- ・ 退職事由別(定年・会社都合(公務は応募認定))、勤続年数別のラスパイレス比較(民間の一人当たり平均の退職給付額を算出する上で、退職事由別、勤続年数別の公務の人員数ウェイトを使用)
- ・ 官民それぞれの使用者拠出による退職給付額を比較
- ・ 官民とも年金分については、退職時点に一時金として支給するとした場合の現価に換算

「在学者一人当たり」教育支出の対一人当たりGDP比(2014年)

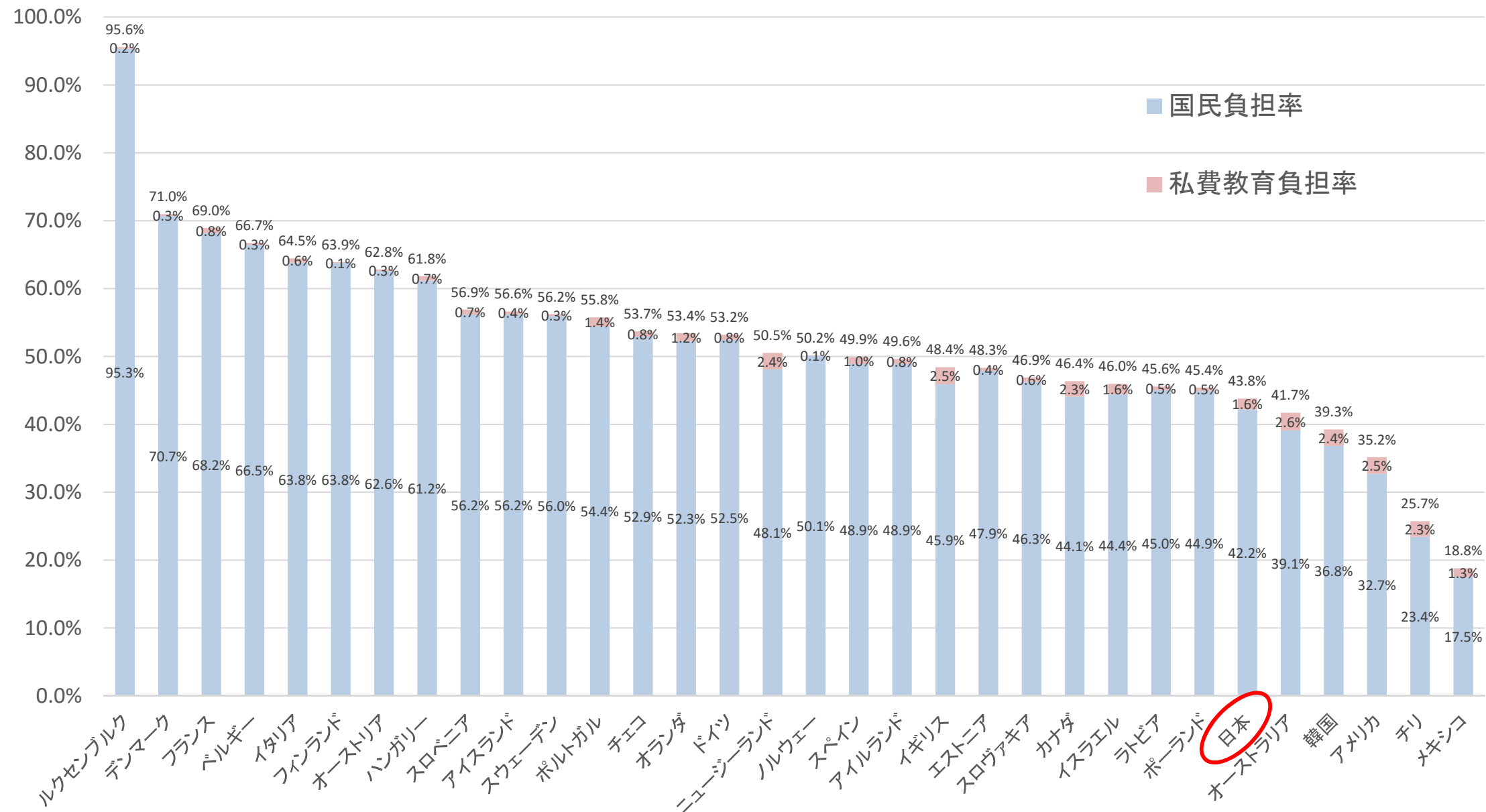


(注1) 教育支出は全サービスに対する支出を指し、公的教育支出は教育支出に「教育機関に対する最終支出の公費負担割合」を乗じ、算出したもの。

(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2017」

国民負担率と私費教育負担率(2014年)



(注) 私費教育負担は、教育機関への年間支出のうちの私費負担分であり、私費教育負担率は「私費教育負担額÷国民所得」により算出
 (出典) 内閣府「国民経済計算」、OECD「Education at a Glance 2017」、OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」等

資料Ⅱ-3-3

※ **補助額** **保護者負担額** 平均保育料(25,700円(月額))の場合の保護者負担額



※市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)211,200円超世帯について、小学校4年生以上は子供の人数にカウントしない。

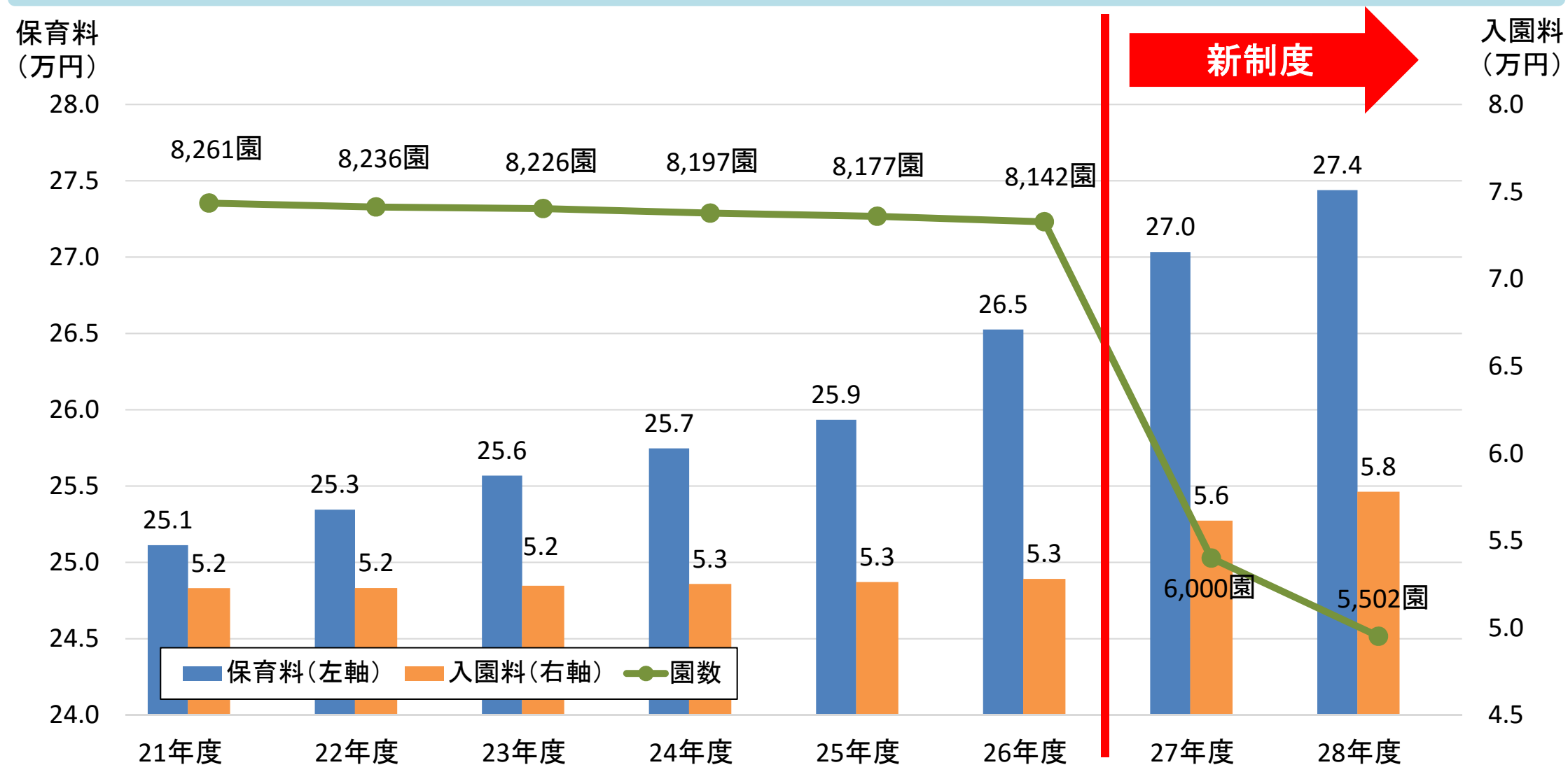
※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)



平成29年度 保育料(月額)	
	3,000円

私立幼稚園の平均保育料等の推移

○ 私立幼稚園の平均保育料の上昇傾向は、子ども・子育て新制度への移行による部分もあると考えられるが、上昇要因の分析が十分なされているとは言えないのではないか。



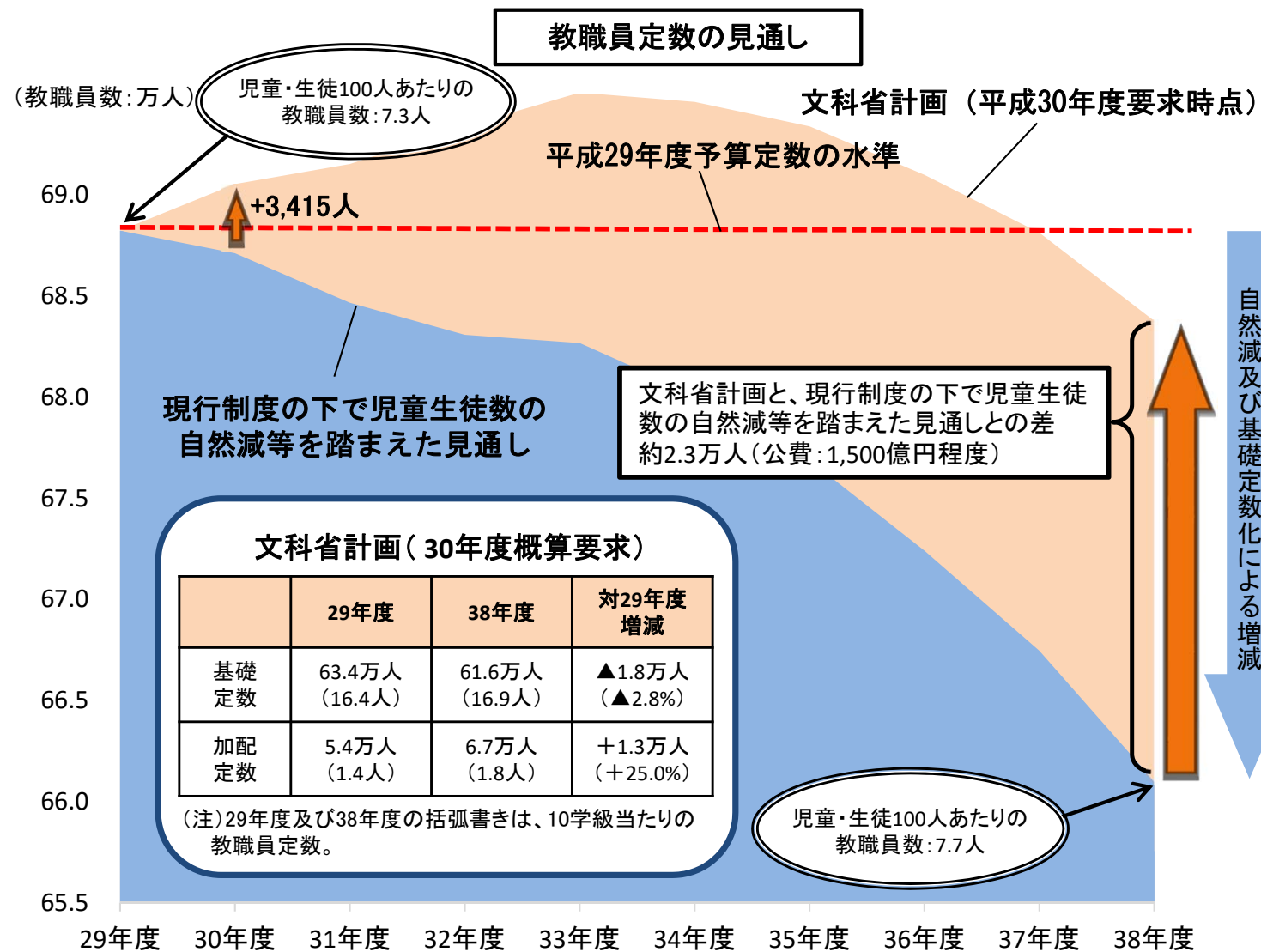
(出典) 21～26年度の園数については、文部科学省「学校基本調査」、27、28年度については、文部科学省「私立高等学校等授業料等の調査結果について」(旧制度園の平均)

文部科学省の定数改善要求

○ 文科省からは、30年度3,415人の増（平成30～38年の9年間で約2.3万人の増）の要求。

平成30年度概算要求における定数改善要求

事項	H30 要求	H30～38 計画
小学校専科指導の充実	+2,200人	+6,635人
貧困等に起因する学力課題の解消	+100人	+800人
中学校における生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化）	+500人	+4,100人
統合校・小規模校への支援	+75人	+925人
学校指導体制の基盤整備（養護教諭・栄養教諭等）	+40人	+1,330人
共同学校事務体制強化	+400人	+8,365人
主幹教諭の配置充実	+100人	+600人
合計	+3,415人	+22,755人



（注）「自然減」等の将来推計は、文部科学省試算。

- 小学校教員を養成する教職課程での英語教育に対応している大学は一部。
- 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)等を通じて、外国語指導助手(ALT)を活用。
- 「特別免許状制度」(教員免許を持っていないが、優れた知識経験等を有する社会人等に対し、教員免許を授与)を、小学校における英語の教科化等への対応に活用しているが、限定的。

新規教員採用の実態

- 小学校教員の教職課程において、英語が必修科目とされている大学の割合は10%であり、半数以上が教科外国語に対応した科目を設置していない。
- 一部の都道府県で、英語の資格等を有する者に対して、英語試験の一部免除・加点がなされているが、必ずしも外国語が導入されている訳ではない。

小学校英語教員の英語力の状況

調査対象教員数(A)	英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数	英検準1級以上等を取得している教員数(B)
346,094人	124,591人	3,333人 (B)/(A)＝約1%

(注1)「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
(注2)「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上又はTOEIC730点以上を指す。

(参考)英検準1級以上等は、中学校(英語教諭)で32.0%、高校(英語教諭)で62.2%

外国語指導助手(ALT)等の任用・契約形態別人数等の状況(平成28年度)

小学校におけるALT等の任用・契約形態別人数【平成28年12月1日現在】

JETプログラム	直接任用	労働者契約派遣	請負契約	その他	合計
2,216人	1,875人	1,362人	1,831人	5,140人	12,424人

(注)「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材(日本人を含む)の人数。

ALTが活用されている授業時数の割合【平成27年度実績】

	小学校5,6年生
ALTの外国語の授業における活用率	61.7%

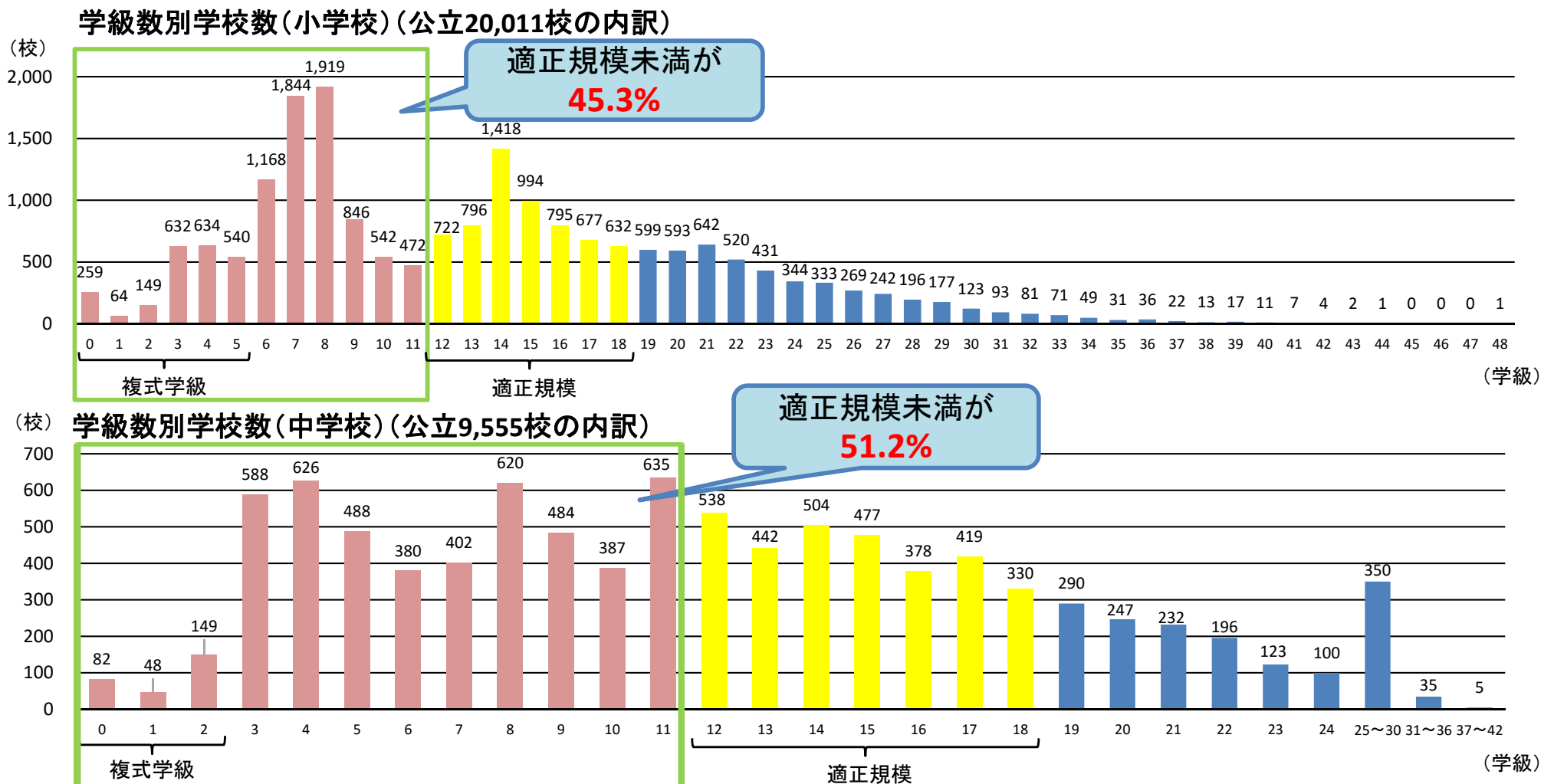
特別免許状の授与状況

- 平成26年のガイドライン策定後、英語の特別免許状の授与件数は微増。
- ※ 授与者の主な職歴は、ALT、外国人講師、通訳、大学教員等。

年度	授与件数	うち英語の授与件数
23年度	39	0
24年度	52	3
25年度	59	6
26年度	92	35
27年度	215	95

学級数別の学校数

- 学校規模については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）によれば、小・中学校ともに12～18学級が適正規模であると考えられているにもかかわらず、それ未満の学校が約5割も存在。



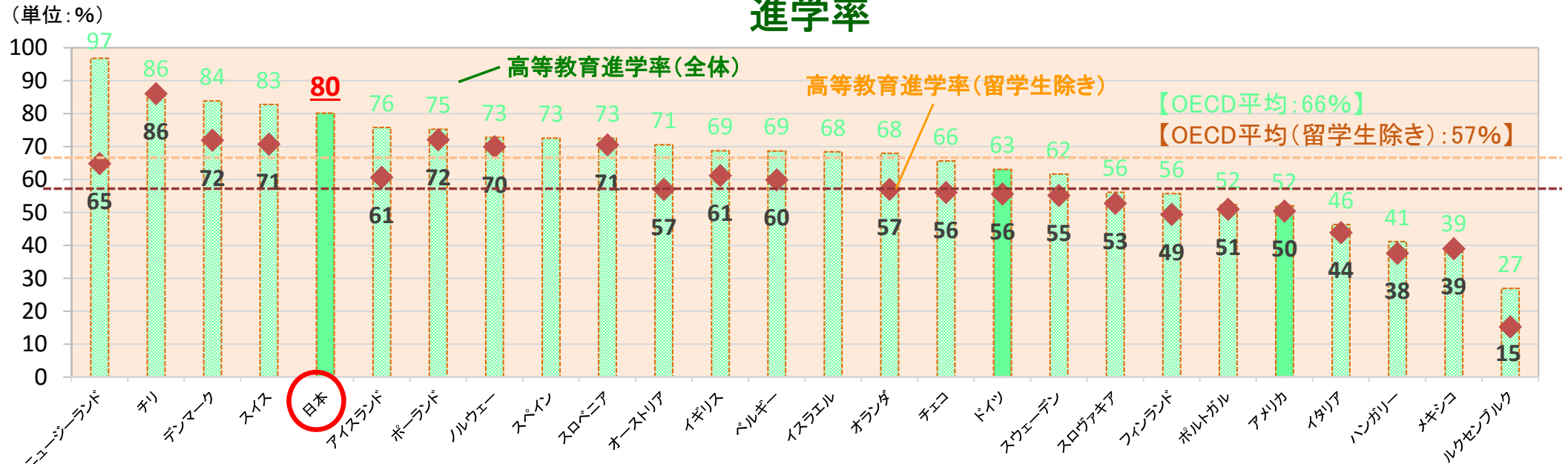
(注) 表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校1校当たりの標準学級数をいう。
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」

※特別支援学級は含まない
 ※0学級は休校中の学校

高等教育進学率・学位保持率(2015年)

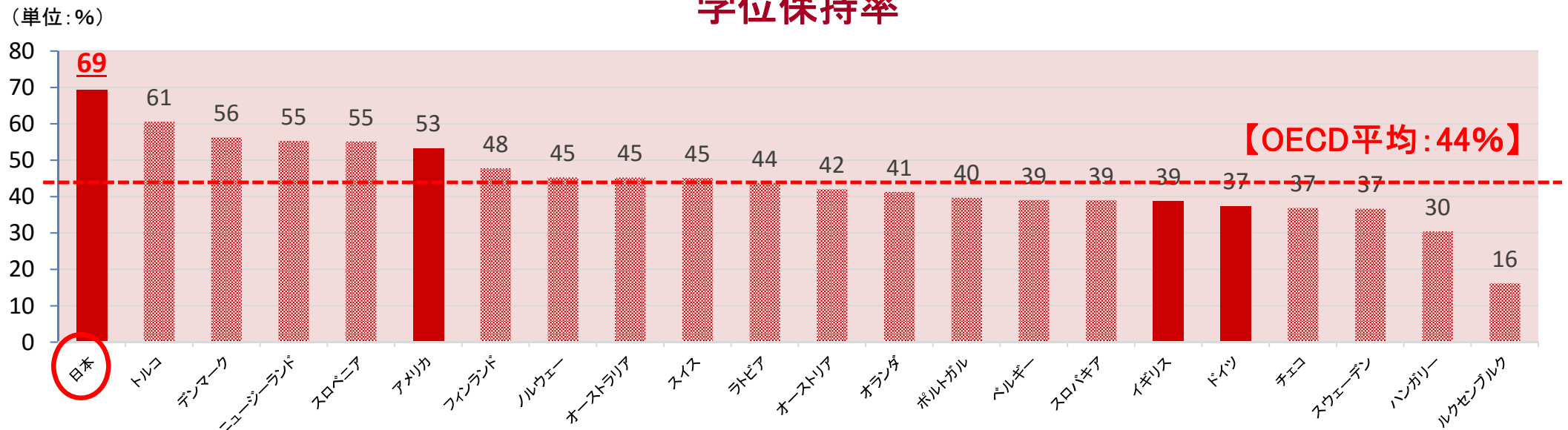
資料Ⅱ－3－8

進学率



(注) 日本は留学生除きのデータはないが、高等教育機関に在籍する留学生割合は3%。

学位保持率



(注) 高等教育進学率: 高等教育課程(2年制大学等も含む全高等教育課程)に進学したある年齢の進学者数を当該年齢人口で除した年齢別進学率の合計。なお、高等教育進学率(留学生除き)については、データのある国のみ掲載している(日本はデータなし)。

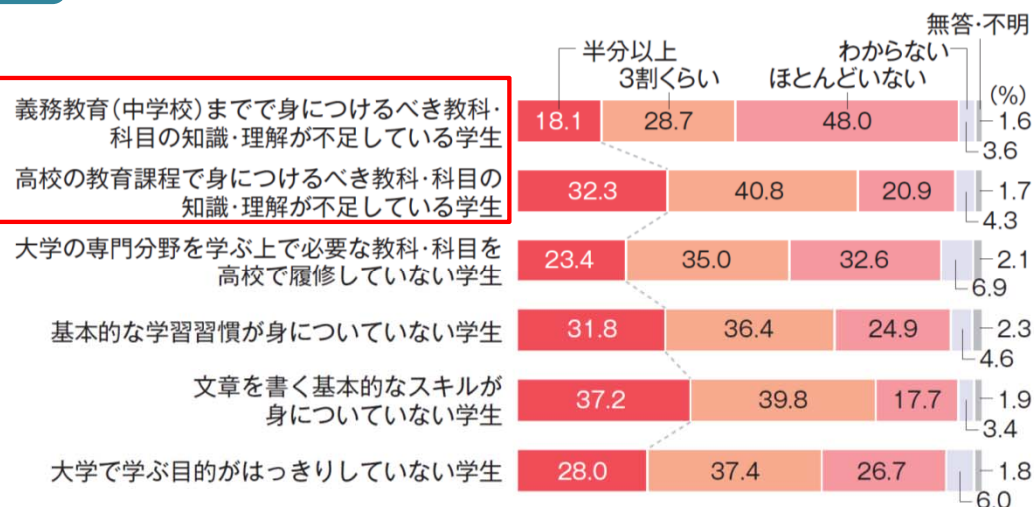
学位保持率(初回卒業率): 高等教育課程(2年制大学等も含む全高等教育課程)の初回卒業率

(出典) Education at a Glance 2017(OECD)

大学生・大学教育の実態(大学入学者の学力・学習状況)

大学生の学力・学習の状況(全体)

Q: 貴学科の1年生についてお聞きます。貴学科の今年度の1年生で、次のような学生はどれくらいいますか。



設置者別
「半分以上」の%

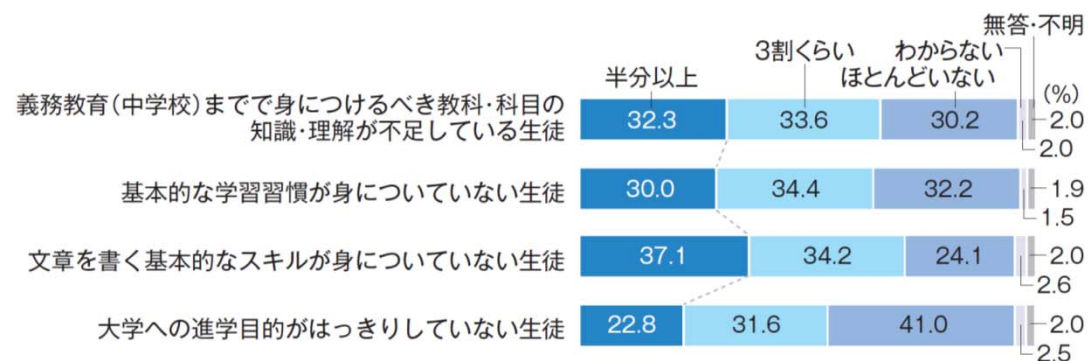
国公立 (602)	私立 (1,410)
5.8	23.3
11.5	41.3
12.1	28.2
14.5	39.2
24.4	42.6
21.1	31.0

注1) 「半分以上」の割合は、「ほとんど全員」「7割くらい」「半分くらい」の合計の値。図1-2も同じ。

注2) 設置者別の表の 色 は、20ポイント以上の差があるものを表す。

高校3年生(4年制大学に進学予定)の学力・学習の状況(全体)

Q: 貴校から四年制大学に進学する予定の生徒(3年生)について伺います。進学予定の3年生の中で、次のような生徒はどれくらいいますか。



学科系統別
「半分以上」の%

普通科 (908)	総合学科 (85)	専門学科 (235)
29.8	45.9	37.0
28.3	41.2	32.4
35.2	45.9	41.7
23.4	24.7	20.4

大学生・大学教育の実態(「大学設置基準」を満たしていない学修時間)

- 大学設置基準が前提としている学修時間は、1日約9時間であるが、日本の大学生の学修時間(授業、授業関連の学習、卒論)は、約4.6時間にとどまっており、大学の教育の実態は大学設置基準に合致していない可能性。

大学設置基準(抄)

(単位)

第二十一条 各授業科

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

大学生の学修時間が大学設置基準に合致していない可能性

【大学設置基準の前提】

大学設置基準は、

- ・ 1単位当たり、授業も含め、45時間の学修時間
- ・ 卒業要件は4年間で124単位

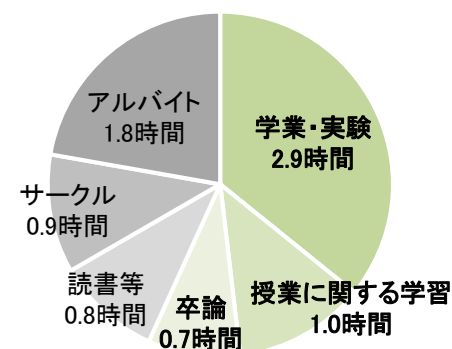
を前提としている。

したがって、1日あたり**約9時間**の学修を前提としている。

※約9時間 = 45時間 × 124単位 ÷ 4年 ÷ 30週 ÷ 5日

【大学生の実態】

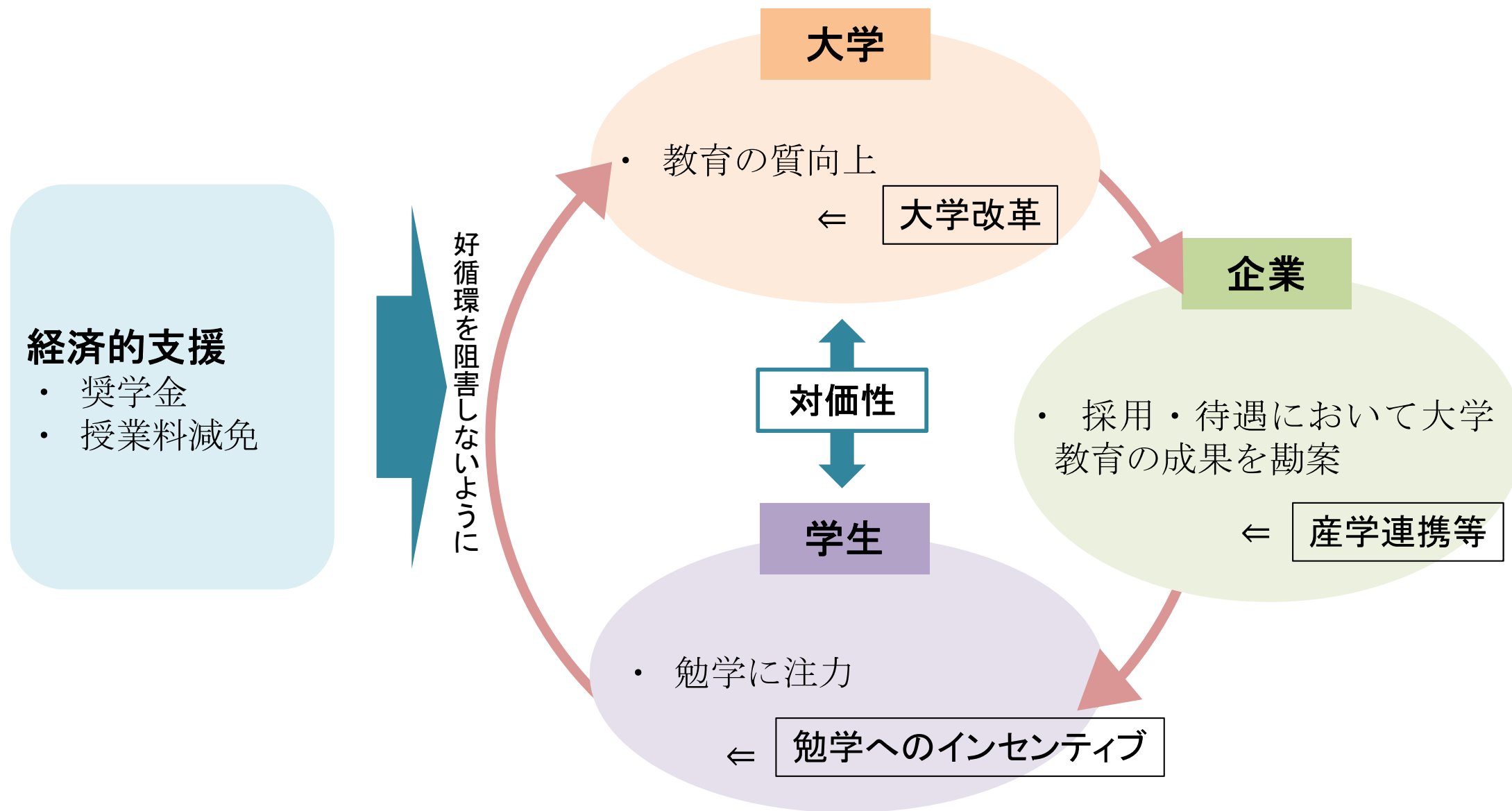
大学生の1日の学修時間



授業、授業関連の
学習、卒論
: **約4.6時間**

大学生・大学教育の実態(大学改革を阻害しない負担軽減)

- 大学改革においては、大学教育・研究の成果を問うことで、大学(=供給者)と学生(=需要者)が、その成果(=「稼ぐ力」)を確実に得られる努力をし、好循環を実現することが重要。

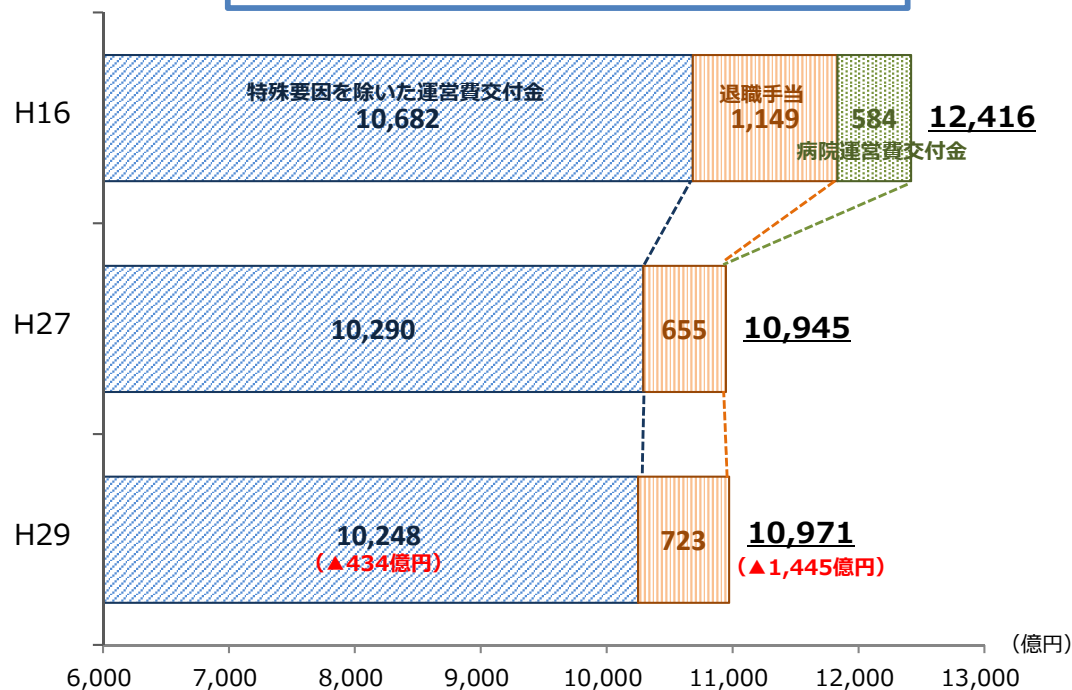


国立大学法人運営費交付金(法人化以降の国立大学に対する支援)

- 国立大学法人運営費交付金は、平成16年度の法人化以降▲1,400億円程度減額されているとの指摘がある。しかしながら、
- ・ 附属病院の赤字解消（▲584億円）、退職手当の減（▲427億円）という特殊要因を除くと、▲434億円（▲3.5%）の減に留まっていること、
 - ・ この間、入学者数が▲4.0%（18歳人口は▲15%）減少したこと、
 - ・ 国立大学に対する補助金等は約1,000億円増加したこと
- を勘案する必要がある。

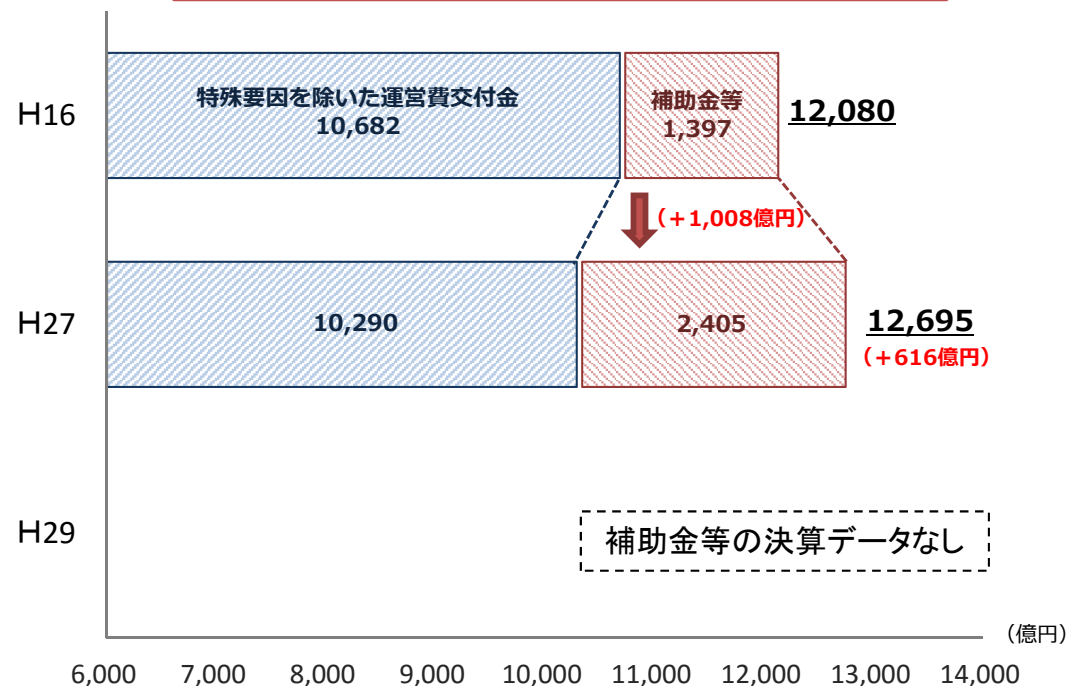
国立大学法人運営費交付金予算額（H16、27、29）

附属病院の赤字補填、退職手当の減を除けば ▲434億円（H16→29）



国立大学の教育研究活動に対する公的支援（H16→27）
（国立大学法人運営費交付金＋補助金等）

補助金等を加えれば合計 +616億円（H16→27）



(注) 上記は、国立大学法人運営費交付金の予算額（附属病院の赤字補填と退職手当の減を除いた額）と国立大学に対する補助金等を加えた金額。なお、補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書等に記載されている決算額を使用。

国立大学の教員(若手教員のあり方①)

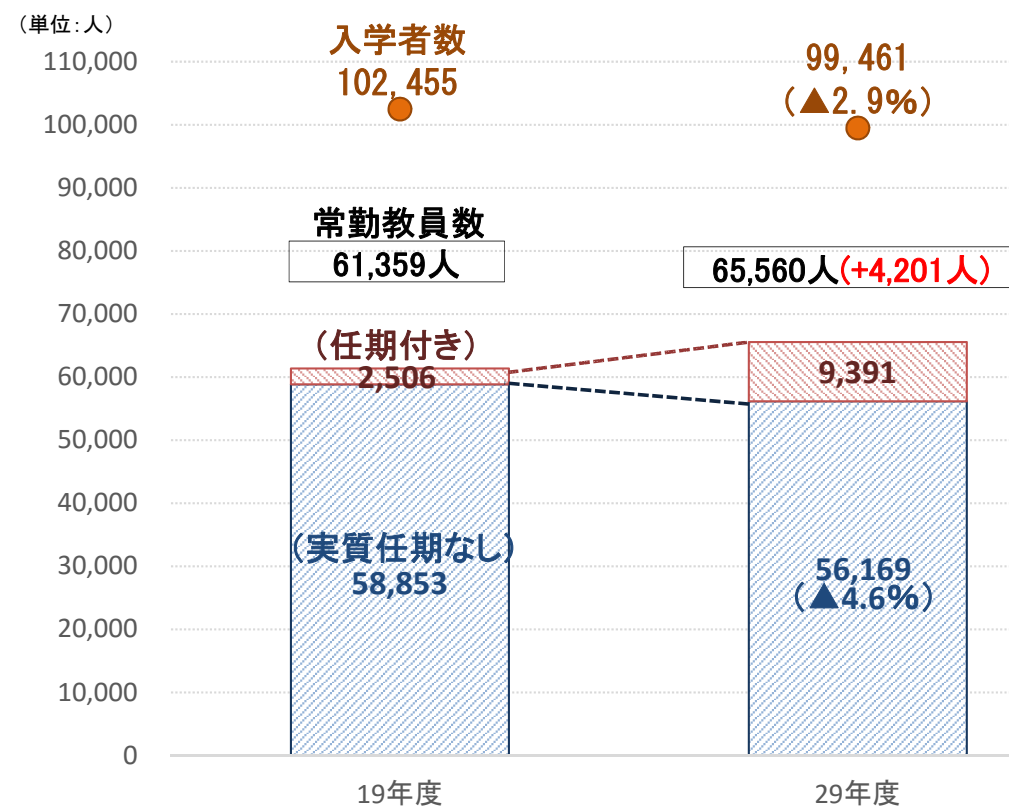
- 40歳未満の教員について、「任期付き」が増加し、「任期なし」が減少しているとの指摘がある。
- しかしながら、教員の雇用や任期の判断が効果的になされてこなかったのではないか。
- また、入学者が減少している中で、常勤教員数を増加させていることから、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があったのではないではないか。

教員の業績評価の活用状況

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 評価が悪かった教員に対する指導	51%
④ 学内・研究所内の表彰等	21%
⑤ 教員の基盤的研究費の配分	18%
⑥ 昇任	17%
⑦ 雇用継続・任期延長の判断	4%

(注) 国立大学の約95%が教員の業績評価を実施
 (出典) 文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書(三菱総合研究所)」
 (平成26年度)

常勤教員数



(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。
 (出典) 文部科学省調査

国立大学の教員(若手教員のあり方②)

○ 加えて、40歳以上の「実質任期なし」の教員数を増加させるような人事政策(定年延長、40歳以上の採用)をとってきたことや社会全体が高齢化していることをどのように考えるか。

定年延長

(単位:大学)

定年 年齢	15年度	16年度	19年度	22年度	25年度	29年度
61歳	1					
62歳	1	2				
63歳	28	25	24	18	10	9
64歳			2	3		
65歳	55	58	59	64	75	76
66歳						
67歳	1	1	1	1	1	1

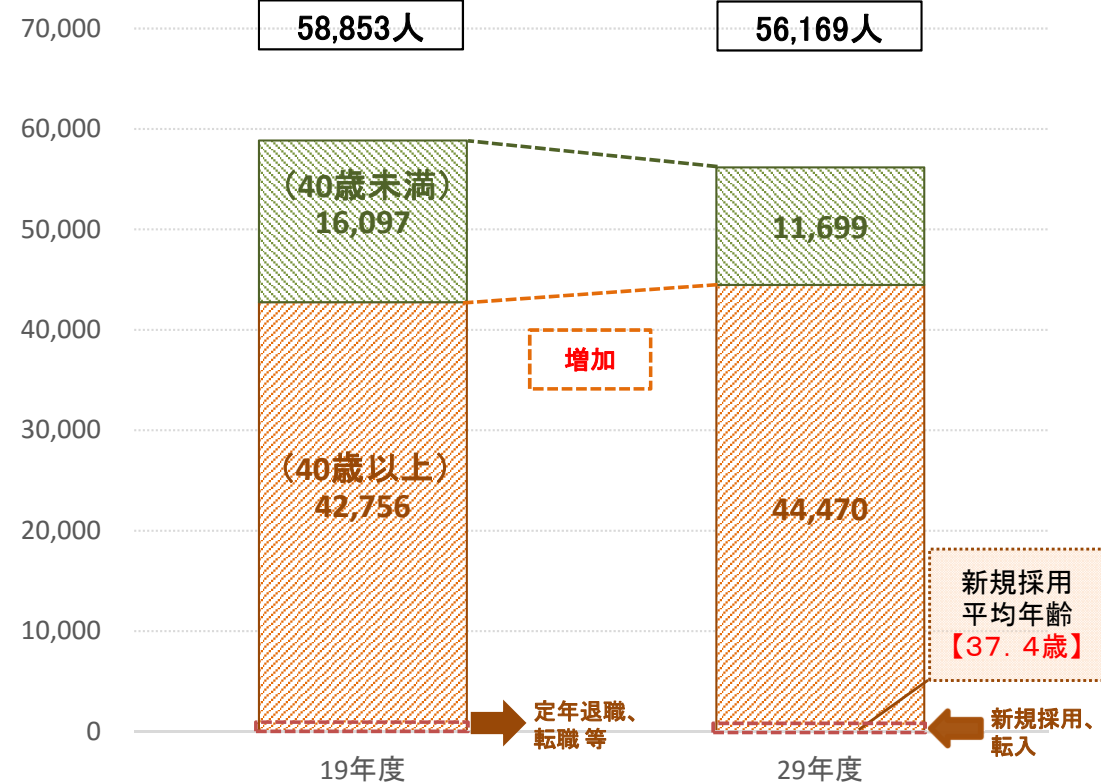
(出典) 文部科学省調査

常勤教員のうち「実質任期なし」教員数

40歳未満の「任期なし」が減少しているが、

- ・ 退職補充の際に、40歳以上の任期なし教員の採用比率が高い可能性があること、
- ・ 社会全体として高齢化が進んでいることをどう考えるか。

(単位:人)



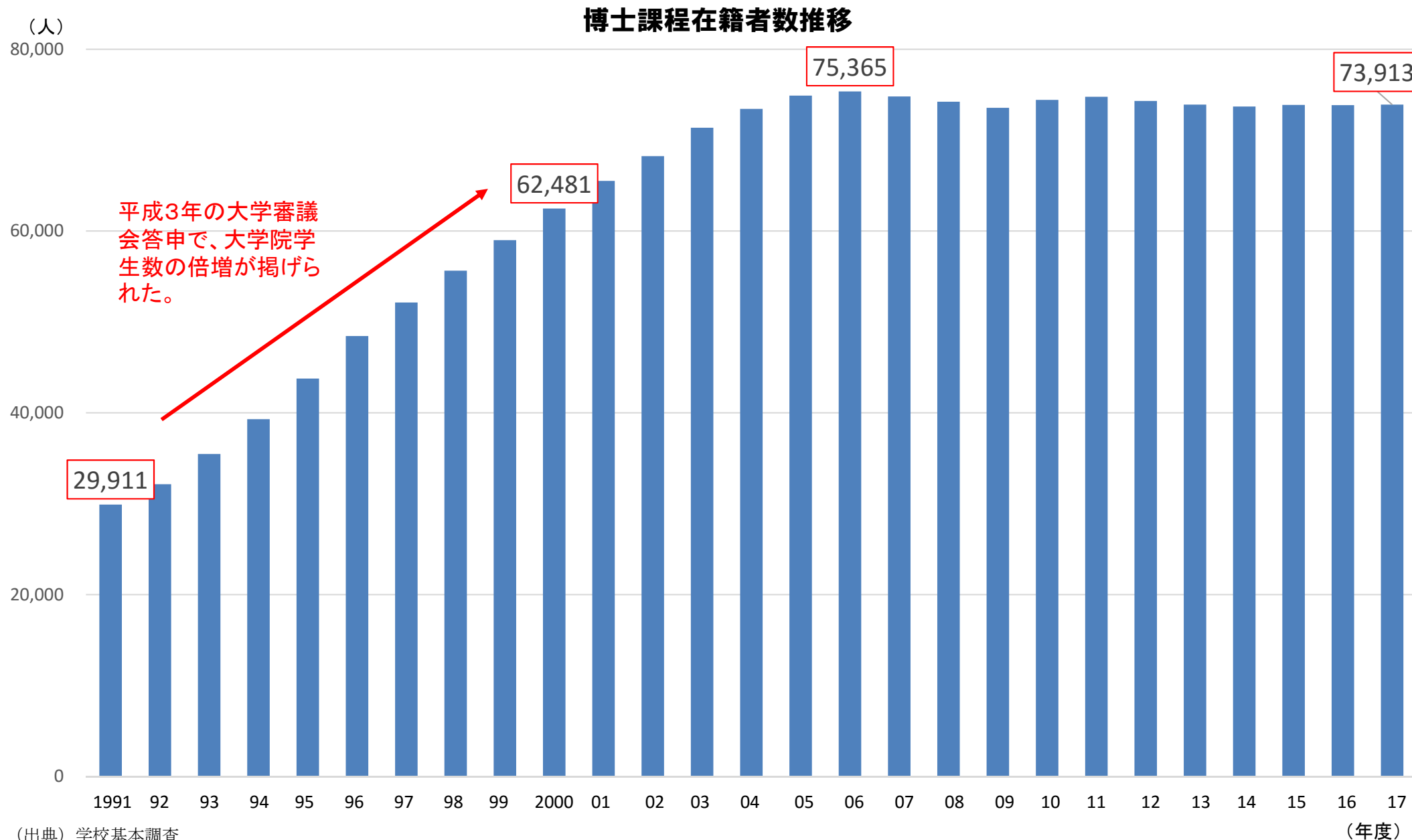
(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。

(出典) 文部科学省調査

博士課程（博士課程の在籍者数の推移）

資料Ⅱ－3－15

○ 博士課程の進学者数は減少していると言われるが、1990年代以降に大幅に増加した後の高止まり状態の中での微減。



博士課程(博士の評価)

- 我が国の大学院教育、特に博士課程の成果について、市場において適正な評価がなされていないか、教育・研究内容について社会が求める必要な役割を果たしていない可能性があるのではないか。

日本における初任給の水準(年額、修了課程別)

学士	修士	博士
約253万円	約274万円	約292万円

約1.15倍

米国における初任給の水準(年額、修了課程別)

学士	修士	博士
約460万円	約564万円	約734万円

(1\$ = 110円換算)

約1.6倍

(注1) 米国における初任給は、各分野の平均初任給(ボーナス等除く)の単純平均により算出した。

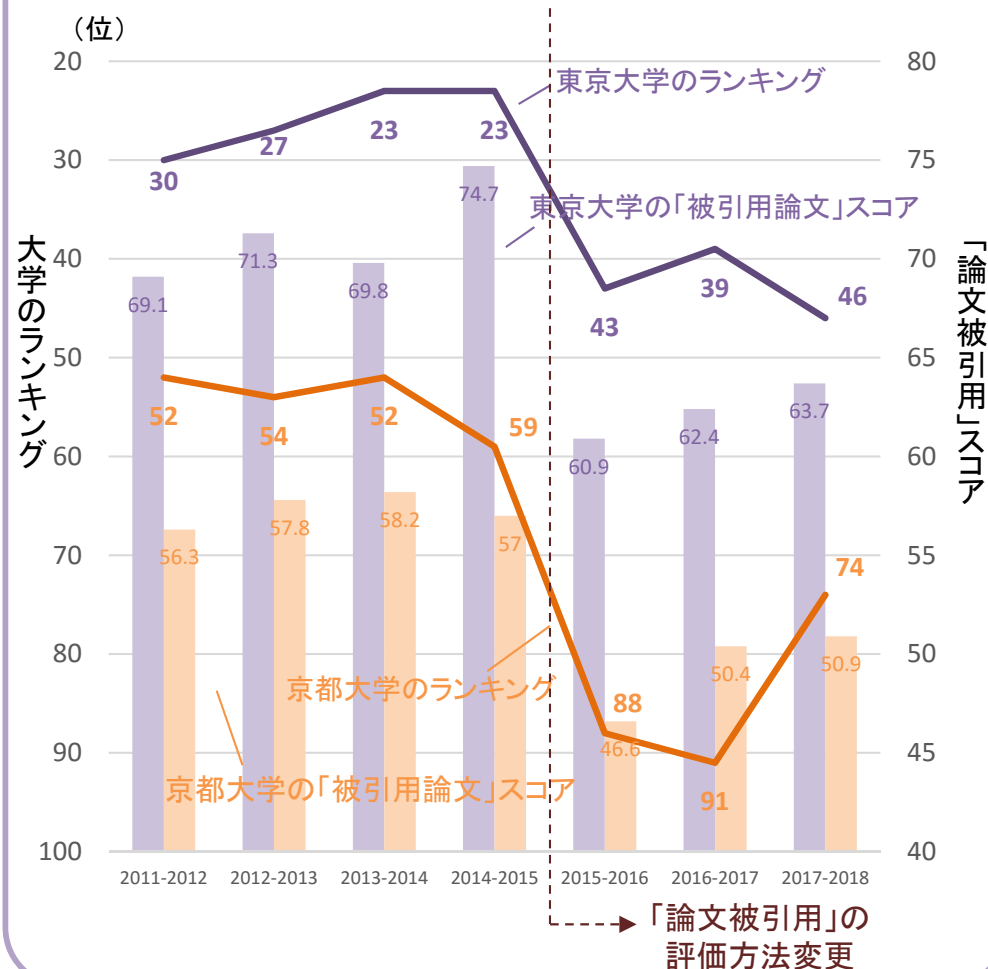
(注2) 日本における初任給の年額は、平均初任給(月額)の12か月分とした。

(出典) 一般財団法人労務行政研究所「2017年度 新入社員の初任給調査」、National Association of Colleges and Employers「Salary Survey」

世界大学ランキングから見た日本の大学

- 国立大学法人運営費交付金の減少がランキングの低迷をもたらしているとの指摘がある。
- 日本の大学の世界ランキングの低迷は、評価方法の変更(2014年)^(注)により、「論文被引用」のスコアが低下したこと等によるものである。 ^(注)これまで論文被引用に対する言語や文化などの国情の影響に配慮して国補正を行っていたが、その補正を半分に減らした。

東京大学・京都大学の世界大学ランキング、
「論文被引用」スコアの推移



(出典) Times Higher Education World University Rankings

世界大学ランキング上位校及び東京大学・京都大学の
評価スコアの内訳の比較

2014-2015

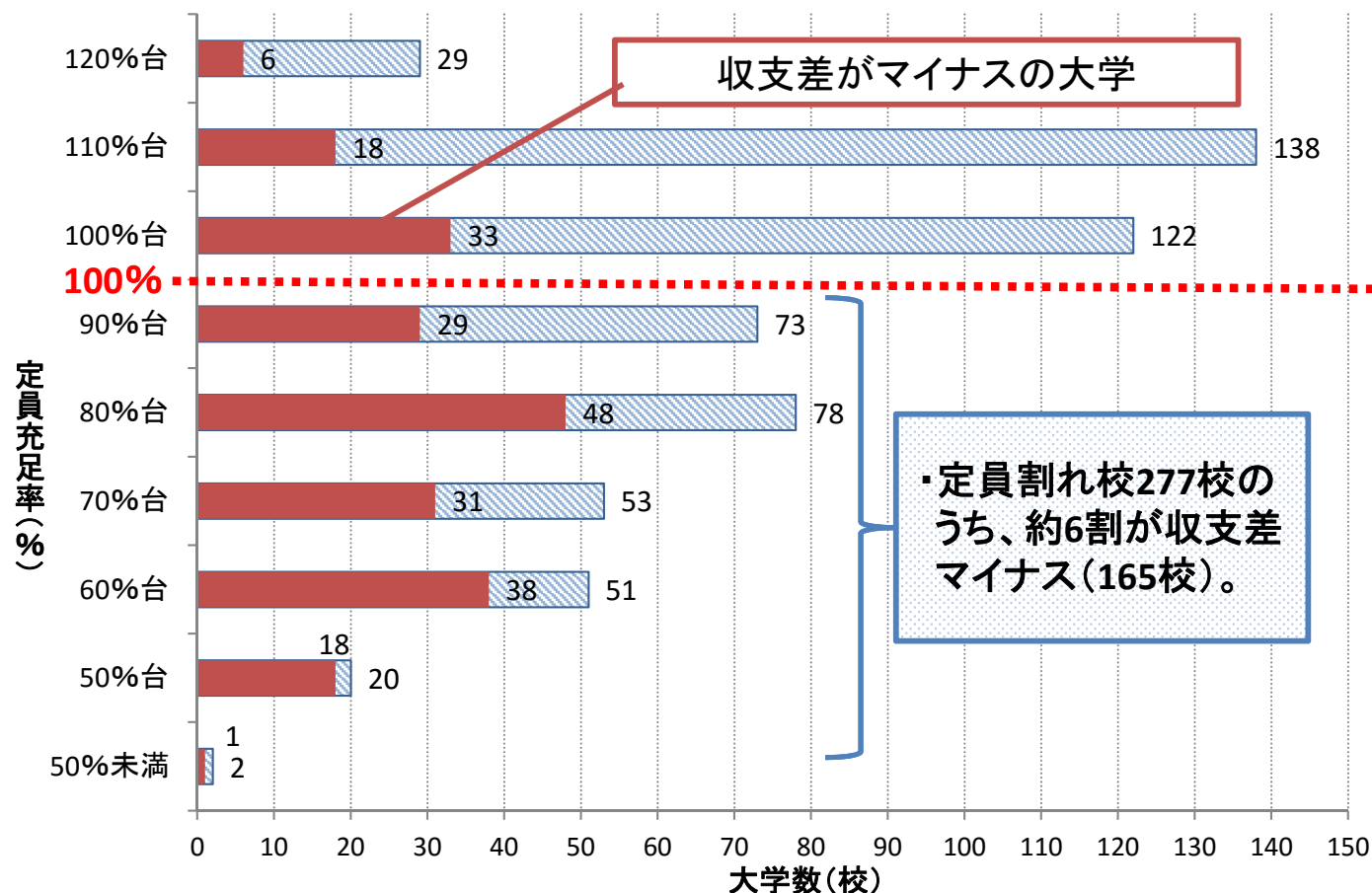
	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	3	93.2	88.6	97.7	95.5	72.9	90.7
スタンフォード大学	4	92.9	91.5	96.7	99.1	63.1	69.0
カリフォルニア大学バークレー校	8	89.5	84.2	96.7	99.1	44.8	58.5
東京大学	23	76.1	81.4	85.1	74.7	51.2	32.4
京都大学	59	62.8	70.4	68.4	57.0	73.3	29.0

2017-2018

	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	1	94.3	86.7	99.5	99.1	63.7	95.0
スタンフォード大学	3	93.0	89.1	96.7	99.9	60.5	77.6
カリフォルニア大学バークレー校	18	84.3	77.4	84.5	99.8	37.5	64.5
東京大学	46	72.2	79.5	85.2	63.7	52.7	32.2
京都大学	74	64.9	71.8	78.6	50.9	93.8	28.8

- 定員割れの大学では、財務状況（帰属収支差額比率）がマイナスの大学が約6割を占める。
- 私立大学全体の帰属収支差額の合計は、約1,200億円であるが、定員割れ大学の帰属収支差額は、約200億円のマイナスとなっている。

私立大学(収容定員)



定員充足・定員割れ大学の帰属収支差額

区分	学校数	帰属収支差額
定員充足	289校	1,394億円
定員割れ	277校	▲199億円
合計	566校	1,195億円

(注1) 「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率（学生数／収容定員数）が100%未満の大学

(注2) 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債としない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額（帰属収支差額）が収入全体の何%に当たるかを見る指標。出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要となる。（文部科学省「学校法人の経営等に関する参考資料」より引用）

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助（定員割れ私大等への助成等）」を財務省において分析したもの。その他、「学校法人の経営等に関する参考資料」等文部科学省資料

定員割れ大学への補助(平成29年度予算執行調査結果)

○ 定員割れの私立大学等への補助額は、平成24年度から平成28年度にかけて増加。

(単位:校、億円)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	学校数	補助額	学校数	補助額	学校数	補助額	学校数	補助額	学校数	補助額
定員充足率(75%以上～100%未満)	321	520.6	314	552.9	314	515.6	324	570.6	319	637.2
〃 (50%以上～75%未満)	164	160.5	150	148.8	153	160.8	154	172.9	155	192.3
〃 (50%未満)	6	1.2	5	1.0	5	0.9	3	0.6	5	1.4
定員割れ私立大学等 計(①)	491	682.3	469	702.7	472	677.3	481	744.1	479	830.9
交付対象私立大学等 全体(②)	881	3,230.0	880	3,195.7	882	3,206.3	877	3,165.9	877	3,211.6
割 合(①/②)	55.7%	21.1%	53.3%	22.0%	53.5%	21.1%	54.8%	23.5%	54.6%	25.9%

(注1) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

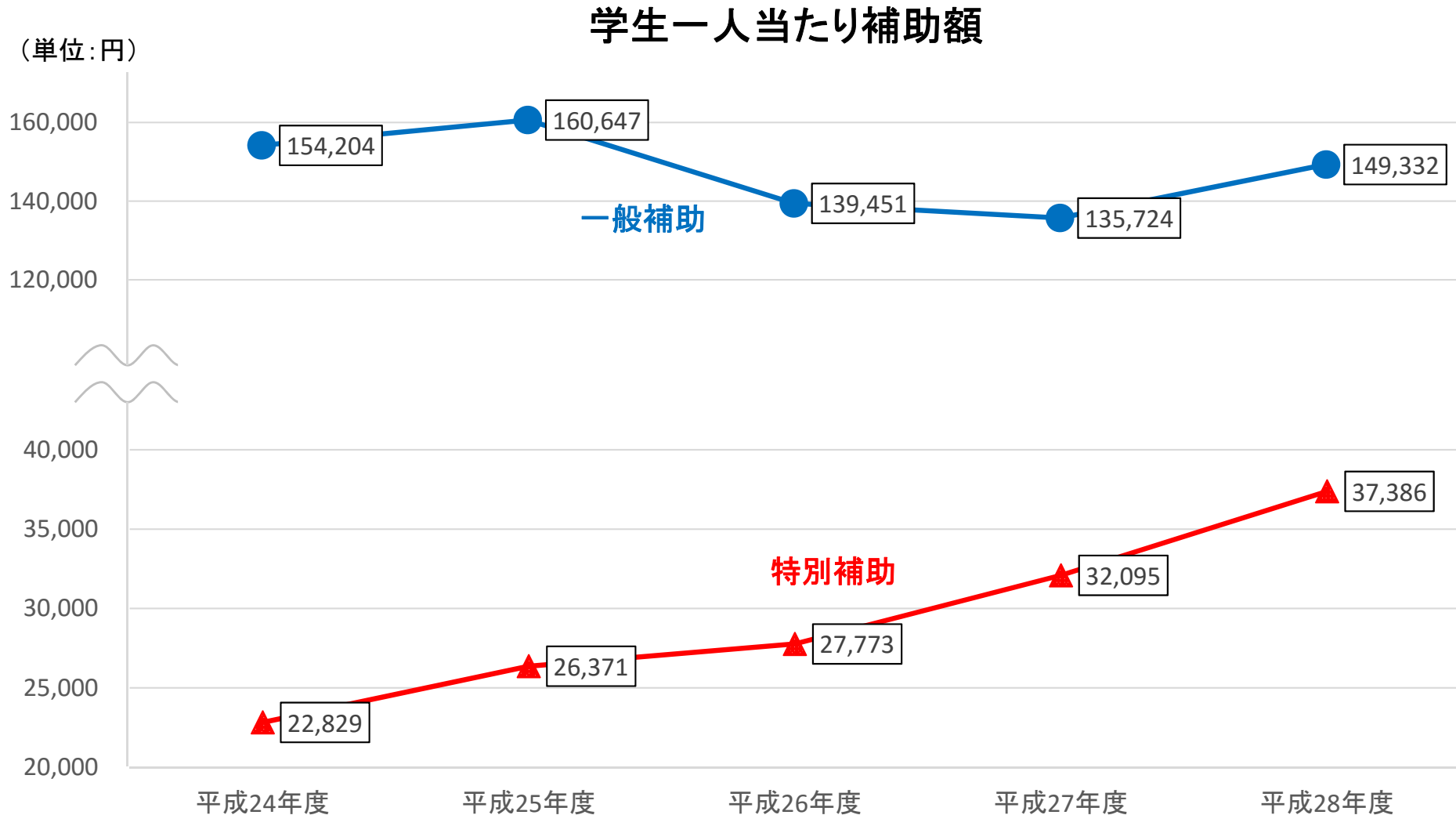
(注2) 定員充足率は「在籍学生数÷収容定員」

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」

定員割れ大学への補助(一人あたり補助額の推移)

資料Ⅱ－3－20

- 定員割れ私立大学等について、学生一人あたりの補助額は、一般補助(教職員数や学生数等の学校規模に対応したもの)は概ね横ばい推移している一方、特別補助(改革に取り組む大学を重点的に支援するもの)は年々増加傾向にある。

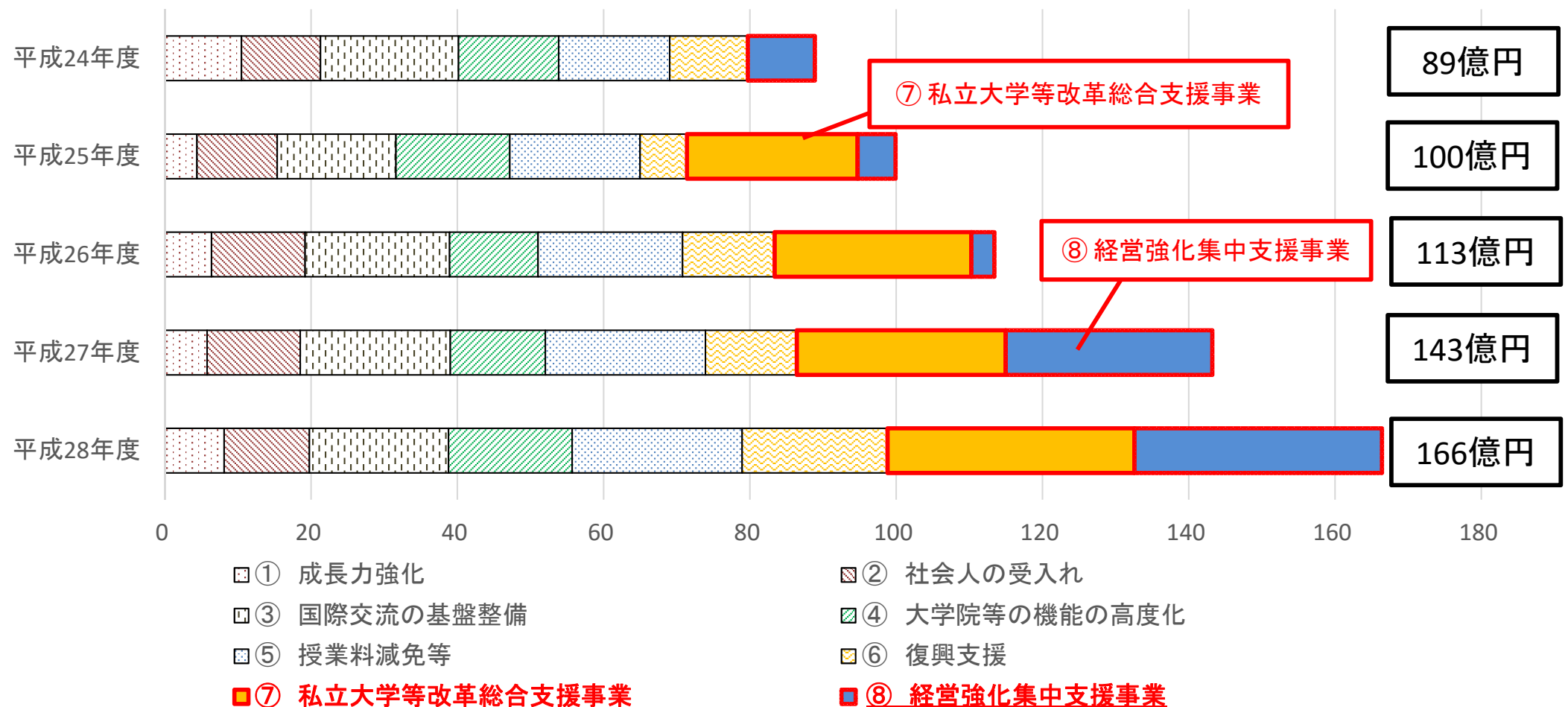


(注) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」を財務省において分析したもの

定員割れ大学への補助(特別補助の推移)

- 定員割れ私立大学等に対する特別補助の増加要因としては、近年、「私立大学等改革総合支援事業」や「経営強化集中支援事業」に係る補助額が大きく増額している。
- こうした事業について、現状、支援大学毎に目標やKPIが設定されておらず、また、その成果把握もなされていない。



(注) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

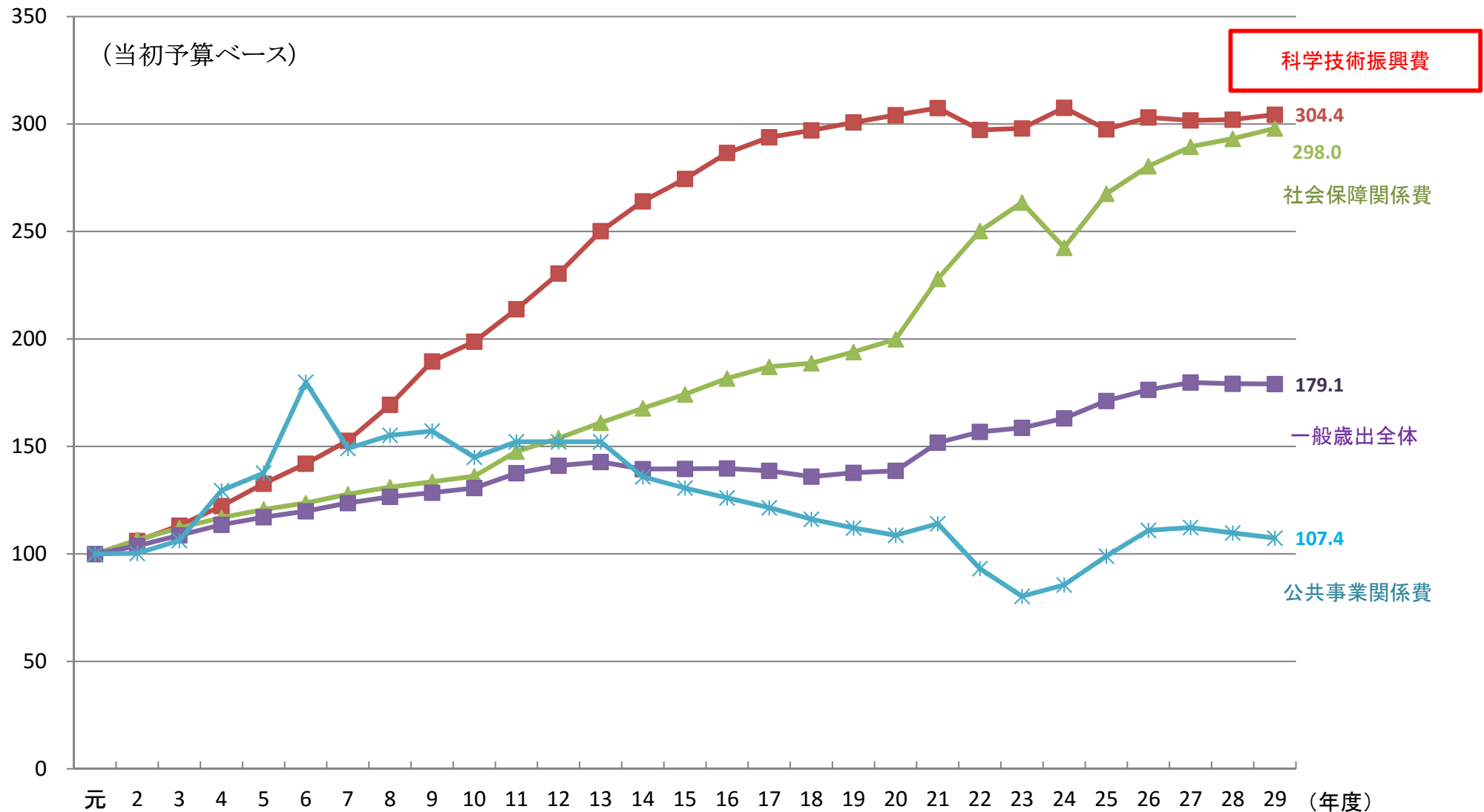
(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」等を財務省において分析したもの。

予算規模（科学技術振興費）

資料Ⅱ－3－22

- 科学技術振興費は、過去20年以上にわたって社会保障関係費以上のペースで拡充。

一般会計・主要経費の推移（平成元年度を100とした場合）

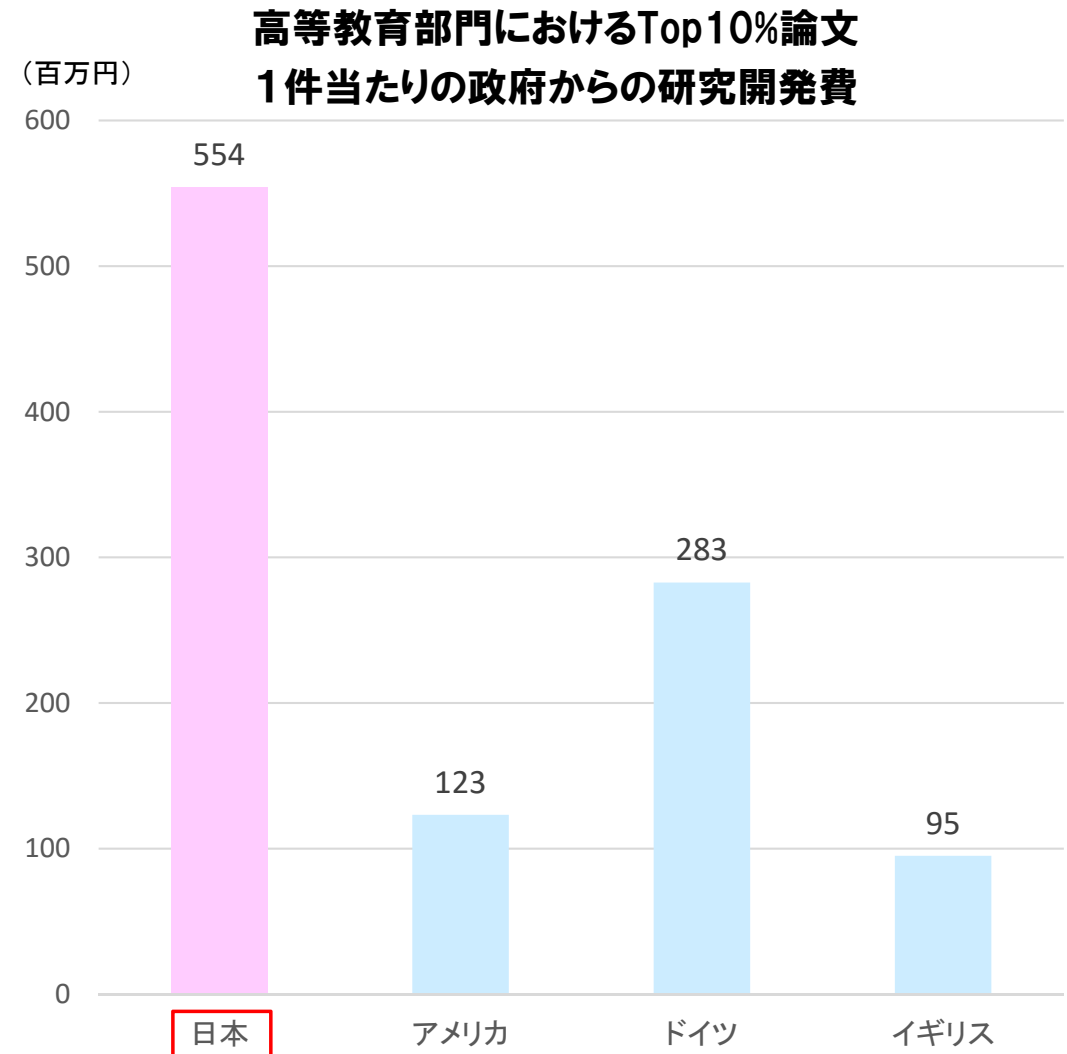
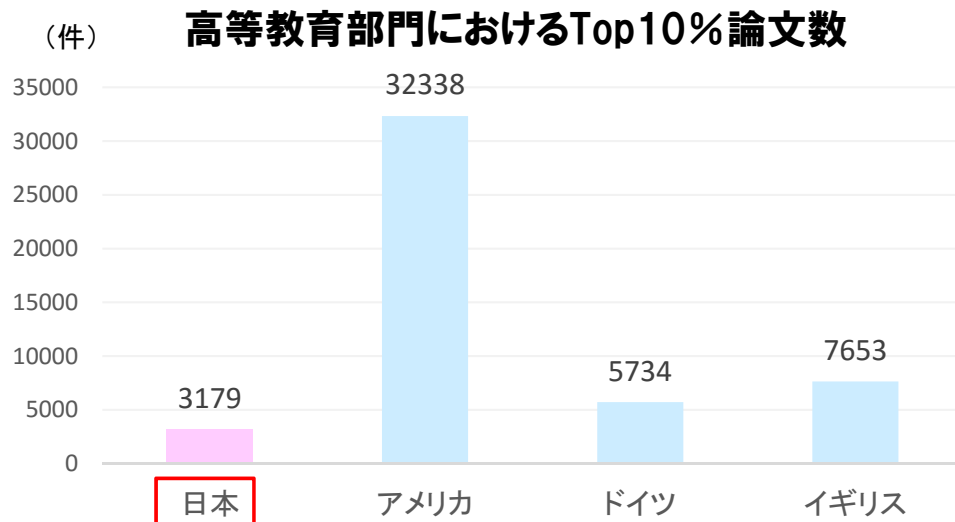
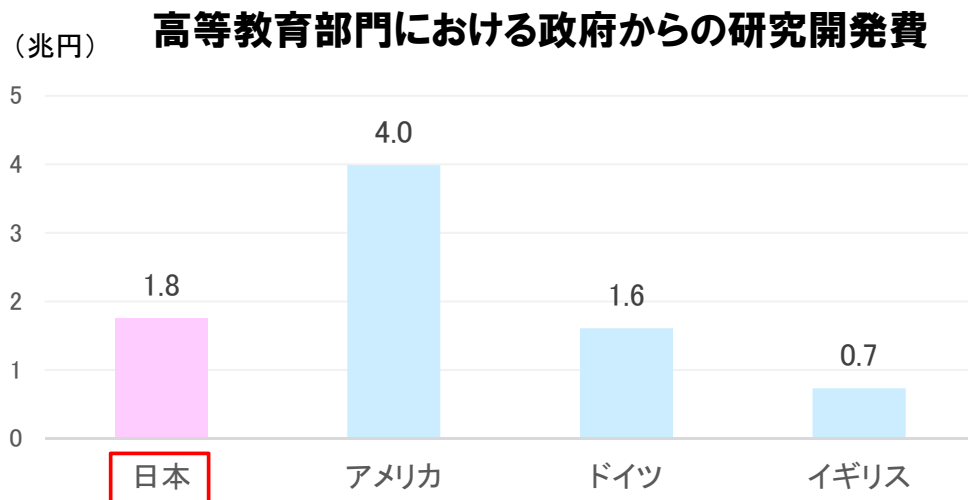


（注）比較のため、一般会計から東日本大震災復興特別会計に移管された経費等について調整を加えてある。

予算規模と成果（大学における研究開発費と成果）

資料Ⅱ－3－23

- 日本の高等教育部門における、
- ・「政府からの研究開発費の額」はドイツと比して遜色ない水準である一方、
 - ・「Top10%論文数」がドイツと比べて少ない
- ことから、Top10%論文1件を生み出すために必要な政府からの研究開発費が大きい。



(注1) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。研究開発費はOECD購買力平価により円換算した。

(注2) 高等教育部門における論文数は、総論文数(2015年)に高等教育部門のシェア(2006年)を乗じて算出。

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」

- 日本の研究開発経費について、
 - ・ 日本で購入される海外製機器の価格は、国産機器より割高である可能性、
 - ・ 日本は機器購入に要する費用割合が高いこと
- もあって、コスト高になっているのではないか。

海外製機器と国産機器の価格差

- ・ 例えば、NMR（核磁気共鳴装置）、TEM（透過型電子顕微鏡）について、科学機器年鑑から2015年の市場価格を試算すると、海外製機器は国産機器の価格より高い。

（注）NMR、TEMとも、科学機器年鑑2016年版より試算。

NMR（核磁気共鳴装置）（2015年）

	国産機器	海外製機器
販売台数	61台	48台
単価	3700万円	6300万円

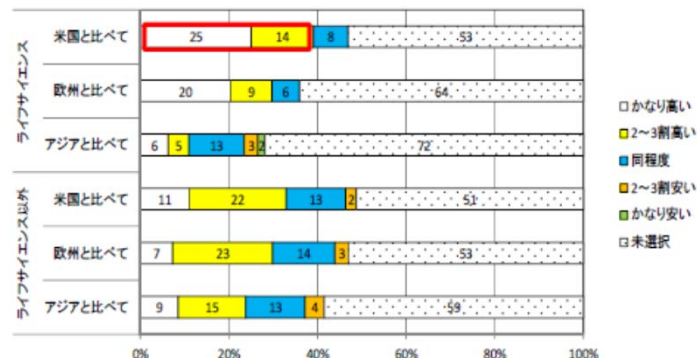
TEM（透過型電子顕微鏡）（2015年）

	国産機器	海外製機器
販売台数	47台	8台
単価	1億3700万円	2億4600万円

研究者に対するアンケート調査結果

- ・ 約4割の研究者が、米国製機器の日本での価格は、米国での価格と比べて高いと回答。

研究者に対する日本での米国製機器価格のアンケート調査



（出典）科学技術・学術審議会総会（第41回） 平成25年1月17日

日米の大学等の機器購入費用の比較

- ・ 大学等の機器購入金額は、研究費に占める割合や一人当たり研究者の金額で比較すると、日本がアメリカの約2倍

大学等が機器の購入に使用した費用（2012年）

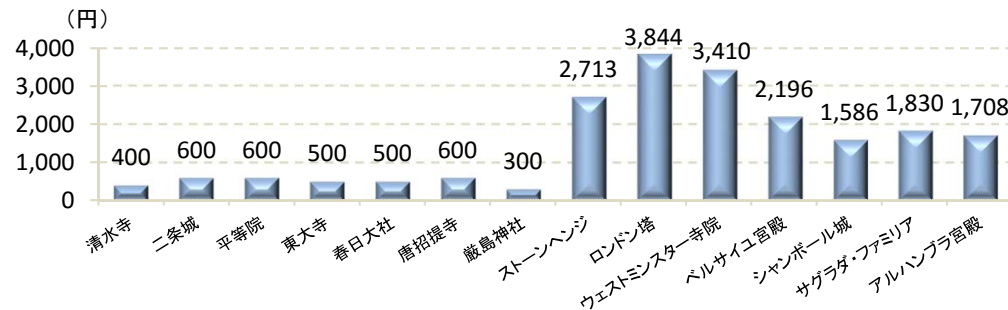
	日本	アメリカ
機器等の購入額	2,196億円 （国産961億円、 海外製1,235億円）	19.8億ドル
研究費に占める割合	6.2%	3.2%

（出典）科学技術・学術政策研究所 科学技術動向2014 7.8月号

文化財の修復と収入確保

- 個々の文化財の来場者数の増加や入場料の見直しにより、文化財の修理の財源を確保することができる文化財があるのではないかな。

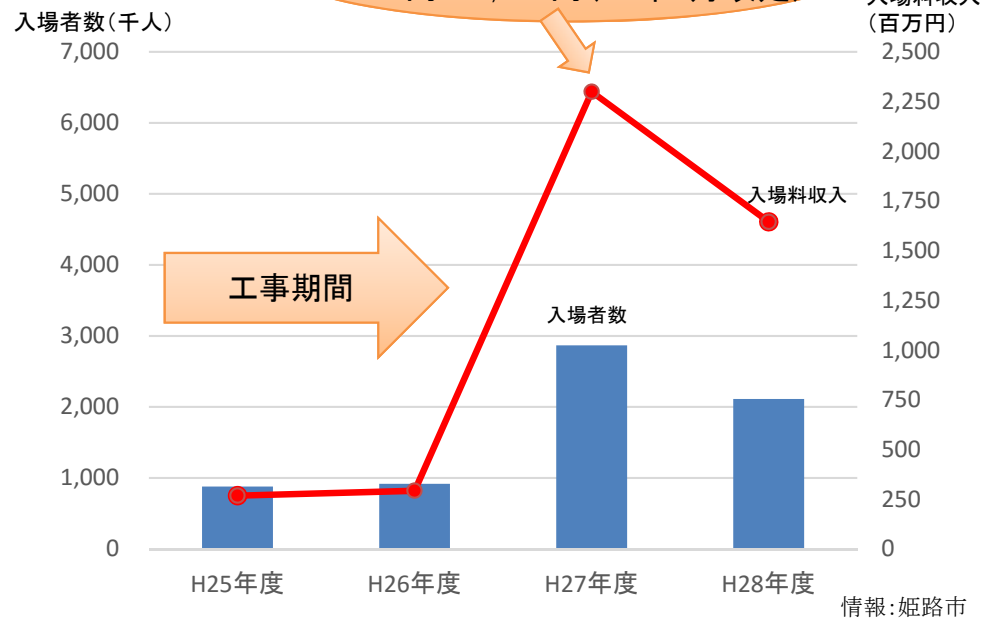
文化財の入場料の国際比較



※財務省調べ(参考:デービッド・アトキンソン「国宝消滅」)。日本円への換算は、平成29年度支出官レート(122円/€、155円/＄)による。

姫路城の例

☆入場料(一般料金)
600円→1,000円(27年3月改定)



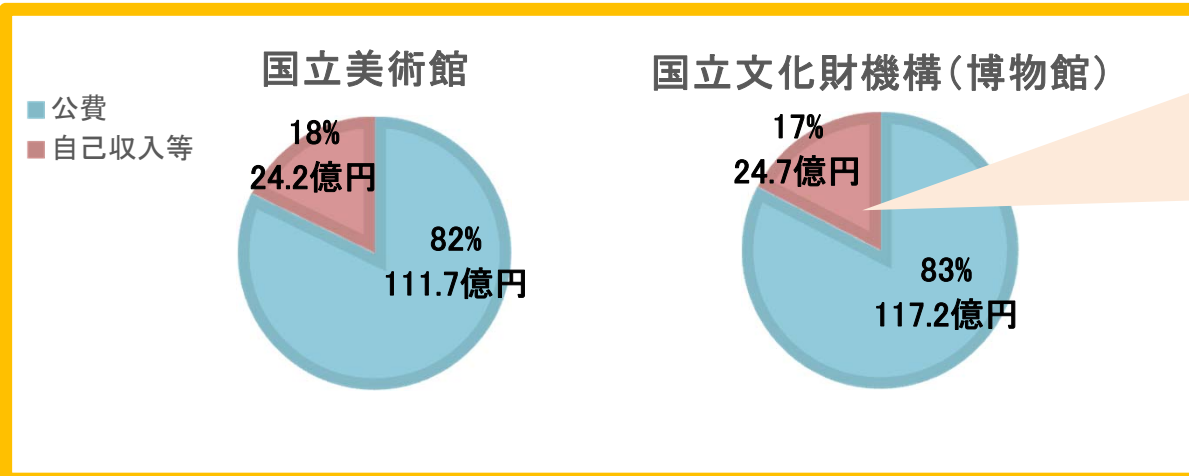
【天守閣修理事業】(21年度～26年度)

☆総事業費: 23億円

うち国庫補助額: 15億円(補助率65%)

うち自治体負担額: 8億円

- 我が国の博物館・美術館の収入全体に占める自己収入等の割合は、諸外国の主要な博物館・美術館に比べると低い。
- 本来、主要な観光施設であるにもかかわらず、訪日外国人旅行者数の伸びに比べ、国立博物館の入場者数は増加していない。



自己収入(24.7億円)の内訳

◎ 展示事業等収入 17億円 (12%)

① 入場料収入 9億円 (6%)

② 展示事業附帯収入 5億円 (4%)

③ 財産使用収入 1億円 (1%)

④ 財産貸付収入 1.8億円 (1%)

◎ 寄付金収入 7.5億円 (5%)

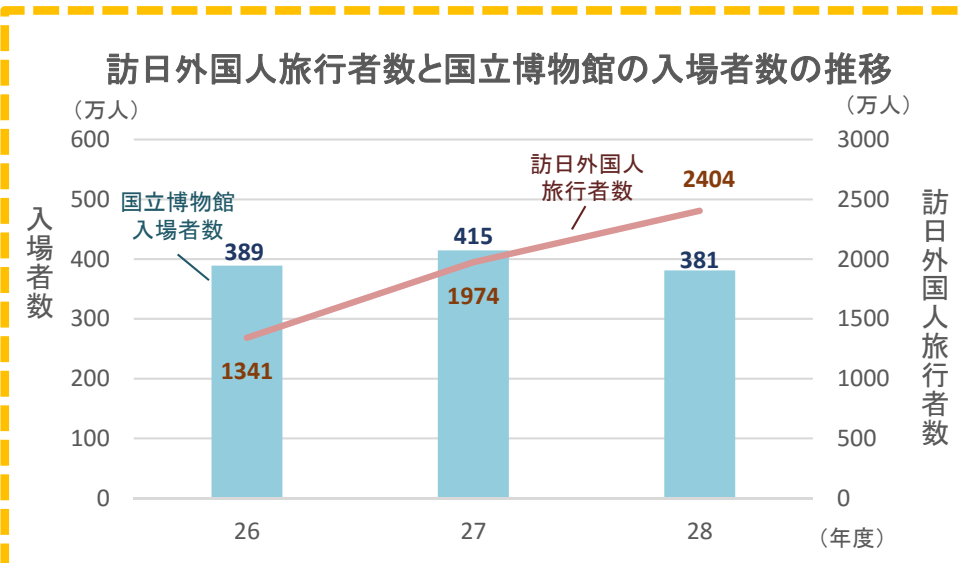
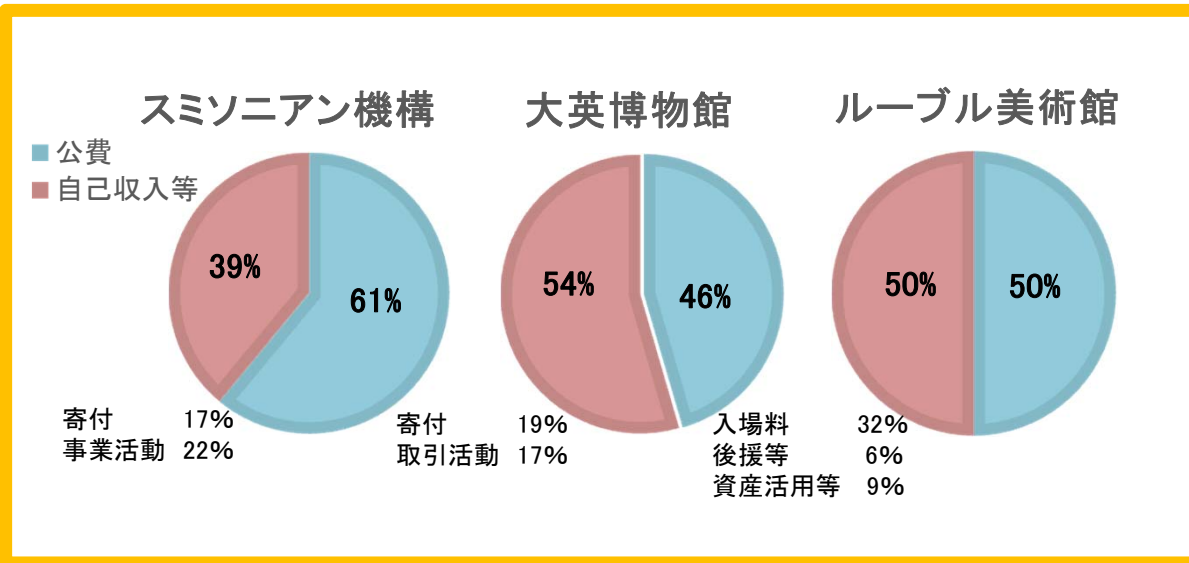
<活用の方策の例>

開館時間や入場料、共催展収益の配分の見直し等

ユニークベニューとしての活用等

保有文化財の貸付と地方博物館での企画展等

寄付増加に向けた努力



(出典) スミソニアン機構: Smithsonian Institution Financial Statements 2016、大英博物館: The British Museum Report and Accounts for the year ended 31 March 2017、ルーブル美術館: 2014 Annual Report Summary and Key Figures、JNTO、文化庁
 国立文化財機構の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「その他寄付金等」の合計を「収入計」で除したもの(平成28年決算報告書)。国立美術館の自己収入等の割合は、「展示事業収入」と「寄附金収入」の合計を「収入計」で除したもの(平成28年決算報告書)。

- 公共事業については、「量」で評価する時代は終わり、選択と集中の下、より少ない費用で最大限の効果が発揮されているかという「質」の面での評価が重要な時代になっている（「量」から「質」へ）。
- 人口減少社会の本格的な到来も踏まえれば、引き続き総額の抑制に取り組む中で、日本の成長力を高める事業と防災・減災・老朽化対策への重点化・効率化を進めていく必要。

【公共事業を取り巻く状況】

社会資本の整備水準の向上

人口減少社会の本格的な到来

潜在成長率の低下

財政状況の悪化

災害の頻発化・大規模化

【公共事業の方向性】

＜潜在成長力の向上＞

1) 新規投資の重点化・効率化の徹底

- ・費用便益分析の徹底（客観性・説明責任の向上とコスト縮減）
- ・コンパクト・プラス・ネットワーク
- ・事業評価の厳格化
- ・受益者負担の原則の徹底
- ・民間活用（PPP/PFI等）の推進

2) 既存ストックの有効活用

- ・高速道路の有効活用（料金体系の整理・統一、社会実験の場）
- ・首都圏空港の機能強化
- ・クルーズ船受入環境改善
- ・他事業間の連携

3) 労働生産性の向上

- ・公共工事の施工時期の平準化（ゼロ国債、2か年国債の活用）
- ・i-Construction（目標・KPI設定、ICT活用による生産性向上・コスト縮減）

＜安全・安心の向上＞

1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

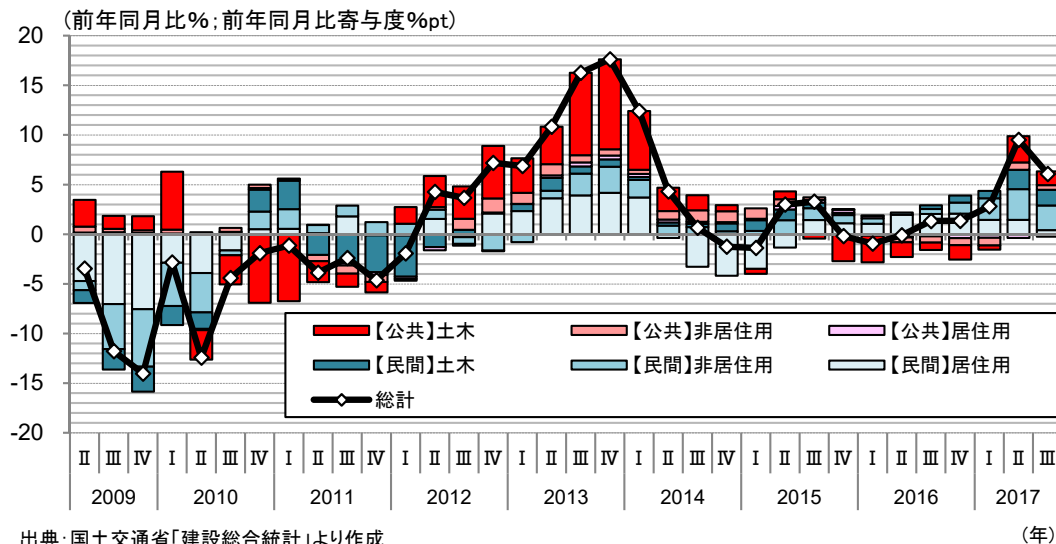
- ・整備の重点化・優先順位付け（費用便益分析、他手法との比較）
- ・実効性のあるソフト対策（規制の適切な運用等）

2) 計画的・効率的なインフラ老朽化対策

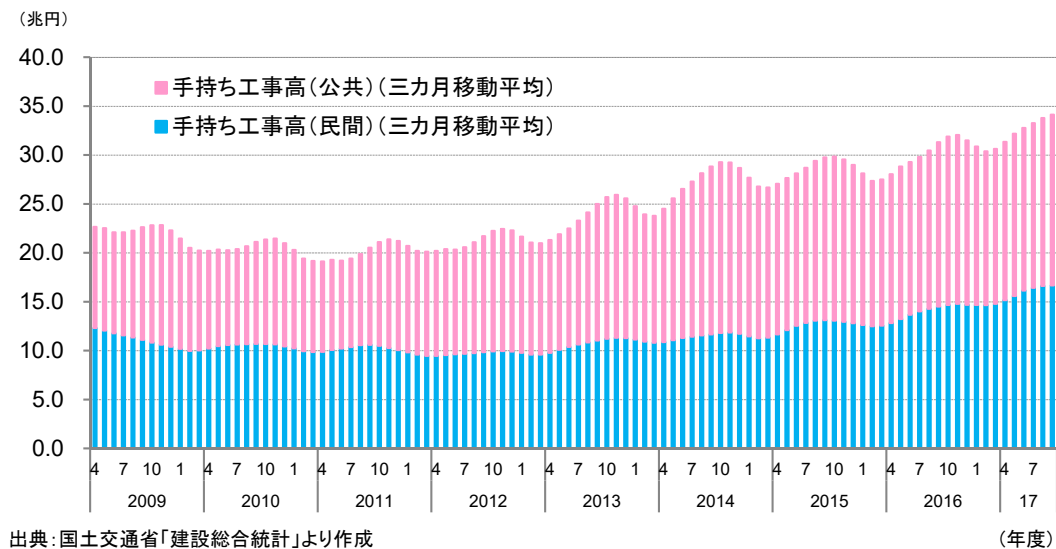
- ・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定と精度の向上
- ・個別施設計画に基づく老朽化対策への重点化と進捗管理の徹底

- 官民合わせた日本全体の建設投資水準は、投資額が堅調に推移するとともに、手持ち工事高も積み上がっている。今後も、2020年に向け、民間投資は堅調に推移する見通しとなっている。
- 公共投資は、民間投資を阻害することがないように留意しつつ、中長期的視点に立って、民間投資を誘発する生産性の高い事業への重点化を徹底するべきである。

建設総投資（建設工事出来高）の推移



手持ち工事高の推移



建設投資の見通し

《2020年東京オリンピックの経済効果》

- オリンピック関連の建設投資には、オリンピック会場設備など直接的な需要だけでなく、民間ホテルの新築・増改築や都心の再開発、商業施設の建設や交通インフラの整備といった間接的な需要も含まれる。
- 過去のオリンピック開催国のパターンを参考にとすると、関連する建設投資は、2017～2018年頃にかけて大きく増加したあと、2020年頃にかけてピークアウトしていくと予想される。
- こうした建設投資のブーム・アンド・バストによる景気の大きな振幅を回避するためには、上述の観光客誘致策に加え、規制緩和をはじめとする各種の成長力強化に向けた取り組みを通じて、新規需要を掘り起こしていく必要がある。

出典: 日本銀行「2020年東京オリンピックの経済効果(2015年12月)」より

《ポスト・オリンピックの建設需要と人手不足問題》

- 東京オリンピック開催まで既に3年を切った日本でも、いよいよ五輪熱が本格的に高まる時期に差し掛かったと言えよう。特に、五輪効果で活況を呈するとみられているのが建設市場だ。
- しかし、(中略)いくら建設需要があっても、労働者が少なくなれば、建設ラッシュが起こるところか、計画の見直しを迫られる可能性すらある。
- 民間企業は、人手不足対策として労働生産性改善に向けた取り組みを加速させているが、情報通信技術(ICT)活用促進など政策的支援の余地は大きい。加えて、民業圧迫にならないよう公共インフラを選定するといった政策的配慮が、従来以上に求められることになる。

出典: みずほ銀行、みずほ総合研究所「みずほリサーチ(2017年9月)」より

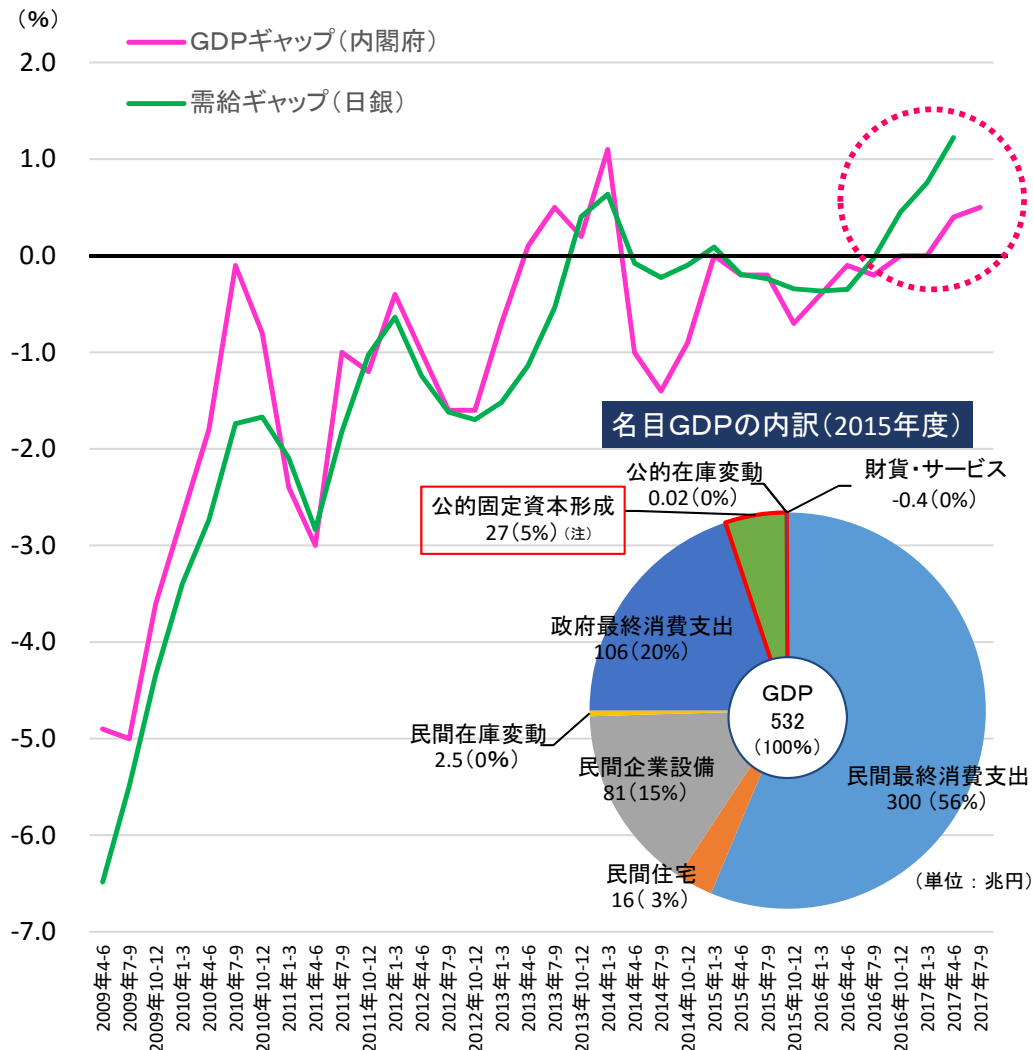
《日銀短観(17年9月調査)》

- 設備投資計画上方修正のモメンタムはやや弱めであったが、緩やかな景気拡大が持続していると判断されること、省力化需要、オリンピック、インバウンドに絡む建設需要等が底堅いことから、設備投資の腰折れの可能性は低いと判断される。

出典: 野村證券「日銀短観(17年9月調査)」(2017年10月)より

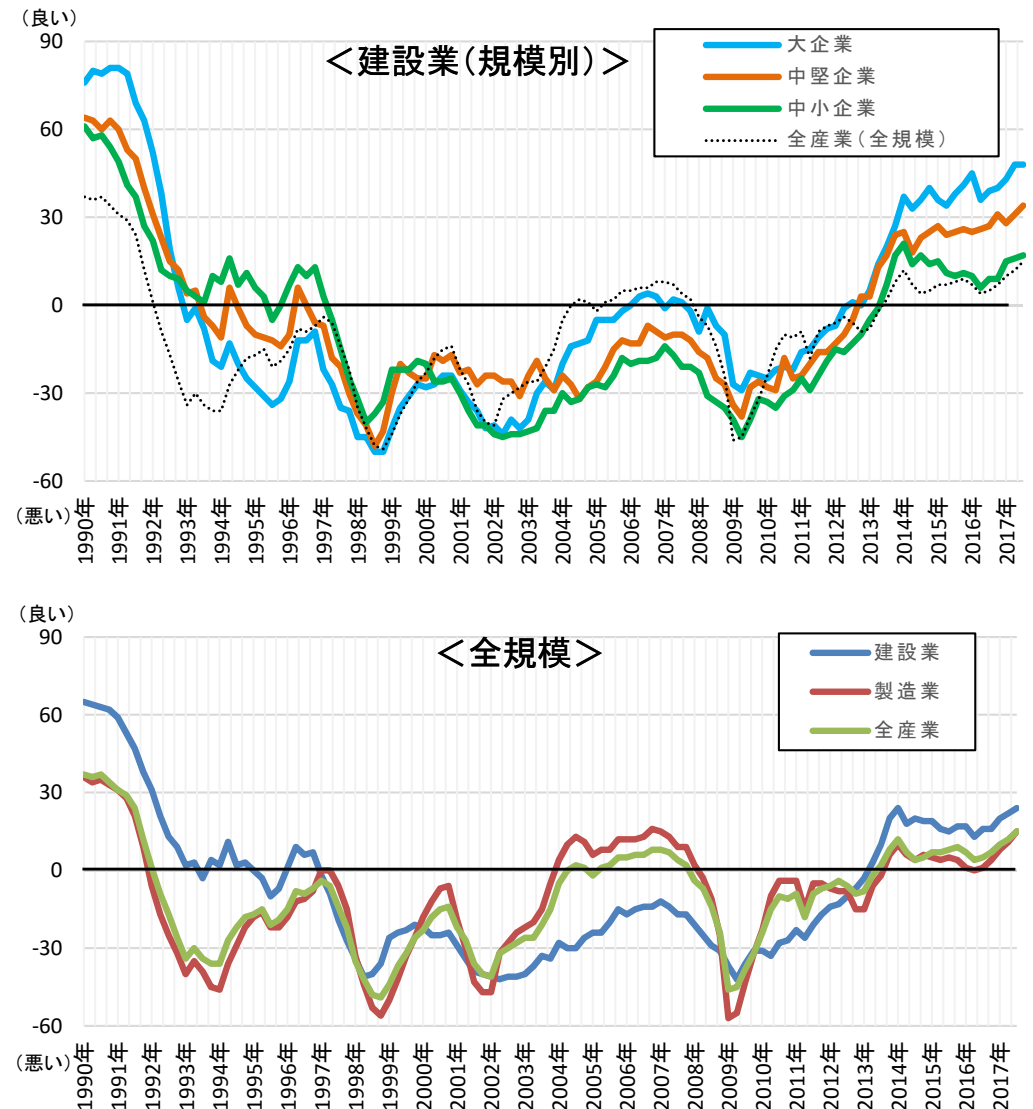
- GDPギャップ(内閣府)は2017年1-3月期以降、需給ギャップ(日銀)は2016年10-12月期以降、ともに解消。
- 総需要不足という状況にはなく、供給面において生産性を高め、潜在成長率を高めていくことが重要な課題。
- 建設業の景況感も、大企業を中心にプラスとなっており、全産業の平均を上回っている。

GDPギャップ等の推移



出典: 内閣府「国民経済計算」、「月例経済報告(月次)」、日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」より作成
 (注) 公的固定資本形成の数字には、公的企業分、研究開発(R&D)、防衛装備品が含まれており、これらの影響額を除いた一般政府ベースの対GDP比は3.2%。

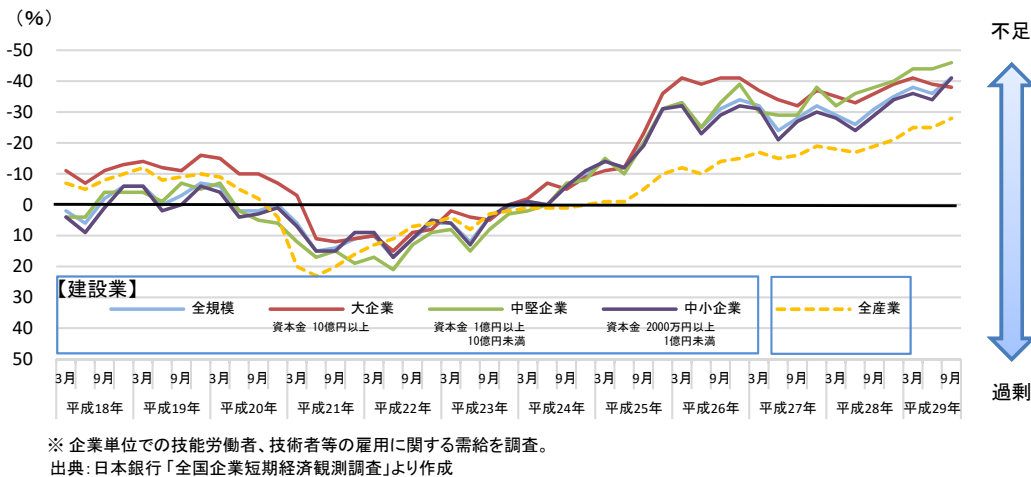
業況判断DIの推移(日銀短観)



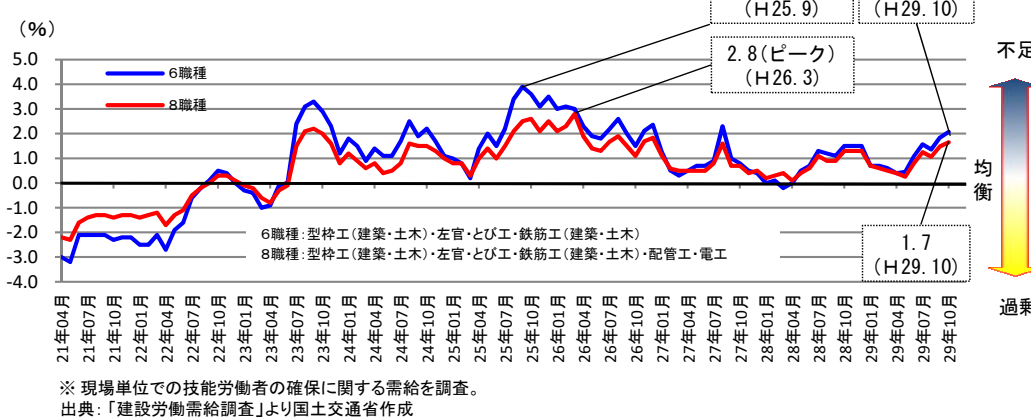
出典: 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成

- 建設業の雇用人員の不足感は高い水準にあり、有効求人倍率をみても、地方を含め、全国的に高い水準。
- 中長期的に建設業の働き手を確保するため「働き方改革」は喫緊の課題であるが、残業規制の強化、週休二日制の普及等が労働市場に及ぼす影響に留意する必要。

企業から見た雇用人員の過不足感の推移【建設業、全産業】（日銀短観）



現場から見た建設技能労働者の過不足率の推移

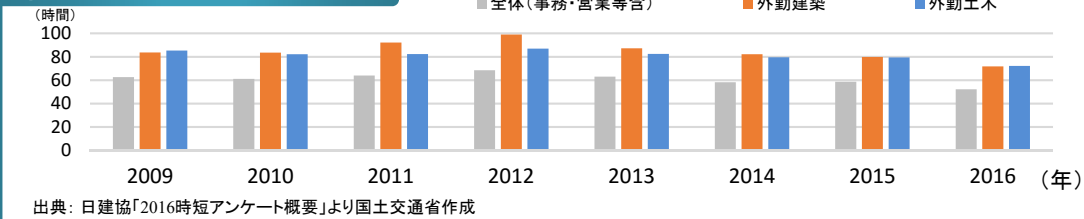


有効求人倍率（平成29年9月、パートタイム含む常用）

地域別	全体	建設・採掘	地域別	全体	建設・採掘	地域別	全体	建設・採掘
全国計	1.38	4.15	富山	1.77	5.21	島根	1.42	3.55
北海道	1.15	3.96	石川	1.73	5.78	岡山	1.61	5.12
青森	1.25	2.79	福井	1.89	6.54	広島	1.66	5.54
岩手	1.31	3.30	山梨	1.19	2.41	山口	1.38	4.08
宮城	1.45	3.93	長野	1.49	4.81	徳島	1.36	2.56
秋田	1.35	2.73	岐阜	1.75	5.51	香川	1.56	5.67
山形	1.46	5.09	静岡	1.40	5.35	愛媛	1.34	3.49
福島	1.29	2.45	愛知	1.67	6.34	高知	1.06	1.66
茨城	1.32	3.92	三重	1.45	4.73	福岡	1.35	3.59
栃木	1.24	4.64	滋賀	1.16	3.66	佐賀	1.13	2.67
群馬	1.56	4.83	京都	1.36	5.98	長崎	1.11	2.40
埼玉	1.15	5.66	大阪	1.46	5.56	熊本	1.38	2.88
千葉	1.13	5.16	兵庫	1.13	4.21	大分	1.35	4.13
東京	1.79	5.52	奈良	1.25	3.64	宮崎	1.25	2.40
神奈川	1.10	5.77	和歌山	1.15	2.63	鹿児島	1.12	2.79
新潟	1.45	4.02	鳥取	1.52	2.90	沖縄	0.93	1.24

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

技術者の残業時間の推移



建設業の働き方改革の今後の取組の方向性（「建設業の働き方改革に関する協議会」配布資料より）

- 適正な工期設定・施工時期の平準化
 - ✓ 週休2日工事の徹底、ゼロ国債、2か年国債の活用
- 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
 - ✓ 適正な請負代金による契約の徹底
- 生産性向上
 - ✓ ICTの活用、書類の簡素化
- ガイドラインの策定・周知
 - ✓ 1. ～ 3. を盛り込んだガイドラインの策定

5. 不適正な工期への対応強化

- ✓ ダンピングや短工期の強要の防止

6. 民間発注者への支援等

- ✓ 先進的な取組への支援、普及啓発活動

7. フォローアップ

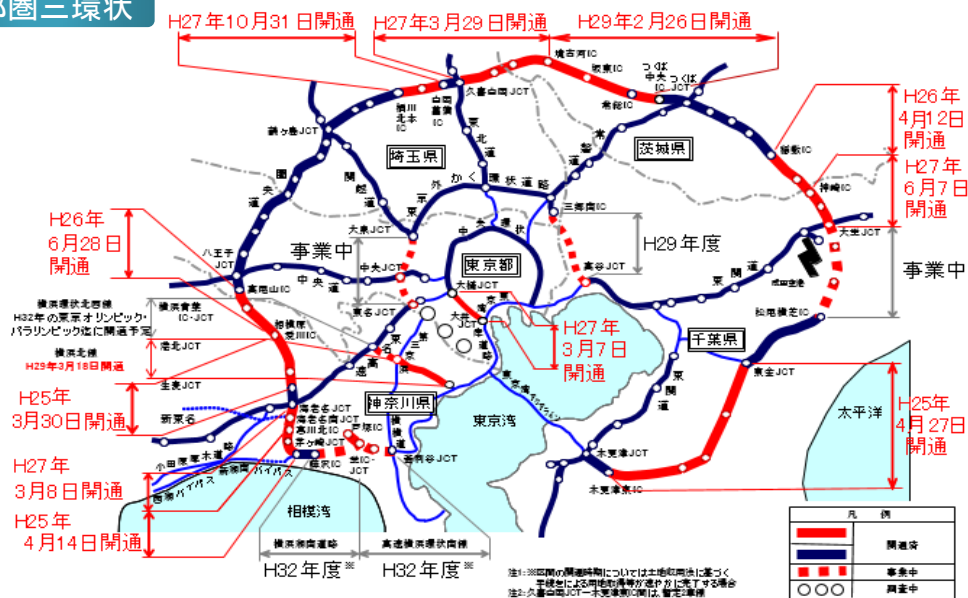
成長戦略に基づくインフラの重点整備

資料Ⅱ-4-5

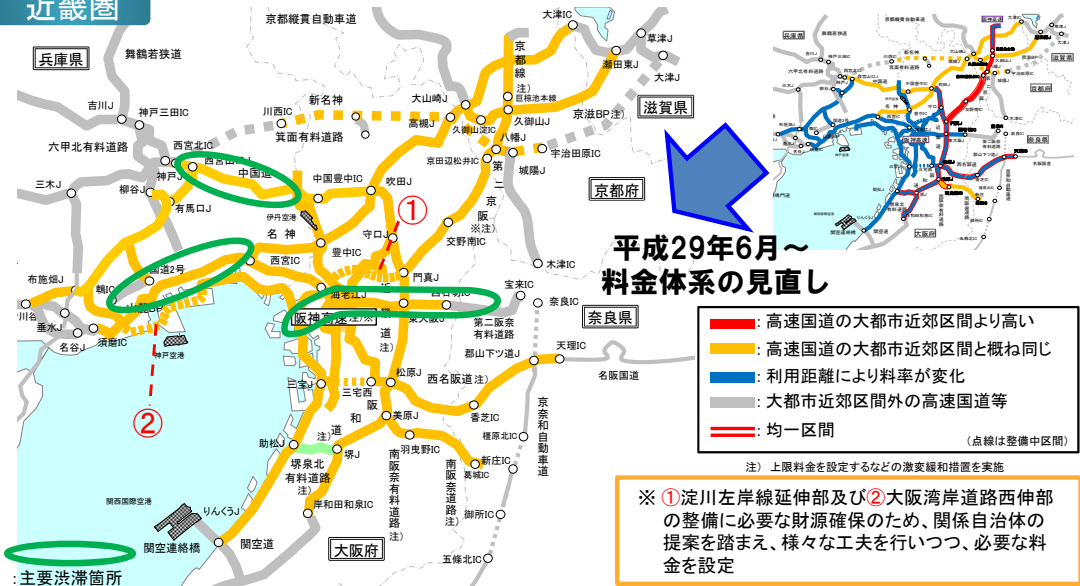
～①全国物流ネットワークの核となる三大都市圏環状道路の整備加速化～

- 圏央道の順次開通と料金体系の見直しにより、首都圏の物流が大幅に改善し、大型物流施設等の民間投資も誘発。近畿圏でも高速料金を活用したボトルネックの解消のための道路整備が推進。
- 料金政策等を適切に活用して、全国物流ネットワークの核となる三大都市圏環状道路への重点投資を加速し、物流効率化と民間投資の誘発により、日本全体の生産性の向上を図るべき。

首都圏三環状



近畿圏



圏央道の順次開通と料金体系の見直しの効果

■所要時間の短縮・定時性の向上

圏央道の境古河IC～つくば中央IC間の開通（本年2月26日）により、八王子JCTからつくばJCTまでが直通し、所要時間が約15分短縮。定時性も大幅に向上。

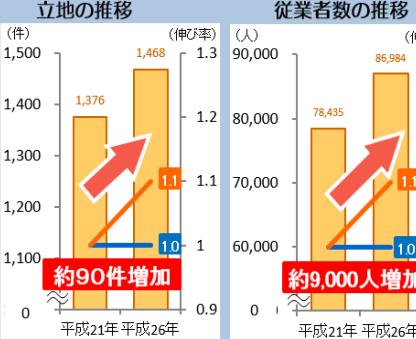
- ・都心経由ルート 約100分
- ・圏央道ルート 約85分

■都心交通量の減少

首都圏の料金体系の見直しにより、都心通過から圏央道へ交通が転換。

- ・都心通過交通が約1割減
- ・圏央道の交通量が約3割増

■大型物流施設等の立地の推移



中京圏



- ## 北関東自動車道の開通によるアクセス改善



(件)

■ 北関東3県平均(累計)
■ 全国47都道府県平均(累計)

伊勢崎IC～太田桐生IC
宇都宮上三川IC～笠間西IC
開通

笠間西IC～友部IC
開通

佐野田沼IC～岩舟JCT
開通

1,097

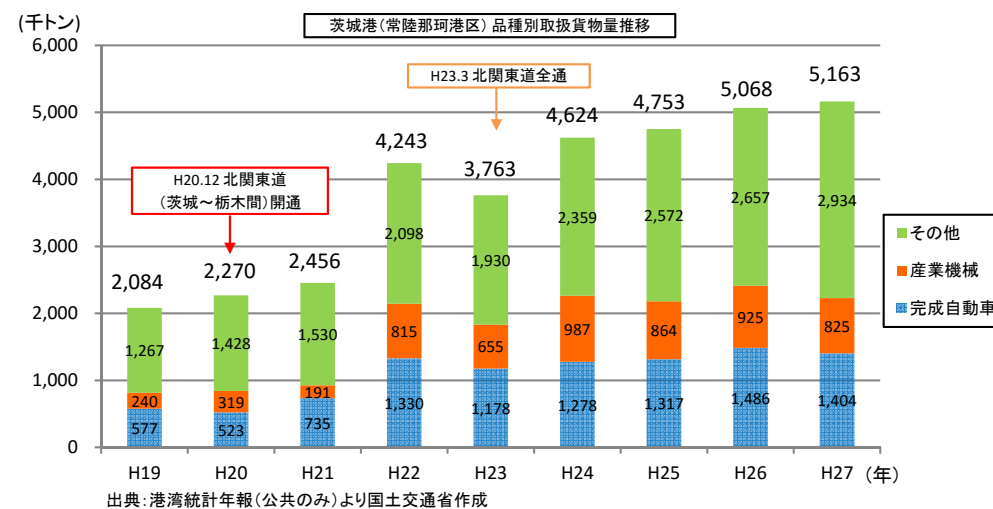
500

H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 (年)

出典：経済産業省「工場立地動向調査」より国土交通省作成

北関東3県は
全国平均の約2倍

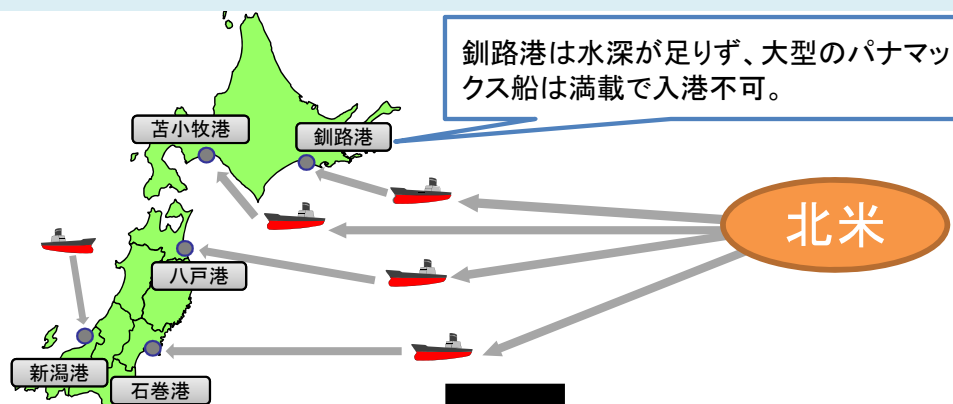
完成自動車・産業機械等の出荷量の推移



- 北海道では、飼料用穀物の輸入拠点として釧路港を整備し、輸送コストの大幅削減、穀物供給の安定化等を通じて、畜産業の競争力を強化。また、道内の6港が連携し、ホタテ貝等を連携水揚港湾から輸出拠点港湾として整備を進める苫小牧港・石狩湾新港へ集約する取組も進展。
- 港湾の規模・役割に応じた重点投資を効果的に行い、物流コストの削減等を通じて、農林水産業の競争力強化を実現していくべき。

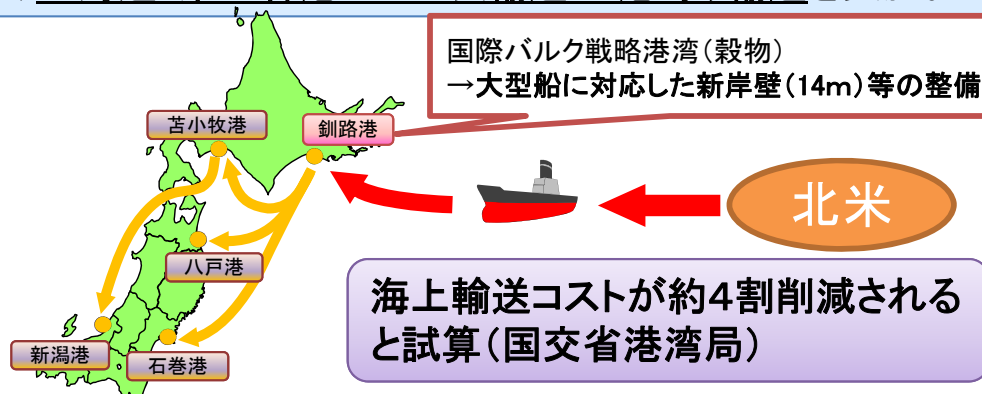
これまでの穀物輸入

北海道・東北の各港が個別に中型船を仕立て(3～4万DWT級)、北米から飼料用穀物を調達。

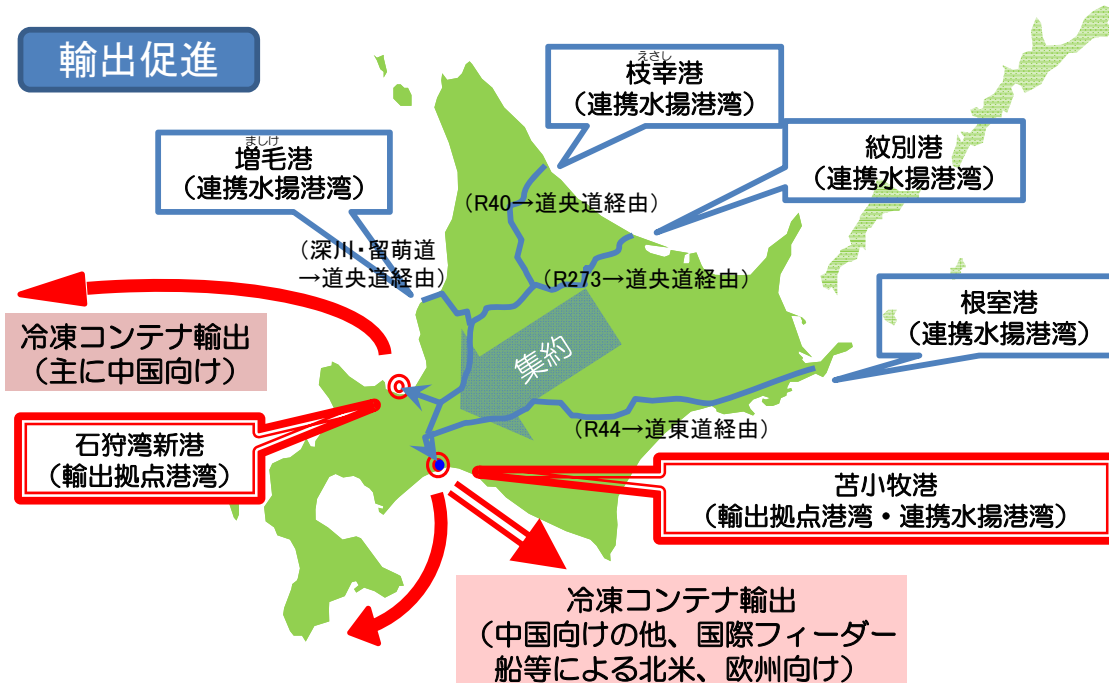


今後：輸入拠点化

北米からまず釧路港にパナマックス船満載(7万DWT級)で輸送し、北海道・東北各港への2次輸送・2港寄り輸送を実施。



輸出促進



屋根付き岸壁の整備

連携水揚港湾
紋別港・根室港・増毛港・枝幸港・苫小牧港



連携水揚港湾における屋根付き岸壁整備により、商品価値を向上させ、輸出競争力を強化

農産品

輸出販路

拡大

魚価

UP

ブランド力

UP

輸出拠点港湾へ集約

輸出環境の改善

輸出拠点港湾

石狩湾新港・苫小牧港



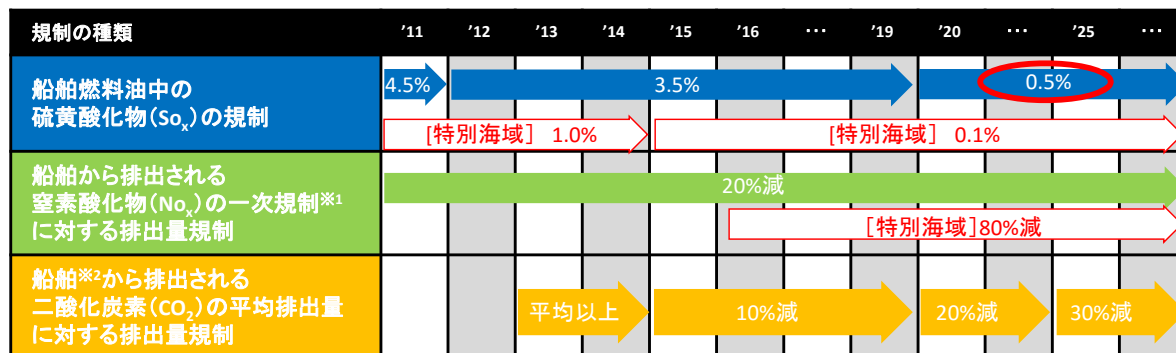
増加する道産農水産物の輸出需要に対応するため、輸出拠点港湾において小口貨物積替円滑化支援施設やリーファーコンテナへの電源供給装置を整備し、輸出環境を改善



リーファーコンテナへの電源供給装置

- 国際的な排ガス規制強化に伴うLNG燃料船舶増加を見据え、シンガポールと連携し、国際的なLNGバンカリング拠点を戦略的に整備することにより、我が国の港湾の国際競争力を高める必要。
- このため、既存のLNG基地を活用しつつ、平成30年度予算において、2020年の「Ship to Ship」バンカリングの導入実現のために必要な投資を重点的に行うべき。

船舶からの排出ガスに対する国際的な規制



※1: 2005年から実施された船舶から排出される窒素酸化物の排出量に対する規制

※2: 1999年から2008年に建造された船舶

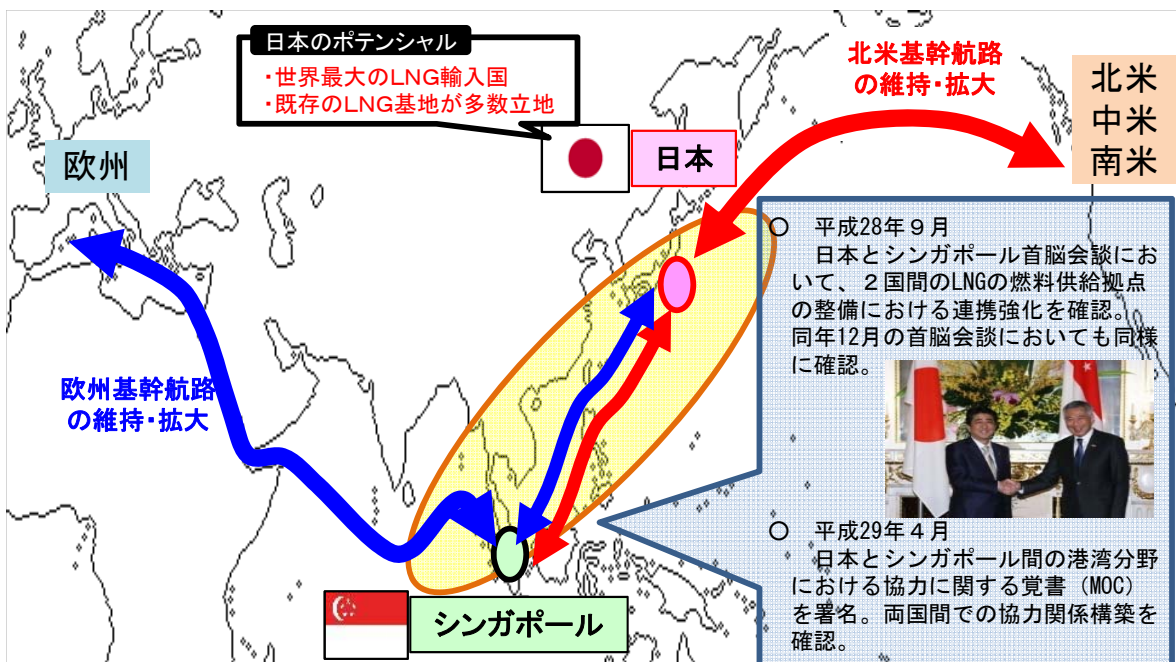
調査機関による船舶LNG燃料化の将来予測

調査機関名	時期	重油がLNGに切り替わる割合
THE BOSTON CONSULTING GROUP	2025	5～27%
Lloyd's Register	2030	11%
DNV-GL	2025	6～11%
iHS	2030	8%

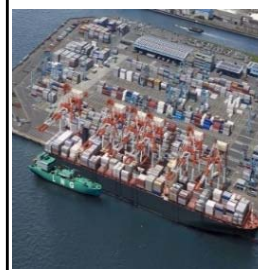
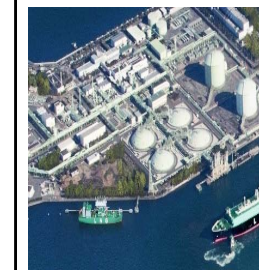
- DNV-GLについては、重油の世界年間バンカリング量を2億4千万トンとしたうえで、LNGと重油の熱量差を考慮し割合を求めた。

出典: 国土交通省「横浜港LNGバンカリング拠点整備方策検討会とりまとめ」

シンガポール港との連携によるLNGバンカリング拠点の形成



今後のロードマップ

Phase I (現在)	Phase II (2020年～)	Phase III (需要拡大後)
「Truck to Ship」バンカリングの効率化	「Ship to Ship」バンカリングの導入	「Ship to Ship」バンカリングの強化
		
LNG燃料船「魁」 LNGタンクローリー	船舶へのLNGバンカリング(イメージ)	船舶へのLNGバンカリングの拡大(イメージ)
Truck to Ship バンカリング		

PFI等による民間活用の推進 ～下水道事業～

「新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月10日 国土交通省）」のポイント

資料Ⅱ－4－9

- 本年春の財審建議を受けて、本年8月に策定された「新下水道ビジョン加速戦略」において、「受益者負担の原則に基づく適切な使用料の設定」、「下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理」等を明記。
- 平成30年度予算より、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、基準化、制度構築等を着実に推進すべき。

春の財審の主なポイント

- 污水处理施設整備率が90%の水準に達し、今後は維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、受益者負担の原則を徹底し、雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき。その際、国費での支援については、こうした方向性に沿った取組を促進する観点から、水道事業体系・役割も参考にしつつ、徹底した重点化を検討すべき。
- 受益者負担の原則を追求する以上、コスト縮減の徹底は欠かせない。その際、民間活用が有効であり、浜松市のコンセッション事業のような先行事例を踏まえ、PPP/PFIの横展開が着実に進むよう、支援の在り方を含め、更なる環境整備を進めるべき。

「新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月10日 国土交通省）」のポイント

第2 加速すべき重点項目と基本的な施策

重点項目Ⅲ 污水处理システムの最適化

2. 基本的な施策

(1) 役割分担の最適化

◇下水道、集落排水、浄化槽の役割分担を定めた「都道府県構想」の定期的な見直しの促進、構想に基づく污水处理の10年概成の推進支援【事業実施】

(2) 施設規模・執行体制の最適化（広域化・共同化）

（執行体制の最適化）

◎下水処理場等、複数施設の集中管理、遠隔制御等を行うためのICTの活用促進（例：データ項目等の仕様の共通化）【基準化、事業実施】

重点項目Ⅳ マネジメントサイクルの確立

2. 基本的な施策

(1) 維持管理情報を活用した新たなマネジメントサイクルの確立と実践

◎モデル事業等を通じた、日常の維持管理情報をデータベース化し下水道ストックマネジメント計画の策定や効率的な修繕・改築に活用する、新たなマネジメントサイクルの標準化・水平展開【基準化、事業実施】

(4) 健全な下水道経営の確保

◇下水道の持続可能性の確保に向けた以下の経営改善方策について、各種ガイドライン等の策定・周知、先進的な取組み事例や経営改善上の効果に関する情報の共有等を実施【普及啓発、その他】

(a)公営企業会計の適用、中長期的な収支見通しや財政計画を活用した計画的な経営

(b)PPP/PFIの促進、事業の広域化・共同化、省エネ技術の採用等によるコスト縮減の徹底

(c)受益者負担の原則に基づく適切な使用料の設定（資産維持費の活用を含む）、下水道への接続促進、下水汚泥を活用した創エネ等による収入の確保

○前述した経営改善やマネジメントサイクル等の取組みをより一層促し、下水道の持続可能性を高めていく観点から、下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理【制度構築、その他】

◎：直ちに着手する新規施策
○：逐次着手する新規施策
◇：強化・推進すべき継続施策

- EUでは、EU指令で「水サービスに係る費用回収原則」を規定。EU指令の下、フランスでは、いわゆる「Water pays for waterの原則」として、収支均衡を規定。
- こうした原則の下、フランスの上下水道事業では、広域化・コンセッション等による包括的な民間委託が進んでおり、水メジャーによるICT活用や国際展開等、効率的な運営が行われる中で、適正な料金設定が行われている。

<EU指令－水政策分野における共同体活動枠組－(2000年10月23日)>

(第9条)

- 加盟国は、(中略)特に汚染者負担の原則(the polluter pays principle)に従って、水サービスに係る費用回収原則(the principle of recovery of the costs of water services)を考慮しなければならない。

<フランス 地方公共団体総法典>

(L2224-11条)

- 上下水道公共サービスは、財政的には商工業的性格のサービスとして運営される。

(L2224-1条)

- 市町村によって公団、アフェルマージュ、コンセッションで運営される商工業的性格の公共サービスは、収支均衡していなければならない。

(L2224-2条)

- L2224-1条に規定された公共サービスの支出を自己財政で負担することは禁止する。

<欧州における広域化・コンセッション等の事例>

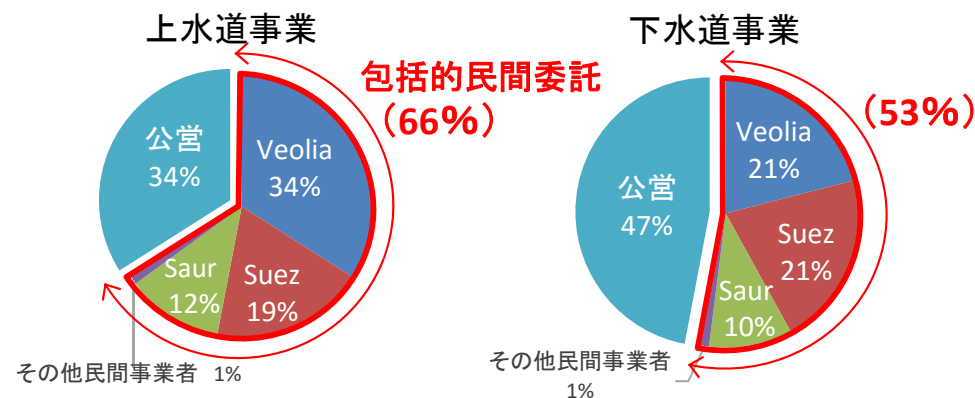
	ボルドー市(約24万人)	カンヌ市(約7万人)	バルセロナ市(約160万人)
広域化	27コミューン(基礎自治体)	4コミューン	36自治体
処理人口	約70万人	約25万人	約324万人
管路総延長	4,178km	1,300km	—
事業スキーム	アフェルマージュ	処理施設:コンセッション 管渠:アフェルマージュ	コンセッション

(注)基本的には、包括的民間委託のうち施設の整備を含む場合はコンセッション、含まない場合はアフェルマージュ。

出典:内閣府、日本政策投資銀行、日本経済研究所「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について(2)」(平成29年10月)

<フランスにおける包括的民間委託の状況>

- フランスでは、下水道事業体の過半数が包括的に民間委託されており、コンセッション及びアフェルマージュが主流。委託先は、上位3社(Veolia、Suez、Saur)が占めている。
- 日本で包括的民間委託を導入している事業体は、全体の18%。浜松市が、国内初の下水道事業におけるコンセッションを平成30年4月から開始予定。



<上下水道料金の内外価格差(日本を100とした各国の基準)>

	日本(東京)	フランス(パリ)	イギリス(ロンドン)
上水道(20m³使用時)	100	170	194
下水道(20m³使用時)	100	243	210

出典:消費者庁「公共料金の窓(改訂版)」

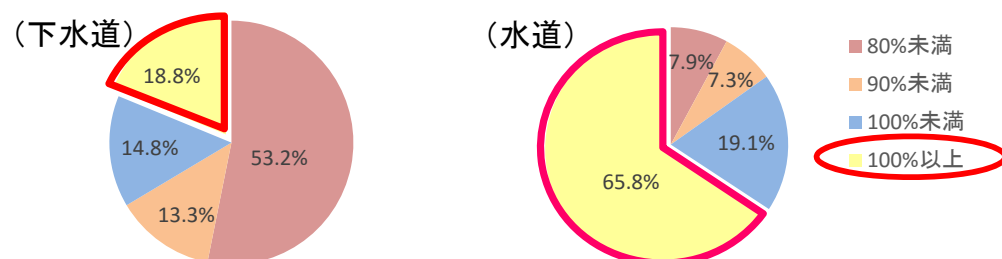
- 全体の8割以上の地方公共団体が、汚水処理費用(公費負担分を除いた費用)を使用料で全て賄えていない。
- 広域化、民間活用、コスト縮減等のためには、財務・経営状況を把握する必要があるが、現在、人口3万人未満の地方公共団体の4割以上が公営企業会計の適用の検討に未着手であり、適用するための取組を加速すべき。
- 下水道事業の汚水処理原価や使用料単価には、それぞれ地方公共団体間で大きな差がある。こうした経営情報を「見える化」し、使用料の適正化やコスト縮減の徹底を図るべき。

＜汚水処理費用と使用料の状況＞

(留意点)

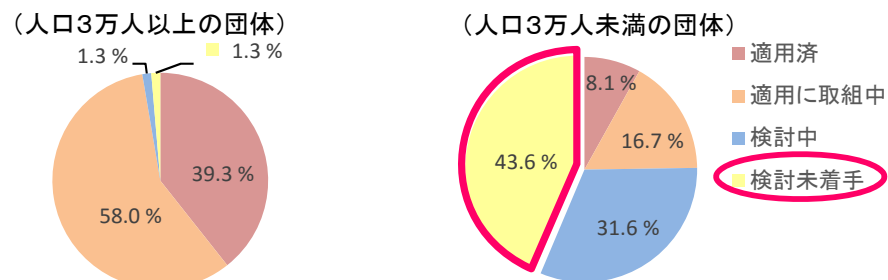
- 汚水処理原価には、公費負担分(維持管理費及び資本費の一部)は含まれていない。
- 経費回収率が100%未満の場合、公営企業繰出基準に基づかない繰出金(基準外繰出金)等で賄われている。

＜経費(料金)回収率(団体数の割合)＞



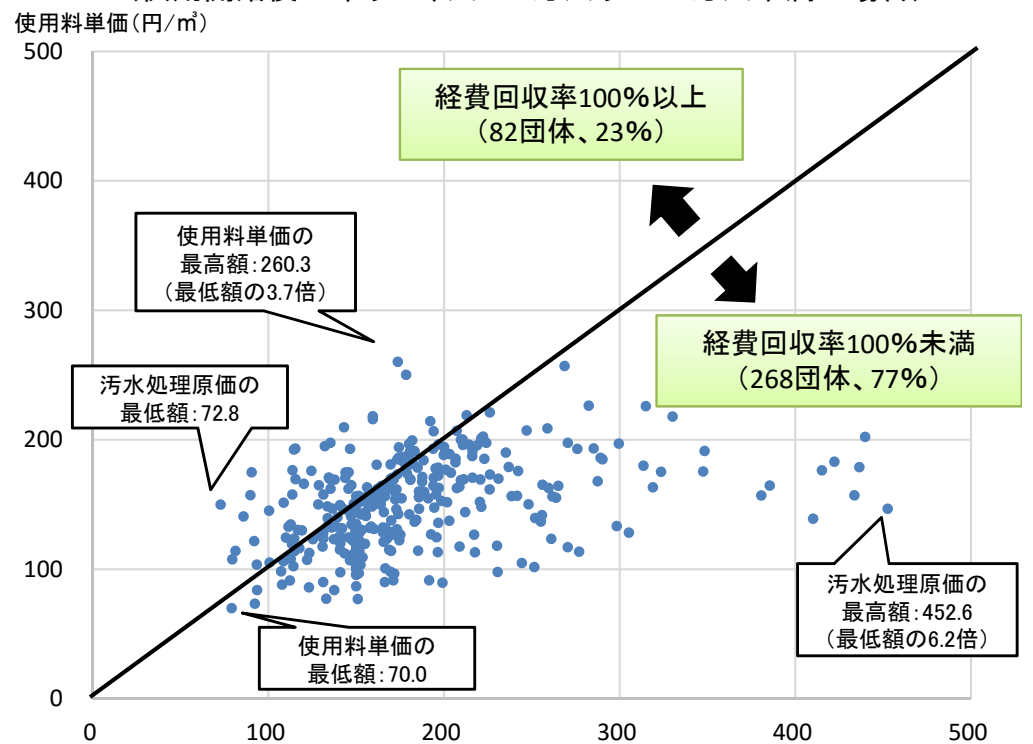
(注1) 下水道: 経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価、水道: 料金回収率 = 供給単価 ÷ 給水原価
(注2) 水道は簡易水道(公営企業会計適用分)を含む。
出典: 総務省「地方公営企業年鑑(平成27年度)」を基に作成

＜公営企業会計適用の取組状況(下水道事業)＞



※ 下水道事業について、総務省は、人口3万人以上の団体については平成32年度までに公営企業会計に移行すること、人口3万人未満の団体についてはできる限り移行することを要請している(平成27年1月27日「公営企業会計の適用の推進について」)。
出典: 総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成29年8月22日)」を基に作成

＜各地方公共団体における汚水処理原価および使用料単価の分布＞ (供用開始後20年以上、人口3万人以上10万人未満の場合)



(注) 東日本大震災の被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の地方公共団体は除く。
出典: 総務省「地方公営企業年鑑(平成27年度)」を基に作成

- 汚水処理人口普及率が90%を超え、10年後に汚水処理施設整備の概成が見通せる中、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要。
- 建設省告示(昭和46年第1705号)も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。
- その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべき。

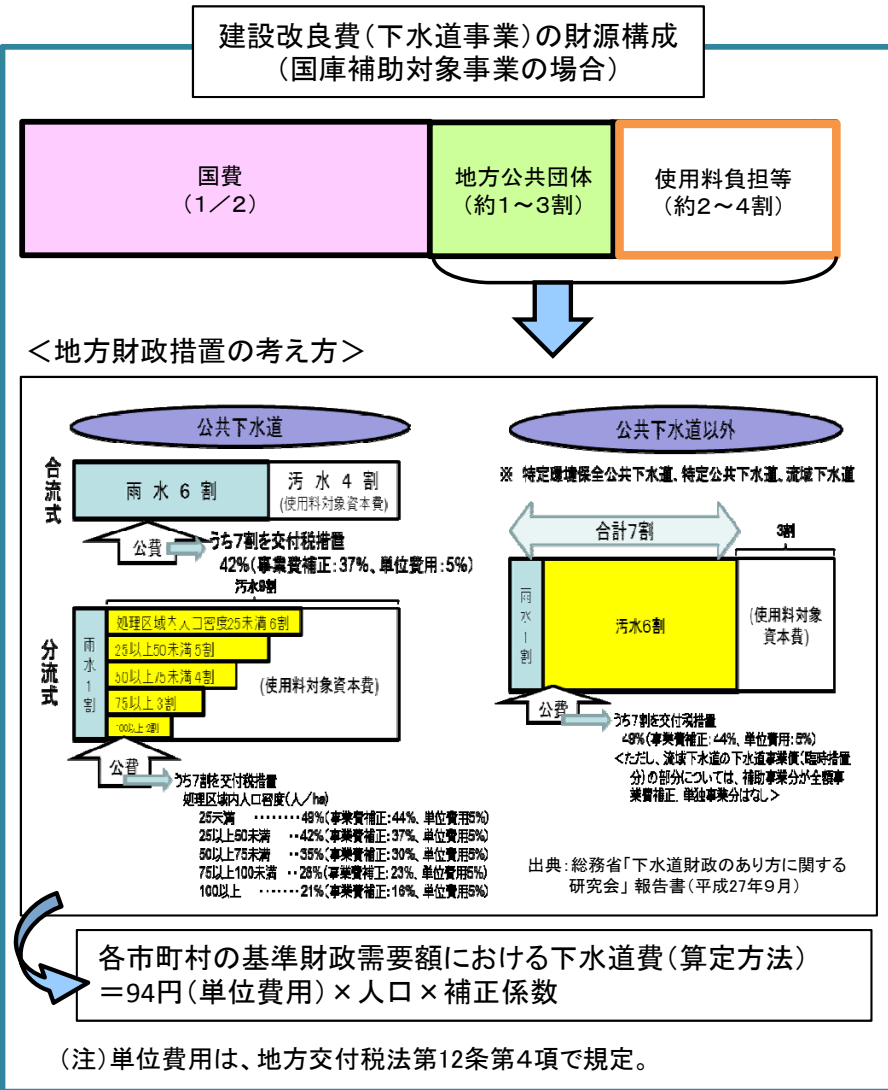
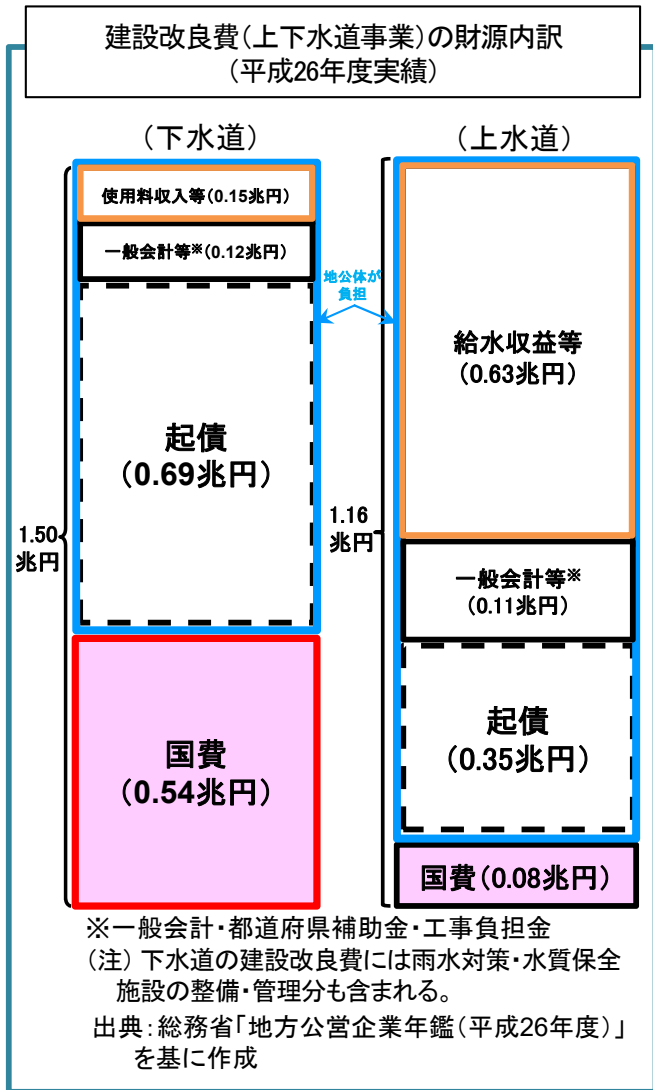
下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める費用等
(昭和46年10月9日 建設省告示第1705号)

6 令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠(きよ)の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽(浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水进行处理するための浄化槽をいう。)により汚水进行处理する場合に比較して経済的であることを要件とする。

一～十 省略

十一 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠(きよ)の維持更新(管渠(きよ)の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

(注1) 令第二十四条の二第二項では、公共下水道の主要な管渠の範囲について規定。
(注2) 第十一号については、平成16年改正で追加。



- 事業の広域化・共同化、コンセッションをはじめとするPFIの導入、ICT活用等により、経営の効率化の成果を出した地方公共団体があり、経営状況の地域差の「見える化」等を推進する中で、横展開を図るべき。
- 広域化、コンセッションが一般化し、水メジャーを生み出したフランスでは、ICTを活用した先端的な管理システムを導入し、経営を効率化している。成長戦略として、インフラ・ビジネスの拡大・国際競争力の強化を図るべき。

＜山形県新庄市(約4万人)＞ 事業の広域化・共同化

- NTT回線の利用により周辺市町村の処理場と維持管理業務を共同化し、業務を効率化



人件費等について、
約14%のコスト削減効果

＜静岡県浜松市(約81万人)＞ コンセッションの導入

- 終末処理場及びポンプ場の改築・維持管理を20年間一体的に委託するコンセッション導入決定



改築・維持管理費について、
約14.4%のコスト削減効果

＜石川県かほく市(約3万人)＞ 上下水道関連事業の一元化

- 上水道(管路を除く)、下水道及び農業集落排水の3事業について、一元的な包括的民間委託を導入



運転・保全管理費について、
約13%のコスト削減効果

＜長崎県長崎市(約42万人)＞ ICTの活用

- Web広域監視による下水処理場の運転、マンホールポンプ等の監視により業務を効率化



人件費等について、
約48%のコスト削減効果

＜ボルドー市(フランス)＞

※ボルドー市(約24万人)を中心に27のコミューン(基礎自治体)で広域化
(処理人口:約70万人)

ICTの活用

- 上下水道事業の運営を委託された民間事業者(Suez)が独自のノウハウを活かし、雨水及び汚水の処理・管理をICT活用によりコントロールセンターで集中的に実施(ダイナミック・マネジメントシステム:RAMSES)。
- 全20か所の浄水場及び管路について、水質や浄水処理等を一元的に管理(常駐職員1名)。管路については、各セクター(10km毎)の出入口に、IT企業と協定を組んで開発したセンサーを設置して漏水状況等を常時把握。



出典:内閣府、日本政策投資銀行、日本経済研究所「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について(2)」(平成29年10月)

- 建設現場の生産性の2025年度までの2割向上を目指し、平成28年度より、全ての建設生産プロセスでICT等を活用するi-Constructionを段階的に推進し、効率化を実現。
- 平成30年度予算要求では、AI・センサ等の先端技術の建設現場での現場実証と実装を推進する方針。

i-Constructionの推進

- 平成28年度より、i-Constructionのトップランナー施策としてICT土工を導入。

測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



UAV(ドローン等)による3次元測量

施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



従来施工



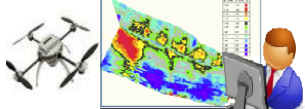
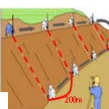
ICT建機による施工

検査

検査日数・書類の削減

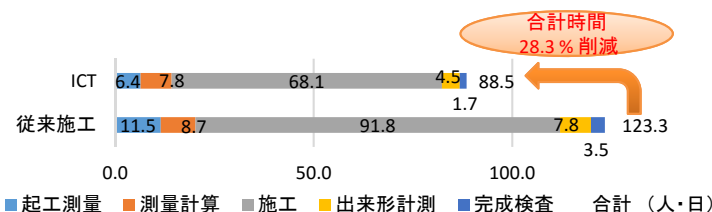


- ・人力で200m毎に計測
- ・計測結果を書類で確認



3次元データをパソコンで確認

【ICT土工の導入効果(実際の施工事例から算出)】



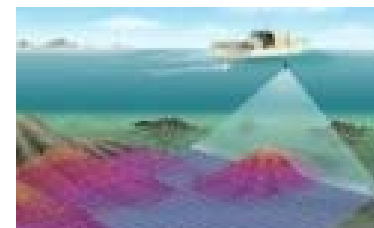
ICTの活用分野の拡大

- 平成29年度より、ICT舗装工、ICT浚渫工を導入するとともに、橋梁分野(i-Bridge)等への試行を実施。
- 平成30年度要求においては、橋梁(i-Bridge)、トンネル、ダム、維持管理等への導入、CIM※モデルの標準化に向けて検討する方針。

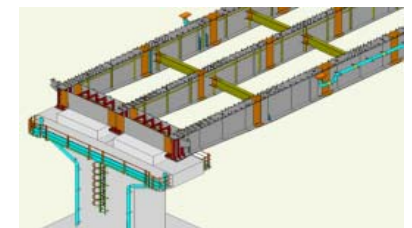
ICT活用工種の拡大



ICT舗装工の導入



ICT浚渫工の導入



橋梁分野でのCIMモデルの導入
(i-Bridgeの試行)

※ CIM : Construction Information Modelingの略。受発注者双方の業務効率化・高度化を図るための土木情報共有モデル。

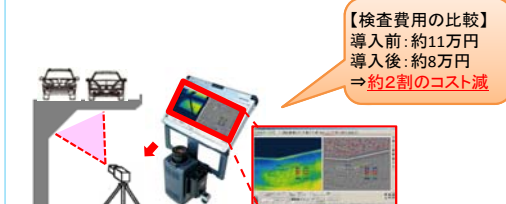
先端技術の建設現場での実証・実装

- 平成30年度要求では、IoTやAI等の先端技術も活用し、現場実証・実装を推進する方針。



非破壊検査(赤外線調査)によるスクリーニング※
※異常が疑われる箇所に対して打音検査を実施

(H29年度より約270橋で試行予定)



＜九州北部豪雨など今夏の集中豪雨を受けた緊急対応策（平成29年9月26日公表）＞

- 昨年の北海道・東北豪雨災害や本年の九州北部豪雨災害において、都道府県が管理する中小河川で大きな被害が生じていることを踏まえ、本年9月に、再度災害防止対策を緊急実施するとともに、全国の「中小河川の緊急点検」を実施。同時に、今回の災害の特徴を踏まえ、林野庁も流木の緊急点検を実施。
- 点検結果を的確に反映し、国の防災・安全交付金事業等と地方単独事業の連携強化により、地域の総合的な緊急対策を重点的に支援していくべき。

【気候変動等による近年の豪雨・台風災害の頻発化・激甚化への対応（基本的考え方）】

- 洪水氾濫被害を軽減するには「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」という意識（水防災意識）を持つこと。
- 従来のハード対策に加え、危機管理型（避難のための時間をかせぐ）ハード対策や住民目線のソフト対策を適切に組み合わせること。

【近年の中小河川の豪雨災害の特徴】

- 山腹崩壊などで大量の流木や土砂が発生し、氾濫被害が拡大
- 水位観測などが必ずしも十分に行われていない
- 上流での局所的な集中豪雨により、水位が急激に上昇し、洪水氾濫が発生

平成29年7月 福岡県赤谷川



平成28年8月 岩手県小本川



水位観測・水位計設置状況

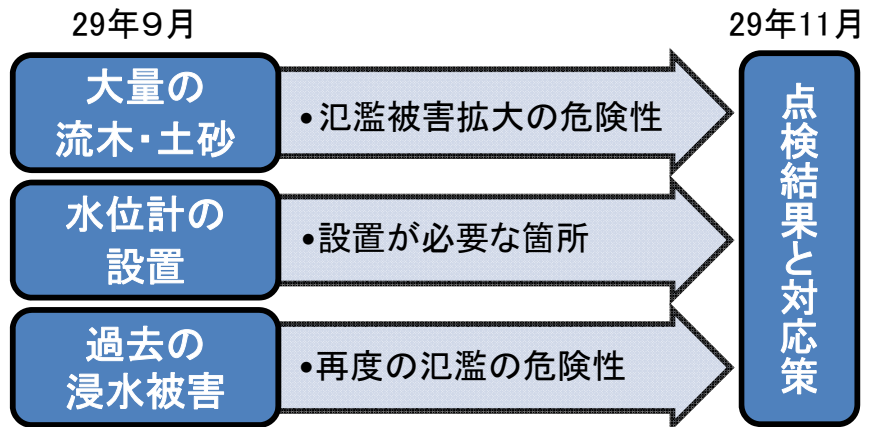
- 平成29年7月 九州北部豪雨
 - ・福岡県朝倉市、東峰村で多くの死者
 - ⇒ 両地域で氾濫した15の中小河川では水位計が未設置
- 水位計の設置状況（全国ベース）
 - ・中小河川 約5000台（河川総数 約2万河川）
 - ⇒ 多くの河川で水位計が未設置

自治会など住民組織による防災行動

- 平成29年7月 九州北部豪雨
 - ・朝倉市の平榎（ひらえのき）地区では、5年前の九州北部豪雨の経験と教訓をもとに、独自の判断と組織的な防災行動で自主的避難を行い、地区住民全員が無事避難

【全国の中河川の緊急点検（ポイント）】

○緊急点検の3つの視点



○国と地方の連携



- 昨年の財審建議を受けて、本年6月末に国土交通省が策定した「ダム再生ビジョン」では、既存ダムを最大限に活用した対策、ソフト施策とハード施策の適切な組合せを推進するとされている。
- さらに、既存ダムの活用にあたっては、治水ダムのみならず、電力会社の発電用ダムなどの利水ダムも活用して、我が国のダム施設全体で、効率的・効果的に防災・減災対策に取り組むべき。

「ダム再生ビジョン」(29年6月 国土交通省)

賢く整備 (ダム再開発事業)

- 既存ダムの堤体への放流設備増設や嵩上げを進め、既存ダムの大幅な能力向上を図る。



賢く柔軟な運用 (操作規則の見直し)

- 降雨予測等の精度向上を踏まえ、渇水・洪水時に応じてダムを柔軟に運用する手法を導入。

※ 全国123ダム (国・水資源機構管理) を対象に可能なものから見直し

全国の運用中ダムの実態 (29年4月現在: 国土交通省調べ)

(容量単位: 百万 m^3)

区分	目的	管理者	許可形態	ダム数	有効貯水容量	洪水調節容量	備 考
治水ダム (※1)	洪水調節等	国		100	5,602	2,797	
		水資源機構		23	1,771	599	
		道府県		435	3,752	1,920	
利水ダム (※2)	水道、かんがい、工業用水、発電 等	都道府県、市町村、電力会社 等	国交省許可ダム	496	5,578	—	河川法26条(工作物の新築等の許可)に基づき国交省が許可したダム。
			道府県等許可ダム	396	1,159	—	同条に基づき道府県等が許可したダム。左の計数は道府県等からの聞き取り。
合計				1,450	17,863	5,316	

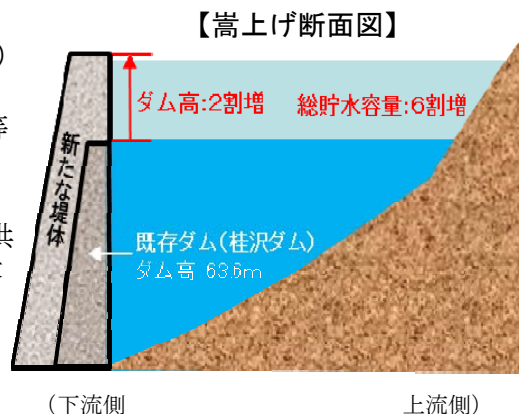
(※1) 治水ダムとは、治水専用ダム及び治水目的を持つ多目的ダム

(※2) 利水ダムとは、治水目的を持たないダム

なお、利水ダム管理者が水利権を持つ場合は、一定期間ごとに、河川法23条に基づき、河川管理者たる国土交通大臣等の許可(更新の許可)を受ける必要

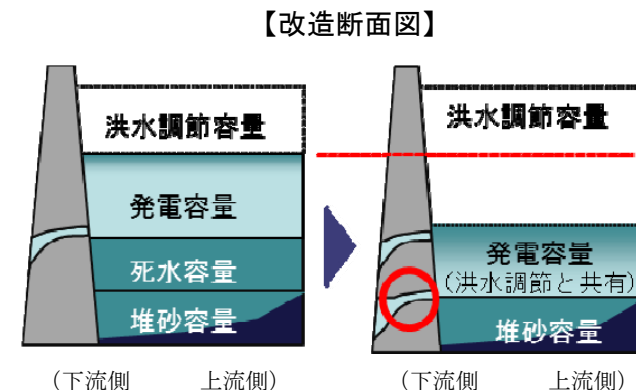
「新桂沢ダム再開発事業」

- 場所: 北海道(石狩川水系)
- 区分: 直轄多目的ダム
 - ・ 洪水調節、発電等
- 事業: 既存ダムの嵩上げ
 - ・ 既存の桂沢ダムを約12m嵩上げし、洪水期の洪水調節容量を最大 2,660万 m^3 (東京ドーム約21杯分)確保



「鶴田ダム再開発事業」

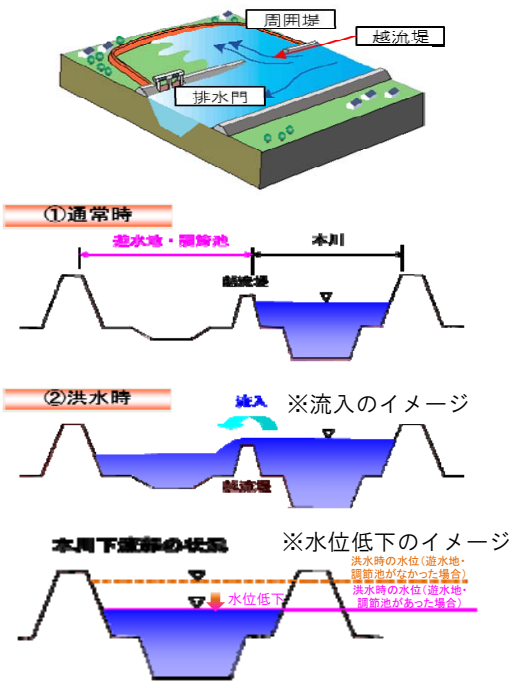
- 場所: 鹿児島県(川内川)
- 区分: 直轄多目的ダム
 - ・ 洪水調節、発電
- 事業: 既存ダムの改造
 - ・ 既存ダムの放流設備を増設し、洪水期の洪水調節容量を最大 2,300万 m^3 (東京ドーム約18杯分)確保



- 河川改修事業の一環として、下流部の人口・資産が集積する地域の洪水氾濫を防ぐため、その上流部で調節池を整備し、洪水を一時的に貯留する治水対策を実施。
- 本年春の予算執行調査において、調節池が多く用地確保等を伴う面整備であることを踏まえ、地役権補償方式、工期縮減、最適地整備等の効率的な整備手法とすることを提言。
- 予算執行調査を受けて、平成30年度予算より、着手している事業の計画の見直しを進めるとともに、新規事業にも適切に反映し、総事業費の抑制と工期短縮による効果の早期発現を図るべき。

調節池の役割・概要

洪水を一時的に貯留し、洪水の最大流量（ピーク流量）をカットすることにより、下流部の水位を下げ、氾濫を防止する施設。



予算執行調査の結果と改善点

（調査対象：直轄で整備済又は整備中の調節池22箇所）

1. 用地の確保

- 「地役権補償方式（※）」における補償費が、用地買収価格の3割で設定。
⇒ 同方式を積極的に活用するなど効率的に用地を確保すべき。

【表1】用地買収・補償単価の比較（方式別・高低額2箇所）（単位：千円/㎡）

	用地買収（掘込）方式	地役権補償方式
高額	鶴見川多目的遊水地（横浜市） 123.3 朝霞調節池（埼玉県） 98.9	上野遊水地群（三重県） 2.4 一閑遊水地群（岩手県） 2.3
低額	千歳川遊水地群（北海道） 0.9 浜坂遊水地（鳥取県） 0.2	大和田遊水地（北海道） 0.2 大久保遊水地群（山形県） 0.1

（※）平常時には調節池を農地等として所有者が利用し、洪水発生時のみ調節池として使用する権利を設定する方式

2. コスト縮減等

- 「洪水時の流量カット量（効果）」当たりの事業費単価は、下流部に大都市圏を持つ調節池で高くなる傾向。
- 調節池の事業期間は平均で28年と長期に及ぶ。
⇒ 土地利用状況、地価、効果等といった点から、整備する「最適地」を見極め、コスト縮減と工期縮減を徹底すべき。

【表2】整備効果の単価（事業費/洪水流量カット量）

（単位：百万円/（㎡/秒））

鶴見川多目的遊水地（横浜市）	653.8	吉田川遊水地群（宮城県）	33.4
朝霞調節池（埼玉県）	566.5	中郷遊水地（兵庫県）	48.1
上野遊水地群（三重県）	358.5	稲戸井調節池（茨城県）	49.2
大和川遊水地群（奈良県）	315.1	小田井遊水地（名古屋市）	51.4

3. 効果発現（既存ストックの有効活用）

- 計画した洪水調節容量に対して洪水調節の実績が低い状況。
⇒ 調節池を再検証したうえで、既存ストックの有効活用の観点から、適切な施設改良を実施すべき。

【表3】計画調節容量と洪水調節実績（単位：万㎡）

調節池名称	計画	実績
砂川遊水地（北海道）	1,050	380
荒川第一調節池（埼玉県）	3,090	2,000
菅生調節池（茨城県）	2,700	2,200
田中調節池（千葉県）	6,100	4,500
渡良瀬遊水地（栃木県等）	17,180	10,700
鶴見川多目的遊水地（横浜市）	390	154
小田井遊水地（名古屋市）	140	41
牟田辺遊水地（佐賀県）	90	67
大久保遊水地群（山形県）	900	210

（注）完了後10年以上経過した調節池

- 本年春の予算執行調査により、防災・安全交付金で支援している地方公共団体の道路事業において、インフラ長寿命化という基本方針と整合的でない事業があることが判明。
- 同調査の指摘に基づき、平成30年度予算より、改善を徹底し、インフラ長寿命化計画の実効性を上げるべき。
- さらに、PDCAを徹底し、毎年度の執行状況の精査を通じて、新技術活用によるコスト縮減や地方単独事業との連携を含めて、好事例と問題事例を整理・横展開することにより、交付金事業の質を向上させるべき。

【調査の結果・分析】

1. 橋梁の更新事業と修繕履歴・点検結果との関係

		修繕履歴			合計
		有り	無し	不明	
判定区分	未実施	2件（1%）	3件（1%）	0件（0%）	5件（2%）
	I	1件（0%）	0件（0%）	0件（0%）	1件（0%）
	II	1件（0%）	4件（2%）	0件（0%）	5件（2%）
	III	77件（30%）	106件（42%）	33件（13%）	216件（85%）
	IV	4件（2%）	19件（7%）	5件（2%）	28件（11%）
合計		85件（33%）	132件（52%）	38件（15%）	255件（100%）

点検を実施していない橋や、予防保全の対応をすべき橋を更新している例があった。

修繕する場合との費用比較を実施せずに更新を行っている橋が1/4（53件）を占めていた。

修繕を一度も行わずにいきなり更新を行った橋が半分以上あった。

（参考）道路橋の健全性の診断の判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

2. 長寿命化計画（個別施設計画）の記載内容

予防保全箇所の優先順位付けやPDCAに基づく長期的なコスト圧縮という観点から、以下の3項目を確認したところ、それぞれの項目につき2割前後の計画で記載がなされていなかった。

- ・ 予防保全の対象施設の要件が明確化されているか（38件、15%）
- ・ 予防保全型の管理を行った場合の維持管理費の算出がなされているか（58件、23%）
- ・ 点検結果を踏まえ、今後、修繕計画を見直すことを明記しているか（36件、14%）

【改善点・検討の方向性】

交付金の対象事業の重点化や長寿命化計画の質の向上という観点から、以下の見直しを実施すべきである。

- ① 判定区分Ⅰ・Ⅱの橋梁の更新事業は、交付対象から除外。
- ② 判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁の更新事業については、修繕と更新のライフサイクルコスト（LCC）を比較し、更新の方がLCCが小さくなる事業に重点化。
- ③ 重点配分対象となる個別施設計画の基準（必要記載事項等）を整理し、この基準を満たさない個別施設計画に基づく老朽化対策は重点配分対象とならないことを明確化。

○ 農業就業人口が急速に減少、高齢化する中、担い手の育成や担い手への農地集積が不可欠。
○ 経営規模は、水稻などはまだ伸びが緩やか。大規模化・機械化による生産コストの低減、高収益作物への転換が課題。

農家戸数、農業就業人口の推移

	昭35年	45	55	平2年	12	17	22	27
農家戸数(万戸)	606	540	466	383	312	285	253	216
販売農家(万戸) (割合)	...	...	...	297 (77.5)	234 (74.9)	196 (68.9)	163 (64.5)	133 (61.7)
主業農家(万戸) (割合)	...	...	...	82 (21.4)	50 (16.0)	43 (15.1)	36 (14.2)	29 (13.6)
農業就業人口(万人)	1,454	1,035	697	482	389	335	261	210
うち65歳以上人口(万人) (割合)	...	...	171 (24.5)	160 (33.1)	206 (52.9)	195 (58.2)	161 (61.6)	133 (63.5)

農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭35	60	平7	17	22	27
経営耕地 (ha)	0.88	1.05	(1.50)	(1.76)	(1.96)	(2.20)
全 国	3.54	9.28	(13.95)	(18.68)	(21.48)	(23.81)
北 海 道	0.77	0.83	(1.15)	(1.30)	(1.42)	(1.57)
都 府 県						
経営部門別 (全国)						
水 稻(a)	55.3	60.8	(85.2)	(96.1)	(105.1)	(119.7)
乳用牛(頭)	2.0	25.6	44.0	59.7	67.8	77.5
肉用牛(頭)	1.2	8.7	17.5	30.7	38.9	45.8
養 豚(頭)	2.4	129.0	545.2	1095.0	1436.7	1809.7
採卵鶏(羽)	—	1037	20059	33549	44987	52151
ブロイラー (羽)	—	21400	31100	38600	44800	57000

資料：農林水産省「農林業センサス」

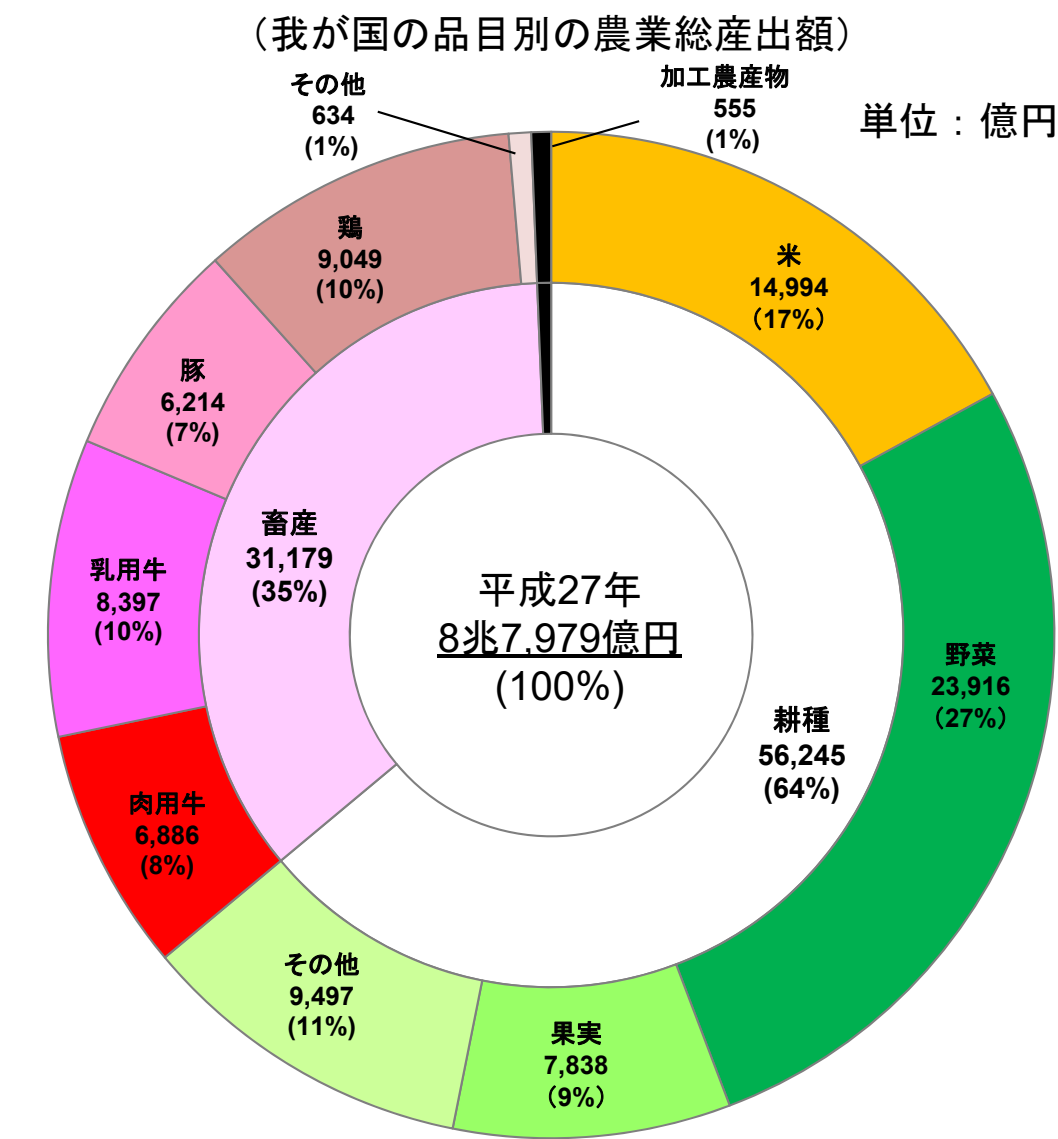
注1：平成2年以降の農業就業人口は、販売農家の数値である。

注2：販売農家割合と主業農家割合は、総農家に占める割合である。

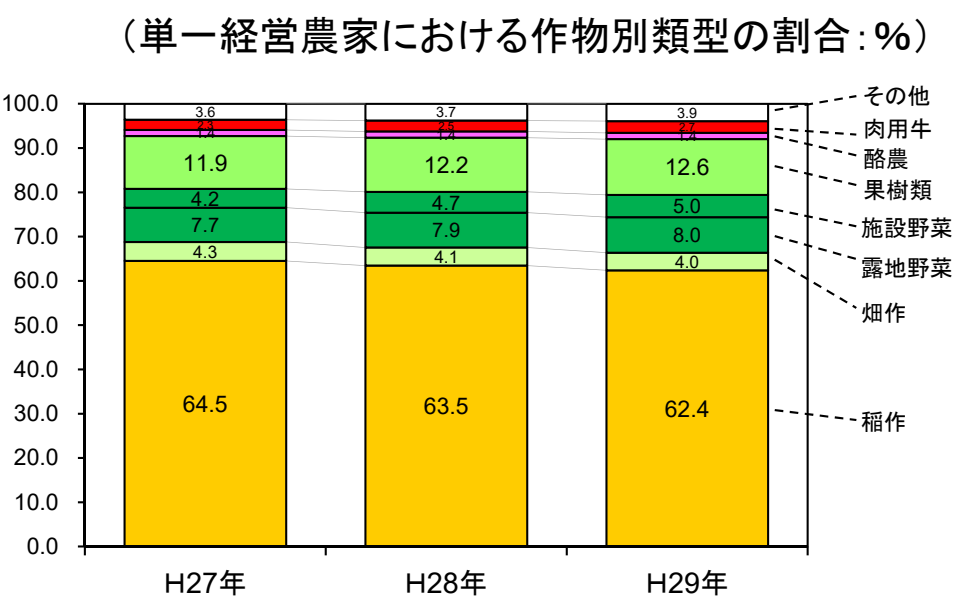
- ※ 販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
- ※ 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」
注1：農家一戸当たりの経営耕地、水稻について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯。なお、昭和35年～60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、60年は10万円以上）の世帯）の数値である。
2：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。
3：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。
4：ブロイラーの平成26年の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。
5：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。

○ 農業の総産出額は8兆7,979億円。品目別にみると、米は産出額ベースのシェアは2割弱であるが、6割以上の農家が従事。他方、野菜は産出額の27%を占めているが、従事者は全体の13%程度。



資料：農林水産省「平成27年 生産農業所得統計」
注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。



(土地利用型 (米、麦、大豆等))

- ・ 水田活用の直接支払交付金 3,150億円
- ・ 畑作物の直接支払交付金 (所要額) 1,950億円
- ・ 米の直接支払交付金 714億円
- ・ 収入減少影響緩和対策 (所要額) 746億円

(畜産)

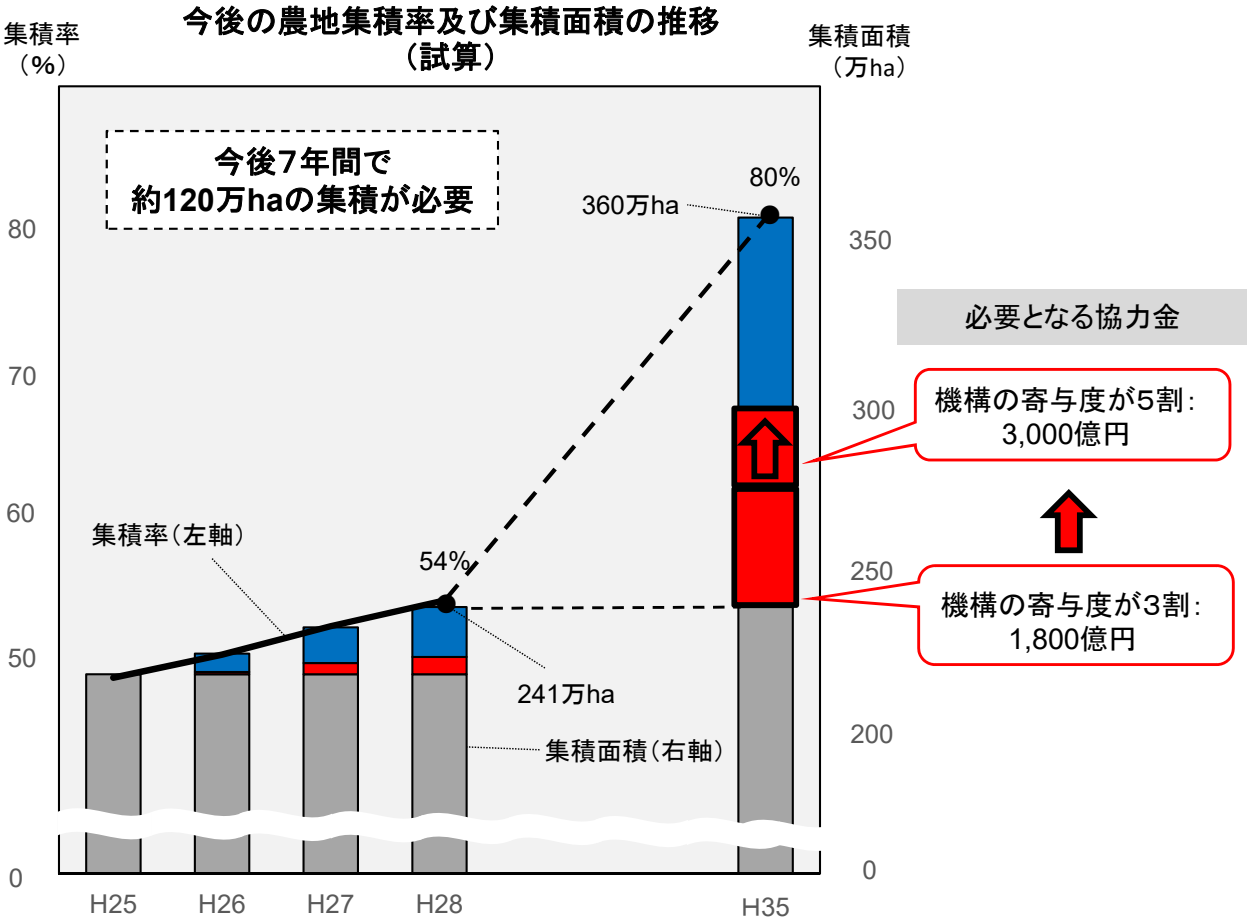
畜産・酪農経営安定対策 (所要額) 1,763億円

{ 野菜 野菜価格安定対策事業 (所要額) 172億円
果樹 果樹・茶支援関連対策 72億円 }

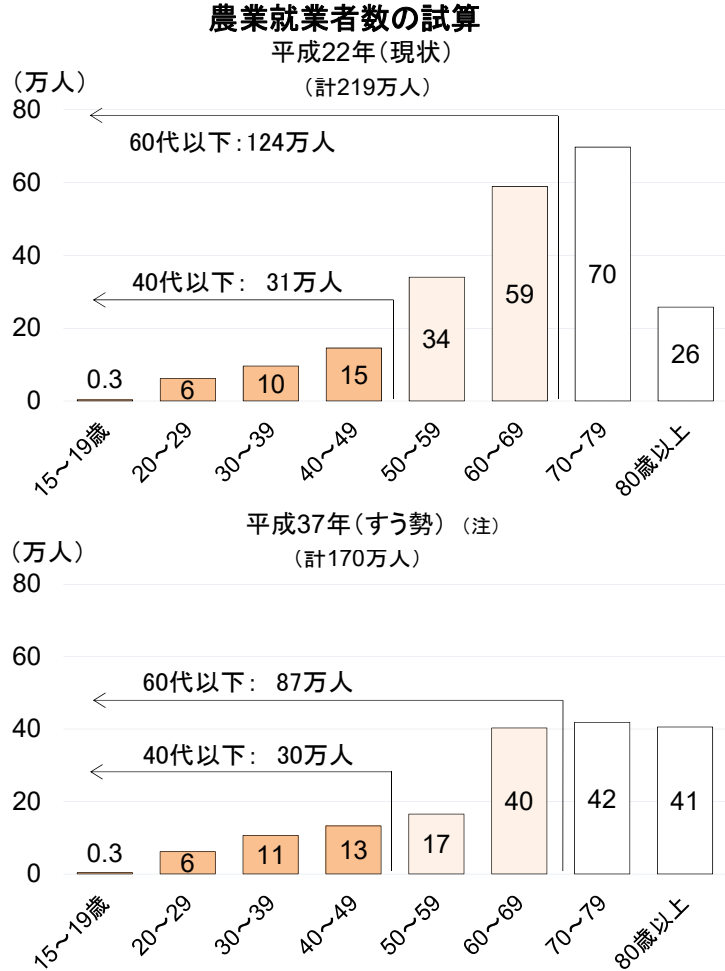
資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

農地集積率目標の達成に向けた方向性

- 政府目標「平成35年度までに集積率8割」を達成するためには、29年度から35年度までの7年間で約120万haを集積させる必要。(注1)
- 仮に、現在の協力金単価を前提として、今後の集積面積に占める機構経由の割合を3割(30年度要求ベース)とした場合には、必要となる財政負担は1,800億円、機構加算措置等により5割まで上昇した場合には、3,000億円と試算される。(注2)
- 高齢化によるリタイヤや営農規模縮小の加速が見込まれる中、機構経由以外の集積実態も分析の上、中長期的な戦略を検討し、協力金の財政負担を削減すべき。



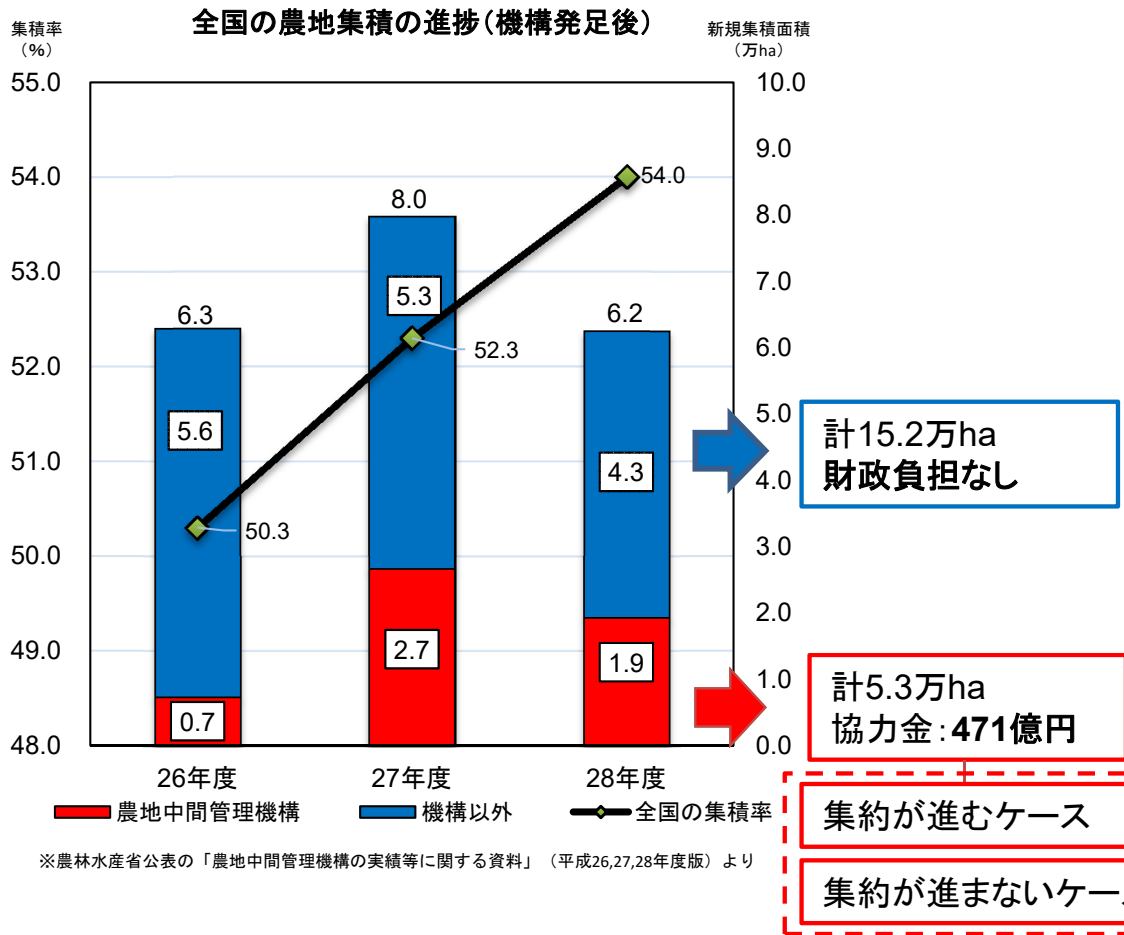
(注1) 全耕地面積450万ha、集積率H28実績54%→H35目標80% (+26%)
(注2) 目標達成までの7年間で必要となる財政措置は120万ha×5割×5万円/10a=3,000億円
120万ha×3割×5万円/10a=1,800億円



(注) すう勢の試算の前提: 各年齢階層の5年ごとの増減数(及び新たに加わる最若年層(15～19歳層)の人数)が、今後も17年から22年と同数で推移すると仮定
※農林水産省公表資料より

農地中間管理機構の実績及び評価

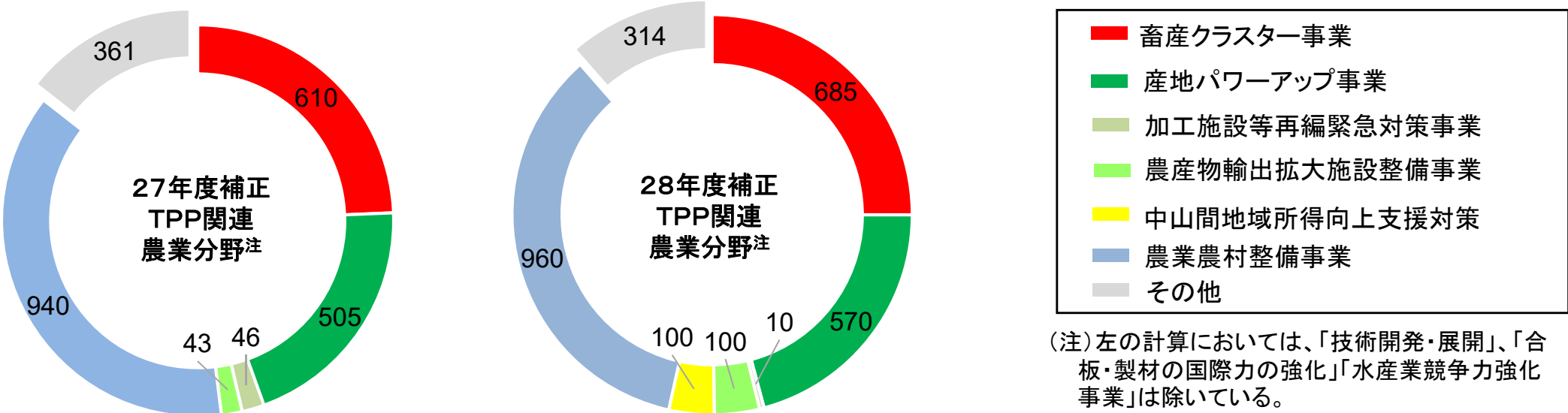
- 機構発足後3年間(26年度～28年度)の農地集積は、全国で20.5万haであるが、そのうち4分の3は、機構を経由しない相対取引等が占めており、財政負担のない集積も進んでいる。他方、機構を経由した集積と経由しない集積を比べた場合の質的な差(集約度合い、生産性向上等)を示すエビデンスはない。
- 本年度の予算執行調査では、機構に農地を貸し出す背景として、高齢化によるリタイアや営農規模の縮小が挙げられており、機構集積協力金のインセンティブ効果は限定的。
- 今後は、集積・集約が進むよう、集約度の高低に合わせて協力金に傾斜をつけることを検討するべきではないか。



30年度の予算執行調査(抄)	
調査の視点	調査結果
機構集積協力金の 農業者への交付は、機 構への農地貸出しのイン センティブとして機能 しているか。	○ 農地中間管理機構に農地を貸し出すことを決めた理由は何か？ (聞き取り対象126先、複数回答可) ・営農活動をリタイアしたかった(37件) ・営農規模を縮小したかった(16件) ・協力金をもらえるから(28件) ○ 機構の創設前に既に農地の貸借が決まっている場合でも協力金が支払われている事例もあった

どちらも同じ単価で
同額の財政負担

- これまで27年度補正(3, 122億円)、28年度補正(3, 453億円)で、TPP関連の体質強化策がとられてきたが、特に農業分野は施設整備等や公共事業が大宗を占めている。
- 今後の対策を検討するにあたっては、従来から行っている施設整備、農業農村整備事業の単なる量的追加に終わることなく、真にTPP対策として効果が上がっているかよく検証することが必要。



主な事業	事業名	予算額 (27補正と28補正の合計)	概要
	畜産クラスター事業	1,295億円	「畜産クラスター計画」を策定した地域に対して、収益向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援。 例：キャトルステーション(牛の預託施設)、バンカーサイロ、搾乳ロボットの導入
	産地パワーアップ事業	1,075億円	産地において、収益力強化のための「産地パワーアップ計画」を作成。 上記計画に基づき、その実現のために必要な施設整備・機械導入、改植等を補助。 例：穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、ハウス資材の導入
	農業農村整備事業	1,900億円	農地の大区画化・汎用化の推進、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進、畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 例：水田・畑地の区画整理、かんがい施設や排水路の整備

日EU・EPAの大枠合意の内容

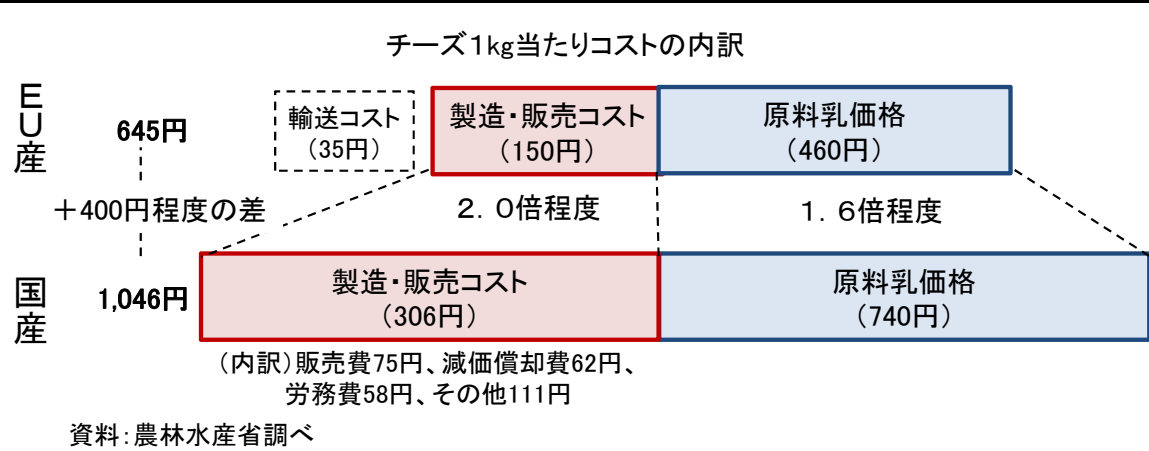
- ソフト系チーズ（現行関税率：22.4%～40%）は、一括して関税割当を設定。枠数量は、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して、国産の生産拡大と両立できる範囲として、初年度20,000トン、16年目で31,000トン。
- 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%未満）等については、現行関税率は26.3%～29.8%であるが、段階的に16年目に関税を撤廃）。

基本方針

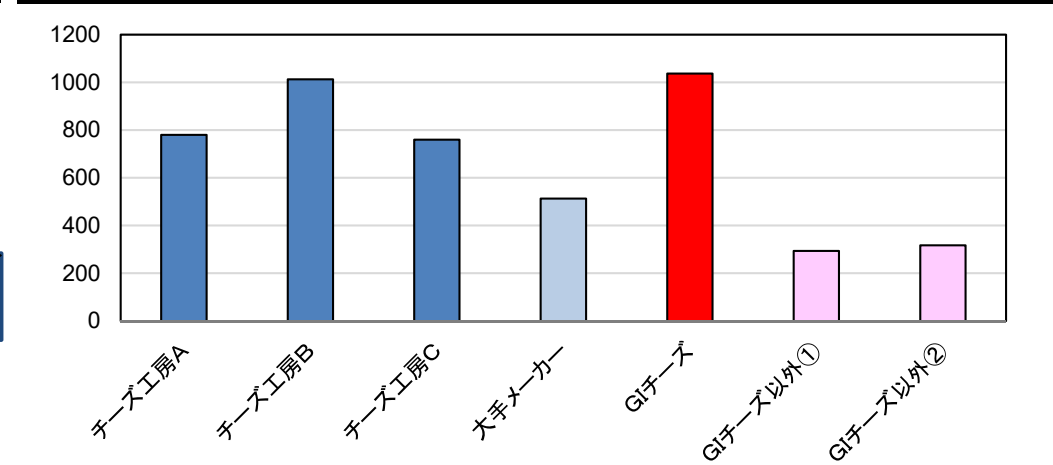
日本産のチーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。

（施策例）・チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産拡大対策
・製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援 等

日本とEUのナチュラルチーズのコスト比較



国産（青）とEU産（赤）のカマンベールチーズの小売販売価格（円／100g）



- EU産に比べて、国産チーズは原料面、製造面のいずれにおいても高コスト体質。
- 体質強化対策の検討に当っては、広くコスト差を機械的に埋めるのではなく、限られた財政資源を、高付加価値化・ブランド化や生産性向上に向けた取組への支援に集中するべきではないか。

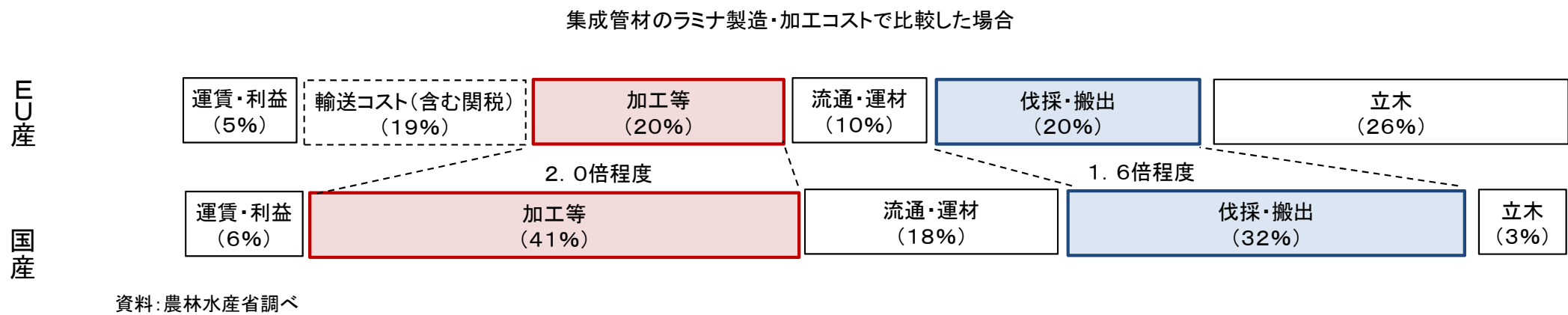
日EU・EPAの大枠合意の内容

○ EUからの輸入の多い構造用集成材、SPF製材(※)等について、7年の段階的削減を経て、8年目に撤廃。
(※)トウヒ(Spruce)、マツ(Pine)、モミ(Fir)の製材

基本方針

日本産の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する。
(施策例)・効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実証
・木材加工施設の生産性向上及び競争力ある品目への転換支援 等

日本とEUの林産物コスト比較

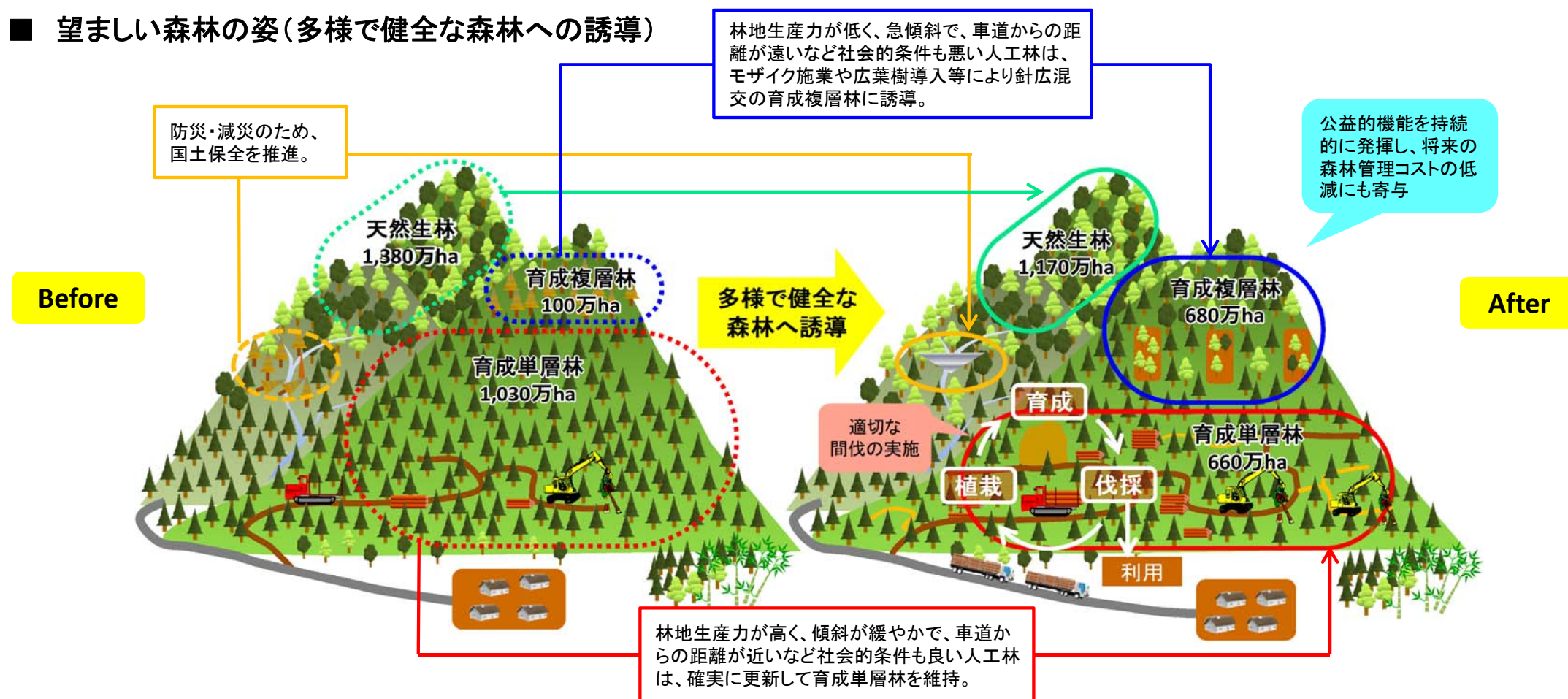


- EU産に比べて、国産木材は、川上(伐採・搬出)だけでなく川中(加工等)においても高コスト体質であることに加えて、川下(消費者、ハウスメーカー)の住宅建築等におけるニーズの変化に対応出来ていないのではないか。
- 体質強化対策の検討に当っては、供給側の改革(林業者の生産性向上)だけでなく、川上から川下への連携を強化し、需要側のニーズも見据えることのできる林業経営体に対する支援を重点化するべきではないか。

適切な森林管理及び林業の生産性向上の方向性

- 自然的・社会的条件の良い人工林については、施業の集約化と主伐・再造林の一貫作業により森林資源の循環利用を進め、川下の需要に応えるべく木材の安定供給を図るべき。
一方、将来的に望ましい森林の規模として「育成単層林660万ha」が**目指されているが、その全てが林業の生産性向上に資するかどうかについては慎重な検討が必要。**
- (所有者による適切な管理が見込めない)条件不利の森林については、公的主体等による管理を通じて将来的な自然林化(育成複層林)を図ることで、公益的機能の維持と森林管理コストの低減を両立。

■ 望ましい森林の姿(多様で健全な森林への誘導)



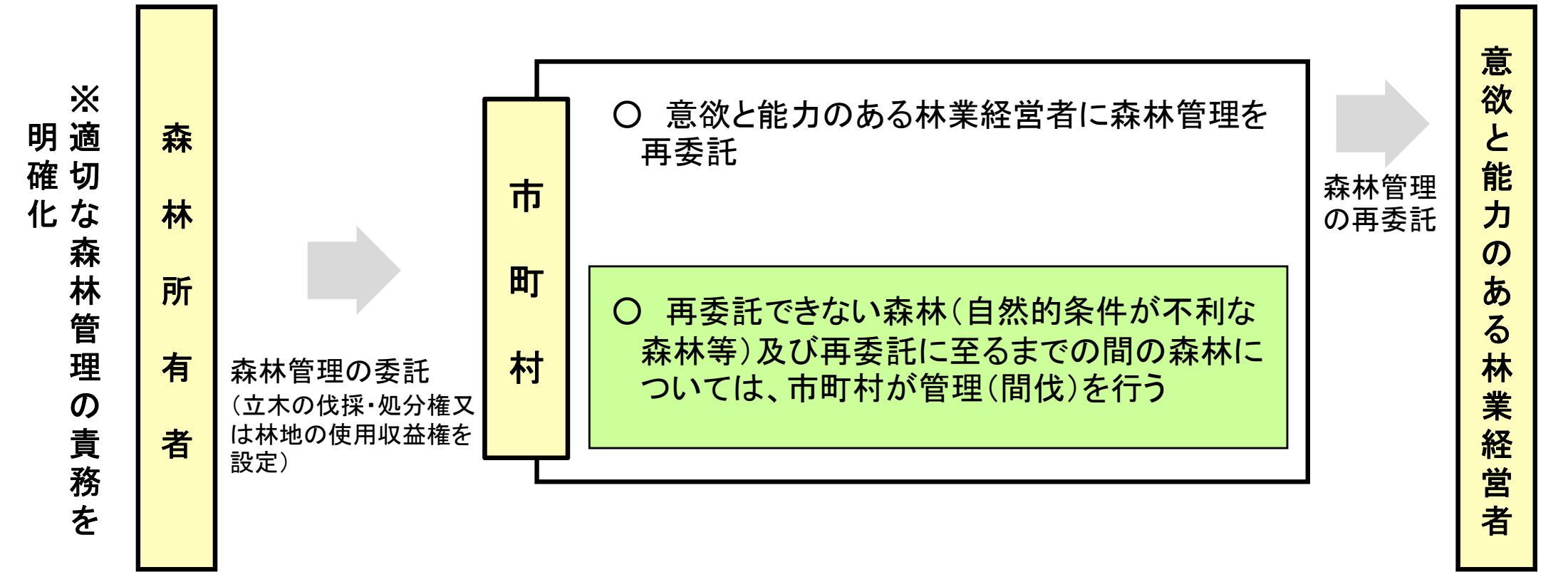
多くの森林では公益的機能の発揮が求められていながら、所有者等による自発的な間伐等が困難な状況。

「新たな森林管理システム」により、

- 林業経営が成り立つ森林については、市町村が一時的に管理委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託。
- 自然的条件が不利で自発的な間伐等が見込めない森林については、市町村が主体となって管理。

⇒ これらの検討は、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた「森林環境税(仮称)」の検討と併せて実施。

- 大きな財政負担のかからない、持続可能なシステムとすることが求められる。

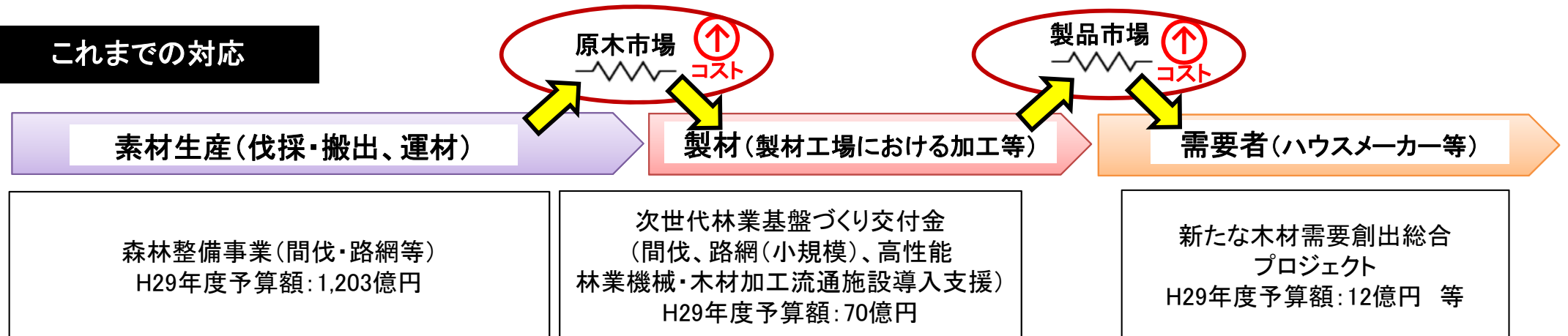


※ これらの検討は、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた「森林環境税(仮称)」の検討と併せて行う。

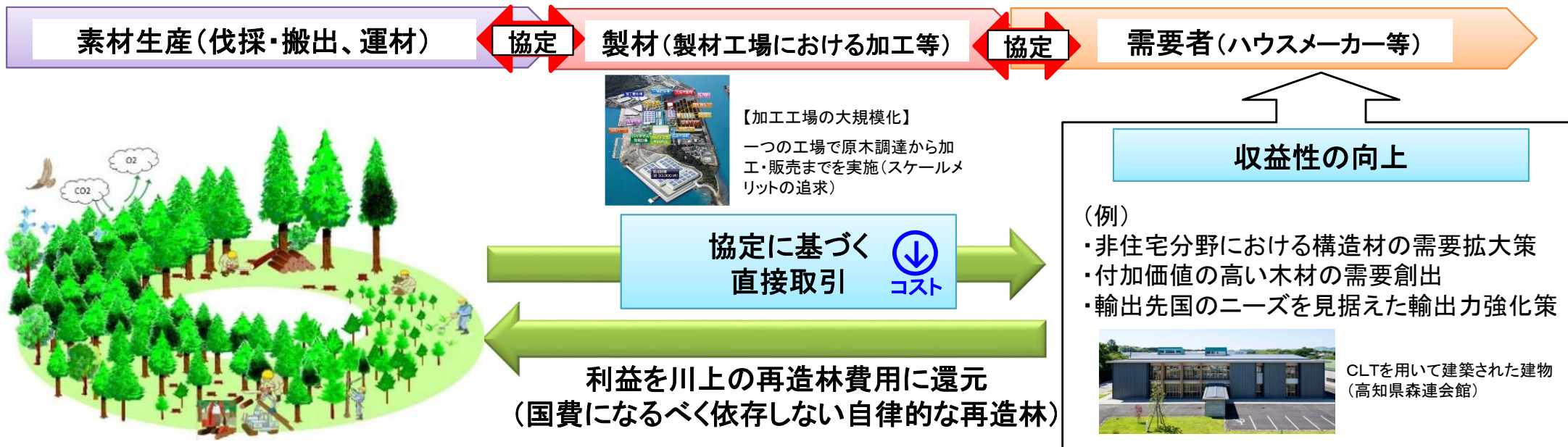
林業の成長産業化に向けた課題

- これまでの施策は川上に対するハード整備（間伐・路網・高性能林業機械導入等）に偏っており、川下の需要を刺激する有効な施策も検討すべきではないか。
- あわせて、原木市場や商社、製品市場等を介在した多段階流通構造がコスト増の要因になっている点に着目し、政策誘導により直接取引を増やすなど、財政負担のかからない施策も検討すべきではないか。

これまでの対応



今後の方向性



- 住宅需要の減少を見据え、非住宅分野における新たな建築用製材としてCLT(直交集成板)が有望視されている。
- 川中においては、製材工場の大規模化や、木材の安定供給に資する川上との協定締結も進んできているところ。

CLT (Cross Laminated Timber : 直交集成板)

CLTとは→ ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル

- 既に欧米を中心にマンション等の壁や床として普及
- コンクリート製品より軽く、基礎工事等の簡素化が可能
- 施工がシンプルであり、熟練工への依存が少なく、工期縮減も可能



10階建て共同住宅(豪州)



スギのCLT



CLTを用いて建築された建物
【高知県森連会館】

製材工場の大規模化

(1)大規模・単独型

- 一つの工場で原木調達から加工・販売までを実施(スケールメリットの追求)
- 未利用材から中～大径材まで様々な原木を集荷し、それぞれ対応したラインで製造するほか、端材等を活用しバイオマス発電を実施



大手製材メーカー工場全景

(2)大規模・連携型

- 中核工場と複数の中小製材工場が連携し、グループとして大規模化を実施
- 中小工場で一次加工(粗挽き)を行った製材品を、中核となる大型工場に運んで二次加工(乾燥・仕上げ)



中核製材工場の乾燥施設

協定の締結

- 九州にあるA製材会社においては、森林組合と月間2,000m³の丸太を供給する「原木供給協定」を締結
- 伐採された丸太は原木市場を経由せず、直接工場に搬入されることで、トラック運搬費や市場の取扱手数料の低減が図られ、相当のコストダウンを実現
- 協定において、得られた収益による再造林を義務付けるなど、利益を山へ還元

(参考)A製材会社ホームページ及び
同社ヒアリング結果

＜政策目標＞

安全性(Safety)
安全性が大前提

自給率
(Energy Security)

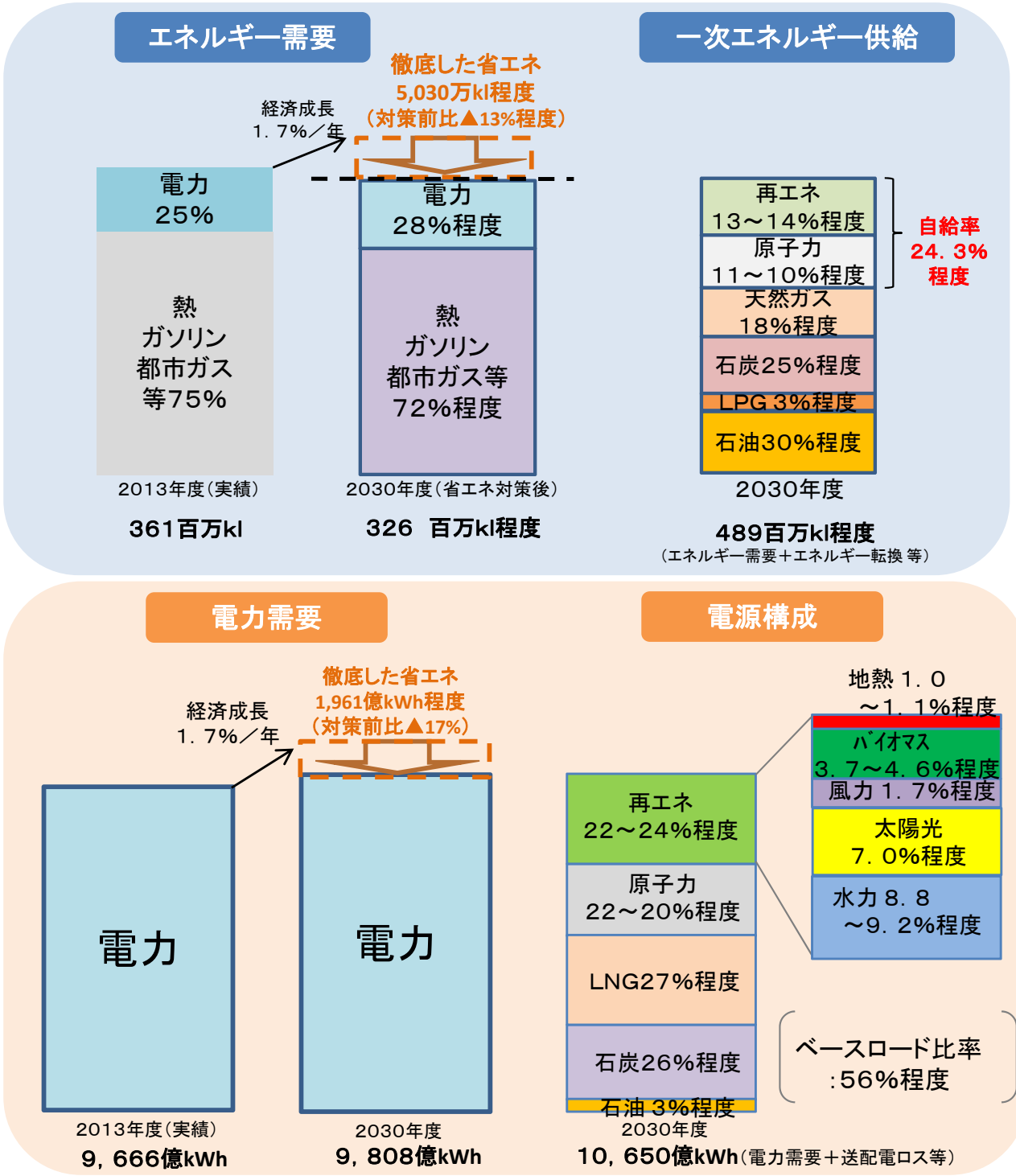
震災前(約20%)を
更に上回る概ね25%程度
(2014年:6%)

電力コスト
(Economic Efficiency)

現状よりも引き下げる
(2013年度比▲2～5%)

温室効果ガス
排出量
(Environment)

欧米に遜色ない
温室効果ガス削減目標
〔⇒日本の約束草案は2013年度比▲26%〕



石油・天然ガスの自主開発比率について

資料Ⅱ－6－2

- 経済産業省は自主開発比率（2009年度から天然ガスも合算）※1 を2030年には40%以上※2とすることを目指している（2016年度の自主開発比率は27.4%）。

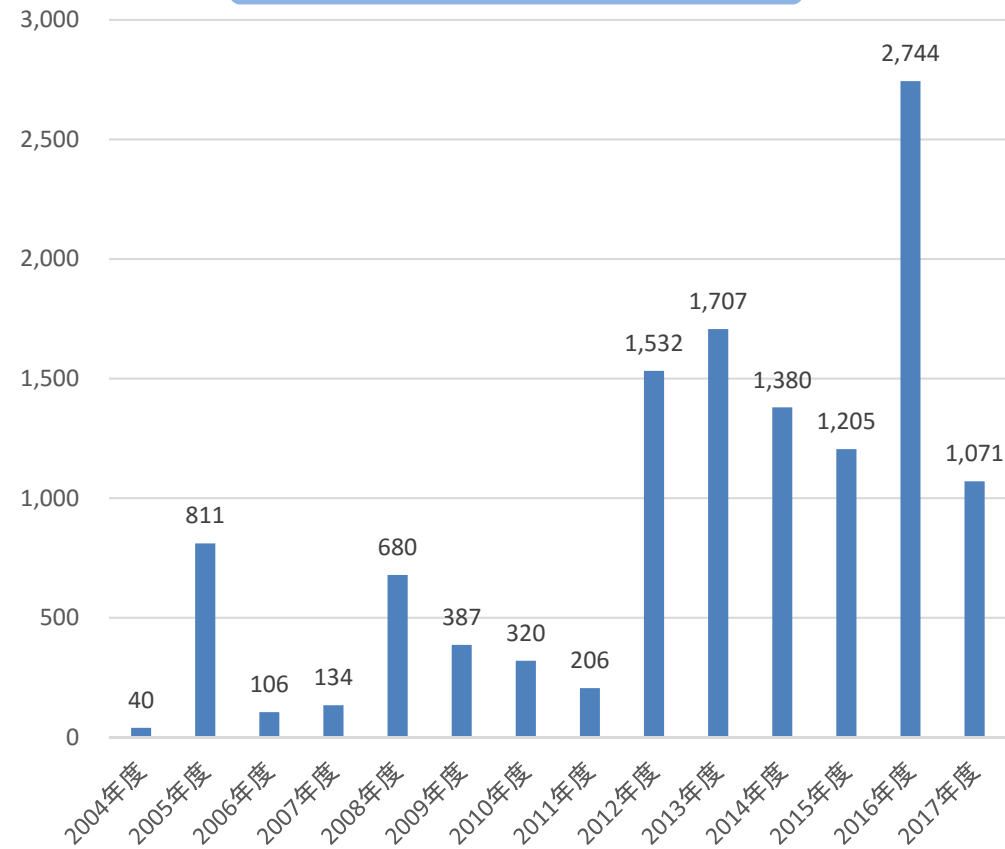
※1 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある石油・天然ガスの引取量 + 国産生産量) ÷ (石油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量)

※2 2010年のエネルギー基本計画に明記。

- 2009年度以降を見ると、自主開発比率が増加しているが、総供給量（分母）がほぼ横ばいとなる中、自主開発量（分子）が増加している（+24%）。

(単位：億円)

JOGMEC出資金予算額の推移

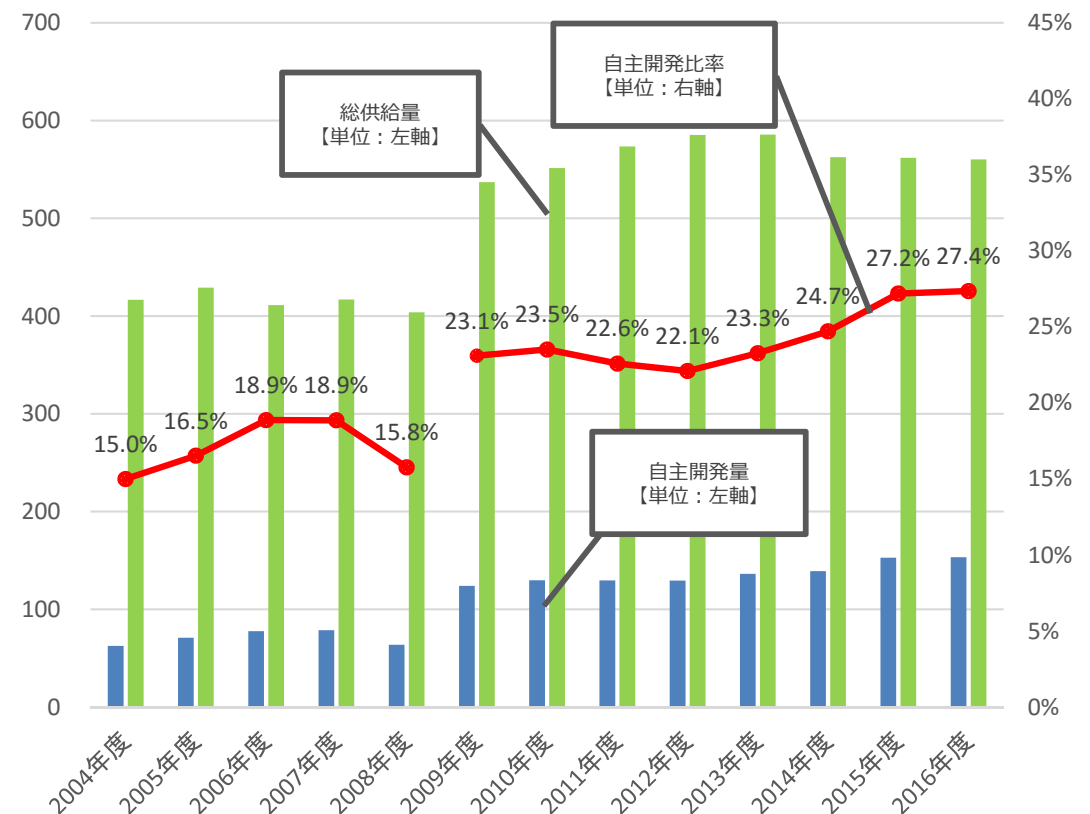


※ 出資金予算額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定及び財政投融资特別会計投資勘定からの出資金の合計額（補正予算含む）。金属資源開発分、石炭資源開発分及び地熱資源開発分も含む。

※ 2016年度の出資金予算額は、JOGMEC法改正に伴う企業買収出資分1,500億円（財投特会）を含む。

自主開発比率の推移

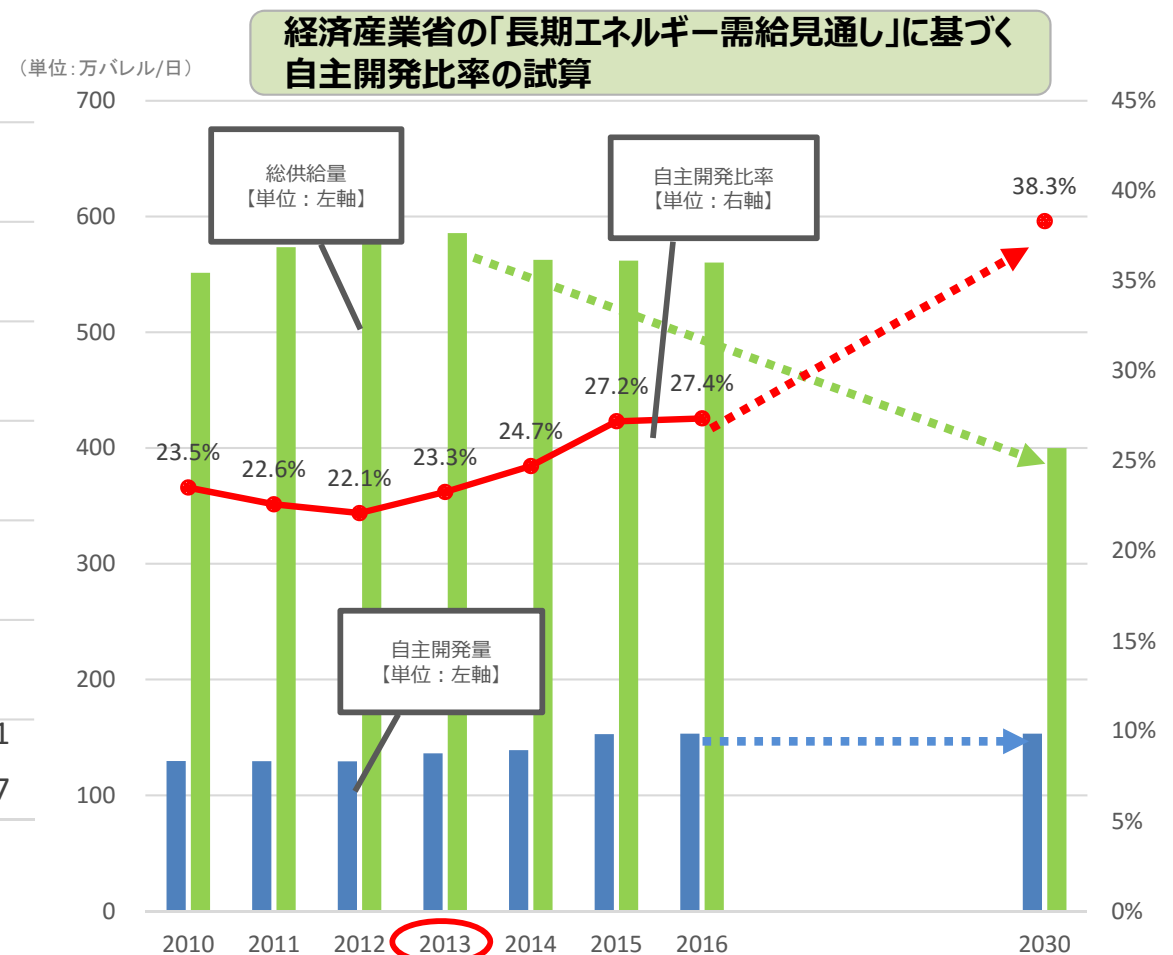
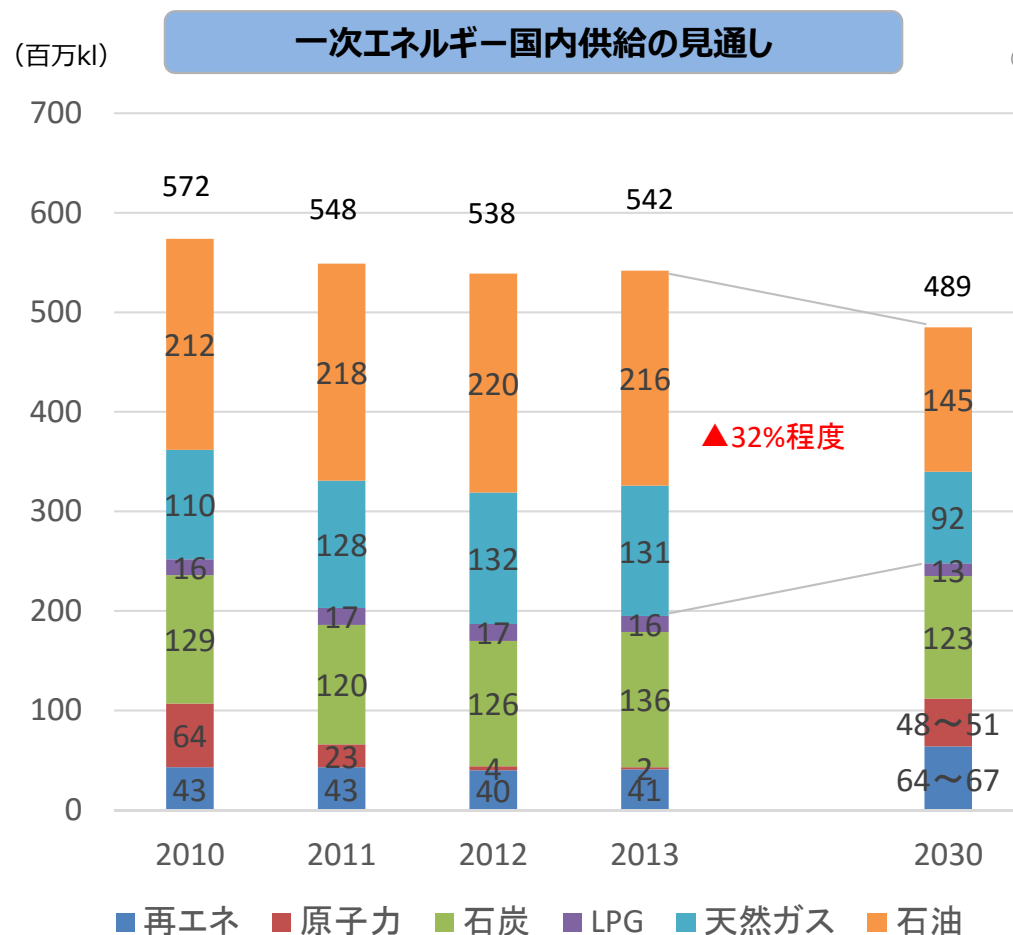
(単位：万バレル/日)



エネルギー需給見通しと自主開発比率の試算

資料Ⅱ－6－3

- エネルギーミックスを実現すれば、一次エネルギー国内供給に占める石油・天然ガスの供給量は、2030年には▲32%程度減少する見込み。
- その場合、自主開発量（自主開発比率の分子）を現状と同程度と仮定すると、自主開発比率はほぼ40%に到達すると試算される。

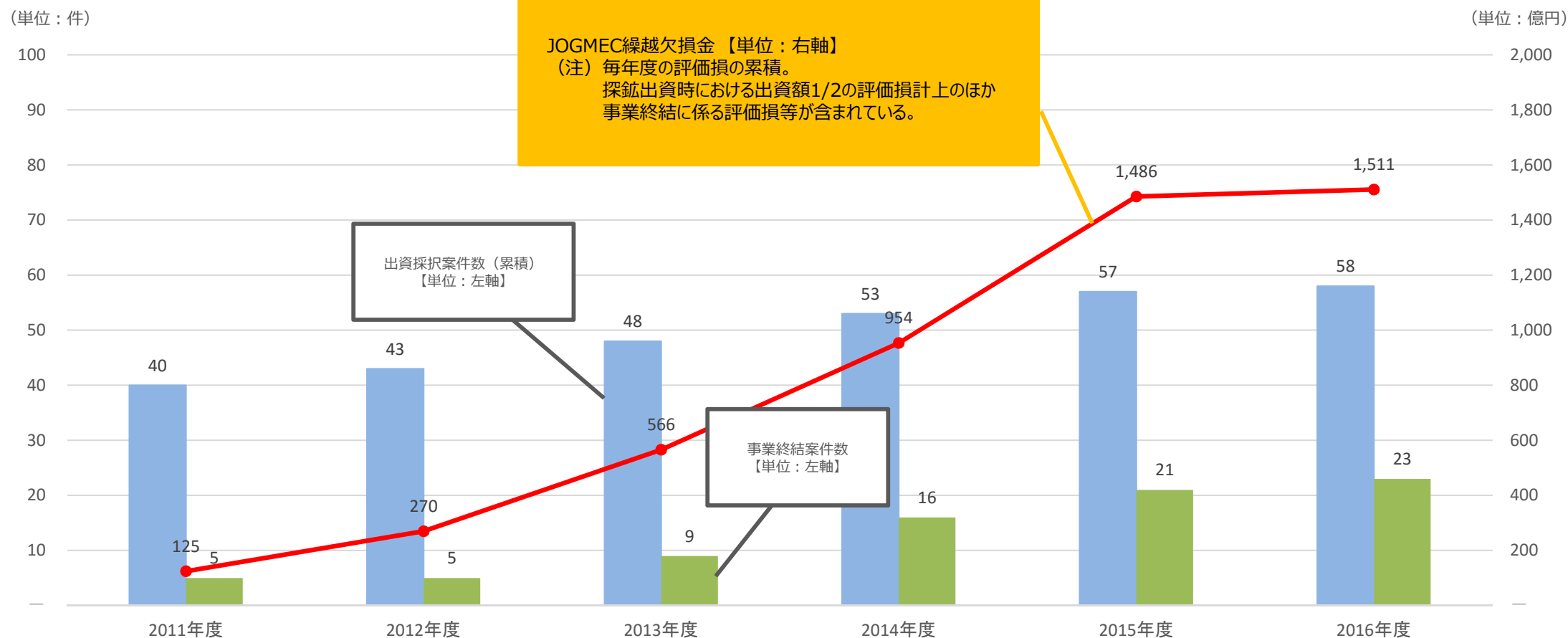


（出典）「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省）

JOGMECの繰越欠損金の推移

資料Ⅱ－6－4

- JOGMECにおいては2011年度に繰越欠損金が生じることとなり、それ以降拡大基調が継続。足下で約1,500億円の水準に到っている。探鉱案件のうち、損失確定した事業終結案件が増加しており、繰越欠損金の増加に寄与している。
- 探鉱・開発案件の適切な規模の検証など、JOGMECの収益改善に向けての検討が必要。



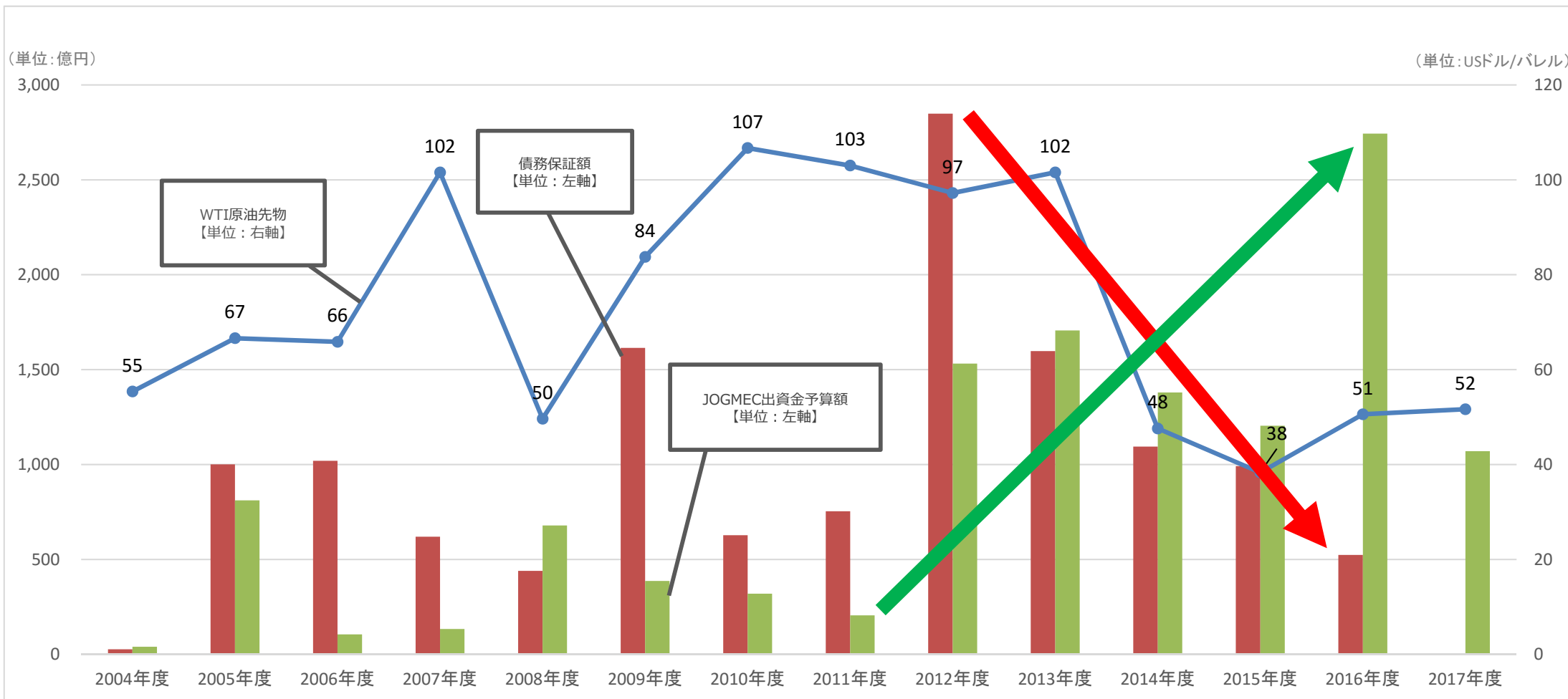
※ 出資採択案件数（累積）は、新規採択件数の累積であり、資産買収案件を含む。

※ 出資採択案件数（累積）、事業終結案件数及びJOGMEC繰越欠損金は、いずれも石油天然ガス等勘定及び投融資等・金属鉱産物備蓄勘定の合計。

JOGMEC債務保証額及び出資金予算額の推移

資料Ⅱ－6－5

- JOGMECが実施した民間企業向けの債務保証額は、原油価格の変動に概ね連動。他方、JOGMECに対する出資金予算額は拡大傾向。
- 「民間主導の原則」に基づき、自主開発量の確保を重視するあまりJOGMECが肥大化することのないよう、適切な支援対象・手法のあり方を検討すべき。



- ※ 出資金予算額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定及び財政投融资特別会計投資勘定からの出資金の合計額（補正予算含む）。
- ※ 金属資源開発分、石炭資源開発分及び地熱資源開発分も含む。
- ※ WTI原油先物は、各年度末時点（2017年度は9月末時点）のWTI原油先物価格の終値。
- ※ 債務保証額は、各年度の債務保証実施額（フロー）。
- ※ 2016年度の出資金予算額は、JOGMEC法改正に伴う企業買収出資分1,500億円（財投特会）を含む。

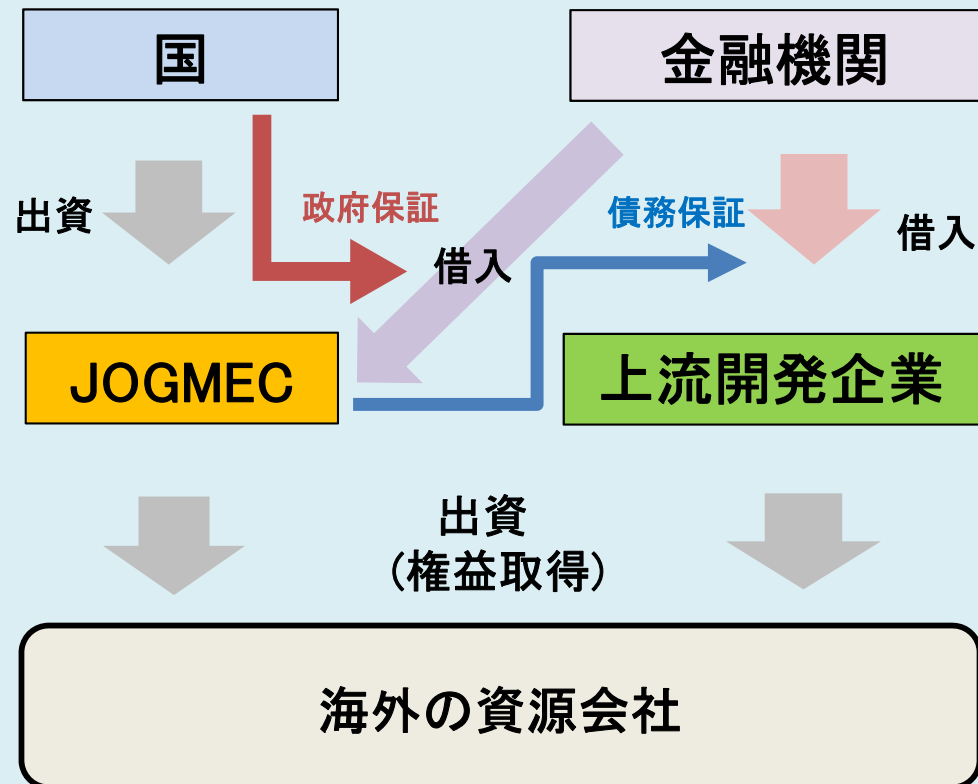
JOGMEC法改正による支援メニューの拡充

資料Ⅱ－6－6

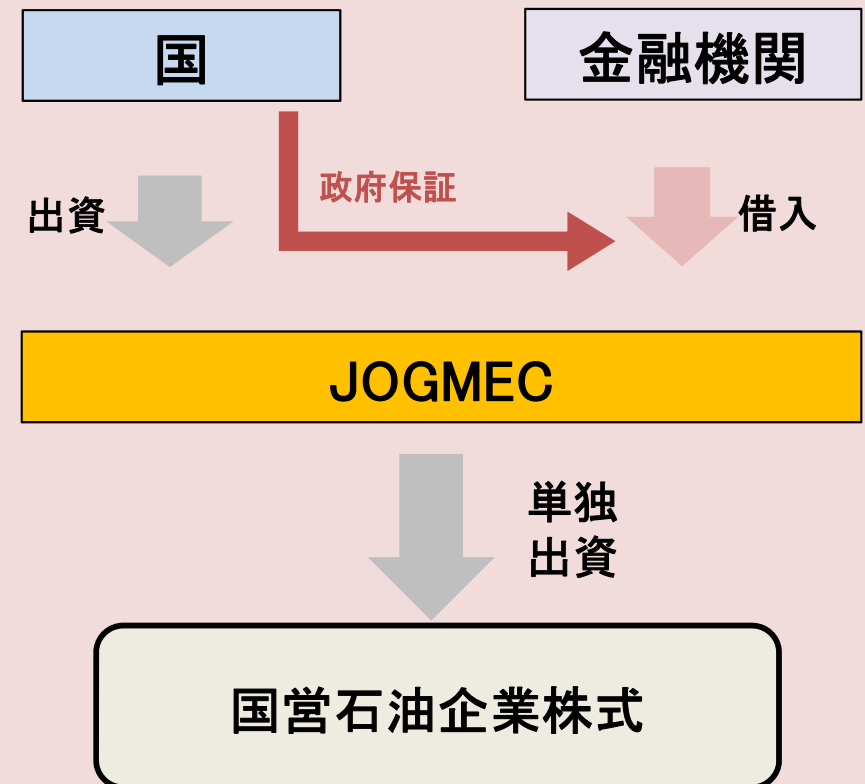
- 2016年のJOGMEC法改正により企業買収が可能となり、特に国営石油企業の買収ケースではJOGMECのみでの単独出資が可能となった。
- 特に単独出資業務に対応するため、JOGMECのリスク管理態勢の向上が喫緊の課題。必要資本量を精査しつつ、政府保証付き借入を活用していくことが必要。

法改正により拡充された主な支援メニュー

○企業買収 (JOGMEC・上流開発企業による共同出資)



○単独出資 (国営石油企業の場合、JOGMECによる単独出資が可能となった)



- 2030年度の温室効果ガス削減目標に向け、幅広い事業者や消費者に取組を促す必要があり、規制的手法を中心に取り組んでいくべき。2016年4月より制度が開始された「事業者クラス分け評価制度」の適切な運用が必要。

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- 優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下はより厳格に調査する。
- 事業者は、他事業者と比較して自らの立ち位置を確認することができる。

Sクラス 省エネが優良な事業者 6,669社（58.3%） ※1	Aクラス 一般的な事業者 3,386社（29.6%） ※1	Bクラス 省エネが停滞している事業者 1,391社（12.1%） ※1	
【水準】 ※2 ①努力目標達成 または、 ※3 ②ベンチマーク目標達成 【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者 【対応】 特段なし。	【水準】 ※2 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加 【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	Cクラス 注意を要する事業者 【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分 【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成28年度定期報告（平成27年度実績） 総事業者数11,446者（5年度分データのない901者を除く）より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

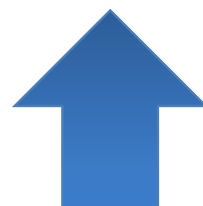
※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

- 平成27年度と平成28年度のクラス分け評価結果を比較すると、Sクラス事業者の割合が減少する一方、A・Bクラス事業者の割合が増加。
- 省エネ取組が不十分な事業者に対して、経済産業省から改善を促す仕組みに改善の余地があるのではないか（経済産業省による指導の強化、未遵守企業の公表など）。

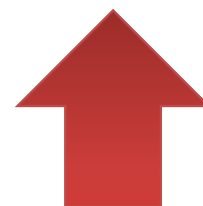
平成28年度提出分

※1

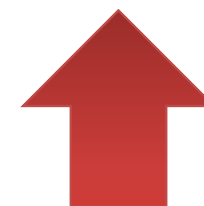
		Sクラス		Aクラス		Bクラス	
		事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
全事業者 (H28)	11,446	6,669	58.3%	3,386	29.6%	1,391	12.1%



DOWN



UP



UP

平成27年度提出分

※2

全事業者 (H27)	11,338	7,775	68.6%	2,356	20.8%	1,207	10.6%
---------------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

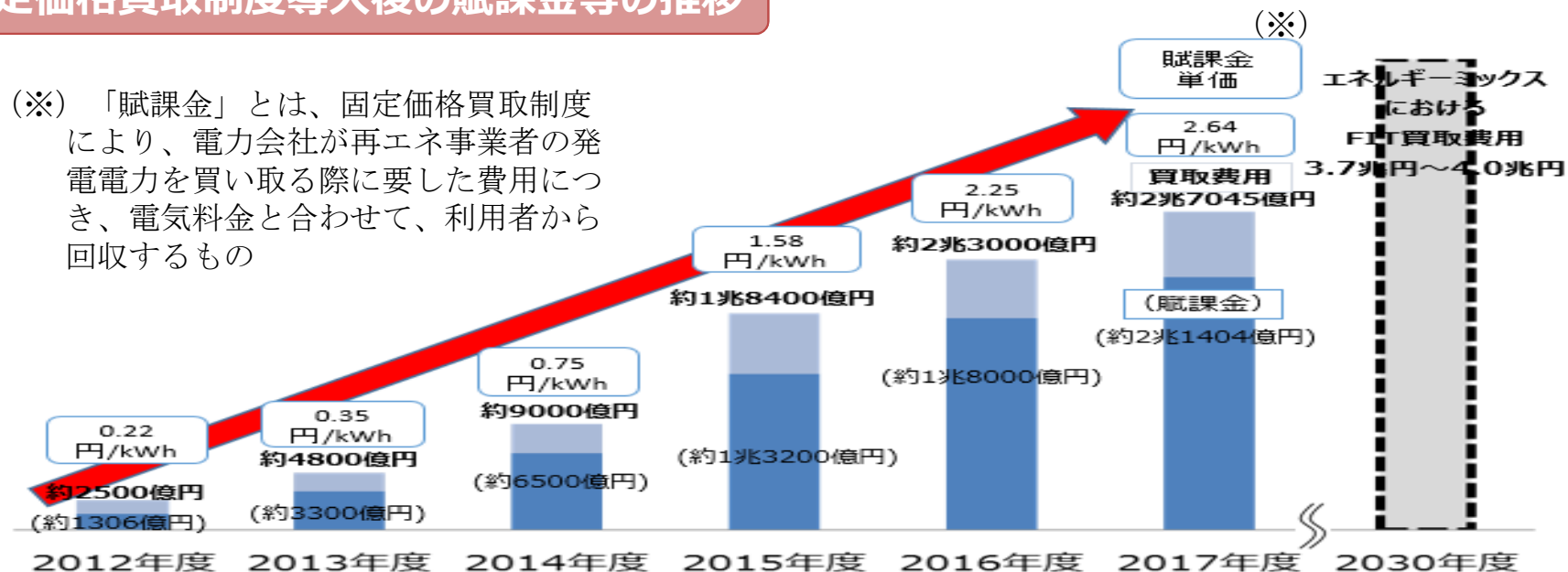
※1 平成28年度報告（平成27年度実績）総事業者数11,446者（5年度分データのない901者を除く）より算出

※2 平成27年度報告（平成26年度実績）総事業者数11,338者（5年度分データのない1,074者を除く）より算出

- 固定価格買取制度（FIT）の下で、再生可能エネルギーの導入が拡大することにより、国民負担の増大が見込まれる。2030年にはFIT買取費用が約4兆円に上る見込み。
- 本年施行した改正FIT法により、コスト抑制のための一定の見直しが行われた。海外での再生可能エネルギー価格が大きく下落する中、国民負担の抑制のため、FIT買取価格の更なる引下げについての検討が急務。

固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移

(※) 「賦課金」とは、固定価格買取制度により、電力会社が再エネ事業者の発電電力を買い取る際に要した費用につき、電気料金と合わせて、利用者から回収するもの



調達価格の例（各国との比較）

	太陽光(10kw以上)		風力(陸上)(20kw以上)	
	調達価格 (1kwhあたり)	調達期間	調達価格 (1kwhあたり)	調達期間
日本	21円	20年間	21円	20年間
ドイツ	10円	20年間	11円	20年間
フランス	12円	20年間	11円	15年間

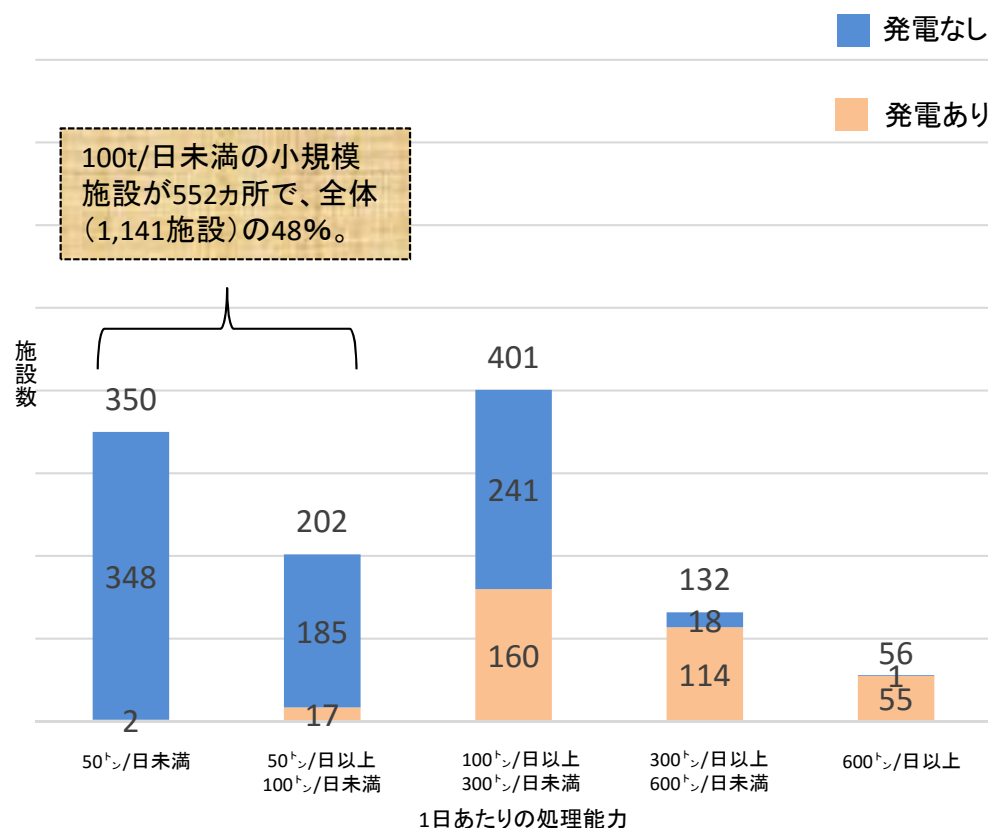
※1 日本における調達価格は平成29年度(風力の調達価格は平成29年10月以降の価格)
 ※2 ドイツ、フランスにおける調達価格は平成28年度で、1ユーロセント=1.28円に換算して計算
 ※3 日本の卸電力取引市場における平均取引価格は、8.46円/kwh(平成28年度平均)

改正FIT法（平成28年5月成立、平成29年4月施行）

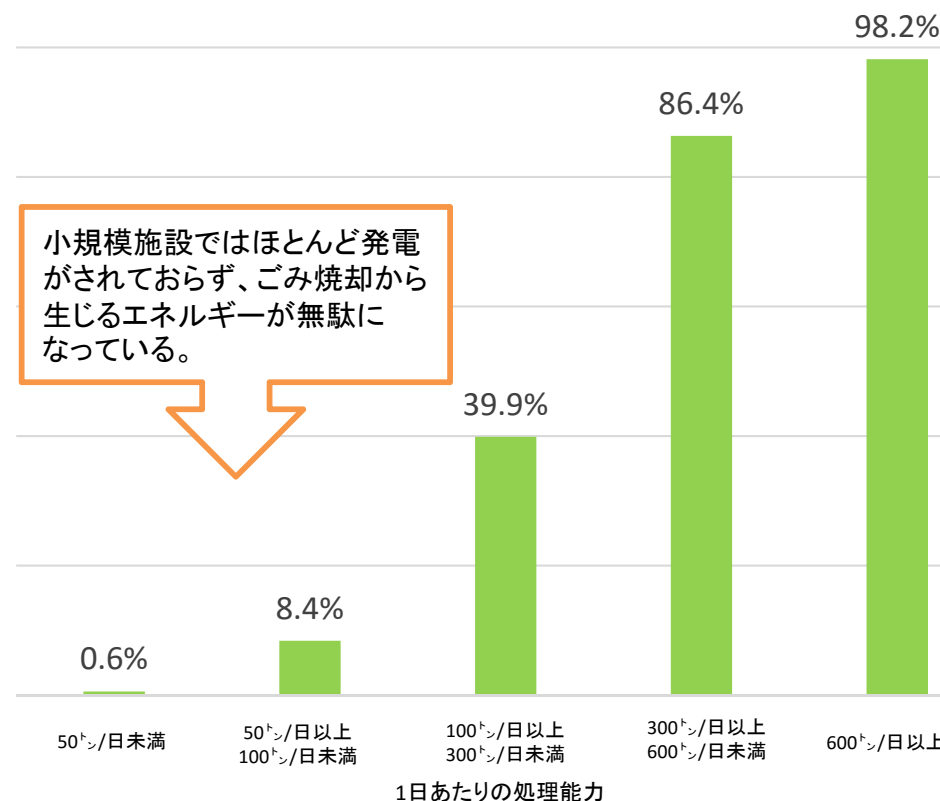
- コスト効率的な導入
 - ・ 大規模太陽光発電の入札制度
 - ・ 中長期的な買取価格目標の設定

- ごみ焼却施設の半数程度は、1日の処理能力が100トン未満の小規模施設が占める。
 - それらの小規模施設では、ほとんど発電がされておらず、ごみ焼却から生じるエネルギーが無駄になっている。
- ⇒ 施設の更新にあたっては、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー利用の高度化がなされることを原則とすべき。

ごみ焼却施設の規模ごとの施設数



ごみ焼却施設の規模ごとのエネルギー利用(発電)割合



○市場への影響

⇒国の支援によって、却って市場メカニズムを歪めることにならないか。

◎グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進モデル事業（環境省）

- ・30年度要求額 20億円（新規）
- ・企業等が低炭素化事業の財源に充てるために発行する債券（グリーンボンド）について、起債額の0.1%（地方自治体が発行する場合は0.2%）等を補助

○モデル事業の展開の見通し

⇒再エネ・省エネに関連するモデル事業（29予算で33事業（計489億円）、30要求で40事業（計862億円））について、事業が終了し国費による支援が終わった後の全国展開・普及がきちんと構想されているか。

◎地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（環境省）

- ・30年度要求額 50億円（29年度予算額 32億円）
- ・28年度～32年度までのモデル事業、115先実施中
- ・公共施設における空調や照明等について、マネジメントの最適化を通じて、排出されるCO2の削減に取り組む自治体に対し、省エネ設備等の導入に係る費用を支援。

○国と民間の役割分担

⇒国費による支援がなくても、民間で進められる事業ではないか。

◎先進的低炭素技術搭載家電活用推進事業（環境省）

- ・30年度要求額 10億円（新規）
- ・家電メーカー等と連携し、既存技術を組み合わせることで高効率な冷蔵庫等を開発。フィールド実証を行い、CO2削減効果を検証。

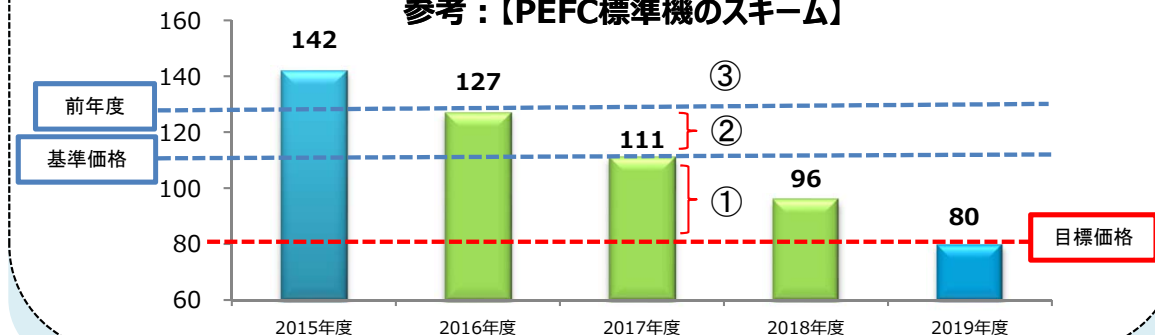
○導入補助金からの卒業の検討の必要性

⇒導入補助金については、将来的なビジネスベースでの事業実現に向けて、卒業の道筋の検討が必要。

◎燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業（経産省）

- ・30年度要求額 89億円（29年度予算額 93.6億円）
- ・28年度から事業者の価格低減努力を促す形で補助額を設定
具体的には、毎年度の基準価格を設定した上で
 - ①各年度の基準価格より引き下げた場合には基準価格（下記の例では111万円）と目標価格（同80万円）との差額の1/3補助
 - ②各年度の基準価格は上回るが前年度基準価格以下の場合には基準価格と目標価格の差額の1/6補助
 - ③前年度基準価格を上回った場合には補助なし
- ・中期的には、大きな価格低減を実現し、補助金から卒業

参考：【PEFC標準機のスキーム】

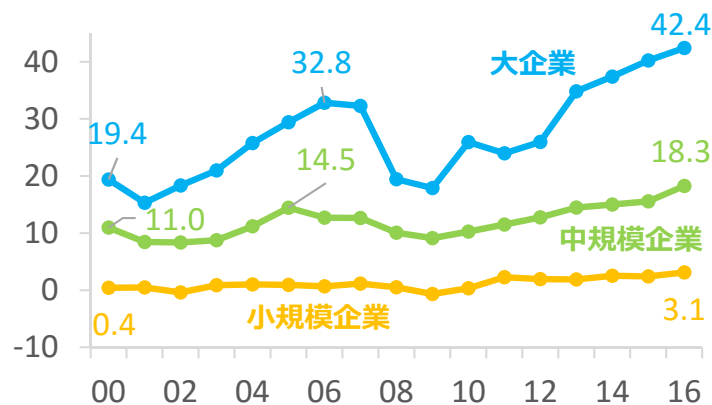


中小企業の経営状況

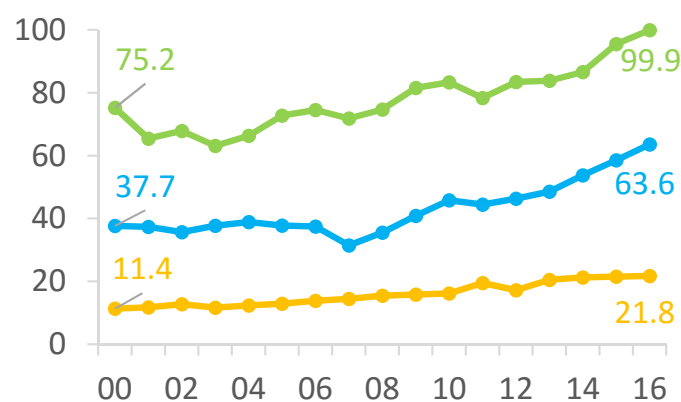
資料Ⅱ－7－1

- 中小企業の経常利益は、2009年度以降増加傾向にあり、中規模企業は過去最高水準、小規模企業もバブル期以降では最高水準となっている。こうした中、中規模企業の現預金と内部留保も過去最高水準まで積み上がっている。
- 一方で、中規模企業の借入金は大企業を下回る水準まで大幅に減少し、設備投資もリーマンショック前の水準を下回っている中、有形固定資産は減少傾向にある。

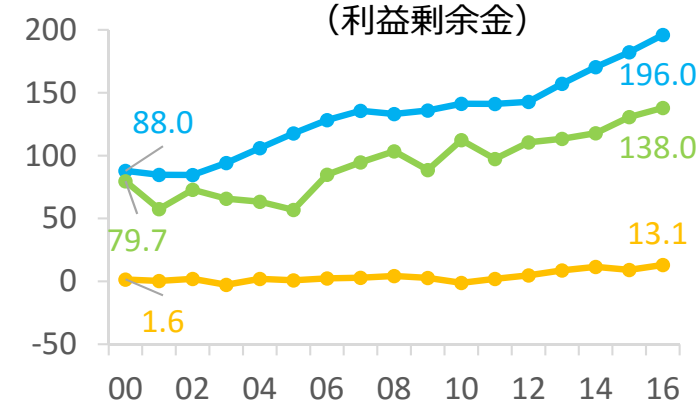
経常利益（兆円）



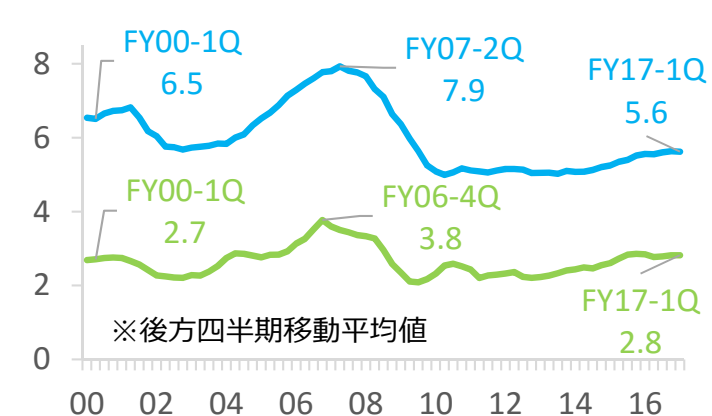
現金・預金（兆円）



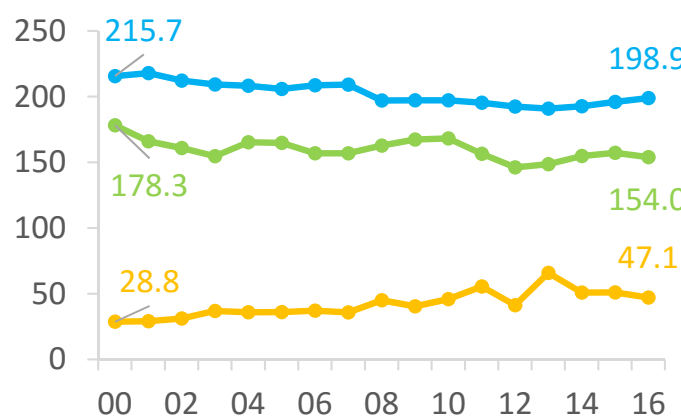
内部留保（兆円）
(利益剰余金)



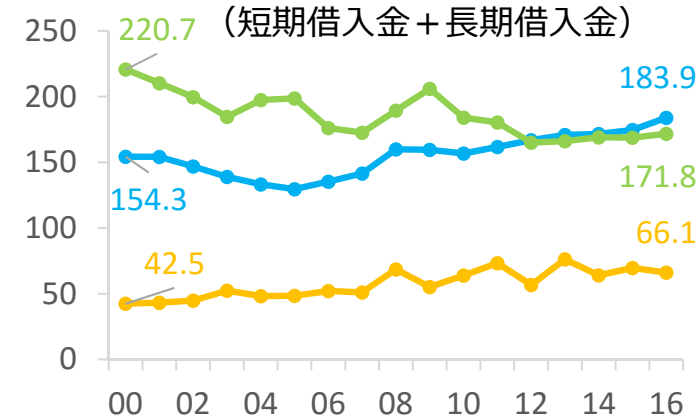
設備投資（兆円）



有形固定資産（兆円）



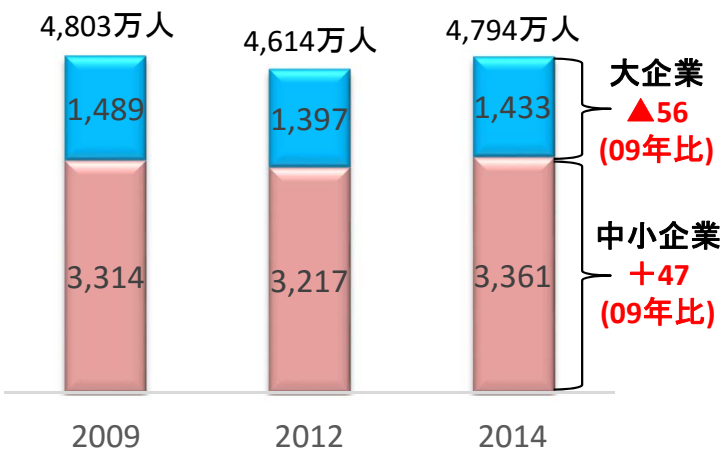
借入金（兆円）
(短期借入金+長期借入金)



(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中規模企業」は資本金1千万円以上1億円未満の企業、「小規模企業」は資本金1千万円未満の企業。

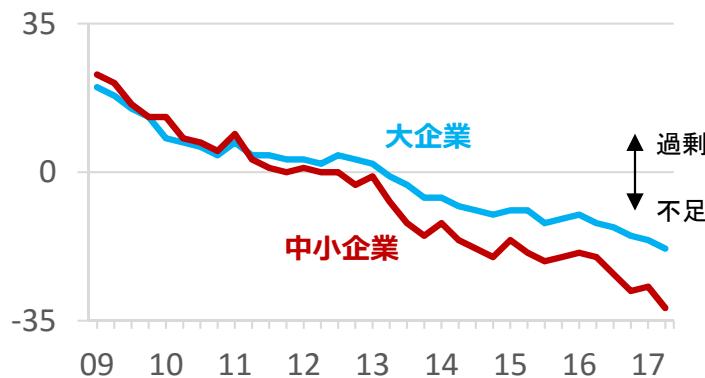
- これまでの中小企業の経営は、労働力投入によって支えられてきたが、今後、労働力人口の減少・高齢化が見込まれる中、既に人手不足感が急速に高まってきており、労働集約型の成長モデルは限界を迎えている。
- 今後は、付加価値を生み出す効果的な設備投資や、成長戦略に掲げられている開廃業率10%台の実現を含む新陳代謝の促進等を通じて、中小企業の労働生産性を高めていくことが不可欠。

企業規模別従業者数



出所：総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」、
総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

雇用人員DI (%pt)

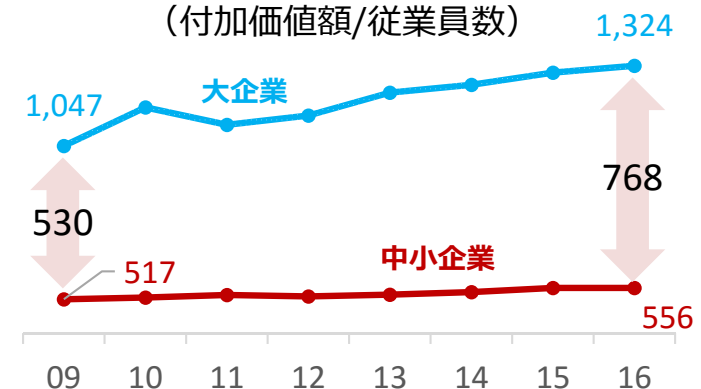


(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中小企業」は資本金2千万円以上1億円未満の企業。

出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

労働生産性 (万円)

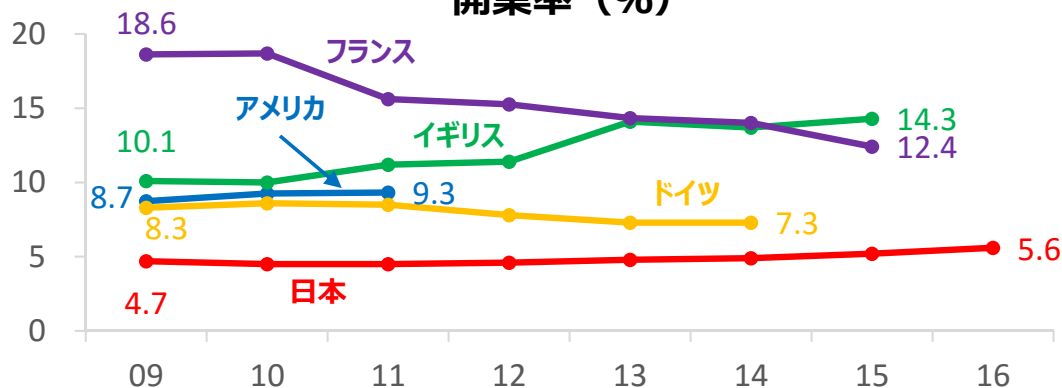
(付加価値額/従業員数)



(注)「大企業」は資本金10億円以上の企業、「中小企業」は資本金1億円未満の企業。

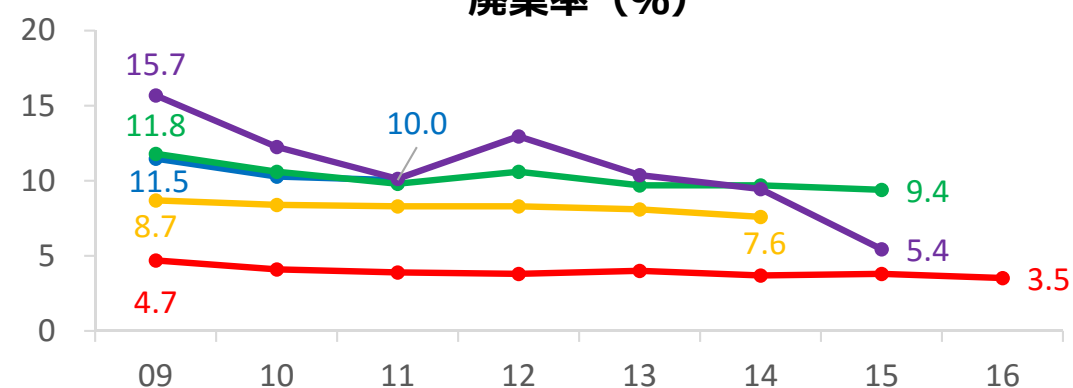
出所：財務省「法人企業統計年報」

開業率 (%)



出所：中小企業庁「2017年版 中小企業白書」、厚生労働省「雇用保険事業月報(2017年3月分)」

廃業率 (%)



創業期

成長期

再生期

○資金繰り支援

信用補完(信用保険＋信用保証)、日本政策金融公庫による融資等
⇒H29当初950億円[信用補完593億円＋公庫融資等357億円](出資・補給金等)/
H28信用保証承諾8.5兆円/663,183件、
H28公庫貸付2.4兆円/418,412件(国民生活事業)、1.6兆円/23,445件(中小企業事業)
(注)公庫貸付には、補給金の対象とならない貸付を含む。

○よろず支援拠点・専門家派遣

様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口、
特に高度・専門的な課題に対応する専門家派遣
⇒H29当初55億円の内数(委託)/
H28課題解決35,208件、専門家派遣25,730件

○創業補助金

創業支援事業者(商工会・
商工会議所、地域金融機
関等)による支援を受けた
創業の補助
⇒H29当初11億円の内数
(補助率1/2)/採択109件

○創業支援事業者補助金

創業支援事業者による創
業支援の取組の補助
⇒H29当初11億円の内数
(補助率2/3)/採択157件

※創業者の資金繰りは、以下の2つの
特例(保証枠別枠・100%保証)により
支援

- ・産業競争力強化法:上限1,000万円
(30年度から2,000万円に拡充予定)
- ・中小企業等経営強化法:上限1,500
万円(ただし、自己資金の範囲内)

<税制>

エンジェル税制 など

[研究開発・サービスモデル開発]

○戦略的基盤技術高度化支援(サポイン: Supporting Industry)

○商業・サービス競争力強化支援(サービス・サポイン)

産学官連携による研究開発、異業種連携によるサービスモデル開発の補助等
⇒H29当初130億円の内数(補助率2/3等)/採択サポイン108件＋サービス・サポイン25件

[設備投資]

○革新的ものづくり・商業・サービス開発支援

革新的なものづくり・サービス開発のための設備投資等の補助
⇒H28補正②1,001億円の内数(補助率2/3)/採択6,157件

[人材確保]

○地域中小企業人材確保支援

中小企業が必要とする地域内外の人材の発掘・マッチング支援等
⇒H29当初17億円の内数(委託)/H28参加企業14,138社

[販路開拓]

○ふるさと名物支援

地域資源の活用や農林漁業者との連携による商品開発や販路開拓の補助等
⇒H29当初14億円の内数(補助率2/3等)/採択248件

<税制>

研究開発税制、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制 など

[事業再生]

○中小企業再生支援協議会

金融機関との調整を含む再生計画
策定支援等
⇒H29当初61億円の内数(委託)
/H28再生計画策定1,047件

[事業承継]

○事業承継補助金

事業承継を契機とした経営革新等の
取組の補助
⇒H29当初11億円の内数(補助率
2/3)/採択65件

○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎに係る課題解決に向け
た助言、マッチング支援等
⇒H29当初61億円の内数(委託)
/H28事業引継ぎ430件

<税制>

事業承継税制 など

小規模企業向け

○伴走型小規模事業者支援

商工会・商工会議所による「経営発達支援
計画」に基づく小規模事業者支援の補助
⇒H29当初49億円の内数(定額補助)

○小規模事業者持続化補助金

商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づく
販路開拓等の取組の補助
⇒H28補正②120億円(補助率2/3)/採択22,794件

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

商工会・商工会議所の経営指導を前提とした上限2,000万円
の無担保・無保証・低利融資 ※公庫融資等の内数
⇒H29当初43億円(補給金)/H28貸付2,571億円/43,421件

- 中小企業の安定的かつ円滑な資金繰りを支える信用補完制度については、昨年の財政制度等審議会における「建議」も踏まえ、担保・保証に依存せず、事業性を評価した融資を促進する金融行政と連携し、金融機関と信用保証協会との間の適切なリスク分担を求めることを通じて、金融機関が事業性資金の供給にあわせて経営支援機能を発揮していくことを促すための見直しが行われた。

「平成29年度予算の編成等に関する建議」

(平成28年11月17日財政制度等審議会) (抄)

信用補完制度は、中小企業の資金繰りの安定・円滑を確保する重要な制度である。しかし、金融機関の信用補完制度への過度の依存は、金融機関が中小企業とともに経営改善・事業再生を図るインセンティブを阻害するおそれがある。このことを踏まえ、当審議会では、昨年の建議において、金融機関に対して経営支援機能の発揮を促し、持続可能な制度とする観点から、見直しを行う必要がある旨を指摘した。

現在、中小企業庁の中小企業政策審議会基本問題小委員会に設置された金融ワーキンググループにおいて、以下の方向で検討が行われている。

- ・ 一般保証については、金融機関に対して、保証付き融資だけでなく、信用保証を利用しない融資（以下、プロパー融資）も求めることとし、適切にリスクシェアを行う。その上で、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示を行うとともに、中小企業庁・金融庁が適切に連携してモニタリングする。
- ・ 大規模な経済危機等の下で迅速に発動でき、適用期限を限定した新たなセーフティネット制度（別枠・100%保証）を整備する。一方で、不況業種を対象とするセーフティネット保証5号（100%保証）は、保証割合を見直す。

こうした方向性については、当審議会の昨年の建議に沿ったものであり、着実な実施が求められる。その際、真に実効性のある見直しとなるよう、以下の点に留意するべきである。

- ・ 一般保証の見直しについて、保証割合の見直し以上の効果があがるよう、金融機関の中小企業に対する支援姿勢を勘案し、必要十分なプロパー融資の量を確保する。
- ・ 大規模な経済危機等への対応として実施する100%保証については、金融仲介機能が回復した後は、モラルハザードに陥ることのないよう、速やかに解除できるようなものとする。

<信用補完制度の見直しのポイント>

◆ 保証協会と金融機関のリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上

- 金融機関のプロパー融資（保証の付かない融資）と保証付き融資を適切に組み合わせることで、金融機関による事業性を評価した融資、適切な期中管理・経営支援を確保
- 保証協会・金融機関のプロパー融資の状況等の情報開示（見える化）

◆ セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え

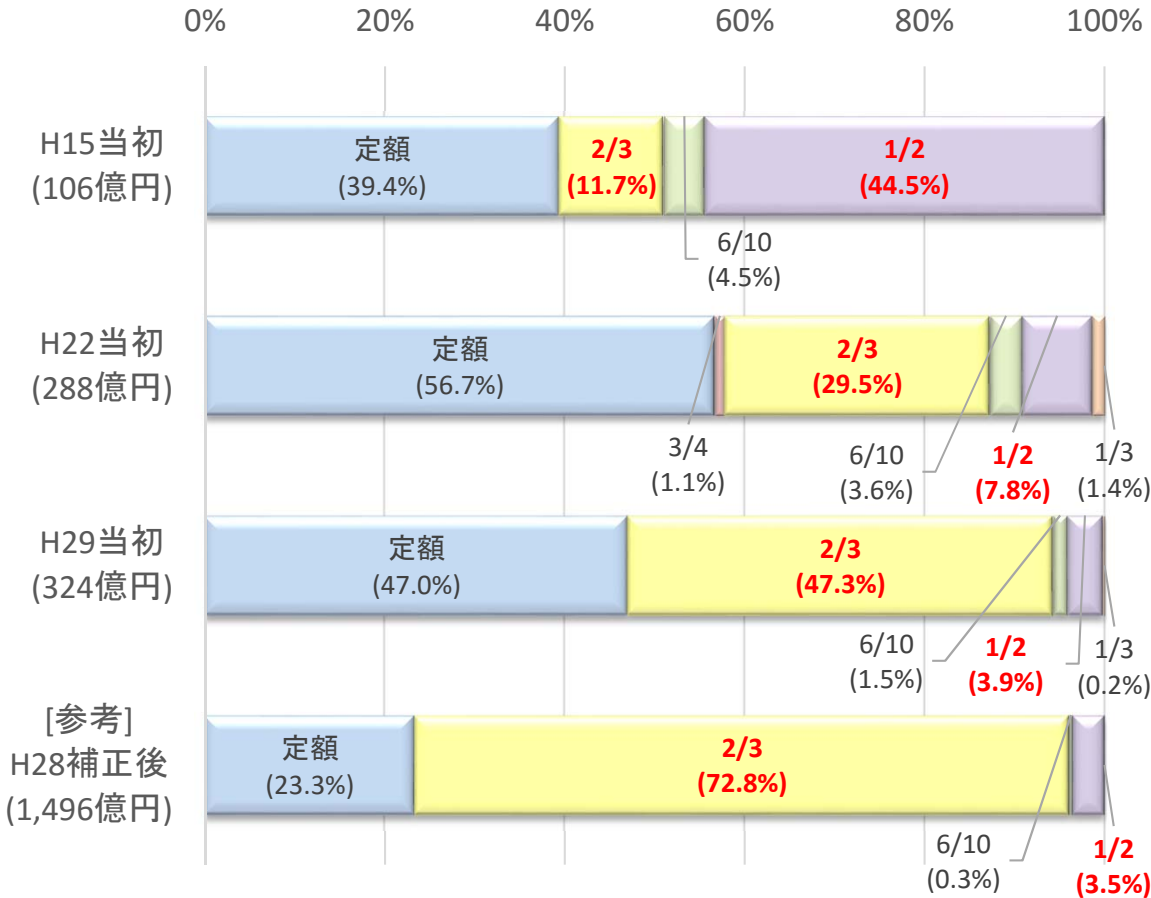
- 大規模な経済危機等の事態に際して、予め期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備（別枠・100%保証）
- 既存のセーフティネット保証（不況業種としての5号）について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるよう、その保証割合を見直し（100%→80%）

◆ 創業期や持続的発展が重要となる小規模事業者向けの支援の拡充、事業承継・撤退時などの資金ニーズへのきめ細かな対応

- 創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充（1,000万円→2,000万円）
- 小口向けの100%保証を拡充（1,250万円→2,000万円）
- 事業承継や円滑な撤退の際に必要な資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実

- 中小企業向けの補助金については、以前は補助率1/2が半分弱を占めていたが、最近は補助率2/3が占める割合が大きくなっている。
- 例えば、過去の補正予算で計上した中小企業の設備投資等を支援するための「ものづくり補助金」（補助率2/3）による事業の実施状況を見ると、投資コストのうち自己負担分を回収できている事業者は少数にとどまっている。

中小企業等向け補助金の補助率別構成比



(注)「中小企業等向け補助金」とは、一般会計の中小企業対策費として経済産業省に計上された裁量的経費である補助金のうち、地方公共団体向けや政府関係機関等向けを除いたもの。

「ものづくり補助金」による事業の状況

補正予算年度	H24	H25	H26
予算額	1,007億円	1,400億円	1,020億円
申請倍率 (申請件数/採択件数)	2.3倍	2.6倍	2.3倍
事業実施件数	9,666件	13,382件	12,319件
製品が1つ以上 販売されている段階	4,277件 (44.2%)	7,061件 (52.8%)	4,330件 (35.1%)
自己負担分 回収完了段階	69件 (0.71%)	38件 (0.28%)	7件 (0.06%)

(注)「自己負担分回収完了段階」の件数は、平成28年度までの各年度における収益納付※の件数の合計であり、複数年度にわたって収益納付を行った同一事業者が複数回カウントされている場合がある。

※「収益納付」とは、補助事業により、当該補助事業に要した経費のうち自己負担分を超える収益を計上した場合に、補助金交付額に達するまで、年度ごとに所定の額を国庫納付する仕組み。

- 平成11年の中小企業基本法の改正により、中小企業施策の基本理念は、大企業と中小企業との生産性の格差などの二重構造を背景とする「格差是正」から、「市場競争」を前提とした「多様で活力ある成長発展」に転換。
- 小規模企業については、平成26年に施行された小規模企業振興基本法において、「事業の持続的発展」を旨とするとともに、「経営資源の有効活用」や「円滑かつ着実な事業運営の確保」に考慮することとされている。

中小企業基本法

（基本理念）

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 （略）

〔参考〕小規模企業振興基本法

（基本原則）

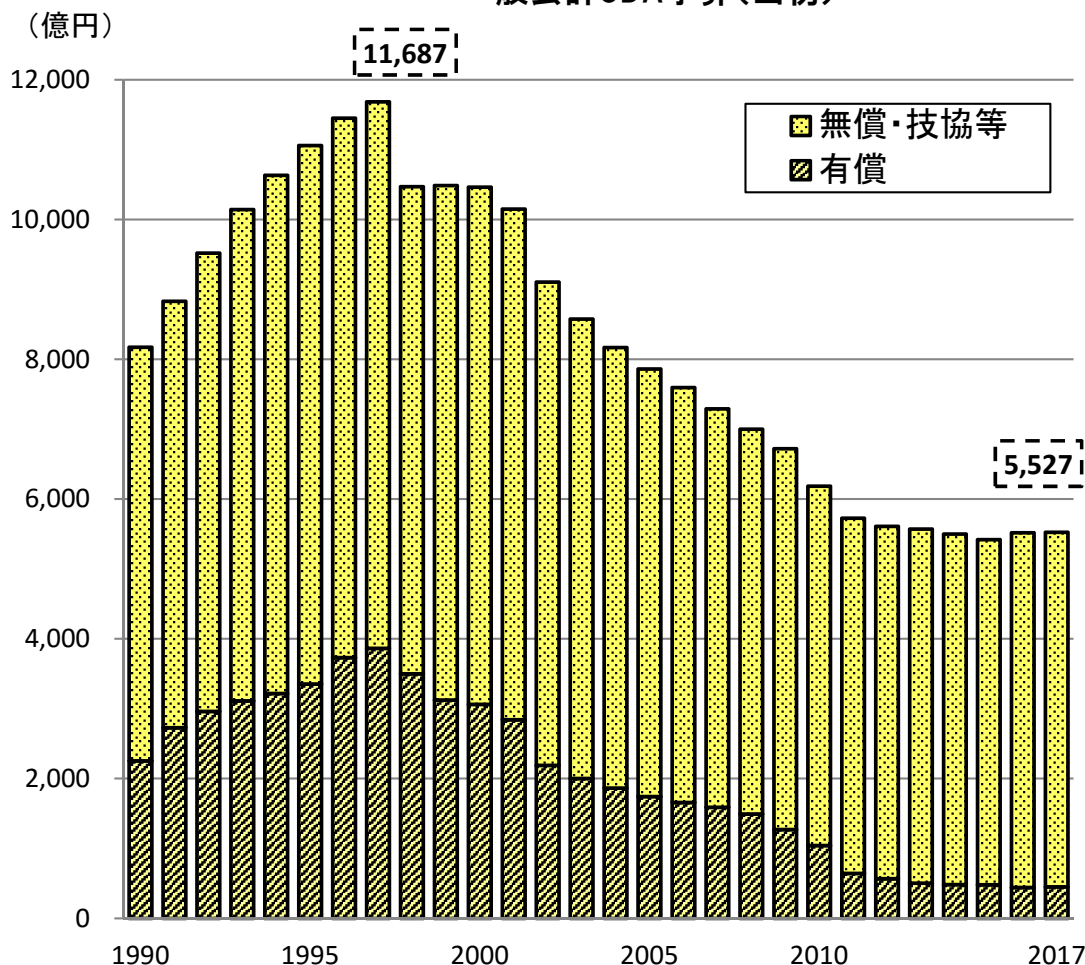
第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

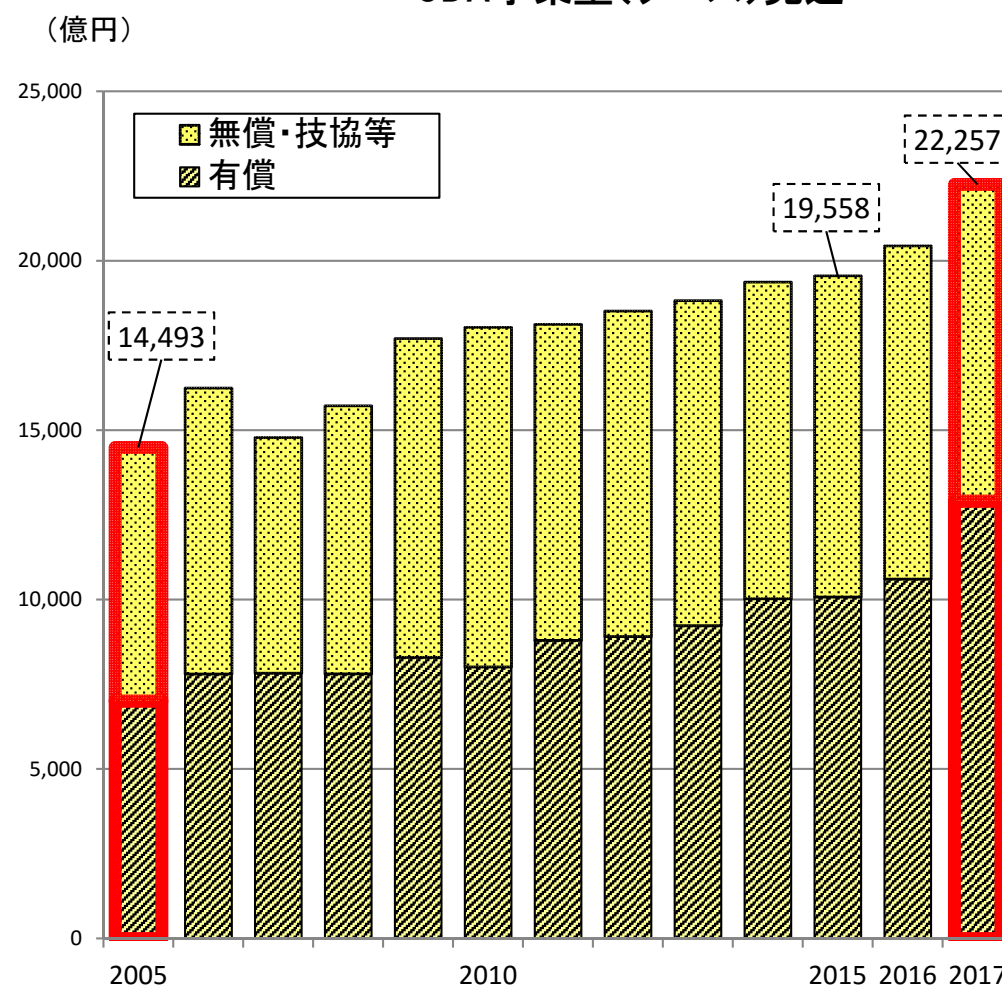
一般会計ODA予算(当初) と ODA事業量見込

- 一般会計ODA予算は97年をピークに減少傾向にあるが、支出総額の事業見込は有償資金協力の増加等により増加。
- 事業量見込の内訳を見ると、過去は無償資金協力・技協等が有償資金協力を上回っていたが、近年は逆に有償資金協力が無償資金協力・技協等を上回っている。我が国では「質の高いインフラ投資」及び「自由で開かれたインド太平洋戦略」などを推進しており、また、大規模プロジェクトへの支援を行いやすい上、途上国のオーナーシップを後押しするなど経済的インセンティブが働く有償資金協力の規模が拡大してきている。

一般会計ODA予算(当初)



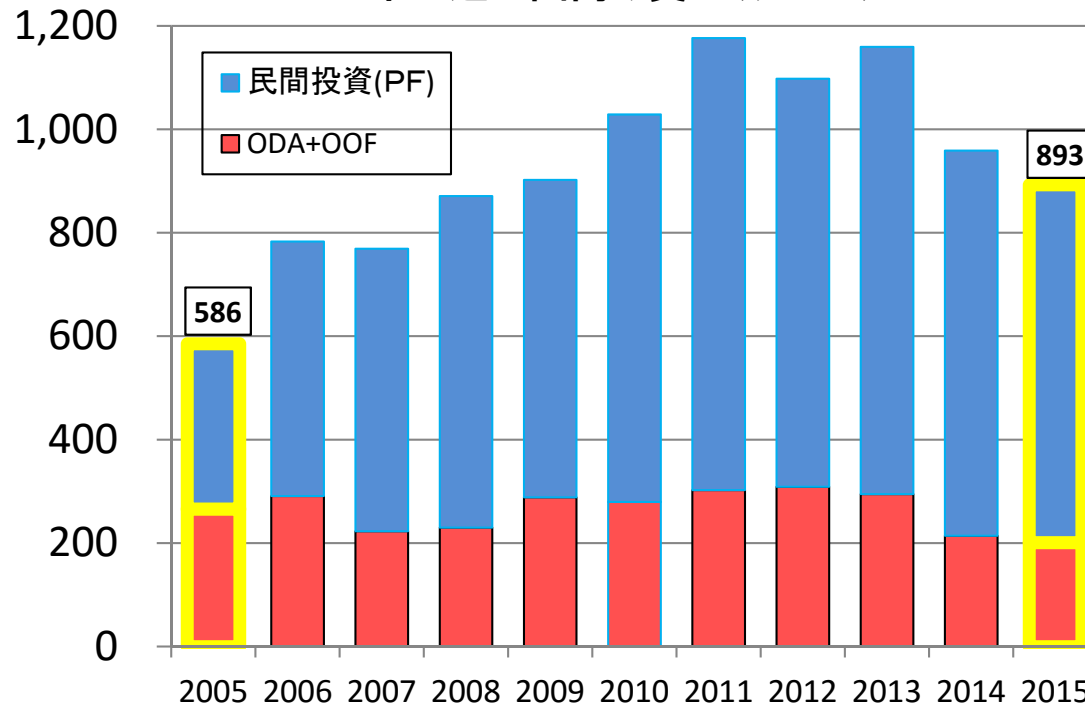
ODA事業量(グロス)見込



- 近年、我が国から途上国向けの民間資金は、ODAなどの政府資金を大きく上回っている。また、民間資金のうち、直接投資は、10年間でODAを超える規模にまで増加している。
- 途上国の開発及び貧困削減にとって、民間直接投資は、途上国の国内産業の強化や雇用増大につながるとともに、2国間の持続的な経済関係の発展に資する重要なもの。途上国側でも、民間投資は、雇用と技術移転をもたらす自立的発展に資するものとして評価する動きも見られようになっている。無償資金協力・技術協力についても、予算の配分に当たって、民間投資に繋がる案件を重視していくべき。

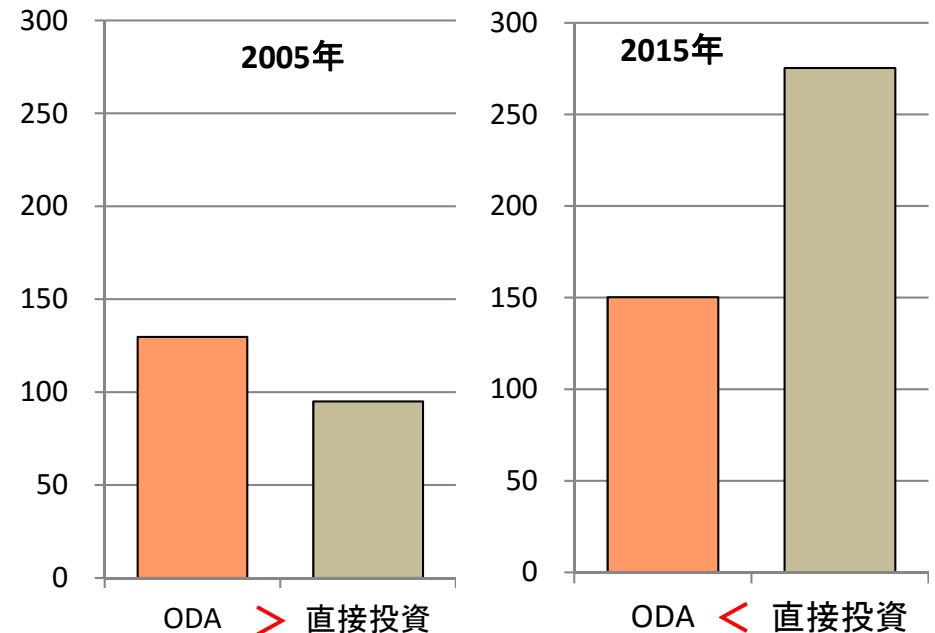
(億ドル)

日本の途上国向け資金(グロス)



ODAと民間直接投資

(億ドル)



- 限られた予算を効果的に使うためには、民間企業の知見をODAの案件形成の段階から取り入れて、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な事業の実施を目指すPPPの取組を進めていくことが重要。
- 無償資金協力においても、PPPの取組が始まっているが、その件数は、年間1件程度とごく僅かにとどまっている。今後、民間の事業意欲を引き出しつつ、高い数値目標を設定し、PPP関連案件の拡大を図っていく必要があるのではないか。

ミャンマー「ヤンゴン市無収水削減計画」

開発途上国のニーズ

- ◆ヤンゴン市における上下水道サービス不足 (普及率は人口の38%)。
- ◆水供給能力の向上が喫緊の課題。

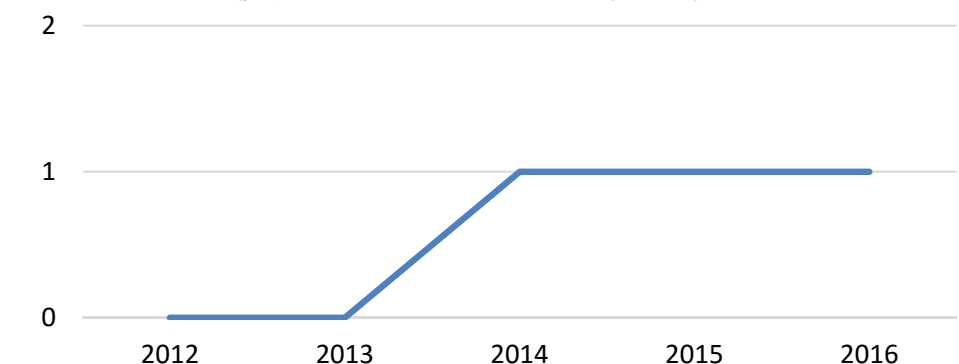
民間企業のニーズ

- ◆無収水(漏水、盗水など)対策に必要な調査・修繕等の豊富な技術力。
- ◆商業資金のみではファイナンスに課題。

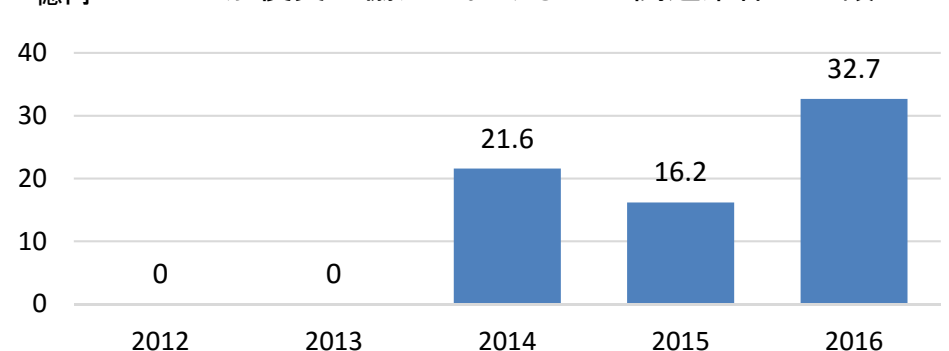
無償資金協力により日本企業の持つインフラ技術の海外展開を支援

- ◆ **計画概要**(総事業費約26億円、うち無償資金21.06億円)
 - ・ 日本企業が事業の実施から運営・維持管理までを担う。
 - 基礎調査: 流量測定点の設定、試掘、漏水調査計画策定等。
 - 漏水調査・修繕工事: 漏水調査を行い、必要な修繕を実施。
 - 維持管理: 修復した配水設備の維持管理。
- ◆ **目的・成果**
 - ・ 日本企業の技術をいかした質の高いサービスを持続的に提供。
 - ・ ヤンゴン市における漏水率を低減し、水供給量を増大させる。
 - ・ 新規の配管網整備に比べ、早期の効果発現が期待される。
 - ・ 無償資金の国際約束にて日本企業との契約を義務づけ、日本企業の海外進出に貢献。

件数 無償資金協力におけるPPP関連案件



億円 無償資金協力におけるPPP関連案件の金額



技術協力におけるBOP(Base of the Economic Pyramid)ビジネスとの連携

- 近年、民間企業が担い手となり、開発途上国・地域の低所得階層の生活向上等につながるBOPビジネスが注目されている。ODAを実施する上では、こういったビジネスを積極的に行う企業と連携することで、一過性の支援ではなく、持続的な活動につなげることができる。
- JICAが実施する技術協力においても、BOPビジネスとの連携により成果が上がっている事例も出てきている。しかしながら、BOPビジネス関連の案件の事業規模は毎年総額8億円程度に収まっており、事業規模を伸ばしていこうという動きは見られない。今後、民間の事業意欲を引き出しつつ、高い数値目標を設定し、BOPビジネス関連案件の拡大を図っていく必要があるのではないか。

協力準備調査(BOPビジネス連携促進)

ガーナ・離乳期栄養強化食品事業

公益財団法人味の素ファンデーション(味の素株式会社から事業譲渡)

開発課題

・発酵コーンから作る伝統的なおかゆ“KOKO”は、離乳食として乳幼児に与えられていることが多く、タンパク質、微量栄養素が不足しており、乳幼児が栄養不足になりがちである。特に生後6ヶ月から24ヶ月の離乳期の栄養不足による発育不良(低身長、低体重)は、深刻な社会的問題となっている。

提案事業

・提案企業のもつ食とアミノ酸の知見と技術を活かし、乳幼児の栄養改善に貢献できる食品を開発、現地生産体制の構築と、BOP層の栄養意識改善と製品を届ける仕組み作りを行う。

「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を通じた ビジネスモデル構築、事業計画立案

多様なパートナーシップの構築

・保健省、ガーナ大学や、JICA、USAID等のドナー、CAREやPlan等の国際NGO、WFP、GAIN等の国際機関等、多様なパートナーの協力・支援を得ながら事業立ち上げを推進。

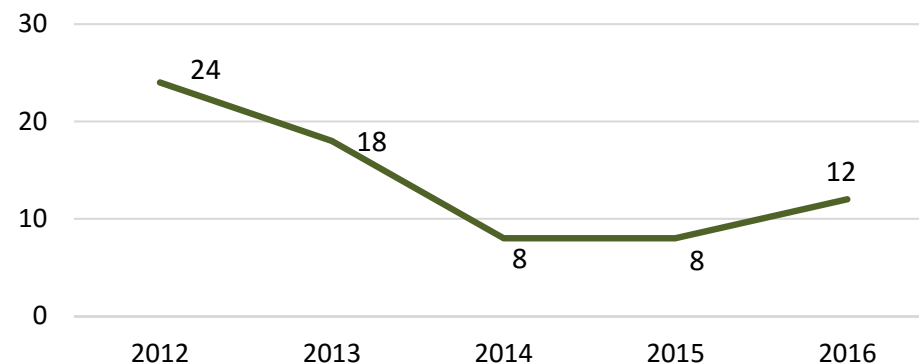
JICA事業との連携

・研修事業を通じて、保健省の栄養改善に関わる担当者を対象に、味の素川崎工場視察や講義を実施。

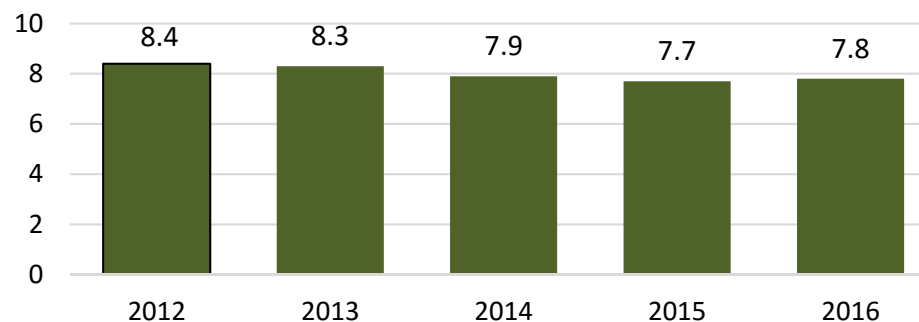
成果

・乳幼児を持つ母親の栄養意識の高まり、低体重、低身長などの子どもの成長課題の改善、BOP層の生活向上。2017年までに、2万人の乳幼児に提供。
・ガーナ産大豆を主原料とする製品の現地生産を通じ、農業促進、現地企業の能力向上、雇用の創出。

件数 技術協力におけるBOPビジネス関連案件の件数



億円 技術協力におけるBOPビジネス関連案件の金額

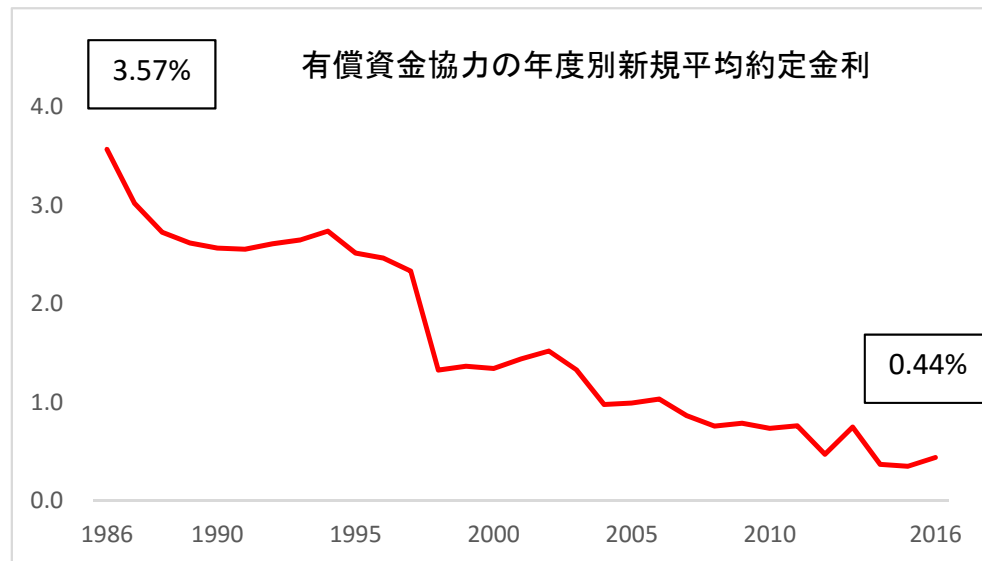
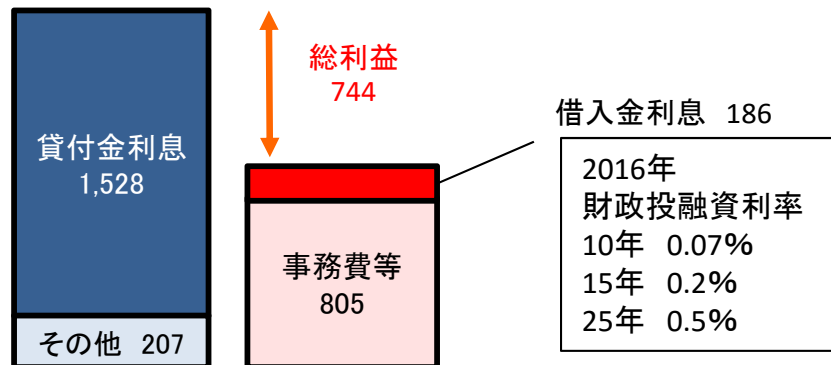


出典 外務省、JICA

無償資金協力・技術協力と有償資金協力の連結

- 有償資金勘定は、今は収入が支出を上回っているが、新規約定金利は、年々低下傾向にあり、徐々に収益が圧迫される。今後も低金利による貸付けが続けば、一般会計から多額の支出を強いられ、事業量が制約されるおそれが高い。このように、貸付金の金利が低下している背景としては、日本企業の技術を活用すれば低金利となる仕組み(STEP)など金利の低い優遇条件の活用が増加傾向にあることが挙げられるが、JICAの収益性の観点も踏まえ、不断に金利の見直しを行っていく必要がある。
- また、無償資金協力や技術協力を上手く活用し、計画策定段階から我が国の優れた技術をプロジェクトに盛り込むなど有償資金協力につながる無償資金協力・技術協力の拡大に取り組んでいくべき(無償資金協力が円借款における日本企業受注につながった案件は5年間で3件)。

JICA有償資金勘定の収支(2016年度) 単位(億円)



円借款の供与条件

所得段階	一人当たりGNI (2015年) うち貧困国 (US\$ 1,025以下)	条件	金利		償還期間 (年)	うち据置 期間(年)	調達条件
			固定	変動(%)			
LDCまたは 貧困国 (US\$ 1,025以下)		一般条件	0.01	設定なし	40	10	アンタイド
		一般条件	0.70	円LIBOR+45bp	30	10	
		優先条件	0.60	円LIBOR+35bp	30	10	
		ハイスpek	0.25	設定なし	30	10	タイド
低・中所得国 US\$ 1,026以上 US\$ 4,035以下		STEP	0.10	設定なし	40	12	タイド
		一般条件	1.20	円LIBOR+105bp	30	10	アンタイド
		優先条件	1.00	円LIBOR+85bp	30	10	
		ハイスpek	0.50	設定なし	30	10	
中進国以上 US\$ 4,036以上 US\$ 12,475以下		STEP	0.10	設定なし	40	12	タイド
		一般条件	1.40	円LIBOR+125bp	30	10	アンタイド
		優先条件	1.20	円LIBOR+105bp	30	10	
		ハイスpek	0.70	設定なし	30	10	

STEP(本邦技術活用条件)とは、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から適用の要請があるもので、かつ、我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。

無償資金協力の実施が円借款における日本企業の受注につながった事例

【成功例】＜ミャンマー＞本邦技術である鋼管矢板工法(SPSP)を無償資金協力で採用し、その後円借款においても同様にSPSPを採用。

【無償】「新タケタ橋建設計画」(平成26年度)(供与限度額:42.16億円)
ヤンゴン市中心とティラワ地区とを結ぶタケタ橋の架替えによって拡幅を行うもの。

【円借款】「バゴー橋建設計画」(平成28年度)(供与限度額:310.51億円)
ヤンゴン市とティラワ経済特区等のあるタンリン地区間を結ぶバゴー川に橋梁を建設するもの(タンリン橋の隣に新設)。

ASEAN連結性強化、日本企業(サプライヤー/ユーザー)の進出促進

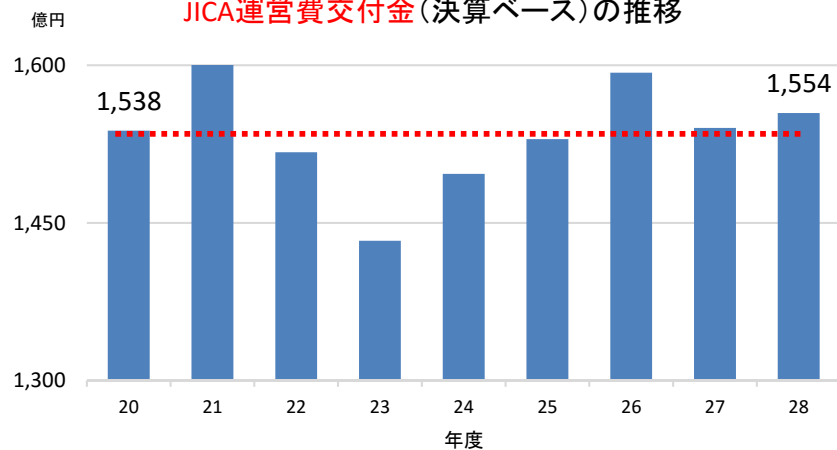


出典 外務省、JICA

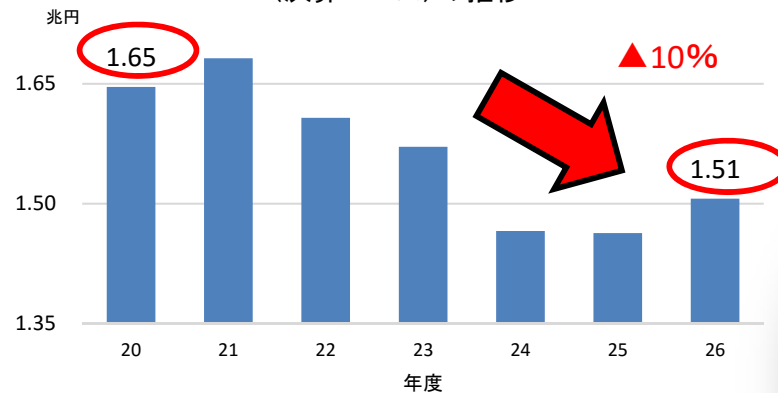
JICAの収入構造

- JICAの運営費交付金は、H20年とほぼ同水準。他方で、独立行政法人全体の運営費交付金は、効率化努力により、H20年からH26年にかけて約10%減。独立行政法人は、毎年、一般管理経費の効率化を図ることとされているが、JICAの一般管理費は、H20年とほぼ同水準。他方で、独立行政法人全体の一般管理費は、効率化努力により、H20年からH26年にかけて約15%減少。
- JICAは、事業費も含めて、経費のほぼ全てを裁量性の高い予算である運営費交付金に依存。このため、事前の予算編成過程で、事業の有効性、個々の事業の必要額、他省庁との事業の重複等について厳密なチェックを受けていない。

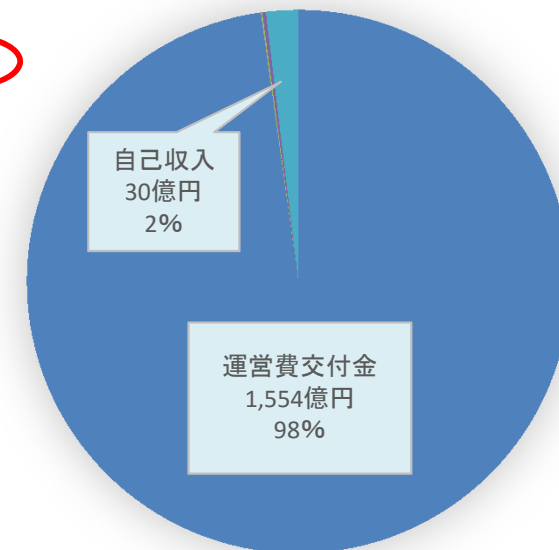
JICA運営費交付金（決算ベース）の推移



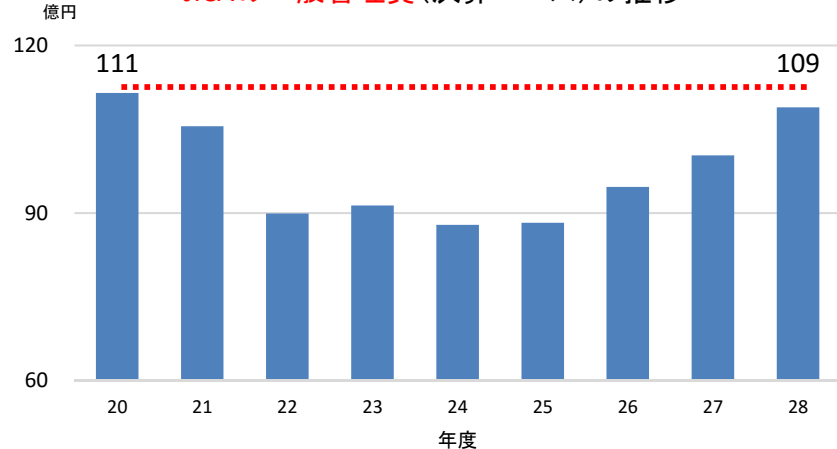
独立行政法人全体の運営費交付金（決算ベース）の推移



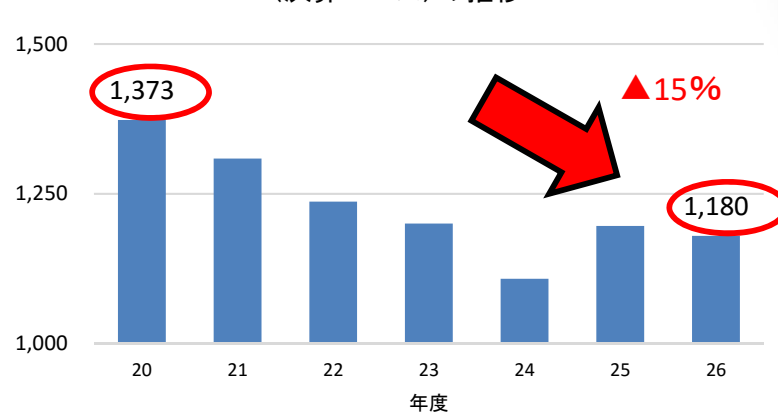
JICA（一般勘定）の収入内訳（H28年決算）



JICAの一般管理費（決算ベース）の推移



独立行政法人全体の一般管理費（決算ベース）の推移



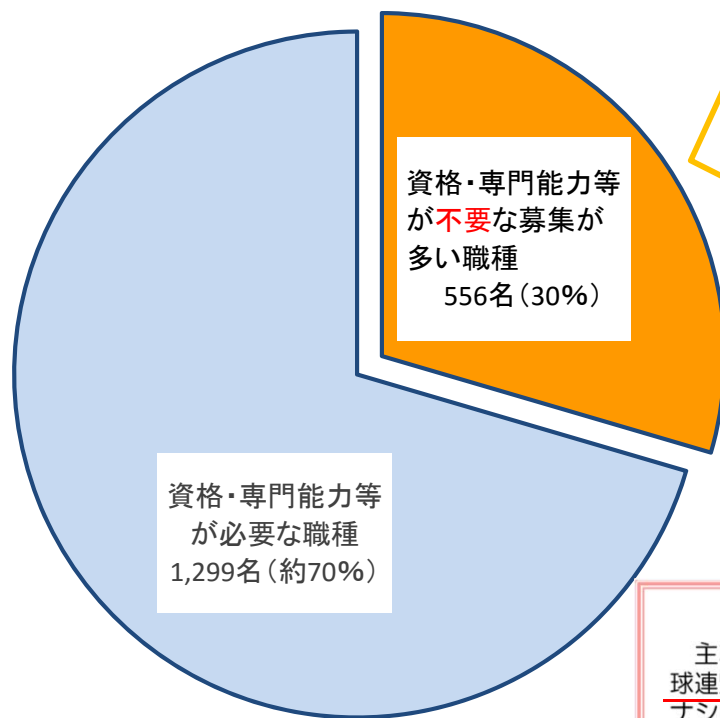
出典：JICA一般勘定決算報告書及び予算書
総務省 独立行政法人評価年報

途上国への技術協力として実施されているボランティア活動の実態

○ JICAは、途上国に対する技術協力(ODA)の一環として、運営費交付金の中から毎年約100億円の予算を使って、日本人をボランティアとして開発途上国に派遣。ボランティアは現地での生活費等に加えて、相当額の手当てが支給される。その一方で、派遣隊員の約3割は、資格等が不要で幅広い者が応募可能な職種となっており、途上国への貢献度が測りにくいものも多い。また、JICAは2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、途上国の経済・社会の発展に直接は寄与しないスポーツ分野の隊員を約3倍に増加させており、今後、さらに増加させていくこととしている。

○ ボランティアの活動が途上国の経済・社会の発展に役立つよう、派遣者の選考方法や派遣分野等の見直しを検討すべき。

青年海外協力隊の派遣者数(H29.4)



看護師、栄養士、電気工事士等

活動内容の例

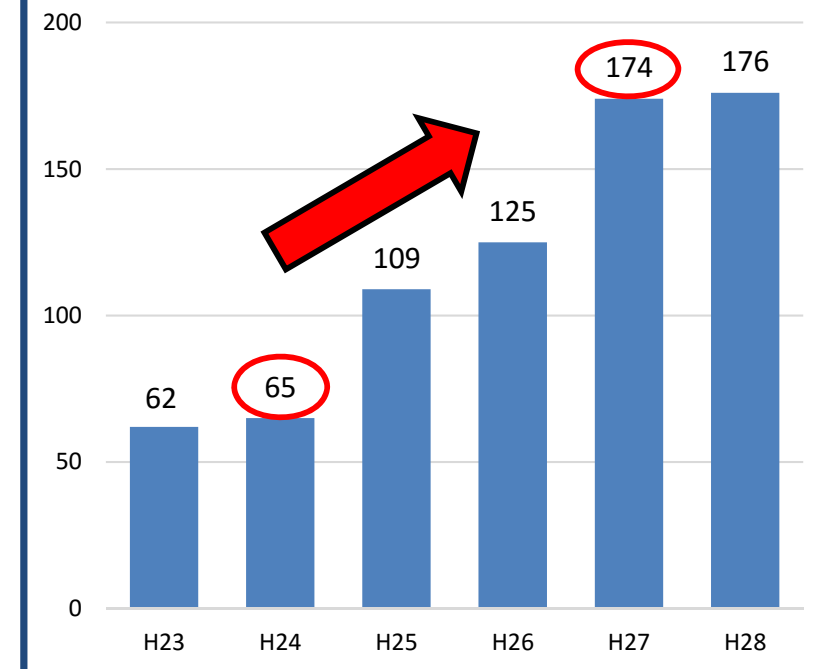
- ・ 集落に住み、地域住民の生活様式を調査し、調査によって得られた情報を基に観光ビジネス案を村長に提案。
- ・ 生涯学習支援団体で、フラワーアレンジメント、手芸、美術などを教える。
- ・ 地方都市で、家庭ゴミの分別回収に関する住民啓発等を行う。
- ・ 地域住民に日本語を教える。

「野球」隊員とは？

主な配属先は、野球・ソフトボール協会や野球連盟など。小中高の子供たちへの野球教室、ナショナルチームに対する技術指導、指導者人材の育成などの活動を行っています。

技術向上だけでなく、野球を通じた青少年育成、若者の非行・犯罪防止など、礼儀やマナーを尊重する日本式野球が地域社会の環境向上に貢献しています。

スポーツ分野の青年海外協力隊員派遣数



※ ボランティアには、現地での生活費等に加えて、200万円～1,200万円程度が帰国後の社会復帰費や現職派遣者の給与補てんとして支給される。

- JICAは、途上国に対する技術協力（ODA）の一環として、開発途上国の国づくりの担い手を育成するため、運営費交付金の中から年間約44億円の予算を使って、日本の大学に留学生として受け入れ、学費等を支援。

途上国からの留学生受け入れに関するODA事業は、文部科学省でも、約187億円の予算の中で実施（国費留学生）。JICAの事業の留学生は、文部科学省の事業の留学生と比べて応募倍率が低いにもかかわらず、一人当たりの予算額は2倍以上かかっている。外務省は、来年度予算で、こういった留学生受け入れ型の研修事業の増額を要求。

- 民間人を多く受け入れ研修生の数も多い最近のプログラムを中心に、JICAの事業と国費留学生の役割分担を整理するとともに、留学生の選考方法や事業内容の効率化を検討すべき。

現在JICAの研修メニューの中核を占めるアフリカを対象としたプログラム

文部科学省が実施している国費留学生の受入上位校（2016年）

（アフリカからも約600人受け入れ）

選考倍率
約5.6倍

< 4倍

選考倍率（大使館推薦）
約20倍

一人当たり年間予算額
約500万円

2倍 >

一人当たり年間予算額
約200万円

- 任意拠出金は、分担金や義務的拠出金と異なり、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対し、自発的に支出するもの（平成29年度予算は、総計765億円でうち外務省分は327億円）。
- これまでの建議では、任意拠出金について、評価の透明性・客観性の向上、真に重要な国際機関への支出の重点化を図るべきと提言。
- 外務省は、H27年度から任意拠出金を評価し、評価に応じ概算要求に差をつける取組も行われている。しかしながら、評価結果は高評価のAとBに偏り、低評価のCはわずか、Dは0となっており、予算規模の大きい拠出金は特にA評価に偏っている。予算のメリハリをつける観点からは、まだまだ不十分な状況。予算配分の観点からも優先順位が明らかとなるよう、評価に第三者の視点を入れるなど、透明性・客観性の向上に更に努めるべき。特にA評価、B評価についてはその評価根拠をより具体的にし、日本の国益に資していることを分かりやすく説明する必要。

● 外務省が実施している評価の基準

①国際機関等の専門分野における活動の成果・影響力、②国際機関等の組織・財政マネジメント、③日本の外交課題遂行における国際機関等の有用性、④国際機関等における日本人職員・ポストの状況等、⑤日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保

A: 期待する成果を超える実績をあげている
B: 期待する成果を着実にあげている

C: 期待する成果はあげているが、一部改善が必要な部分がある
D: 期待する成果に対する実績が不十分

評価区分毎の概算要求額の増減率
（対前年度当初予算比）

	28年度要求	29年度要求	30年度要求
A	31.7%	37.9%	10.3%
B	0.1%	13.3%	4.2%
C	▲10.7%	0.0%	▲3.6%
D	—	—	—
合計	7.2%	19.7%	5.4%

外務省による概算要求時点の任意拠出金の評価の状況
事業数（金額）

	28年度要求	29年度要求	30年度要求
A	22 (220.8億円)	22 (253.9億円)	23 (236.6億円)
B	39 (47.6億円)	47 (123.3億円)	49 (97.0億円)
C	12 (2.9億円)	5 (0.7億円)	4 (0.6億円)
D	0 (—)	0 (—)	0 (—)
合計	73 (271.2億円)	74 (377.8億円)	76 (334.2億円)

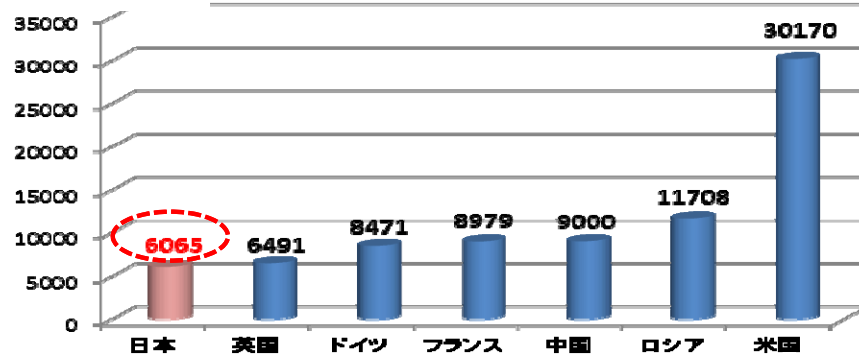
#

○ 外務省は、主要国に比べて外務省の職員が少ないと主張しているが、そもそも我が国は、諸外国よりも少ない公務員数で行政需要に応える簡素で効率的な政府を実現。外交官の数が外交力につながるという外務省の主張は、簡素で効率的な政府を掲げる我が国の行政運営の基本方針との整合性を問われるべき。

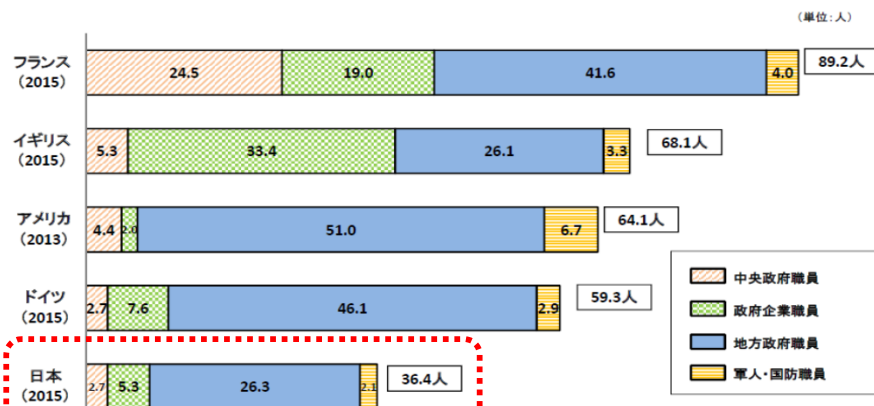
○ また、外務省は、主要国に比べて我が国の在外公館数は少ないと主張しているが、米国・欧州は地域限定の国際機関に多く加盟。また、業務量が多くない国際機関の政府代表部は現地の大 sứ館等で対応することが十分可能。近年、在外公館を新設してきた結果、国際機関の政府代表部を除いた在外公館数で見ると、我が国は既に英国を上回り、ドイツと同数。

主要国外務省との職員数比較

外務省の主張



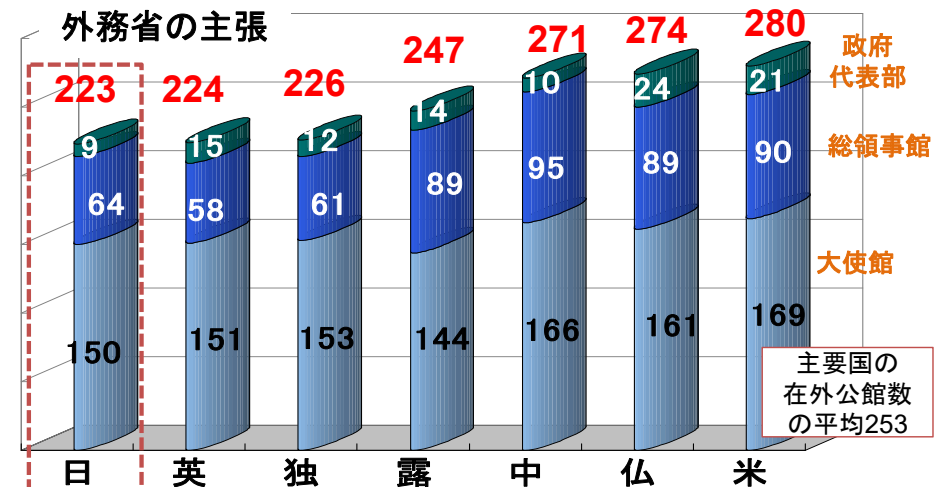
人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）



(出典：内閣人事局ホームページ)

主要国(P5+独)との在外公館数の比較

外務省の主張



注) 日本の数値はH29年度末予定。主要国の数値はH29年1月現在。

欧州・米国は、地域限定の国際機関に加盟。(例えば、英国の場合、NATO、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会)

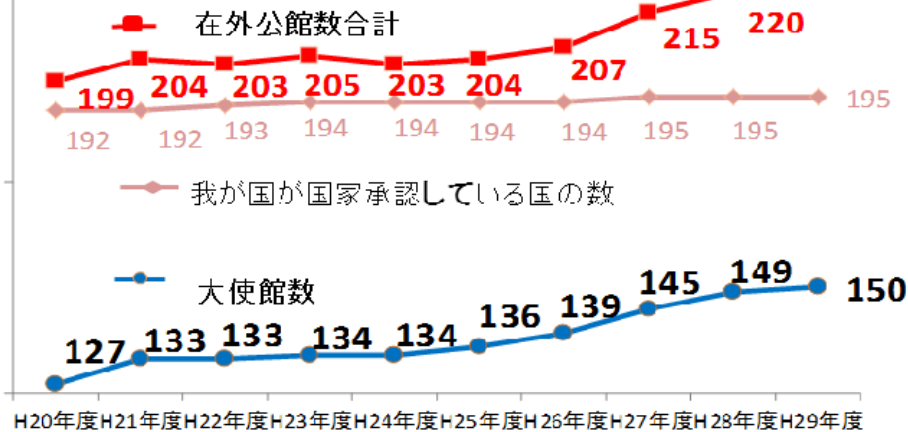
政府代表部を除いた在外公館数の比較

日	英	独	露	中	仏	米
214	209	214	233	261	250	259

- 外務省は、我が国が国家承認しているが日本の大使館が現地にない国が45あるとして、大使館増設を要求。他方で、この45カ国の日本との人的・経済的結びつきは弱く、新設のニーズ及びその効果がどこまで見込まれるのかについて、大いに議論の余地がある。
- 大使館を増設すれば、毎年のランニングコストとして1館当たり3億円程度かかり、新設公館に必要な人員は既存公館からの振替えにより確保するのが一般的。大使館新設により既存公館の経費や人員は逆に手薄となるおそれが高い。

在外公館数の推移

外務省の主張



経費面

- 在外公館を新設すれば、現地スタッフの給与等の恒常的経費として、毎年、大使館で約3億円、総領事館で約1.5億円かかる。また、新設公館に必要な人員は、主に既存公館からの振替えにより確保。

◆29年度新設公館 (千円)

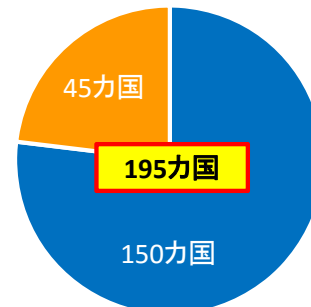
公館名	平年度化額
在キプロス大	287,036
AU代表部	84,672
在レシフェ総	139,026
合計	510,734

・ 外務省は、左記3公館の定員17名のうち、15名は既存公館からの振り替えにより確保。

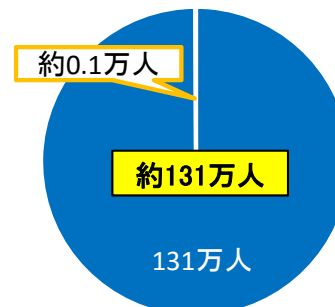
効果面

- 日本が国家承認している国195カ国のうち、大使館が設置されていない45カ国と日本との人的・経済的結びつきは弱い。

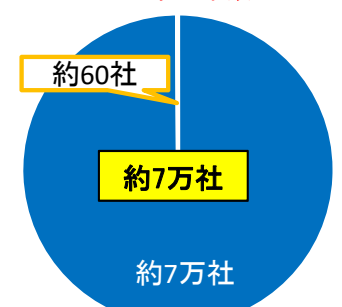
<日本が国家承認している国>



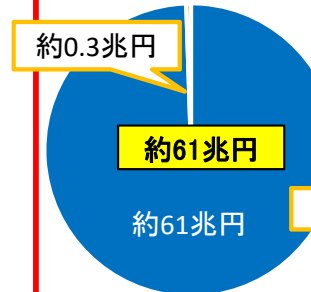
<在留邦人数>



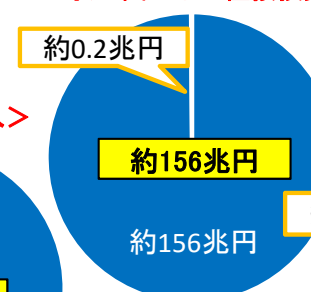
<日系企業数>



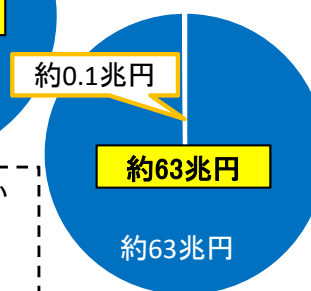
<我が国からの輸出>



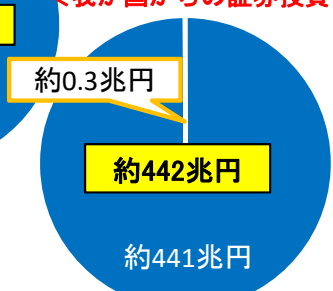
<我が国からの直接投資>



<我が国への輸入>



<我が国からの証券投資>



日本が国家承認している国のうち、
青色・・・大使館設置
橙色・・・大使館未設置

(出典：海外在留邦人数調査統計(H28.10.1現在)、財務省貿易統計(2016年)、財務省ホームページ(直接投資・証券投資等残高(2016年末))

「中期防衛力整備計画」（抄）
（平成25年12月17日閣議決定）

Ⅵ 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね2兆4,600億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね2兆3,700億円程度の枠内とする。

「経済・財政再生計画」（抄）
（平成27年6月30日閣議決定）

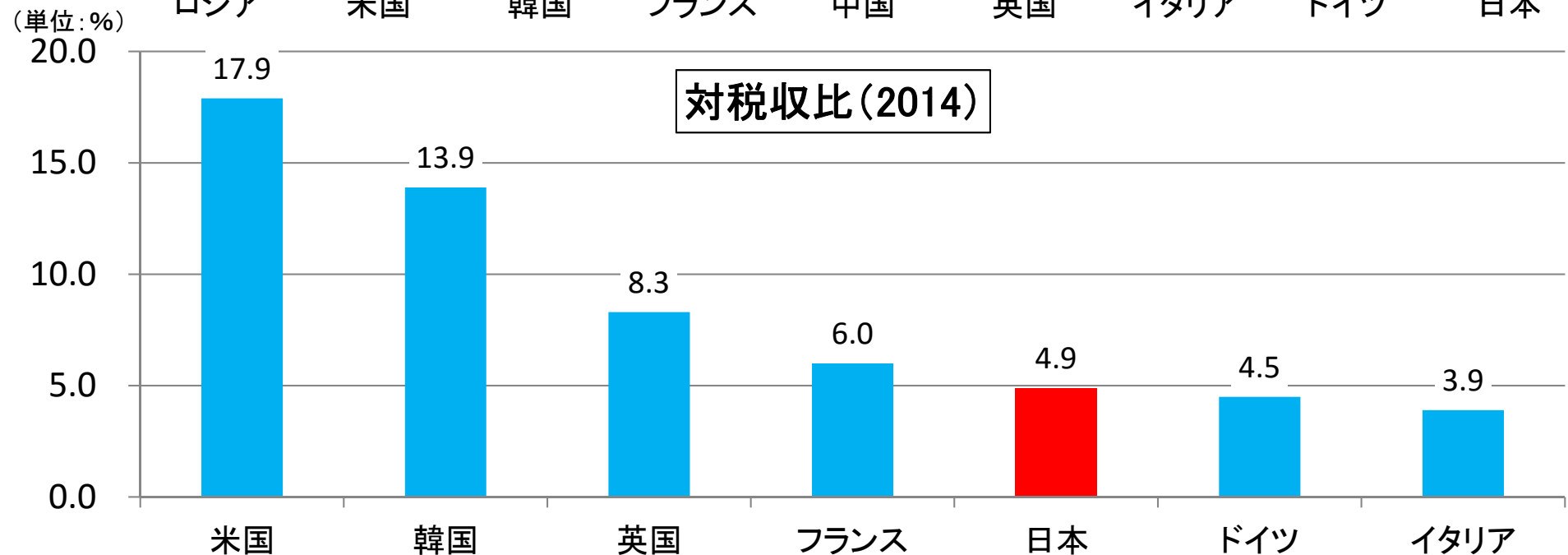
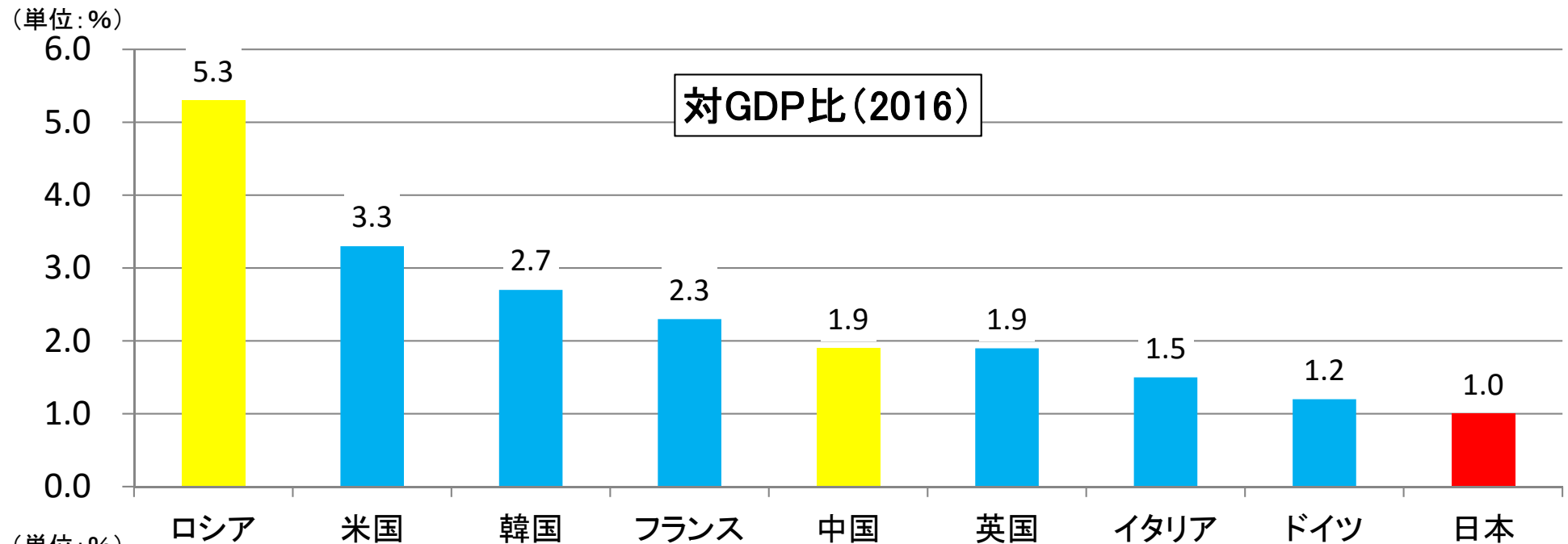
- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。

※ 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。

- 防衛力の整備については、「中期防衛力整備計画」に基づき、効率的に整備する。その際、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進め、費用対効果の向上を図る。

主要国国防費の比較

資料Ⅱ－9－2

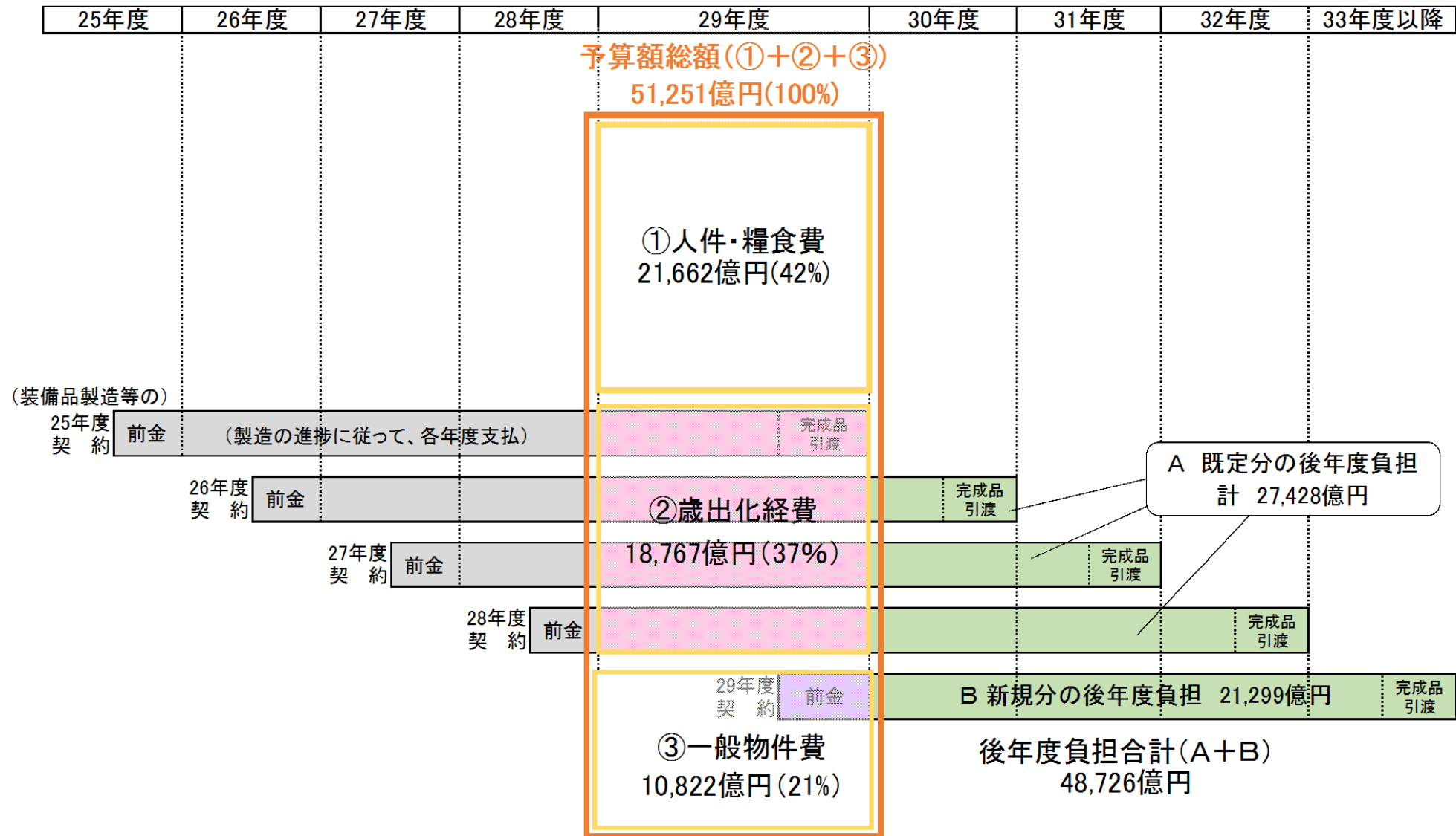


(出典) 対GDP比は、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)から取得。

対税収比は、OECD加盟国の税収(国・地方合計)はOECD「Revenue Statistics」から取得、国防費はOECD「National Accounts」から取得。

(注) 対税収比については、中国、ロシアがOECD加盟国ではないため、同条件の対比ができず、記載していない。

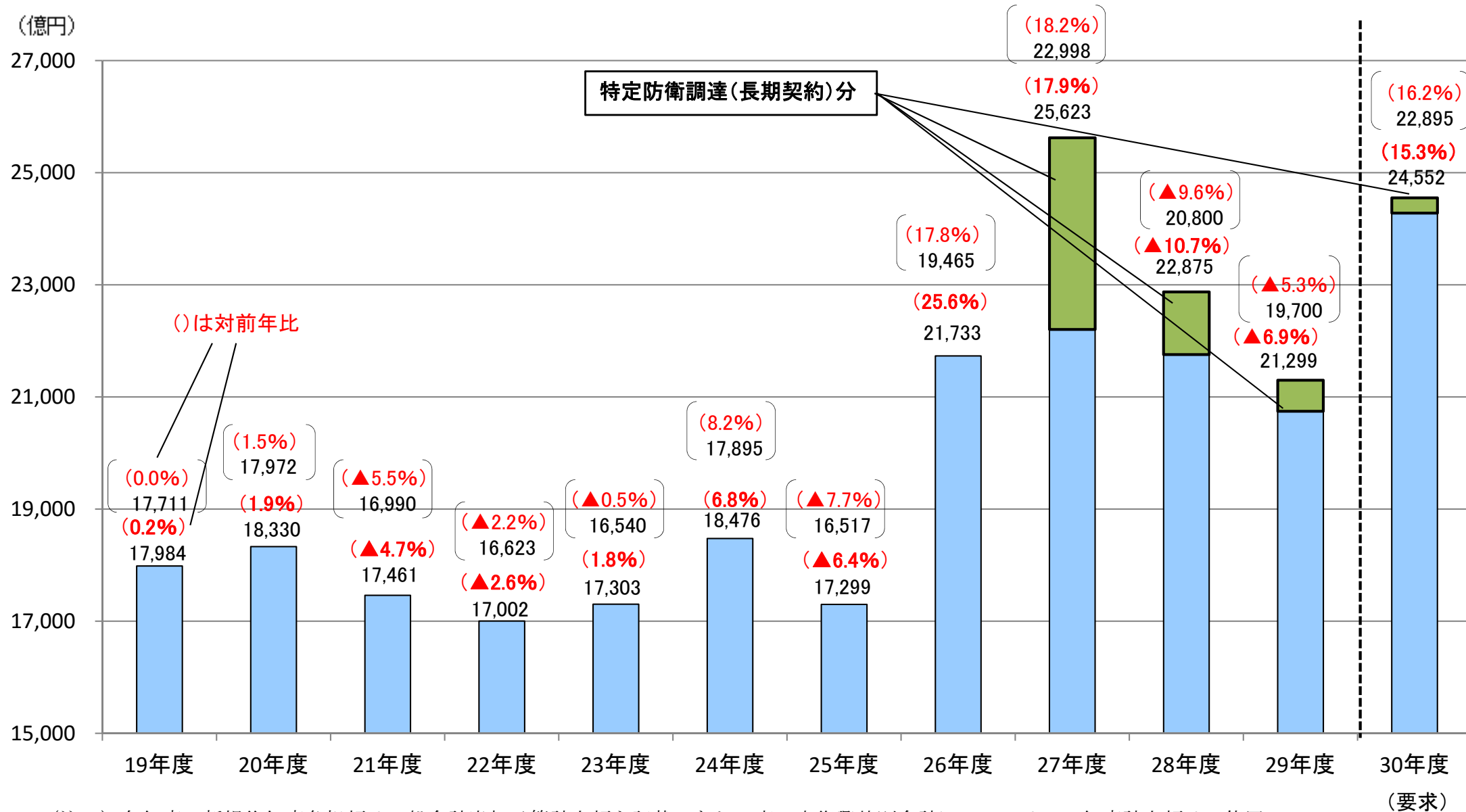
防衛関係費の構造



- ①人件・糧食費： 隊員の給与、退職金、営内での食事など
- ②歳出化経費： 前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費（戦車、護衛艦、戦闘機など）
- ③一般物件費： 装備品の修理・油購入等の活動費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

新規後年度負担額の推移

資料Ⅱ－９－４



(注1) 各年度の新規後年度負担額は一般会計当初予算計上額を記載。なお、東日本復興特別会計については、24年度計上額は59億円、25年度計上額は376億円、26年度計上額は80億円。

(注2) [] についてはSAC0・米軍再編等を除く。

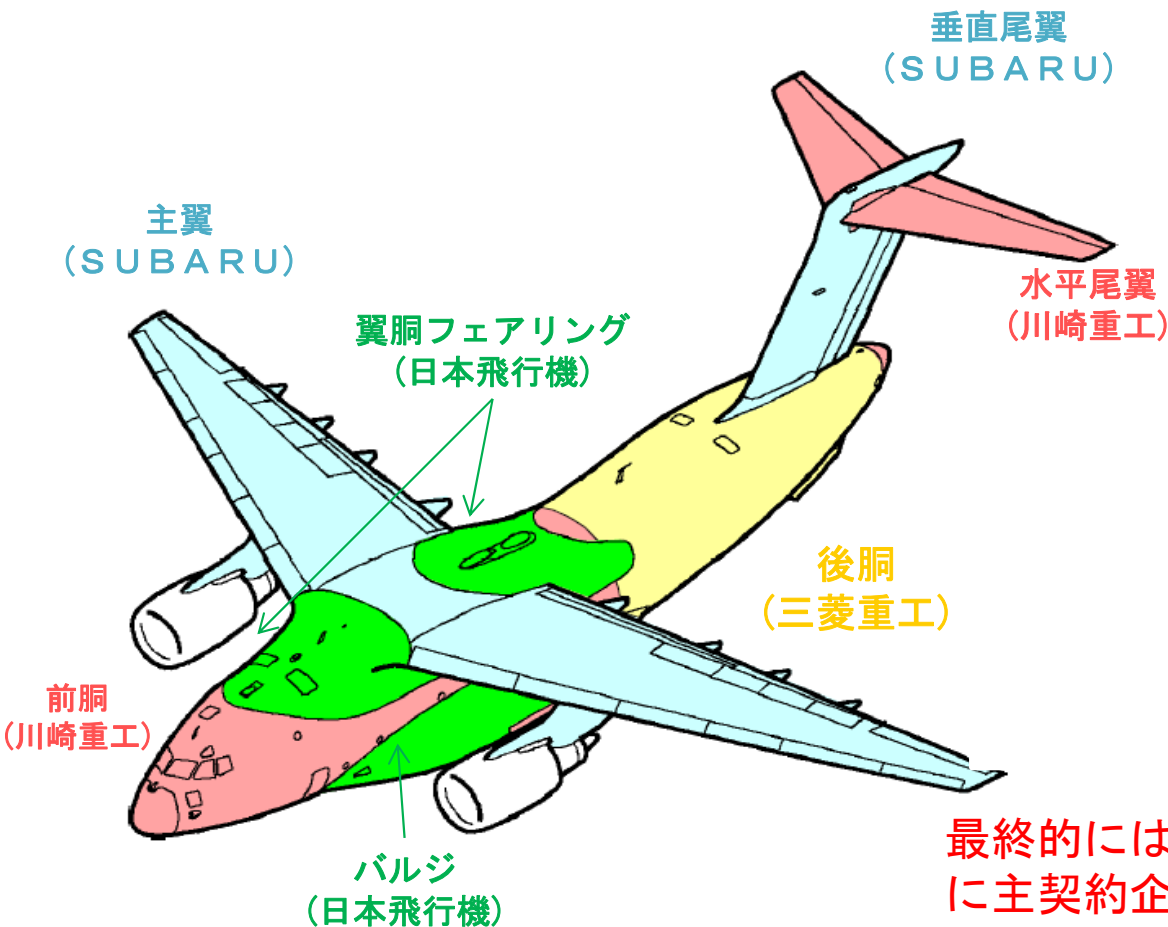
(注3) 特定防衛調達分は、27年度分は固定翼哨戒機P-1、28年度分は哨戒ヘリコプター(SH-60K)等、29年度分は輸送ヘリコプター(CH-47JA)等、30年度はF110エンジン(戦闘機F-2)用維持部品のPBLを含む。

施策の例	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (要求ベース)
長期契約を活用した装備品等 及び役務の調達	—	417億円	148億円	110億円	50億円
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	432億円	540億円	686億円
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	455億円	582億円	169億円
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	465億円	467億円	378億円
原価の精査等	—	—	—	345億円	—
単年度計	660億円	1,530億円	1,500億円	2,040億円	1,280億円
累計	660億円	2,190億円	3,690億円	5,730億円	7,010億円

(注) 長期契約とは、財政法上 5 箇年度が上限である国庫債務負担行為について、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成27年 4 月成立)により、5 箇年度を超える長期契約が可能となったことで、自衛隊の装備品等の調達及び整備をより安定的かつ効率的に実施できるもの。

（例） C-2 輸送機の製造分担図

区 分	企 業 名	製造部位	凡 例
主 契 約	川崎重工	前胴、水平尾翼、最終組立	
機体製造 協力会社	三菱重工	後胴	
	S U B A R U	主翼、垂直尾翼	
	日本飛行機	翼胴フェアリング、バルジ	



価格内訳（イメージ）

主契約企業の最終コスト

GCIP 十数% (川崎重工)



加工費 (川崎重工 最終組立)



製造分担企業に係るコスト

GCIP
十数%

GCIP
十数%

GCIP
十数%



加工費

加工費

加工費

材料費

材料費

材料費

三菱重工

SUBARU

日本飛行機



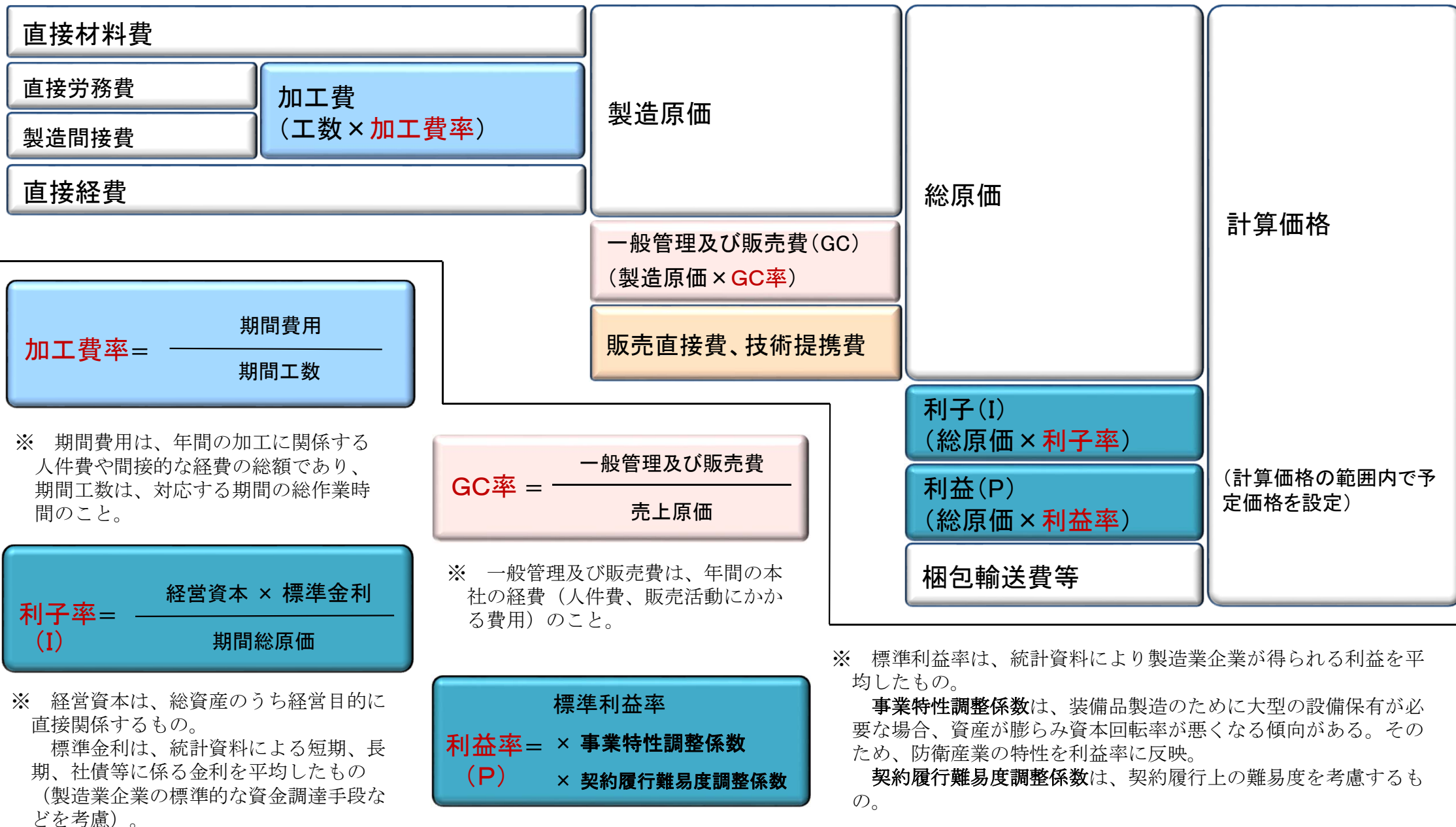
最終的には、製造分担企業のコスト・GCIPも含めた総原価に主契約企業のGCIPを乗じるため、高コスト構造に

(参考) 原価計算方式の計算構成について

防衛省作成資料

資料Ⅱ－9－7

- 原価計算方式は、市場価格がない場合に(原則は市場価格方式)、構成要素ごとに積み上げた製造原価に利益等を付加して計算価格を算出する方式のこと。



○ FMS調達の概要

FMS（Foreign Military Sales）は、米国政府が武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国に対し、装備品等及び役務を有償で提供するもの。

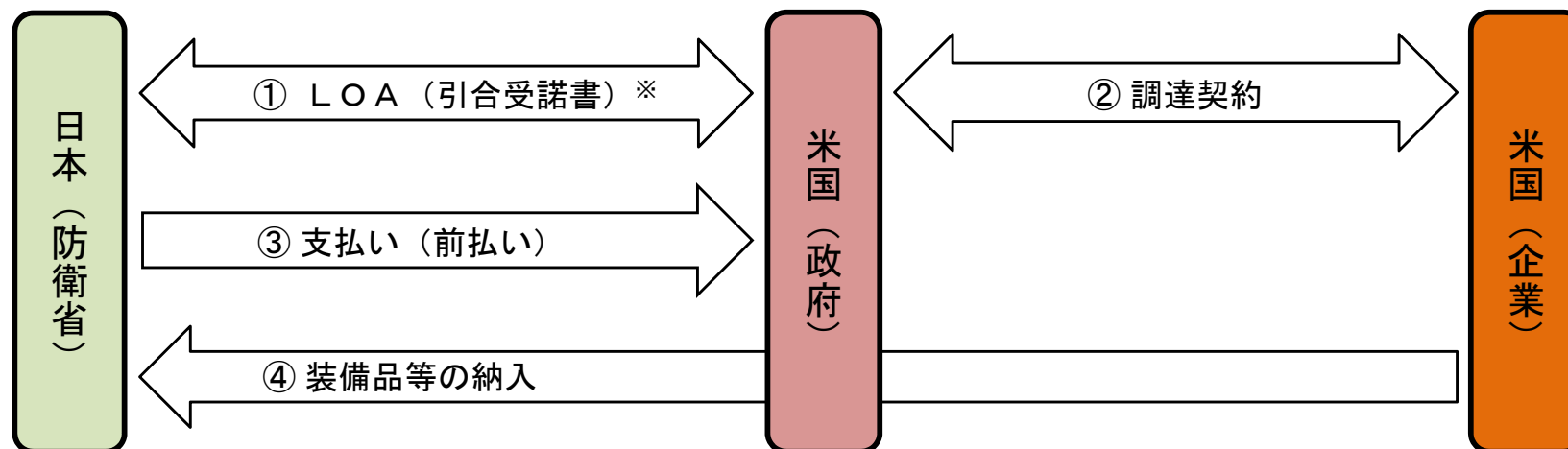
○ FMS調達の特性

FMSは、米国の対外援助の一部として米国政府がその条件を定め、購入国はこの条件を受諾することによりはじめて必要な援助を受けられるもの。

このため、契約自由の原則に基づく一般の国内契約とは異なり、主に次のような特性を有する。

- ① 価格は米国政府の見積り
- ② 納期は出荷予定時期であり目標
- ③ 支払いは前払いが原則（納入／給付終了後、米側が精算し過不足を調整）

○ FMS調達の手続き



※ LOA（Letter of Offer and Acceptance）：FMSの下での取引ごとに防衛省と米国政府との間で署名される文書

- FMSによる調達の場合、米国政府との調整・折衝により、単価内訳の透明化及びコスト低減の取組みを強化する必要がある。
- 特に、F-35Aの調達については、国内企業が製造に参画していることにより価格上昇が発生しており、今後の調達を検討する際には、国内企業参画のあり方を検討すべき。

調達の経緯

- F-35Aは平成24年度に米国との有償軍事援助（FMS）で4機を調達。平成25年度以降、**国内企業が下請けとして部品製造及び機体組立を行うことを予定**。

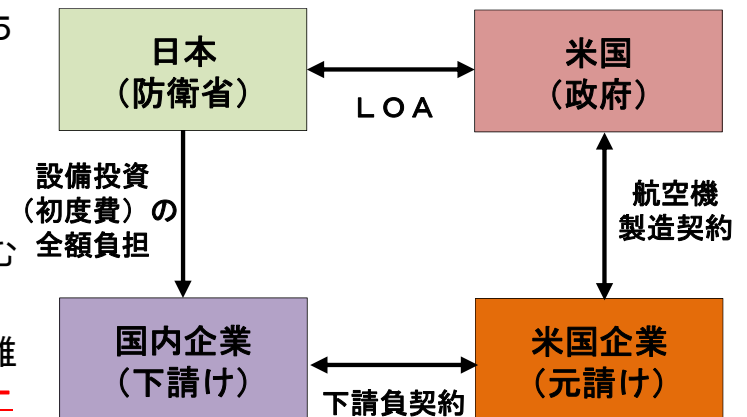
日米のF-35Aの機体単価比較

- 平成29年2月の米国防総省とロッキード・マーチン社の発表では、米国調達分を含む最新の機体単価は、9,460万ドル（約107億円）（a）となる旨が示された。
- 一方、日本調達分については、国内企業が製造に参画していることにより、国内企業維持費等が加算され、**機体単価は約147億円（平成29年度予算）**。**米国調達分とは一機あたり40億円の差（b）**。
- 上記とは別に、**国内企業参画に係る初度費**として、これまでに**合計1,467億円**を予算措置（38機の調達を予定）。一機あたりでは**39億円のコスト増（c）**。

会計検査院による指摘（平成29年9月）

- 平成24年度にFMSで調達したF-35Aについては、価格上昇要因を定量的に把握できていないこと、納品完了後の余剰金の返済について詳細が定められていないことから、米国政府との調整が求められている。
- 平成25年度に調達した2機については、**国内企業の製造部品が搭載されていなかった**ことが判明（平成26年度に調達した4機も同様の可能性）。

<FMS調達と国内企業参画のイメージ>



<F-35Aの機体単価（日米比較）>

計186億円
（+79億円）

